

H31-35 国営明石海峡公園

運営維持管理業務

別添資料(案)

平成31年4月

国土交通省 近畿地方整備局

仕様書に関する別添・様式

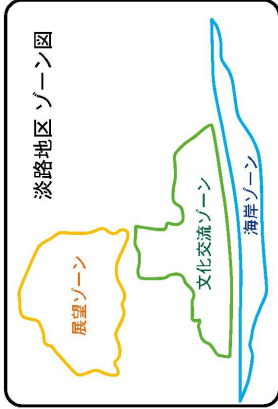
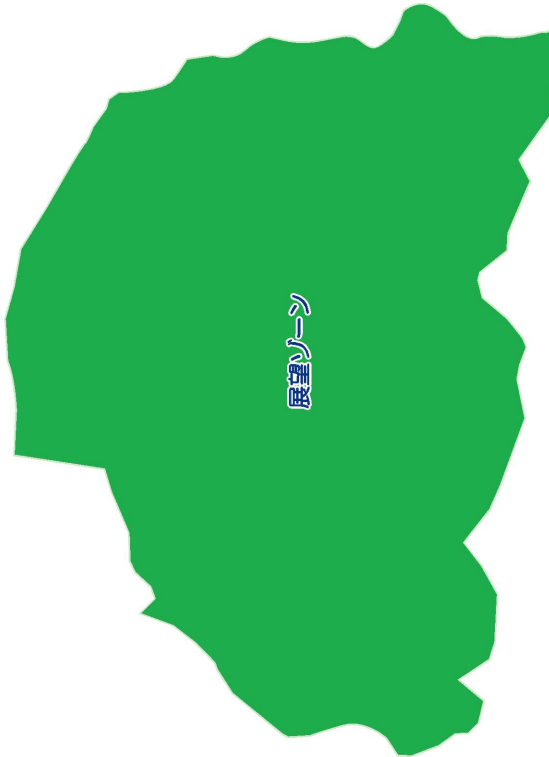
分類	資料 No	対象地区	資料名	頁番号
共通仕様書	別添 1	淡路	計画平面図	1
		神戸	計画平面図	2
	別添 2	共通	国土交通本省委託契約取扱要領	3
	別添 3	淡路	管理事務所図	7
		神戸	管理事務所図	9
	別添 4	淡路	土地利用方針	11
		神戸	土地利用方針	12
	別添 5	共通	異常気象時における公園の開園・閉園判断基準	13
	別添 6	共通	都市公園占用等申請書	15
	別添 7	淡路	利用サービス日誌	17
		神戸	利用サービス日誌	19
	別添 8	淡路	災害対策要領	21
		神戸	災害対策要領	43
	別添 9	淡路	提供する建築物	64
		神戸	提供する建築物	65
	別添 10	共通	提供施設等の取扱い	66
	別添 11	共通	取得した備品の取扱い	69
	別添 12	共通	国営明石海峡公園整備・管理運営プログラム	85
別添 13	共通	災害対策部運営計画	102	
別添 14	共通	健康増進法（抜粋）	103	
別添 15	神戸	神戸市火災予防条例	105	
別添 16	淡路	淡路広域消防事務組合火災予防条例（H26.8.1 施行：抜粋）	106	
別添 17	神戸	神戸市市民救命士上級コース 講習内容	109	
別添 18	共通	家畜伝染病予防法（抜粋）	110	
本業務の 全体 マネジメント 及び 企画立案	別添 19	共通	業務入園規則	116
	別添 20	共通	イベントの許可条件	119
	別添 21	共通	入園料徴収フロー	120
	別添 22	淡路	消防計画書	121
神戸		消防計画書	131	

分類	資料 No	対象地区	資料名	頁番号
本業務の 全体 マネジメント 及び 企画立案	別添 23	淡路	継続性の高いイベント対応	139
		神戸	継続性の高いイベント対応	140
	別添 24	共通	行催事について	141
	別添 25	淡路	公園利用重点調整区域	144
		神戸	公園利用重点調整区域	145
	別添 26	淡路	ボランティア活動規約	146
		神戸	ボランティア活動規約	150
	別添 27	共通	グラフィックマニュアル	154
	別添 28	共通	利用指導・利用サービスマニュアル	155
	別添 29	淡路	巡回範囲	187
		神戸	巡回範囲	188
	別添 30	共通	入園者数報告書様式	189
	別添 31	共通	パスポート発行	197
	別添 32	共通	行催事実施計画書例	198
	別添 33	共通	マスコミ取材報告様式	210
	別添 34	共通	国営明石海峡公園における行為の禁止等に関する取扱要領	212
別添 35	淡路	遊具点検計画	215	
	神戸	遊具点検計画	231	
施設設備 維持 管理	別添 36	淡路	工作物維持修繕主要箇所位置図	235
		神戸	工作物維持修繕主要箇所位置図	244
	別添 37	神戸	農業用水に関する基準等	248
	別添 38	淡路	芝生管理区域図	249
植物 管理	別添 39	淡路	中低木管理区域図	250
	別添 40	淡路	高木管理区域図	251
	別添 41	淡路	林地管理区域図	252
	別添 42	淡路	草地管理区域図	253
	別添 43	淡路	花壇管理区域図	254
	別添 44	淡路	草花管理区域図	255
	別添 45	淡路	特殊管理区域図	256
	別添 46	神戸	植物管理区域図	257
	別添 47	神戸	貴重種一覧	260

分類	資料 No	対象地区	資料名	頁番号
植 物 管 理	別添 48	神戸	ため池位置図	261
	別添 49	淡路	花修景の実績	262
収 益 施 設 管 理 運 営 規 定 書	別添 50	淡路	収益施設運営対象区域図	263
		神戸	収益施設運営対象区域図	264
	別添 51	共通	情報セキュリティについて	265
	別添 52	共通	収益施設収支状況報告	267
	別添 53	神戸	体験学習施設の設置可能範囲	280
	別添 54	共通	個人情報の保護に関する規定（案）	281
共 通 仕 様 書	別添 55	共通	公園管理組織図	289
	別添 56	共通	ホームページ作成・運用マニュアル（案）	290
企 画 運 営 管 理	別添 57	神戸	里山体験メニュー・里山学習プログラムのイメージ	306
	別添 58	神戸	神戸地区市民団体活動位置図・活動内容	310
	別添 59	神戸	神戸地区における駐車場、園内移動施設等の運営方式	311
	別添 60	淡路	飲食・物販施設等の設置管理運営可能範囲	315
様 式	様式 1	共通	管理月報	316
	様式 2	共通	管理四半期報	317
	様式 3	共通	収益施設等運営業務の管理に関する勤務実績簿（案）	318
	様式 4	共通	事故情報記録	320
	様式 5	共通	国営公園におけるテロ対策の実施状況	322

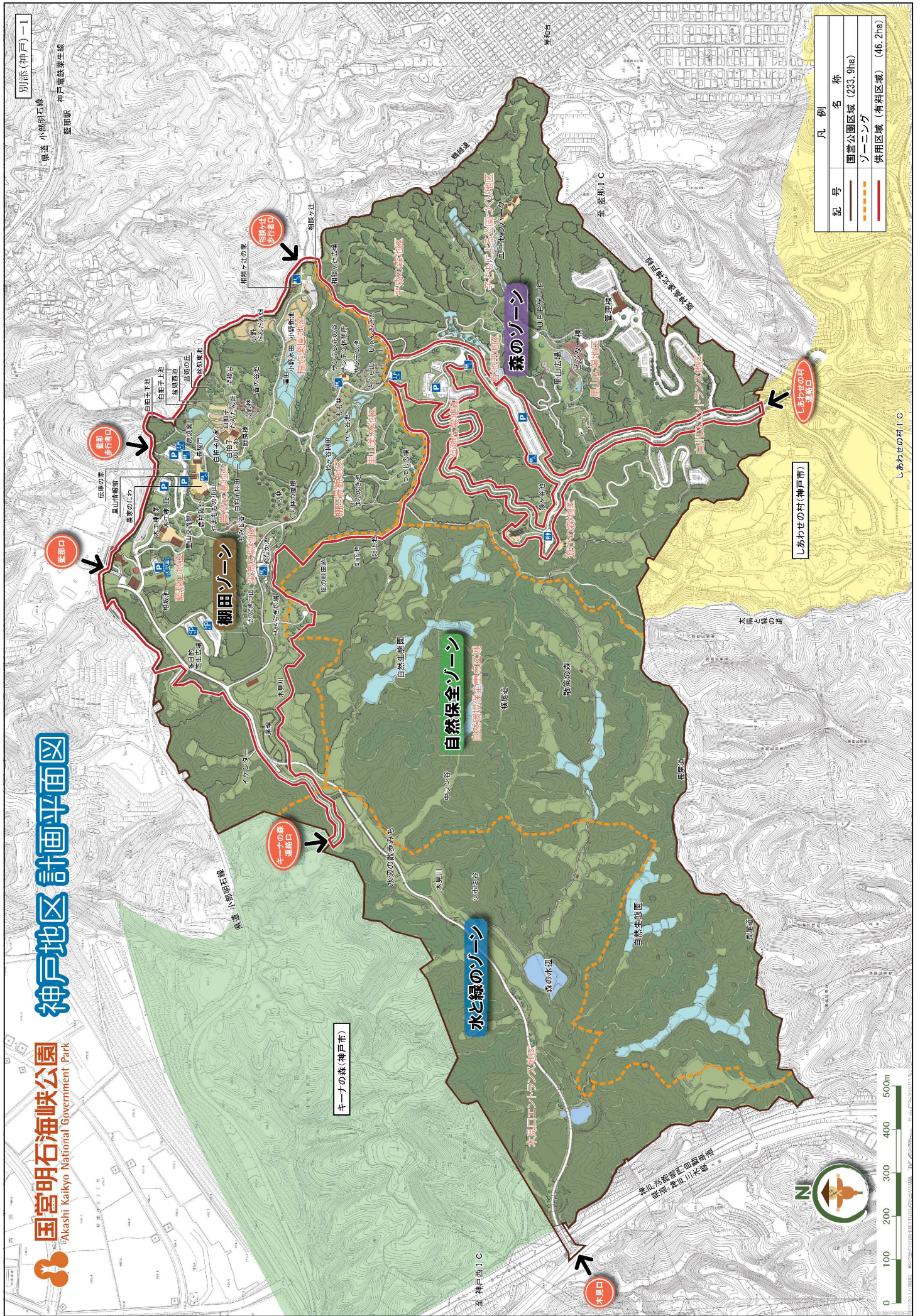


- ①文化交流ゾーン  
国際的な環境の中で、瀬戸内海や淡路島の自然・歴史・文化を基調としながら、国際交流にふさわしい庭園的（園遊）空間を整備する。
- ②海岸ゾーン  
隣接地区と一体的にエリアを形成し、海辺の開放的な空間を活かしたレクリエーション利用の場とするとともに周辺施設連携による広域観光の拠点機能を配置する。
- ③展望ゾーン  
斜面緑地を保全しつつ、善場山からの大阪湾の眺望を中心とする展望点を整備するとともに、林間のレクリエーションの場とする。



凡例

— (solid red line)	供用区域
- - - (dashed red line)	有料区域
— (solid blue line)	追加開闢区域 (H33.4予定)



記号	凡例	名称
—	国営公園区域	(233.9ha)
---	ゾーニング	
---	供用区域	(有料区域) (46.2ha)



## 国土交通本省委託契約取扱要領

平成13年4月2日

国官会第293号

改正	平成17年6月 2日	国官会第321-2号
改正	平成17年9月 1日	国官会第823号
改正	平成20年8月 1日	国官会第836-2号
改正	平成20年9月17日	国官会第984号
改正	平成22年3月23日	国官会第2117号
改正	平成23年3月31日	国官会第2994号
改正	平成24年3月30日	国官会第3383号
改正	平成25年3月25日	国官会第3677号
改正	平成26年3月28日	国官会第3395号

## (通 則)

第1 国土交通本省の所掌業務を委託契約を締結して国以外の者に委託する場合の取扱いについては、他の法令等に定めるもの並びに各委託事業に係る委託契約書又は委託費の取扱いに関する要領等に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

## (委託業務実施要領)

第2 支出負担行為担当官（分任支出負担行為担当官を含む。以下「担当官」という。）は、業務委託をしようとするときは、次に掲げる項目を明らかにした委託業務実施要領（以下「実施要領」という。）を、委託しようとする者に送付するものとする。

- 一 名称
- 二 委託料の限度額
- 三 業務の目的及び内容
- 四 業務の実施場所
- 五 業務の実施期間
- 六 その他必要な事項（成果物の仕様）

## (委託料の算定)

第3 担当官は、実施要領に基づく委託料の積算調書を作成する。

## (実施計画書等の提出)

第4 担当官は、第2により実施要領の送付を受けこれを受託しようとする者（以下「受託者」という。）から、次に掲げる計画書等を提出させるものとする。なお、変更しようとするときも同様とする。

- 一 実施計画書（別記様式第1）
- 二 四半期別必要経費内訳書（別記様式第2）
- 三 承諾書

#### 四 実施体制書（別記様式第3）

#### 五 その他担当官が必要とする書類（別記様式第4）

##### （契約の締結）

第5 担当官は、受託者から第4に掲げる書類を受領し、その内容を審査のうえ適当と認めるときは、別紙委託契約書により委託契約を締結するものとする。

2 委託契約書の各条項により難い特別の事情がある場合においては、必要に応じ適宜条項を変更することができる。

##### （再委託等）

第6 受託者は、業務の一部（「主たる部分」を除く。）を第三者に委任し、又は請け負わせようとするとき（以下「再委託」という。）は、あらかじめ再委託（変更等）承諾申請書（別記様式第4）を委託者に提出し、承諾を得なければならない。なお、変更しようとするときも同様とする。

2 前項の承諾を得た場合において、再委託の相手方がさらに再委託を行うなど複数の段階で再委託が行われるときは、その履行体制に関する書面（別記様式第5）を委託者に提出しなければならない。なお、変更しようとするときも同様とする。

##### （報告書等の提出）

第7 担当官は、受託者が当該業務の委託を完了したときは、遅滞なく、次に掲げる報告書（正副2通）を成果物に添えて提出させるものとする。

- 一 完了報告書（別記様式第6）
- 二 精算報告書（別記様式第7）
- 三 委託費経費内訳報告書（別記様式第8）
- 四 残存物件報告書（別記様式第9）

2 担当官は、受託者が第8第3項による補正命令に基づき当該業務の委託を完了したときは、遅滞なく、次に掲げる報告書（正副2通）を成果物に添えて提出させるものとする。

- 一 補正完了報告書（別記様式第6に準ずる様式）
- 二 精算報告書
- 三 残存物件報告書

##### （検査等）

第8 担当官は、第7第1項の成果物及び完了報告書等を受領したときは、自ら又は国土交通本省会計事務取扱細則（以下「細則」という。）第32条に基づき補助者に命じて検査を行うものとする。

2 前項により検査を命じられた職員（以下「検査職員」という。）は、前項の検査の結果不合格と認めるときは、細則第33条に定める検査調書に次に掲げる事項を付記して担当官に提出するものとする。

- 一 不合格である旨
- 二 不合格と認めた理由
- 三 その措置についての意見

3 担当官は、第1項の検査の結果不合格と認めるとき、又は前項の検査調書を受領したときは、受託者に対し補正を命ずるものとする。



- 4 第1項の規定は、第7第2項の成果物及び補正完了報告書等を受理した場合に準用する。
- 5 検査職員は、第1項（第4項において準用する場合を含む。）の検査の結果合格と認めたときは、細則第33条により検査調書を担当官に提出するものとする。

（担当職員の任命等）

- 第9 担当官は、必要があると認めたときは、次に掲げる事務を行わせるため、担当職員を任命し、任命後すみやかに受託者に通知するものとする。
- 一 委託業務の処理状況についての調査
  - 二 委託料の経理状況についての監査
  - 三 その他委託業務についての必要な指示

（概算払）

- 第10 担当官は、必要があると認めたときは、受託者に対し概算払を請求させることができる。

（委託費の精算）

- 第11 担当官は、受託者から第7の報告を受けたときは、遅滞なくその内容を審査し、適正と認めるときは、委託費の額を確定し、これを受託者に通知するものとする。

（請求書の受理）

- 第12 担当官は、受託者から官署支出官職宛ての請求書を受理するものとし、受理後は、必要書類を添えて官署支出官に回付するものとする。

附則

1. この要領は、平成13年4月2日から適用する。

附則（平成17年6月2日国官会第321-2号）

1. この要領は、平成17年6月2日から適用する。

附則（平成17年9月1日国官会第823号）

1. この要領は、平成17年9月1日から適用する。

附則（平成20年8月1日国官会第836-2号）

1. この要領は、平成20年8月1日から適用する。

附則（平成20年9月17日国官会第984号）

1. この要領は、平成20年10月1日以降に入札手続を開始する契約について適用する。

附則（平成22年3月23日国官会第2117号）

1. この要領は、平成22年4月1日から適用する。

附則（平成23年3月31日国官会第2994号）

1. この要領は、平成23年4月1日から適用する。

附則（平成24年3月30日国官会第3383号）

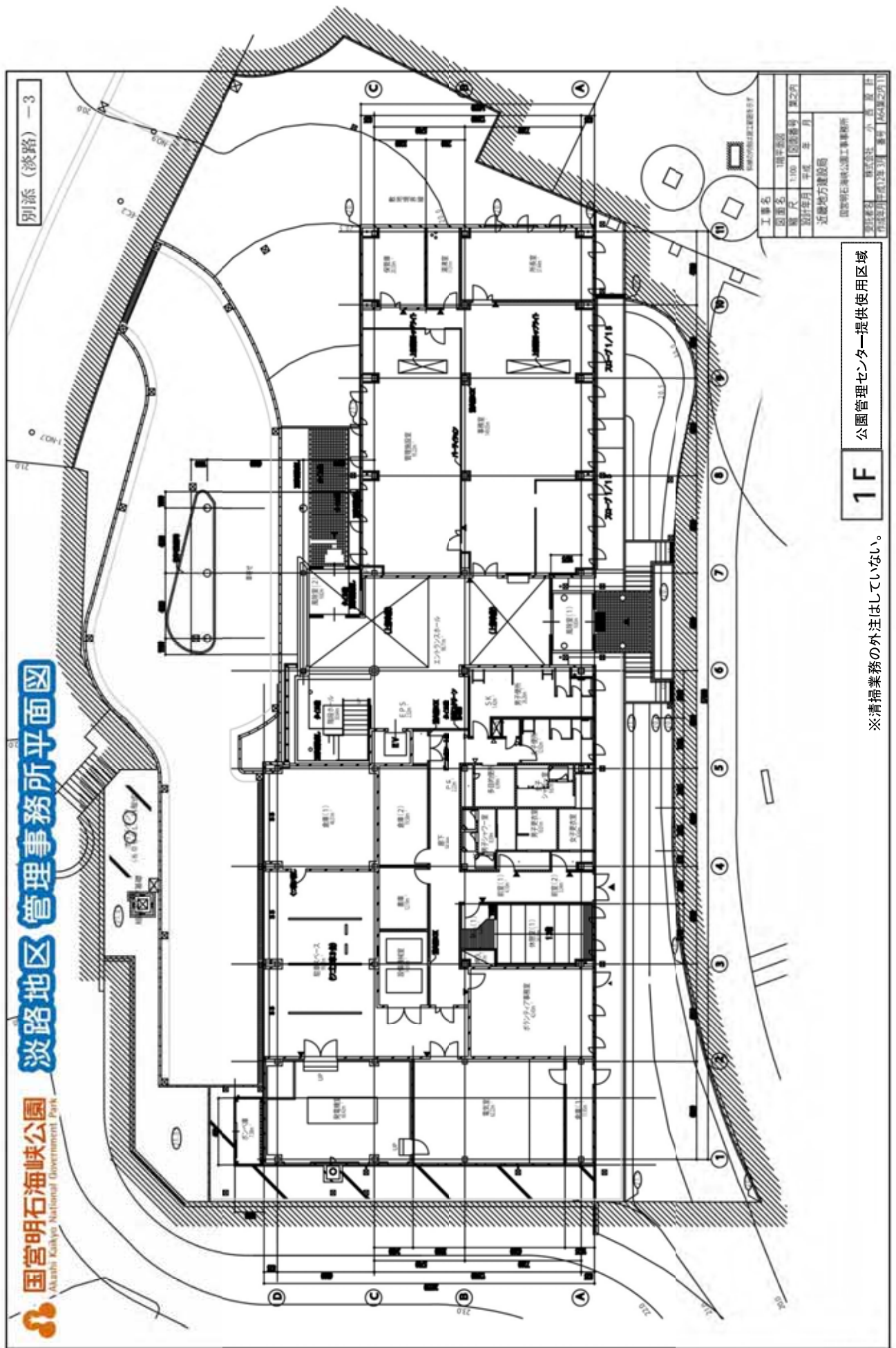
1. この要領は、平成24年4月1日から適用する。

附則（平成25年3月25日国官会第3677号）

1. この要領は、平成25年4月1日から適用する。

附則（平成26年3月28日国官会第3395号）

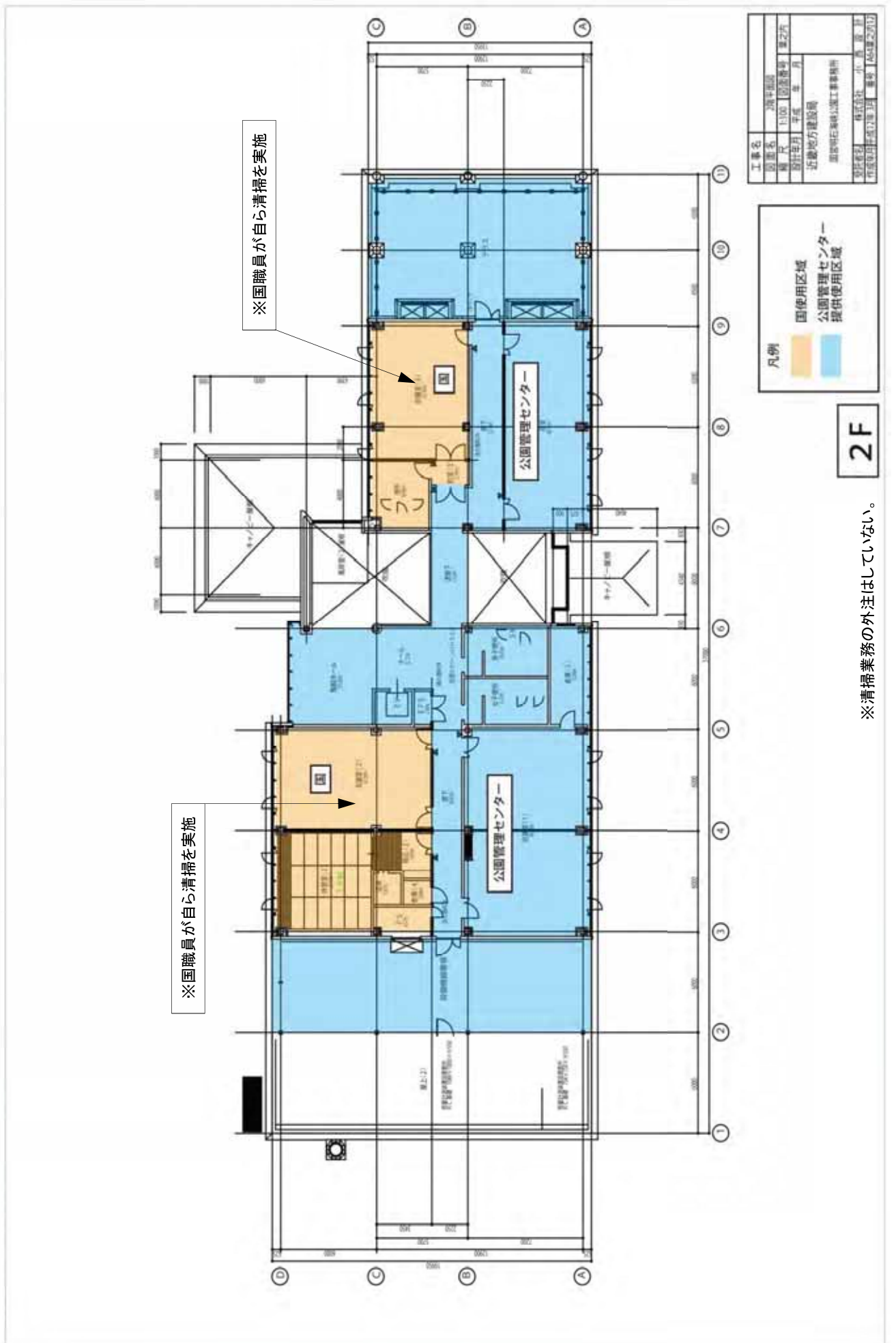
1. この要領は、平成26年4月1日から適用する。



工事名	増築工事		
図面名	1F平面図	図面番号	第2次
縮尺	1:100	図面枚数	1枚
別添年月	平成 年 月	作成年月	平成 年 月
近畿地方建設局	国営明石海峡公園工事事務所		
設計者	株式会社 小西 設計	作成者	小西 設計
作成年月	平成 年 月 日	番付	1/1

1F 公園管理センター提供使用区域

※清掃業務の外注はしていない。



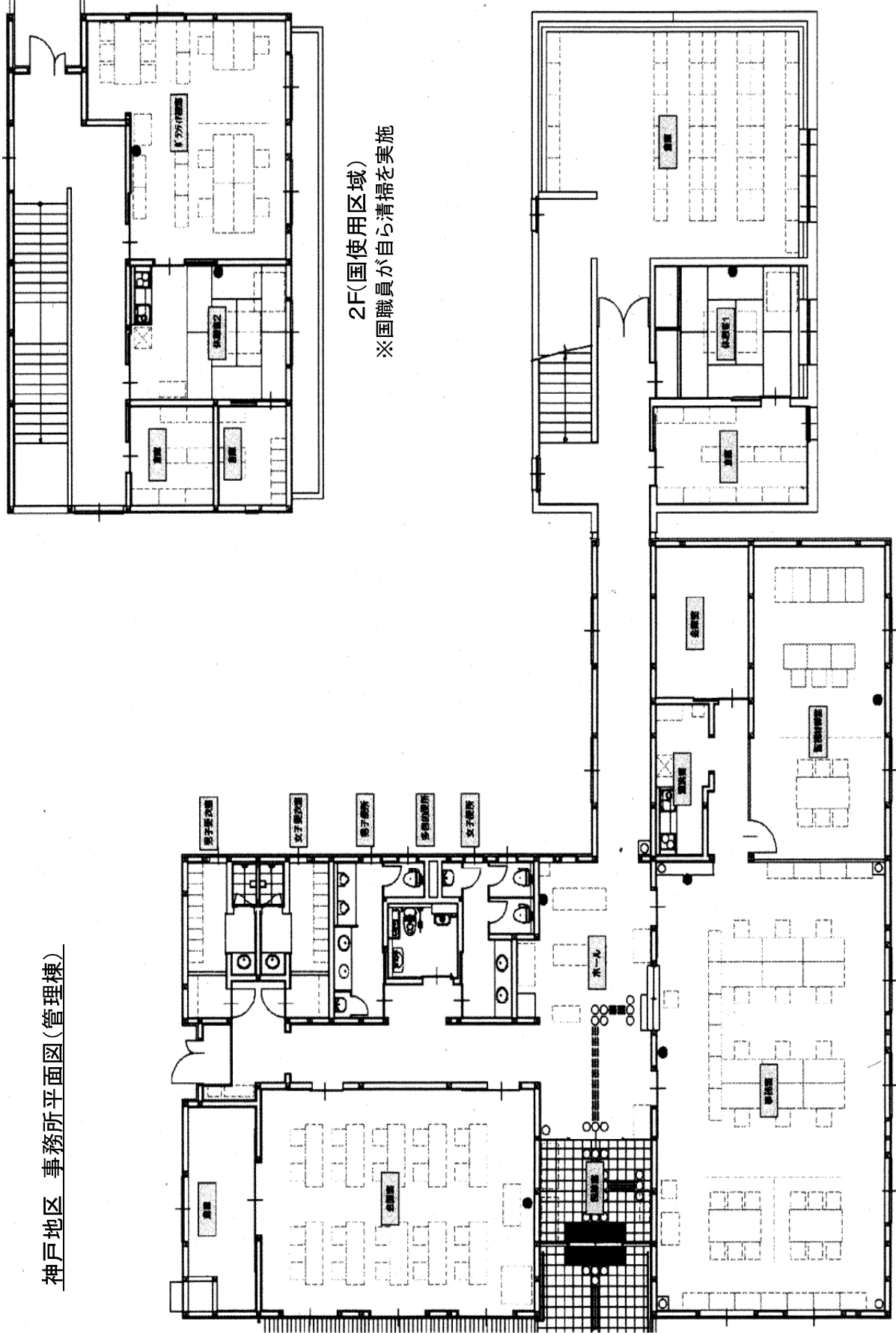
工事名	2階平面図
図番	1100「図面番号」表-26
設計年月	平成 年 月
近畿地方建設局	近畿地方建設局
近畿地方建設局	近畿地方建設局
株式会社	小島 晋 君
〒600-0001 京都市中京区	〒600-0001 京都市中京区

凡例	国使用区域
	公園管理センター提供使用区域

2F

※清掃業務の外注はしていない。

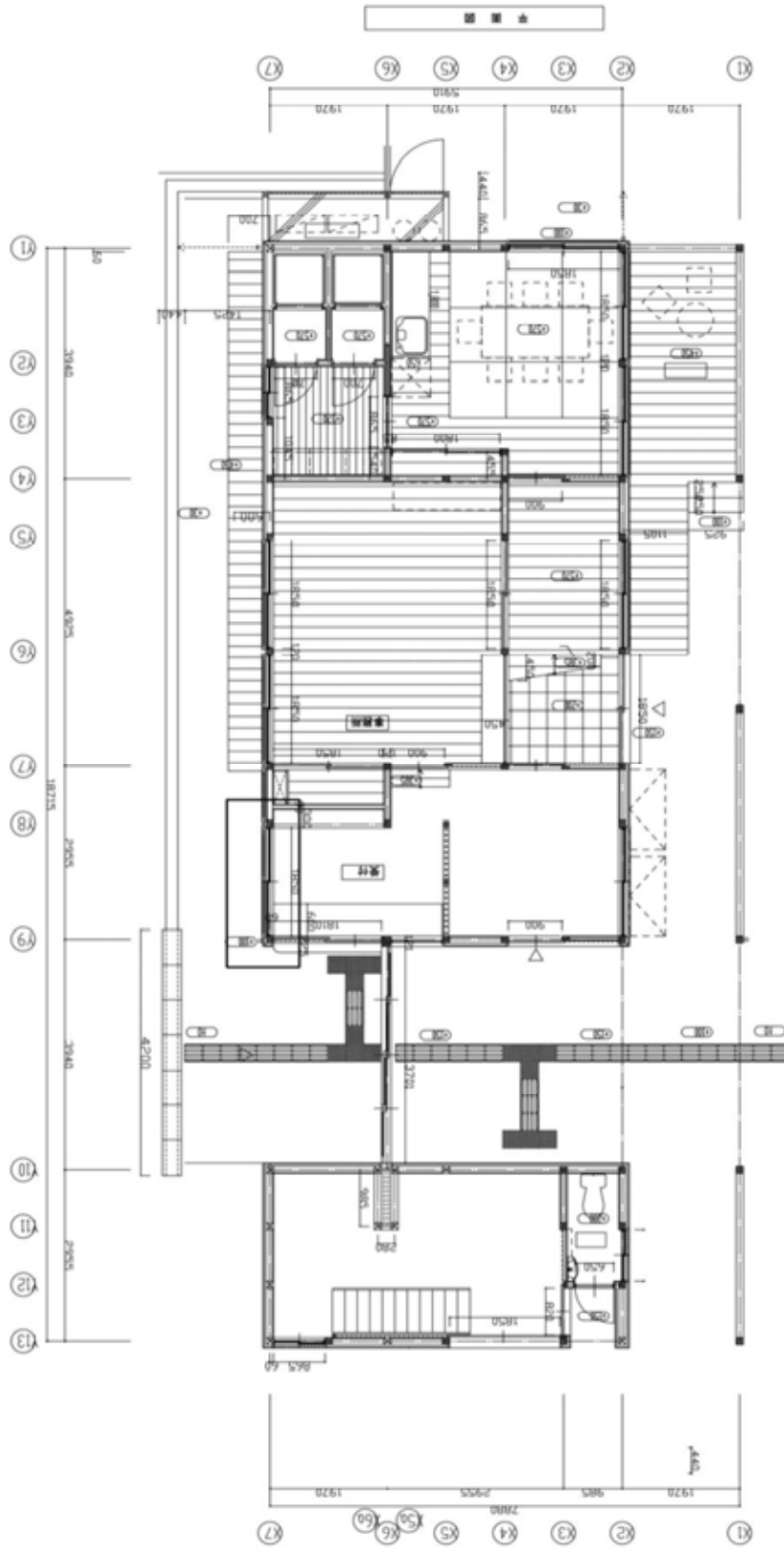
神戸地区 事務所平面図(管理棟)



2F(国使用区域)  
※国職員が自ら清掃を実施

1F(公園管理センター提供使用区域)  
※清掃業務の外注はしていない。

神戸地区 事務所平面図(長屋門)



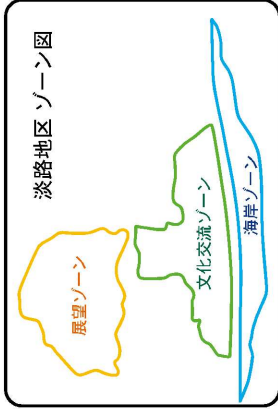
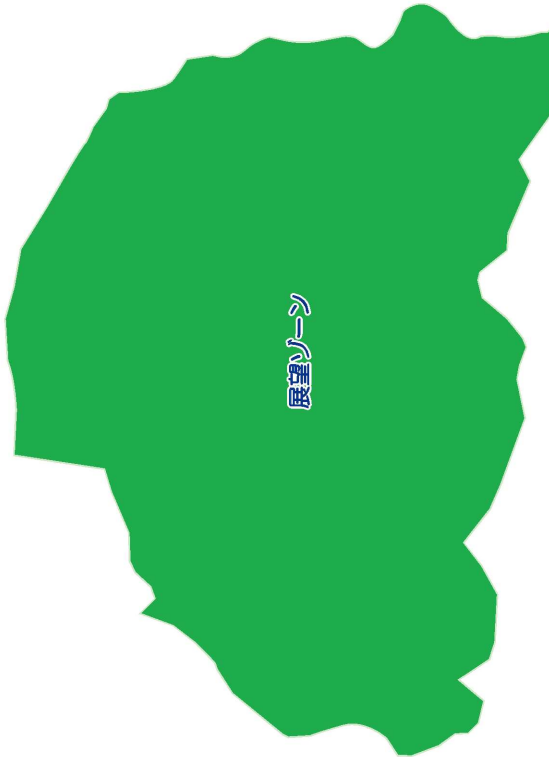
長屋門(公園管理センター提供使用区域)  
 ※清掃業務の外注はしていない。



# 淡路地区 土地利用方針

別添(淡路)-4

- ①文化交流ゾーン  
国際的な環境の中で、瀬戸内海や淡路島の自然・歴史・文化を基調としながら、国際交流にふさわしい庭園的（園遊）空間を整備する。
- ②海岸ゾーン  
隣接地区と一体的にエリアを形成し、海辺の開放的な空間を活かしたレクリエーション利用の場とするとともに、周辺施設連携による広域観光の拠点機能を配置する。
- ③展望ゾーン  
斜面緑地を保全しつつ、善場山からの大阪湾の眺望を中心とする展望点を整備するとともに、林間のレクリエーションの場とする。



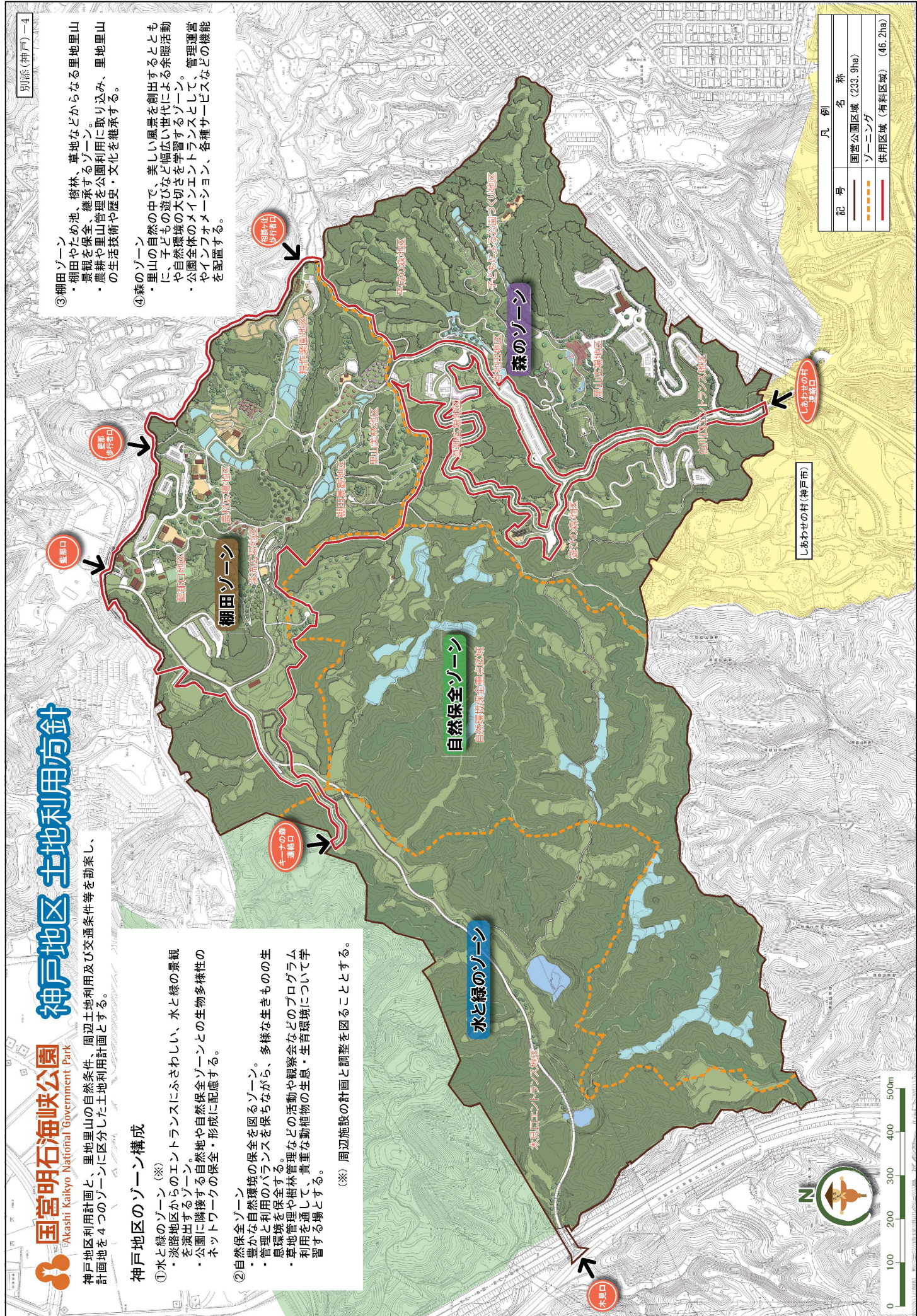
神戸地区利用計画と、里地里山の自然条件、周辺土地利用及び交通条件等を勘案し、計画地を4つのゾーンに区分した土地利用計画とする。

**神戸地区のゾーン構成**

- ①水と緑のゾーン(※)
  - ・ 沿路地区からのエントランスにふさわしい、水と緑の景観を演出するゾーン。
  - ・ 公園に隣接する自然・水と緑ゾーンとの生物多様性のネットワークの保全・形成に配慮する。
- ②自然保全ゾーン
  - ・ 豊かな自然環境の保全を図るゾーン。
  - ・ 管理と利用のバランスを保ちながら、多様な生きものの生息環境を保全する。
  - ・ 草地管理や樹林管理などの活動や観察会などのプログラム利用を通して、貴重な動植物の生息・生育環境について学習する場とする。

(※) 周辺施設の計画と調整を図ることとする。

- ③棚田ゾーン
  - ・ 棚田やため池、梅林、草地などからなる里地里山景観を保全、継承するゾーン。
  - ・ 農耕や里山管理を公園利用に取り込み、里地里山の生活技術や歴史・文化を継承する。
- ④森のゾーン
  - ・ 里山の自然の中で、美しい風景を創出するとともに、子どもの遊びなど幅広い世代による余暇活動や、自然環境の大切さを学習するゾーン。
  - ・ 公園全体のメインエントランスとして、管理運営やイベント開催、各種サービスなどの機能を配置する。



記号	凡例	名称
—	国営公園区域 (233.9ha)	
---	ゾーンング	
---	供用区域 (有料区域) (46.2ha)	



異常気象時における公園の開園・閉園判断基準

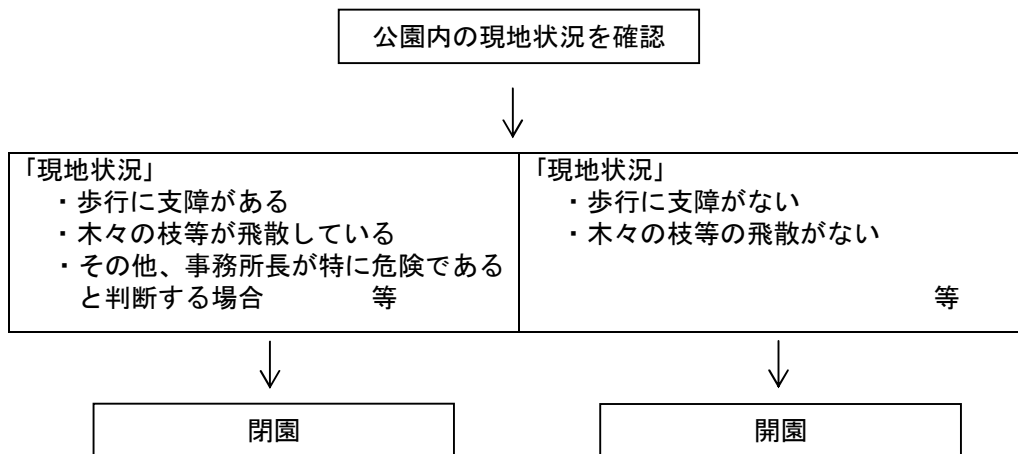
1. 目的

異常気象時において、公園区域の開閉園を早急に判断し、適切な情報提供を行うことにより、利用者の安全性の確保及び利便性の向上を図ることを目的とする。

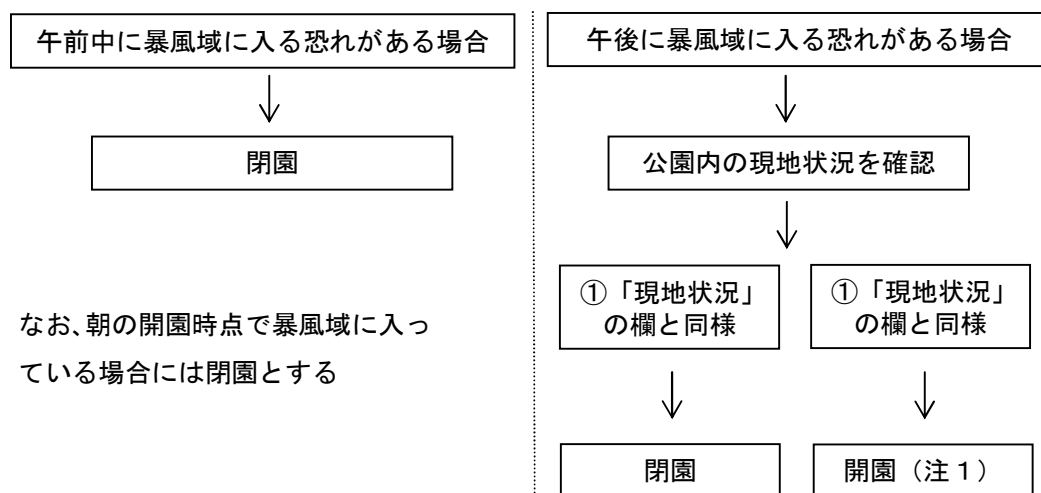
2. 判断基準

公園の開閉園の判断は近畿地方整備局と調整し行うものとする。調整にあたっては、下記を参照し最終的には気象状況、開園時間、周辺交通状況、利用者動向を総合的に勘案する。

- ①神戸地方気象台より暴風警報が発令された場合
- ②明石海峡大橋が通行止めとなった場合（淡路地区）



③当公園が暴風域に入る恐れがある場合



なお、朝の開園時点で暴風域に入っている場合には閉園とする

注1) 来園者には、天候の状況により途中閉園になるとともに、入園料、駐車料金の払い戻しのないことを伝える。

※現地状況を確認し開園できると判断した場合でも、兵庫県南部淡路島淡路市に波浪警報または高潮警報が発令されている場合は、国営明石海峡公園事務所長が海岸ゾーンについての一部閉鎖の判断を行う。

※公園内の安全が確認され、開園できると判断した場合でも定時の閉園時間まで1時間以上の時間がない場合にはそのまま閉園とする。

都 市 公 園 占 用 許 可 申 請 書

平成 年 月 日

(公園管理者)

近畿地方整備局長 殿

(申請者)

住 所

氏 名

都市公園法第6条第1項の規定により下記のとおり許可を申請する。

記

都 市 公 園 名	国営明石海峡公園 ( 地区)		
占 用 場 所	兵庫県	地先	
占 用 期 間	平成 年 月 日	～	平成 年 月 日
占 用 の 目 的			
占用物件の名称・規模・構造及び数量			
工事の実施方法及び工事の着手及び完了の時期	(実施方法)		
	(掘削面積)長さ	幅	面積
	(時 期)	平成 年 月 日	～平成 年 月 日
物件の管理方法			
公園の復旧方法			
その他参考となるべき事項			担当者
			氏 名 TEL

備考

1. 土工工事が伴う場合「工事の実施方法及び工事の着手及び完了の時期」欄に必要事項を記入すること。
2. 「工事の実施方法及び工事の着手及び完了の時期」欄の実施方法にて、工事期間の第三者に対する安全対策等がわかる資料を添付すること。

# 許 可 申 請 書

平成 年 月 日

公 園 管 理 者  
近畿地方整備局長 殿

申請者 住 所  
氏 名 印

都市公園法第12条第1項の許可を受けたいので、下記により申請します。

## 記

行為の種別	
日時又は期間	
場 所	
目 的	
内 容	
その他参考と なるべき事項	

- 備考
- 1 申請者が法人である場合においては、「氏名」は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
  - 2 「その他参考となるべき事項」の欄には、次の事項のほか、許可申請に当たって特記すべき事項を記載すること。
    - 1) 工作物の設置を伴うときは、その工作物の種類、設置場所、設置期間、その他必要な事項
    - 2) 変更の許可申請の場合には、既に受けた許可の年月日

## ゲート業務日誌

○東浦口ゲート ○海岸ロゲート ○連絡ロゲート ○淡路ロゲート

平成 年 月 日( 曜日)

センター長	副センター長	施設設備維持管理課長		植物管理課長	課 員	記入者
入園者の苦情・意見	(入園者からの苦情・意見・感想) あり なし					
	(上記に対してゲートの対応)					
その他	(植物・施設・イベント・接客方法改善等について気づいた点等)					
センター意見						

ボート台数	台	海外入園者	
-------	---	-------	--

時間別入園状況(人)	有料	小人	無 料								合計	累計
			業務	幼児	ホテル	身障	パスポート利用	あいな当日券	あいなパスポート	他公園パスポート		
早朝計												
9:30～10:00												
10:00～11:00												
11:00～12:00												
12:00～13:00												
13:00～14:00												
14:00～15:00												
15:00～16:00												
16:00～17:00												
17:00～18:00												
夜間計												
合計												

乳母車貸出台数	台	車椅子貸出台数	台
乳母車在庫台数	台 全40台	車椅子在庫台数	台 全14台
		(海岸口)バーベキュー	人

# 国営明石海峡公園巡視日誌

年 月 日 曜日 (天候 ) (巡視員数 人)

管理センター長	副センター長	施設設備維持管理課長	植物管理課長	課員

海岸エリア 巡視		灘川北 巡視				灘川南 巡視			
東浦・海岸・磯	氏名	内周	外周	無料	氏名	内周	外周	無料	氏名
: ~ :		: ~ :	: ~ :	: ~ :		: ~ :	: ~ :	: ~ :	
: ~ :		: ~ :	: ~ :	: ~ :		: ~ :	: ~ :	: ~ :	
: ~ :		: ~ :	: ~ :	: ~ :		: ~ :	: ~ :	: ~ :	
: ~ :		: ~ :	: ~ :	: ~ :		: ~ :	: ~ :	: ~ :	
: ~ :		: ~ :	: ~ :	: ~ :		: ~ :	: ~ :	: ~ :	
: ~ :		: ~ :	: ~ :	: ~ :		: ~ :	: ~ :	: ~ :	

巡視場所	主な内容	記事	措置結果
園路広場	<input type="checkbox"/> 路面・路側		
	<input type="checkbox"/> 法面・石組		
	<input type="checkbox"/> 側溝・集水枡・マンホール		
	<input type="checkbox"/> 階段・手すり		
	<input type="checkbox"/> 杭、釘、ホース等の資器材		
	<input type="checkbox"/> ゴミ、枯れ枝、資器材等		
水景施設	<input type="checkbox"/> 噴水		
	<input type="checkbox"/> 滝流れ		
	<input type="checkbox"/> 水のみ場		
	<input type="checkbox"/> その他 (汚れ、ゴミ、危険物等)		
休憩所 ベンチ	<input type="checkbox"/> ぐらつき		
	<input type="checkbox"/> ささくれ		
	<input type="checkbox"/> 突起物		
	<input type="checkbox"/> 蜘蛛の巣、鳥の糞等清掃状況		
便所	<input type="checkbox"/> 清掃状況		
	<input type="checkbox"/> トイレトペーパー		
	<input type="checkbox"/> 不審物		
柵看板	<input type="checkbox"/> 柵のぐらつき、破損、突起物		
	<input type="checkbox"/> 看板のぐらつき、破損、突起物		
ゴミ箱	<input type="checkbox"/> 清掃状況		
	<input type="checkbox"/> 不審物		
遊具	<input type="checkbox"/> ゴミ、枯れ枝、資器材等危険物		
	<input type="checkbox"/> 破損、劣化・緩み		
	<input type="checkbox"/> ヘルメット汚れ、破損、劣化		
水遊び場	<input type="checkbox"/> 子供の森		
	<input type="checkbox"/> 夢っこランド		
電気 給排水	<input type="checkbox"/> 電光掲示板・放送		
	<input type="checkbox"/> 非常電話		
	<input type="checkbox"/> 給排水設備		
建物外壁	<input type="checkbox"/> ゲート・ビジター棟		
	<input type="checkbox"/> 海岸休憩所・バーベキュー棟		
業務車両	<input type="checkbox"/> 許可証の有無		
	<input type="checkbox"/> 車両及び周辺的安全対策の措置		
水道指示数	m <sup>3</sup>	使用料	m <sup>3</sup>

利用者指導、救急、その他の取り扱い事項		措置結果

## 業 務 日 誌

○しあわせの村連絡口    ○藍那口(臨時)    ○相談ヶ辻歩行者入口    ○藍那歩行者口  
 ○サンデン休憩所    ○長屋門    ○里山情報館    ○里山交流館    ○木工棟

	記入者
平成    年    月    日(    曜日)	
入園者の苦情・意見	入園者からの苦情・意見・感想
その他	上記に対してのゲートの対応
センター意見	植物・施設・イベント・接客方法改善等について気づいた点

時間別入園状況	無 料				合計	累計	備考
	業務	幼児	障害者	年パス			
早朝計							
9:30~10:00							
10:00~11:00							
11:00~12:00							
12:00~13:00							
13:00~14:00							
14:00~15:00							
15:00~16:00							
16:00~17:00							
17:00~18:00							
夜間計							
合 計							

車椅子貸出台数	台	ベビーカー貸出台数	台
※長屋門のみ		※長屋門のみ	

国営明石海峡公園神戸地区巡視日誌					
年		月		日	
曜日 (天候)		(巡視員数 人)			
園長	副園長(総務・サービス担当)	副園長(施設運営担当)	植物管理課長	担当	
Aルート (里山景観) 巡視		Bルート (建物群) 巡視		Cルート (狭小道、川沿い) 巡視	
時間	氏名	時間	氏名	時間	氏名
: ~ :		: ~ :		: ~ :	
: ~ :		: ~ :		: ~ :	
: ~ :		: ~ :		: ~ :	
: ~ :		: ~ :		: ~ :	
: ~ :		: ~ :		: ~ :	
巡視場所	主な内容	記事		措置結果	
園路広場	<input type="checkbox"/> 路面・路側 <input type="checkbox"/> 法面・石組				
	<input type="checkbox"/> 側溝・集水枒・マンホール				
	<input type="checkbox"/> 階段・手すり				
	<input type="checkbox"/> 杭、釘、ホース等の資器材				
	<input type="checkbox"/> ゴミ、枯れ枝、資器材等				
棚田・水路(川)	<input type="checkbox"/> 崩壊 <input type="checkbox"/> 漏水、亀裂				
	<input type="checkbox"/> 浸食 <input type="checkbox"/> ゴミ、詰り				
畑・果樹林	<input type="checkbox"/> 枯木 <input type="checkbox"/> 倒木、折木				
	<input type="checkbox"/> 動物被害				
休憩所ベンチ	<input type="checkbox"/> ぐらつき <input type="checkbox"/> ささくれ				
	<input type="checkbox"/> 突起物				
	<input type="checkbox"/> 蜘蛛の巣、鳥の糞等清掃状況				
便所	<input type="checkbox"/> 清掃状況				
	<input type="checkbox"/> トイレトペーパー				
	<input type="checkbox"/> 不審物 <input type="checkbox"/> 外壁				
柵看板	<input type="checkbox"/> 柵のぐらつき、破損、突起物				
	<input type="checkbox"/> 看板のぐらつき、破損、突起物				
遊具	<input type="checkbox"/> ゴミ、枯れ枝、資器材等危険物				
	<input type="checkbox"/> 破損、劣化・緩み				
遊び場	<input type="checkbox"/> 遊びの森				
電気給排水	<input type="checkbox"/> 電光掲示板・放送				
	<input type="checkbox"/> 非常電話				
	<input type="checkbox"/> 給排水設備				
建物外壁	<input type="checkbox"/> 里山交流館				
	<input type="checkbox"/> 木工棟(茅葺) <input type="checkbox"/> 木工棟(瓦葺)				
	<input type="checkbox"/> 農村舞台 <input type="checkbox"/> 農村舞台控室				
	<input type="checkbox"/> 里山情報館 <input type="checkbox"/> 伝庫の家				
	<input type="checkbox"/> 長屋門 <input type="checkbox"/> 白拍子の家				
	<input type="checkbox"/> 厨房棟 <input type="checkbox"/> 相談ヶ辻の家				
歩行者出入口	<input type="checkbox"/> 藍那歩行者口				
	<input type="checkbox"/> 相談ヶ辻歩行者口				
業務車両	<input type="checkbox"/> 許可証の有無				
	<input type="checkbox"/> 車両及び周辺の安全対策の措置				
水道指示数	m <sup>3</sup>	使用料	m <sup>3</sup>		
利用者指導、救急、その他の取り扱い事項				措置結果	



平成30年度  
災害対策要領  
(淡路地区)

H28-31 国営明石海峡公園運営維持管理業務

国営明石海峡公園管理兵庫県・神戸市公園協会グループ共同体

兵庫県・神戸市公園協会グループ共同体 明石海峡公園管理センター  
災害対策要領

第1章 目的

本要領は、「近畿地方整備局 国営明石海峡公園事務所 災害対策部運営計画」に基づき、兵庫県・神戸市公園協会グループ共同体 明石海峡公園管理センターにおいて地震、津波、高潮、台風、雷雨・豪雨、火災、光化学スモッグ、感染症等(以下「災害等」という)の災害対策のため管理センターの組織、業務分担及び運営について明確にすることを目的とする。

第2章 災害等事前対策

第1節 災害対策組織の整備

1 明石海峡公園管理センター災害対策部

【災害対策部長】・・・災害対策本部の設置・廃止、各班業務の状況把握及び指揮

・管理センター長

【総務班】・・・関係機関・テレビ・PC等からの気象情報等情報収集、消防・警察等への通報、園内放送、公園事務所、協会本部等関係機関への情報伝達、資材配給、貴重品等の持ち出し。職員の参集状況及び職員家族の通信確保、状況把握。職員等の生活対策等。

・班長:副センター長

・班員:運営企画課職員

【業務班】・・・避難誘導、負傷者救護・応急手当、消火設備の運用操作による初期消火活動、被害状況調査・報告・記録、救急車両の誘導にかかる障害物の撤去・門扉等の開放・誘導、立入禁止規制、入園者の入場規制、駐車場誘導、応急修理、巡視・点検、資材搬入、

・班長:施設設備維持管理課長

・班員:植物管理課長、植物管理課職員、施設設備維持管理課職員、巡視員、ゲート職員

- 1 災害対策部は、対策部長、班長、班員をもって組織し別紙1. 2. 1)のとおりとする。
- 2 災害対策部長は管理センター長とし対策部を統括する。
- 3 災害対策部長に事故等があるときには、対策部長の業務を班長が代行することができる。
- 4 班長は班員を監督し、円滑な災害対策業務の執行に努める。
- 5 班員は各体制において所掌事務に示された業務に従事する。

- 2 災害等における災害対策部設置基準及び業務内容は、別紙1のとおりとする。

## 第2節 災害等の避難誘導場所の想定

災害時に避難誘導が必要とされる場合の想定場所を別紙2「災害時避難場所」のとおりとする。

## 第3節 園内放送

災害等に必要とされる園内放送は別紙3「災害時放送マニュアル」のとおりとする。

## 第4節 防災訓練・教育

### 1 防災訓練

防災訓練は、毎年2回実施する。訓練内容は避難誘導、通報、消火訓練とする。

### 2 防災教育

普通救命講習Ⅱ(AED設置施設)による応急手当の習得を行う。

## 第5節 災害等事前対策の推進

- 1 施設・建物の把握……別紙4「主要公園施設一覧」、別紙5「主要建築物一覧」、別紙6「収益施設一覧」による。
- 2 施設点検箇所及び点検内容の整備……別紙7「施設点検記録簿」による。
- 3 情報通信設備の把握……別紙8「情報通信設備一覧表」による。
- 4 応急処置資機材の整備及び備蓄……別紙9「応急処置資機材一覧表」による。
- 5 緊急用車輛の整備……別紙10「公園管理車両一覧表」による。
- 6 報告及び伝達等の様式の整備……「様式1及び様式2」による。
- 7 園内ハザードマップの整備……(「H25年度作成」)

## 第3章 災害等発生後対策

### 第1節 防災体制

#### 1 国営明石海峡公園災害対策部との連携

「国営明石海峡公園事務所災害対策部運営計画」に基づき対策部が設置された時は、対策部と連携し必要な指示を受ける。解除についても同様とする。

#### 2 明石海峡公園管理センターの対策

災害対策部が設置された時の明石海峡公園管理センターの対策は「第5節災害時行動マニュアル」によるものとする。なお、公園事務所の設置に関わらず、管理センター災害対策部長が必要と判断した場合は明石海峡公園管理センター災害対策部を設置する。

### 第2節 公園の休園、開園等

- 1 明石海峡公園管理センターは、公園利用者の安全確保及び財産保全のため、歩行に支障があるか、木々の枝等が飛散していないか園内パトロールを行い、施設点検において災害等の状況を公園管理者に報告する。その結果公園事務所の指示(決定)により、公園全域又は部分域の閉鎖、再開園の措置をとるものとする。

① 台風等が夜間通過した場合

開園前に園内巡視を行い、その結果の概要について公園事務所に定められた内容によりメールにて送信する。また、巡視結果で対策対応に「不可能」及び開園に「支障あり」がある場合は、公園事務所へ電話連絡も行う。

② 台風等が開園中に通過する場合

1) 来園者には、天候の状況により途中閉園になるとともに、入園料、駐車料金の払い戻しのないことを伝える。

2) 公園内の安全が確認された場合でも、定時の閉園時間まで1時間以上の時間がない場合には、そのまま閉園となることを伝える。

2 明石海峡公園管理センターは国営明石海峡公園事務所により休園、再開園する指示を受けたときは、速やかに公園入口表示等に告知を行うものとする。

なお、解除の場合も同様とする。

3 開園時間中による突発的な災害等においても、公園管理者に報告する。

### 第3節 夜間対応の体制

夜間対応の体制については、明石海峡公園管理センター災害対策部に準じた体制をとるものとする。

1 注意体制の場合

翌日の応急対策、維持管理方針について検討する。

2 警戒体制以上の場合

夜間対応の体制(総務班1、業務班2、計3名)を確立する。

### 第4節 連絡体制

明石海峡公園管理センターにおける緊急時の連絡体制(開園時間内、夜間、休日)は、別紙9-1「災害時連絡系統図」、別紙9-2「緊急連絡体制図」のとおりとする。

### 第5節 災害時行動マニュアル

災害発生時及び被災の恐れがある場合は、必要に応じて関係機関との連絡調整、現場状況・対応被害記録、救急連絡、園内放送、巡視、点検、応急修理、消火、避難誘導、救護、立入禁止規制、救急車両誘導等を実施する。

1 巡視・点検報告

園内の巡視、点検は別添「台風等自然災害発生予想時等における園内巡視要領」に基づき実施する。

2 応急修理・報告

応急修理が必要となった場合には、公園管理者に報告する。

3 火災の発生

火災発生の場合には、消防署への要請と並行して「消防計画書」に基づき消火活動等を実施し、公園事務所に報告する。

#### 4 避難誘導

入園者の避難場所への誘導については、公園事務所の指示により対応するものとする。

なお、緊急の場合においてはこの限りではない。

#### 5 園内放送

注意体制時及び警戒体制時においては、入園者に対して園内放送にて注意を促す。

#### 6 入園者制限

入園者制限については、公園管理者の指示(決定)により対応するものとする。

なお、緊急の場合においてはこの限りではない。

#### 7 負傷者等

公園入園者等に負傷者が出た場合には、「救急活動及びその報告に関するマニュアル」に基づき救急車要請または医療機関へ搬送するとともに、公園管理者へ報告する。

#### 8 応援体制

(株)夢舞台や関係機関等との連携、台風・地震等の災害発生時に、明石海峡大橋が通行止めとなり、淡路島が孤立する状況となった場合は、(社)兵庫県造園建設業協会の会員企業の内、島内4社による応援体制をとる。

また、島外での支援本部((公財)兵庫県園芸・公園協会の本部(明石市))の設置による後方支援体制を確保する。

なお、応援要請については、必要に応じ明石海峡公園管理センター長が行うものとし、公園事務所へ報告する。

## 1. 明石海峡公園管理センター 災害対策部設置基準

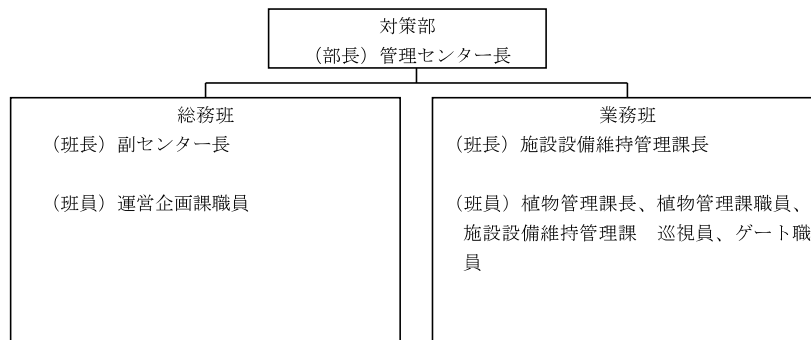
区分	注意体制	警戒体制	非常体制
1. 地震(津波)災害	①震度 4 の地震が発生した場合 ②沿岸に津波注意報が発令された場合 ③災害対策部長が必要と判断した場合 ④国営明石海峡公園事務所が指示した場合	①震度 5 弱又は 5 強の地震が発生した場合 ②沿岸に津波警報が発令された場合 ③災害対策部長が必要と判断した場合 ④国営明石海峡公園事務所が指示した場合	①震度 6 弱以上の地震が発生した場合 ②大規模災害が確認された場合 ③沿岸に大津波警報が発令された場合 ④災害対策部長が必要と判断した場合 ⑤国営明石海峡公園事務所が指示した場合
2. 風水害	①気象・海象等に関する警報が発令された場合 ②災害対策部長が必要と判断した場合 ③国営明石海峡公園事務所が指示した場合	①災害対策部長が必要と判断した場合 ②国営明石海峡公園事務所が指示した場合	①規模災害が確認された場合 ②災害対策部長が必要と判断した場合 ③国営明石海峡公園事務所が指示した場合
3 その他	災害対策部長が必要と判断した場合	災害対策部長が必要と判断した場合	災害対策部長が必要と判断した場合
4 体制要員	総務班 1名 業務班 1名	総務班 1名 業務班 2名	全職員 全職員
5 夜間対応	・翌日の巡視点検及び維持管理方針について検討する。 ・夜間対応が必要と判断した場合又は指示があった場合は 2 名体制とする。	・夜間対応が必要と判断した場合又は指示があった場合は 3 名体制とする。	全職員

・開園時間内においては全職員を要員とする。

・要員表は標準的なものであり、要員の配置は災害状況により、弾力的に運用することとする。

## 2. 業務内容

## 1) 明石海峡公園管理センター災害対策部組織



(注) 本組織表は標準的なものであり、要員の配置は災害状況や定休等により弾力的に運用する。

## 2) 主な業務内容






区分	注意及び警戒体制	非常体制
総務班	<ul style="list-style-type: none"> <li>管理センター災害対策部設置</li> <li>職員の参集状況確認</li> <li>体制内容の明示</li> <li>園内入園者及びイベント参加者把握</li> <li>情報収集(气象台、テレビ、ラジオ、インターネット)</li> <li>業務班からの被災状況等報告受理及び記録</li> <li>園内放送</li> <li>公園事務所、協会本部、機構等関係機関への状況報告</li> <li>実施内容(巡視点検簿等)の記録、整理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>管理センター災害対策部設置</li> <li>職員の参集状況確認</li> <li>体制内容の明示</li> <li>URA(株)(テナント)への連絡</li> <li>夢舞台地区(榊舞台、ホテル、温室)状況連絡</li> <li>情報収集(气象台、テレビ、ラジオ、インターネット)</li> <li>業務班からの被災状況等報告受理及び記録</li> <li>避難場所及び避難誘導経路を全職員へ周知</li> <li>園内放送</li> <li>公園事務所、協会本部、機構等関係機関への状況報告</li> <li>実施内容(巡視点検簿等)の記録、整理</li> <li>職員及び家族の安否状況確認</li> </ul>

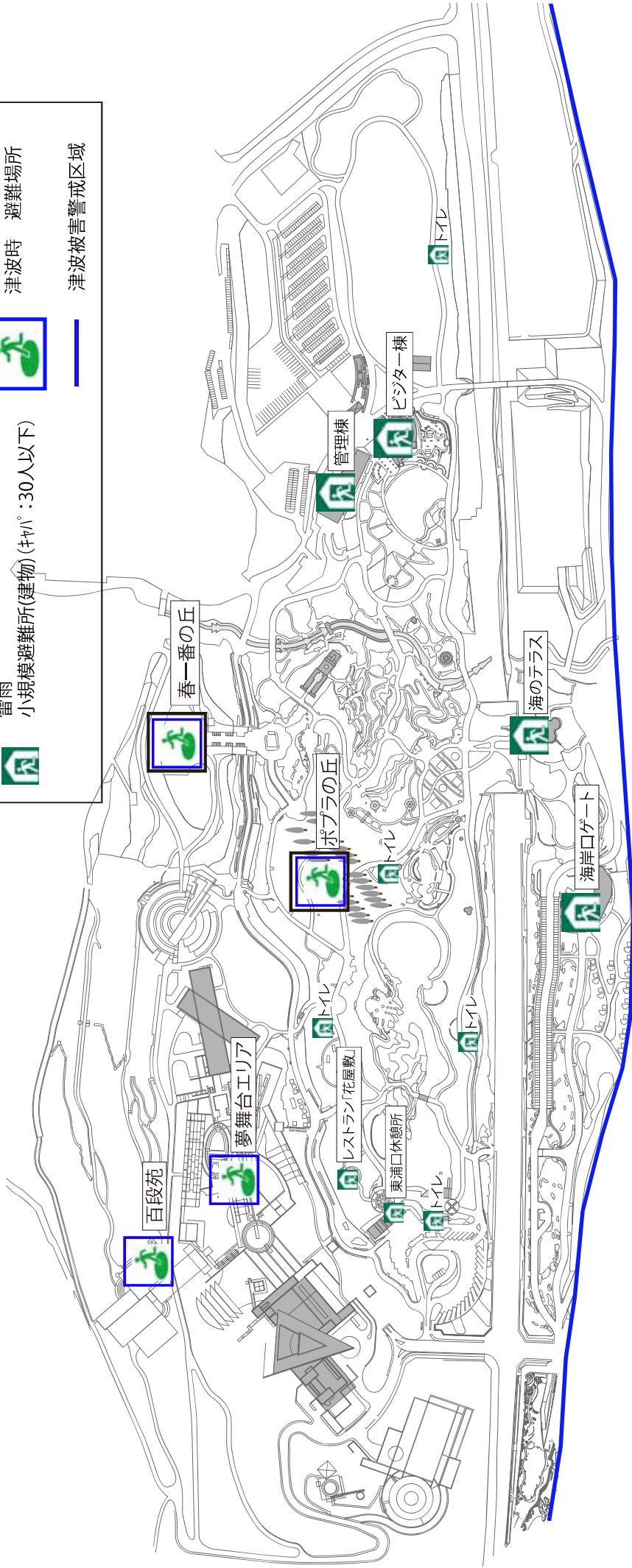
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消防・警察要請</li> <li>・ 必要な救急用具、器材、備品、食料等の手配及び現地搬送</li> <li>・ 貴重品の持出し及び保管</li> </ul>
業務班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 園内巡視点検及び案内誘導</li> <li>・ 駐車場巡視点検及び案内誘導 (自動改札機、障害物、入庫車両、看板等)</li> <li>・ ゲート施設の点検及び案内誘導 (入園券売機、照明、水道、電話)</li> </ul> <p>注) 案内誘導は災害状況により指示</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難経路の障害物の撤去</li> <li>・ 避難誘導</li> <li>・ 負傷者発見及び搬送</li> <li>・ 負傷者応急手当</li> <li>・ 消火活動</li> <li>・ 救急車両誘導</li> <li>・ 入園規制</li> <li>・ 立入禁止区域の規制</li> <li>・ 被害状況調査</li> <li>・ 資材搬入</li> <li>・ 応急復旧作業 (ゲート職員)</li> <li>・ 発券業務を直ちに中止して入園規制を行う</li> <li>・ ゲート周辺にいる人を避難場所へ誘導</li> <li>・ 負傷者がいる場合はゲート内へ収容し応急手当を行う ※建物倒壊の危険性がある場合は屋外の安全な場所で行う</li> <li>・ その他、誘導・救護・立入規制・消火等の応援を行う (駐車場職員)</li> <li>・ 発券業務を直ちに中止して入庫規制を行う</li> <li>・ 周辺にいる人を避難場所へ誘導する</li> <li>・ 負傷者がいる場合はゲート内へ収容し応急手当を行う ※建物倒壊の危険性がある場合は屋外の安全な場所で行う</li> <li>・ その他、誘導・救護・立入規制・消火等の応援を行う (夢ハッチスタッフ)</li> <li>・ 運行を中止し、搭乗者を避難場所へ誘導する (イベント対応スタッフ)</li> <li>・ イベント参加者及び周辺にいる人を避難場所へ誘導</li> </ul>

※公園の開園、開園は公園事務所が決定し、管理センターはその指示により開園、開園の措置をとる。

# 明石海峡公園 緊急時 避難地図

凡 例

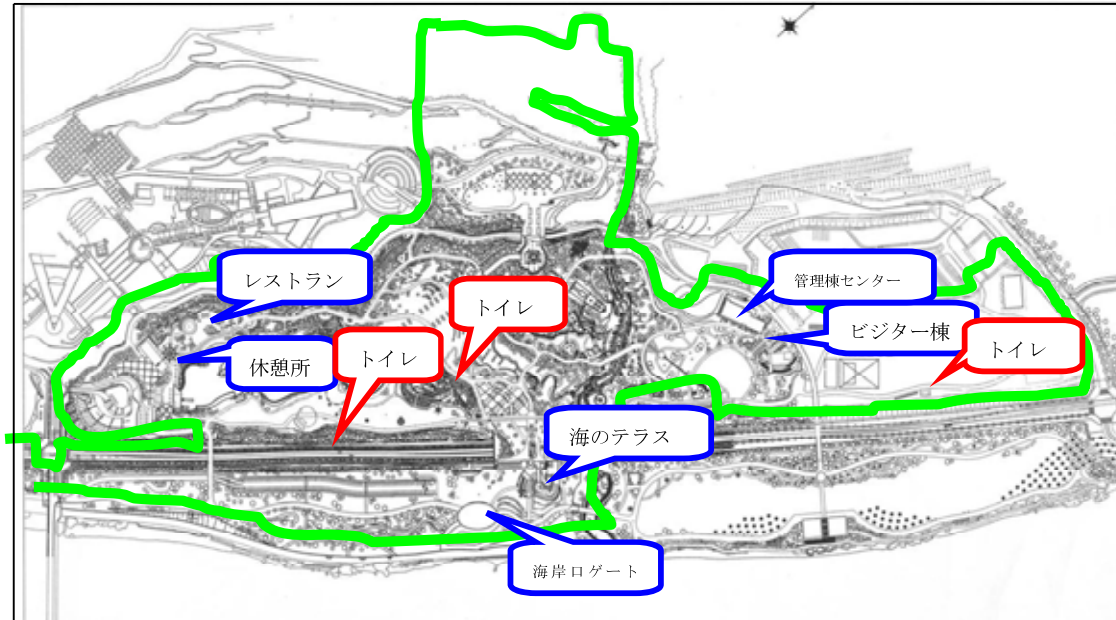
	雷雨 大規模避難所(建物) (キャパ:100人以上)		地震時 避難場所
	雷雨 小規模避難所(建物) (キャパ:30人以下)		津波時 避難場所
			津波被害警戒区域





### 雷雨時避難誘導場所

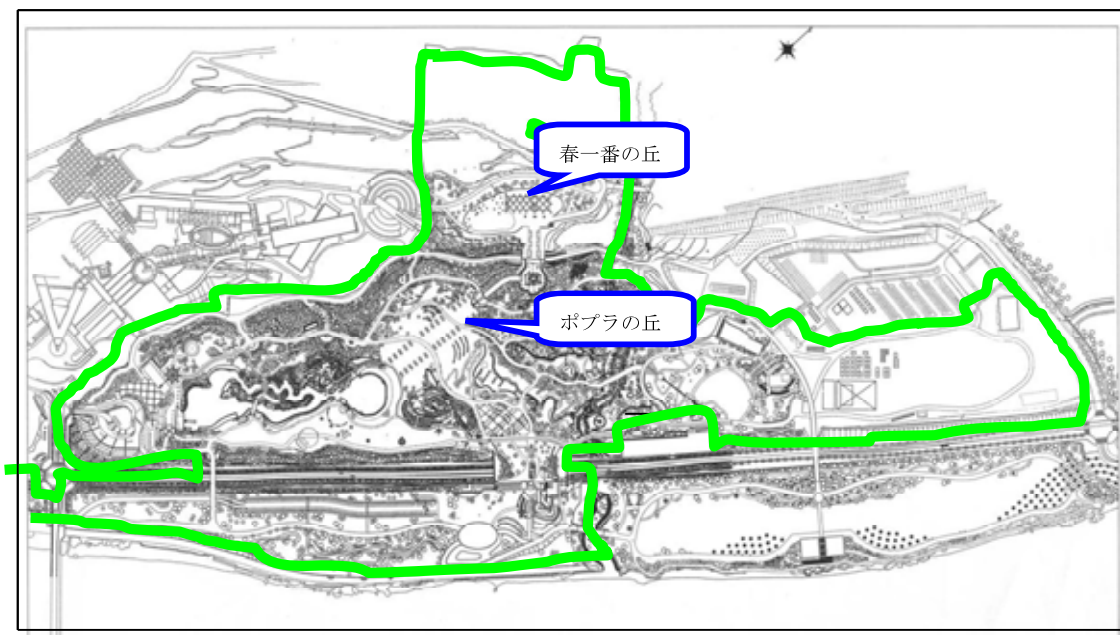
管理センター、ビジター棟、レストラン花屋敷、東浦口売店、トイレ、ゲート



優先順位  

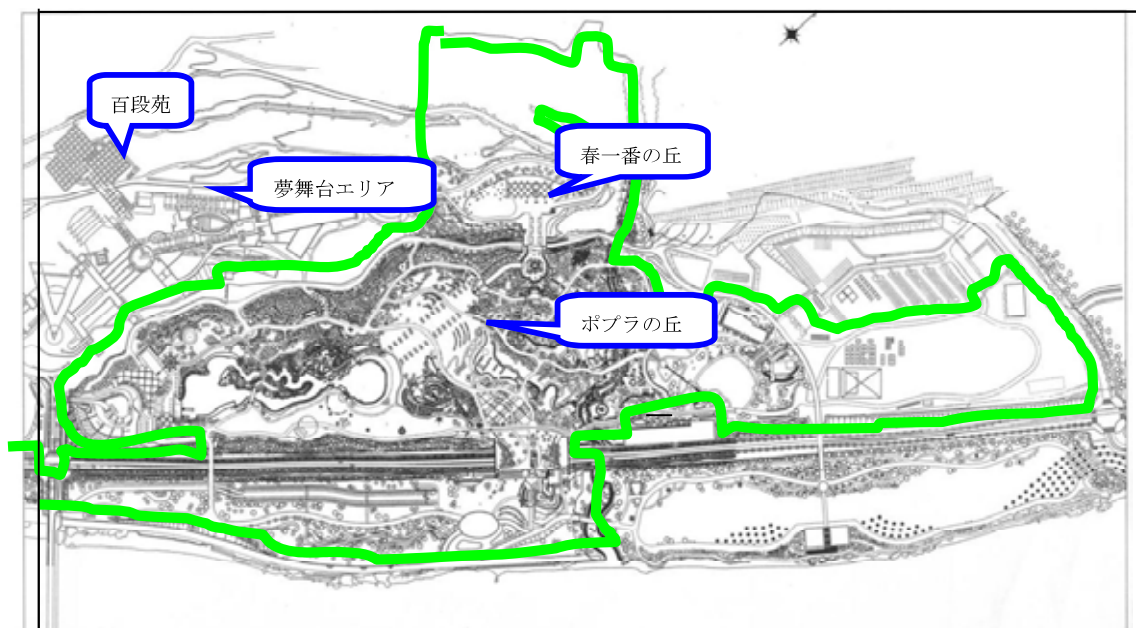
- ・各ゲート付近では、ゲートスタッフが声掛けし最寄りの避難場所へ誘導。
- ・巡視巡回後、管理センター職員による管理用車両にて、ビジター棟へ搬送。

### 地震時避難誘導場所



- ・各ゲート付近では、ゲートスタッフが声掛けし最寄りの避難場所へ誘導。
- ・巡視1名は海岸エリア巡回後最寄りの避難場所へ誘導。1名は園内巡回後最寄りの避難場所へ誘導。管理センター職員は自転車にて誘導、また管理用車両にて障害者等搬送

#### 津波時避難場所



- ・津波到達30分前  
園内放送後、各ゲート、巡視が声掛けし最寄りの高台へ誘導。管理センター職員は自転車にて誘導、また管理用車両にて障害者等搬送
- ・津波到達15分前  
最終園内放送後、残りのセンター職員も最寄りの高台へ避難。

災害時放送・対応マニュアル

①雷・天候		②地震・津波		③火災	
放送内容	対応	放送内容	対応	放送内容	対応
注意	ご来園のお客様へお知らせいたします。只今、①「雷注意報が発令されました」②「公園付近に雷雲が発生しております」今後の天気の変化には十分ご注意ください。もし、雷が鳴りましたら建物の中に避難されますようお願いいたします。なお、樹木の下は危険です。近づかないようお願いいたします。	ご来園のお客様へお知らせいたします。只今、○○において震度○○の地震が発生しました(津波注意報が発令されました)。今後の状況によっては避難していただくことがありますので今後の放送に注意しながら行動してください。	必要機材準備 監視カメラによる入園者状況把握などの避難誘導準備を行う。	ご来園のお客様へお知らせいたします。只今、○○にて火災が発生しました。係者の指示に従って、落ち着いて避難してください。	避難誘導・立入禁止を行うとともに初期消火活動を実施する。
避難	ご来園のお客様へお知らせいたします。只今、雷雲が公園に接近しております。早急に建物の中など安全な場所へ避難してください。なお、樹木の下は大変危険です。近づかないようお願いいたします。	(地震) ご来園のお客様へお知らせいたします。只今、「○○において震度○○の地震」が発生しました。係者の指示に従って、落ち着いて避難してください。	別紙-2の避難場所への誘導を行う。また、各ゲートや駐車場においては入園規制を行う。	ご来園のお客様へお知らせいたします。只今、○○にて発生した火災は鎮火いたしました。	点検巡回を行う。
待機	ご来園のお客様へお知らせいたします。現在、雷雲通過中です。解除の放送があるまで危険な場所へは出ないようお願いいたします。	(津波:到達30分前) ご来園のお客様へお知らせいたします。只今、「○○において震度○○の地震」が発生し、津波警報が発令されました。津波到達まで○○分の予報です。係者の指示に従って、落ち着いて高台へ避難してください。	別紙-2の避難場所への誘導を行う。また、各ゲートや駐車場においては入園規制を行う。		
解除	ご来園のお客様へお知らせいたします。現在、雷雲は去りましたが、大気の状態が不安定なので今後の放送に注意しながら行動いただきますようお願いいたします。	(津波:到達15分前) ご来園のお客様へお知らせいたします。津波到達まで○○分の予報です。落ち着いて高台へ避難してください。	避難		

## 主要公園施設一覧

ゾーン名	名称	面積	主要施設
文化・交流ゾーン	①ポプラの丘	約10,900m <sup>2</sup>	木製ベンチ14個、木製スツール2基、四阿1基
	②花の丘道	約18,900m <sup>2</sup>	木製ベンチ6個、木製スツール8基、四阿2基、水飲み2基
	③大地の虹	約8,300m <sup>2</sup>	四阿3基、水飲み1基、噴水1基(上水式)
	④春一番の丘	約19,800m <sup>2</sup>	木製ベンチ6個、四阿1基、配水槽1基(521m <sup>3</sup> 、雨水注水用吸水ユニット揚程35m×2台、配水槽操作盤1台、配水槽分電盤1台)
	⑤花の中海	約18,500m <sup>2</sup>	木製ベンチ17個、四阿1基、貯留槽1基(902m <sup>3</sup> 、循環ポンプ揚程44m×1台)、給水槽2基(循環ポンプ揚程12m×1台、揚程11m×1台、ポンプ制御盤1台)
	⑥天壇テラス	約900m <sup>2</sup>	木製ベンチ6個、水飲み1基、池泉(循環ポンプ揚程9m×1台、制御盤1台、濾過装置1台、薬液注入装置1台・湧水装置1台)
	⑦月のテラス	約200m <sup>2</sup>	石製ベンチ4基
	⑧空のテラス	約6,700m <sup>2</sup>	石製スツール4基、木製ベンチ6基、空の滝(ビット4.8m <sup>3</sup> 、循環ポンプ揚程10m×1台、湧水装置1台、水中ライト 250wハロゲン×3台)、空のテラス(ビット24.7m <sup>3</sup> 、滝用ポンプ揚程8m×1台、沸水用ポンプ揚程8m×1台、霧噴水用ポンプ揚程33m×1台、床排水用ポンプ揚程6m×1台、屋外制御盤1台、霧状ノズル1台、ろ過装置1台、薬液注入装置1台、整流装置1台、ガーデナラ)
	⑨滝のテラス	約2,700m <sup>2</sup>	滝のテラス(ビット1000m <sup>3</sup> 花の中海、滝用ポンプ揚程11m×1台、滝用ポンプ揚程9m×1台、屋外制御盤1台、水中ライト250wハロゲン×8台)
	⑩水の岩戸	約1,900m <sup>2</sup>	石製ベンチ4個、滝(ビット11.8m <sup>3</sup> 、循環ポンプ揚程7m×1台、屋外制御盤1台、濾過装置1台、薬液注入装置1台)
	⑪水の棚田	約3,500m <sup>2</sup>	木製スツール3基、石製ベンチ1基、滝(ビット10.8m <sup>3</sup> 、循環ポンプ揚程7m×1台、屋外制御盤1台)
	⑫花の谷	約6,500m <sup>2</sup>	木製ベンチ4基、水飲み2基、流れ(ビット2.3m <sup>3</sup> 、循環ポンプ揚程15m×1台、屋外制御盤1台)
	⑬陽だまりの丘	約8,400m <sup>2</sup>	木製ベンチ22基、水飲み1基、洋風四阿2基、丘の噴水(ビット3.1m <sup>3</sup> 、循環ポンプ揚程6m×1台、屋外制御盤1台、濾過装置1台、薬液注入装置1台、ジェット直上ノズル3台)
	⑭灘川とせせらぎ広場	約11,000m <sup>2</sup>	木製スツール15基、石製ベンチ3基、水飲み2基、四阿1基、灘川循環(ビット410m <sup>3</sup> 、循環ポンプ揚程48m×2台、除塵装置2台、配電盤1台、ポンプ制御盤1台、排風機1台)
	⑮松の谷	約5,500m <sup>2</sup>	木製ベンチ4基、石製ベンチ3基、水飲み1基、水柱の噴水(ビット13.7m <sup>3</sup> 、直上噴水用ポンプ揚程9m×1台、霧噴水用ポンプ揚程23m×1台、制御盤1台、ろ過装置1台、薬液注入装置1台、直上噴水ノズル1台、霧噴水ノズル13台)、二段の滝(ビット2.7m <sup>3</sup> 、循環ポンプ揚程7m×1台、制御盤1台、ろ過装置1台、薬液注入装置1台)
	⑯水の樹	約800m <sup>2</sup>	木製ベンチ2基、スチール製ベンチ2基、水飲み1基、池泉(ビット11.3m <sup>3</sup> 、循環ポンプ揚程7m×1台、床排水ポンプ揚程6m×1台、屋外制御盤1台、ろ過装置1台、薬液注入装置1台、水中ライト250wハロゲン×4台、排風機1台)
	⑰パームガーデン	約2,800m <sup>2</sup>	木製ベンチ4基
	⑱移ろいの庭	約13,900m <sup>2</sup>	木製スツール5基、木製ベンチ15基、スチール製ベンチ26基、樹脂製ベンチ15基、水飲み1基、洋風四阿1基、風の丘流れ(循環用ポンプ×2台、越流用ポンプ×1台、排水用ポンプ×1台、制御盤1台、ろ過装置1台、薬液注入装置1台)、黄昏の庭噴水(循環用ポンプ×1台、屋外制御盤1台)
	⑲芝生広場	約23,400m <sup>2</sup>	木製ベンチ2個、原水用ポンプ2(揚程9m)、処理水用ポンプ2(揚程42m)、床排水用ポンプ2(揚程6m)、制御盤1(屋外)、その他(濾過装置1、紫外線滅菌装置1)
	⑳子供の森	約5,900m <sup>2</sup>	水飲み2基、洋風四阿1基、四阿2基、子供の水辺(屋外制御盤1台、ろ過装置1台、薬液注入装置1台、水中ライト100wハロゲン×7台)
	㉑大型複合遊具(夢っこランド)	約5,100m <sup>2</sup>	スツール4基、木製ベンチ4基、水飲み1基、四阿4基、水の遊具(ウォーターガン用ポンプ揚程50m×1台、貯水槽排水ポンプ揚程10m×1台、ウォーターツリー用ポンプ揚程16m×1台、ウォータートンネル用ポンプ揚程14m×1台、機械室排水ポンプ揚程8m×1台、屋外制御盤1台、ろ過装置1台、薬液注入装置1台)
海岸ゾーン	①海のテラス	約5,900m <sup>2</sup>	木製スツール6基、木製ベンチ11基
	②しおさい花園	約18,100m <sup>2</sup>	バーベキューサイト15サイト、洋風四阿2基
	③いその楽園	約10,700m <sup>2</sup>	石製ベンチ2基

※面積は概数

## 主要建築物一覧

建築物名	構造	単位	数量	面積	左記のうち		備考
					管理許可分 ※1	委託分 ※2	
管理棟	鉄骨鉄筋コンクリート造	棟	1	1592.1㎡		1592.1㎡	
ビジター棟	鉄筋コンクリート造	棟	1	1216.8㎡		1216.8㎡	
淡路口ゲート棟	鉄筋コンクリート造	棟	1	311.2㎡		311.2㎡	
東浦口ゲート棟	鉄筋コンクリート造	棟	1	461.7㎡	48.7㎡	413.0㎡	
海岸口ゲート棟	鉄筋コンクリート造	棟	1	851.7㎡		851.7㎡	
連絡口ゲート棟	軽量鉄骨造	棟	1	11.8㎡		11.8㎡	
海のテラス	鉄筋コンクリート造	棟	1	642.2㎡	85.4㎡	556.8㎡	
海のテラス(ブース棟)	鉄骨造	棟	1	6.3㎡		6.3㎡	
ガーデニング棟	鉄骨鉄筋コンクリート造	棟	1	504.6㎡		504.6㎡	
温室(A棟)	軽量鉄骨造	棟	1	151.2㎡		151.2㎡	
温室(B棟)	軽量鉄骨造	棟	1	45.0㎡		45.0㎡	
展望回廊	鉄筋コンクリート造	棟	1	62.3㎡		62.3㎡	
空中回廊	鉄筋コンクリート造	棟	1	197.9㎡		197.9㎡	
花屋敷	木造	棟	1	265.2㎡	265.2㎡	0.0㎡	
船着場	鉄筋コンクリート造	棟	1	249.9㎡	244.0㎡	5.9㎡	
広告塔	鉄骨鉄筋コンクリート造	棟	1	125.0㎡		125.0㎡	
あずまや	木造	棟	1	19.0㎡		19.0㎡	
パーゴラ(芝生広場)	鉄筋コンクリート造	棟	1	57.4㎡		57.4㎡	
パーゴラ(大地の虹)	鉄骨造	棟	1	1.0㎡		1.0㎡	
トイレ(船着場周辺)	鉄筋コンクリート造	棟	1	161.0㎡		161.0㎡	
トイレ(子供の森)	鉄筋コンクリート造	棟	1	120.9㎡		120.9㎡	
トイレ(模様花壇)	鉄筋コンクリート造	棟	1	60.5㎡		60.5㎡	
トイレ(花の庭園)	鉄筋コンクリート造	棟	1	82.6㎡		82.6㎡	
トイレ(芝生広場)	鉄筋コンクリート造	棟	1	175.8㎡		175.8㎡	
トイレ(ビジターセンター)	鉄筋コンクリート造	棟	1	89.8㎡		89.8㎡	
合計		棟	25	7462.7㎡	643.3㎡	6819.4㎡	

※1 都市公園法第5条第2項の許可に基づき、公園管理者以外の者が管理する施設の面積

※2 面積の内、公園管理者が管理する施設の面積

## 収益施設一覧

収益施設名	面積	普通車	大型車	障害者用	自動二輪	備考
東浦口大型駐車場	2,367.2㎡	—	22台	—	—	必須
海岸南駐車場	4,211.1㎡	177台	—	4台	10台	裁量
淡路口駐車場	15,382.4㎡	232台	35台	8台	20台	裁量
淡路口駐車場 (大型臨時駐車場)	5845.0㎡	—	—	—	—	裁量
トラムカー(夢ハッチ号)	265.2㎡	—	—	—	—	裁量
レストラン(花屋敷)	189.0㎡	—	—	—	—	必須
船着場売店	48.7㎡	—	—	—	—	必須
売店(東浦口ゲート棟)	55.0㎡	—	—	—	—	必須
売店(自動販売機2台) (海のテラス)	1.6㎡	—	—	—	—	必須
船遊施設(船着場)	55.0㎡	—	—	—	—	裁量
自動販売機	6ヶ所7台	—	—	—	—	7.7m2 必須
合計	28,420.2㎡	409台	57台	12台	30台	

## ■ 臨時駐車場

収益施設名	面積	普通車	大型車	障害者用	自動二輪	備考
海岸北臨時駐車場(北)	25,620.0㎡	—	—	—	—	
海岸北臨時駐車場(南)	16,630.0㎡	—	—	—	—	
合計	42,250.0㎡	—	—	—	—	

## 施設点検記録簿

施設名	点検箇所	点検項目	備考
建物 管理棟 休憩所 便所 ゲート 倉庫 パーゴラ	本体	破損・損傷・その他	
	窓・扉	破損(ガラス、窓枠、扉)	
	給水施設	破損・故障(タンク、コック、バルブ)・つまり・漏水・その他	
	電気設備	破損・点灯・切断・その他	
	排水施設	破損・つまり・その他	
	その他		
施設工作物 園路・広場			
	路面	破損・不陸・排水不良・障害物	
	階段	破損・亀裂・沈下・その他	
	池	破損・漏水・亀裂・その他	
	噴水・水施設	破損・漏水・亀裂・運転	
	カルバート・橋	破損・腐食・段差等	
	擁壁	破損・亀裂・沈下・その他	
	外柵・門扉等	破損・ぐらつき・倒れ・施錠・その他	
その他	看板・セーフティーコーン・その他		
遊具施設	遊具	破損・ぐらつき・その他	
水道設備	上水道設備	破損・異常(ポンプ、バルブ)・漏水・つまり・その他	
	下水道設備	破損・異常(ポンプ、バルブ)・漏水・その他	
電気設備	照明関係	破損・点灯・その他	
	動力関係	破損・故障・運転・その他	
	受電盤・配電盤	破損・通電の有無・送電の有無・その他	
	通信設備	破損・通話の有無(凱錠、内線、専用線、FAX)・放送の有無(エリア確認等)・その他	
植物	倒木・折木・その他		
(特記事項)			

(別紙-8)

情報通信設備一覧表

設備名	数量	停電時	備考
NTT電話回線	5回線	使用可	管理事務所
パソコン通信回線	1回線	使用不可	管理事務所
FAX	1回線	使用不可	管理事務所
監視用カメラ	18台	使用不可	管理事務所(園内 18 箇所)
ビジター棟監視カメラ	1 式	使用不可	パークセンタービジター棟
内線電話	32台	使用可	管理事務所・各ゲート・パークセンター
園内放送設備	1式	使用可	管理事務所・東浦口ゲート・パークセンター
非常電話	12箇所	使用可	園内 12 箇所
無線機	31台	使用可	管理事務所・各ゲート・巡視員
テレビ	3台	使用不可	管理事務所・東浦口ゲート
ラジオ	1台	使用可	管理事務所
メガホン	5台	使用可	管理事務所



応急処置資機材等一覧表

品名	数量	保管場所
発電器	1	管理事務所(車庫)
消防ポンプ	2	管理事務所(車庫)
消火器	36	管理棟(8)東浦口ゲート(4)インフォメーション(1)海岸口ゲート(2)海のテラス内(6)東浦口トイレ(1)花の丘道トイレ(1)模様花壇トイレ(1)子供の森トイレ(1)海岸口トイレ(1)船着場(1)花屋敷(2)淡路口(3)ビジター棟(4)
消火栓	3	陽だまりの丘(1)芝生広場(2)
防火水槽	3	管理棟前、海岸口、淡路口駐車場
ロープ	10 <sub>メートル</sub>	管理事務所(車庫)
ブルーシート	2枚	管理事務所(車庫)
土のう袋	50袋	管理事務所(車庫)
スコップ	10	管理事務所(車庫)
ハンマー	2	管理事務所(車庫)
担架	3	東浦口ゲート(医務室)、ビジター棟(医務室)
ベッド	2	東浦口ゲート(医務室)、ビジター棟(医務室)
救急箱	6	管理棟・東浦口・海岸口・連絡口・淡路口・パークセンター

(別紙-10)

公園管理車両一覧表

車名	乗車定員	ナンバー	形状
トラック	3人	神戸 400 は 8848	
セレナ	8人	神戸 504 さ 904	
ハイゼットカーゴ	4人	神戸 480 む 88-98	
ハイゼットカーゴ	4人	神戸 480 む 88-99	
軽トラック	2人	神戸 480 む 89-06	
スクーター	1人	淡路市い 7970	
スクーター	1人	淡路市い 7971	
スクーター	1人	淡路市い 7972	
フォークリフト	1人	西宮市わ 2379	

## 台風等自然災害発生意想時等における園内巡視要領

(適用)

第1条 本要領は、台風、集中豪雨等の異常気象によって国営明石海峡公園に被災の恐れがある場合あるいは安全点検を必要とする場合における園内の巡視に関して必要な事項を定めるものである。

(巡視経路および巡視体制)

第2条 園内の巡視は原則として以下の経路について2名で行うものとする。

なお、緊急を要する場合においては2班体制とする等、状況に応じ、適宜巡視経路、巡視体制を設定するものとする。

管理センター→清流橋→空のテラス→天壇テラス→春一番の丘  
→月のテラス→子供の森→ポプラの丘→連絡ロゲート→花の島  
→東浦ロゲート→東浦大型駐車場  
→いその楽園→しおさい花園→海岸ロゲート→花の谷→花の池  
→灘川周辺→せせらぎ橋→移ろいの庭→芝生広場→大型複合遊具  
→淡路ロゲート→パークセンター→ガーデニング棟→管理センター

(巡視時の主要点検項目)

第3条 巡視に当たっては、主として以下の項目について点検を行うものとする。

- ・建物内部への漏水、窓ガラス等の損傷
- ・花壇草花の倒伏、樹木枝葉の折損、散乱
- ・法面の崩壊、土砂崩れ、園路の陥没
- ・石組み、護岸のゆるみ、傾斜、倒壊
- ・パーゴラ天蓋材料の破損
- ・公園区域外への樹木枝葉等の散乱
- ・その他公園の利用に支障となる事柄

(巡視時の装備)

第4条 巡視に当たっては無線機を携帯の上、強風時にあつてはヘルメットを着用するものとする。

(巡視報告)

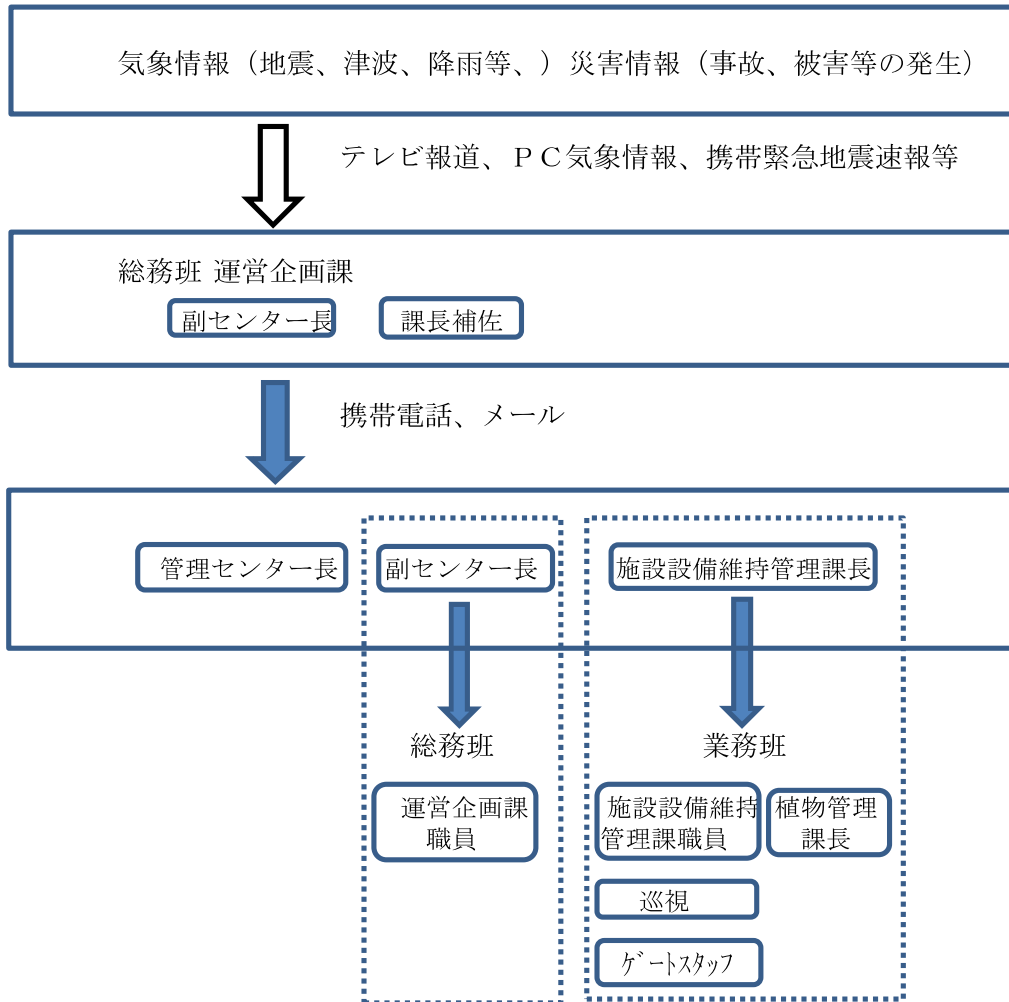
第5条

- 1 巡視において公園施設の損壊その他公園の利用に支障を及ぼす恐れのある事象を発見した場合には臨機の応急措置を取るとともに、直ちにその旨をセンターあて報告するものとする。
- 2 巡視終了後は、速やかに巡視報告書(別添様式-2による)を提出するものとする。



災害対策部組織

明石海峡公園管理センター 災害時連絡系統図





兵庫県・神戸市公園協会グループ共同体

明石海峡公園神戸地区管理センター

災害対策要領

平成30年度版

兵庫県・神戸市公園協会グループ共同体 明石海峡公園管理センター  
災害対策運営要領

第1章 目的

本要領は、「近畿地方整備局 国営明石海峡公園事務所 災害対策部運営計画」に基づき、兵庫県・神戸市公園協会グループ共同体 明石海峡公園神戸地区管理センターにおいて地震、台風、雷雨・豪雨、火災、光化学スモッグ、感染症等(以下「災害等」という)の災害対策のため管理センターの組織、業務分担及び運営について明確にすることを目的とする。

第2章 災害等事前対策

第1節 災害対策組織の整備

1 明石海峡公園災害対策本部

【災害対策本部長】・・・災害対策本部の設置・廃止、各班業務の状況把握及び指揮  
・センター長

2 明石海峡公園神戸地区管理センター災害対策部

【災害対策部長】・・・災害対策本部の設置・廃止、各班業務の状況把握及び指揮  
・〇〇園長

【総務班】・・・関係機関・テレビ・PC等からの気象情報等情報収集、消防・警察等への通報、園内放送、公園事務所、協会本部等関係機関への情報伝達、資材配給、貴重品等の持ち出し。職員の参集状況及び職員家族の通信確保、状況把握。職員等の生活対策。

・班長：副園長(総務・サービス担当)

・班員：総務・サービス担当職員

【業務班】・・・避難誘導、負傷者救護・応急手当、消火設備の運用操作による初期消火活動、被害状況調査・報告・記録、救急車両の誘導にかかる障害物の撤去・門扉等の開放・誘導、立入禁止規制、入園者の入場規制、駐車場誘導、応急修理、巡視・点検、資材搬入、

・班長：副園長(施設運営担当)

・班員：植物管理課長、植物管理課職員、施設設備・運営担当職員、ゲート職員

- 1 災害対策部は、対策部長、班長、班員をもって組織し別紙1. 2. 1)のとおりとする。
- 2 災害対策部長は園長とし対策部を統括する。
- 3 災害対策部長に事故等があるときには、対策部長の業務を班長が代行することができる。
- 4 班長は班員を監督し、円滑な災害対策業務の執行に努める。
- 5 班員は各体制において所掌事務に示された業務に従事する。



- 2 災害等における災害対策本部設置基準及び業務内容は、別紙1のとおりとする。

## 第2節 災害等の避難誘導場所の想定

災害時に避難誘導が必要とされる場合の想定場所を別紙2「災害時避難場所」とおりとする。

## 第3節 園内放送

災害等に必要とされる園内放送は別紙3「災害時放送マニュアル」とおりとする。

## 第4節 防災訓練・教育

### 1 防災訓練

防災訓練は、毎年2回実施する。訓練内容は避難誘導、通報、消火訓練とする。

### 2 防災教育

普通救命講習Ⅱ(AED設置施設)による応急手当の習得を行う。

## 第5節 災害等事前対策の推進

- 1 施設・建物の把握……別紙4「主要公園施設一覧」、別紙5「主要建築物一覧」、別紙6「収益施設一覧」による。
- 2 施設点検箇所及び点検内容の整備……別紙7「施設点検箇所及び記録簿」による。
- 3 情報通信設備の把握……別紙8「情報通信設備一覧表」による。
- 4 応急処置資機材の整備及び備蓄……別紙9「応急処置資機材一覧表」による。
- 5 緊急用車輛の整備……別紙10「公園管理車両一覧表」による。
- 6 報告及び伝達等の様式の整備……「様式1及び様式2」による。
- 7 園内ハザードマップの整備（作成予定）

## 第3章 災害等発生後対策

### 第1節 防災体制

#### 1 国営明石海峡公園災害対策部との連携

「国営明石海峡公園事務所災害対策部運営計画」に基づき対策部が設置された時は、対策部と連携し必要な指示を受ける。解除についても同様とする。

#### 2 明石海峡公園神戸地区管理センターの対策

災害対策部が設置された時の明石海峡公園神戸地区管理センターの対策は「第5節災害時行動マニュアル」によるものとする。なお、公園事務所の設置に関わらず、神戸地区管理センター災害対策部長が必要と判断した場合は明石海峡公園神戸地区管理センター災害対策部を設置する。

### 第2節 公園の休園、開園等

- 1 明石海峡公園神戸地区管理センターは、公園利用者の安全確保及び財産保全のため、歩行に支障があるか、木々の枝等が飛散していないか園内パトロールを行い、施設点検において災害等の状況を公園管理者に報告する。その結果公園事務所の指示(決定)により、公園全域又は部分域の閉鎖、再開園の措置をとるものとする。

① 台風等が夜間通過した場合

開園前に園内巡視を行い、その結果の概要について公園事務所に定められた内容によりメールにて送信する。また、様式-2巡視点検記録表をFAXする。巡視結果で対策対応に「不可能」及び開園に「支障あり」がある場合は、公園事務所へ電話連絡も行う。

② 台風等が開園中に通過する場合

- 1) 来園者には、天候の状況により途中閉園になるとともに、入園料、駐車料金の払い戻しのないことを伝える。
- 2) 公園内の安全が確認された場合でも、定時の閉園時間まで1時間以上の時間がない場合には、そのまま閉園となることを伝える。

2 明石海峡公園神戸地区管理センターは国営明石海峡公園事務所により休園、再開園する指示

を受けたときは、速やかに公園入口表示等に告知を行うものとする。

なお、解除の場合も同様とする。

- 3 開園時間中による突発的な災害等においても、公園管理者に報告する。

### 第3節 夜間対応の体制

夜間対応の体制については、国営明石海峡公園事務所対策部に準じた体制をとるものとする。

1 注意体制の場合

翌日の応急対策、維持管理方針について検討する。

2 警戒体制以上の場合

夜間対応の体制(総務班1、業務班2、計3名)を確立する。

### 第4節 連絡体制

明石海峡公園神戸地区管理センターにおける緊急時の連絡体制(開園時間内、夜間、休日)

別紙 10-1「災害時連絡系統図」、別紙 10-2「緊急連絡体制図」のとおりとする。

### 第5節 災害時行動マニュアル

災害発生時及び被災の恐れがある場合は、必要に応じて関係機関との連絡調整、現場状況・対応被害記録、救急連絡、園内放送、巡視、点検、応急修理、消火、避難誘導、救護、立入禁止規制、救急車両誘導等を実施する。

1 巡視・点検報告

園内の巡視、点検は別添「台風等自然災害発生予想時等における園内巡視要領」に基づき実施する。

## 2 応急修理・報告

応急修理が必要となった場合には、公園管理者に報告する。

## 3 火災の発生

火災発生の場合には、消防署への要請と並行して「消防計画書」に基づき消火活動等を実施し、公園事務所に報告する。

## 4 避難誘導

入園者の避難場所への誘導については、公園事務所の指示により対応するものとする。  
なお、緊急の場合においてはこの限りではない。

## 5 園内放送

注意体制時及び警戒体制時においては、入園者に対して園内放送にて注意を促す。

## 6 入園者制限

入園者制限については、公園管理者の指示(決定)により対応するものとする。  
なお、緊急の場合においてはこの限りではない。

## 7 負傷者等

公園入園者等に負傷者が出た場合には、「救急活動及びその報告に関するマニュアル」に基づき救急車要請または医療機関へ搬送するとともに、公園管理者へ報告する。

## 8 応援体制

関係機関等との連携、台風・地震等の災害発生時に、(一社)神戸市造園協会の会員企業による応援体制や、神戸市建設協会(非常時の際の協定締結予定)から国営明石海峡公園神戸地区へ応援に来てもらえる体制をとる。

また、園外での支援本部((公財)神戸市公園緑化協会の本部(須磨区))の設置及び携帯電話による連絡手段の確保等による後方支援体制を確保する。

なお、応援要請については、必要に応じ明石海峡公園神戸地区管理センター長が行うものとし、公園事務所へ報告する。

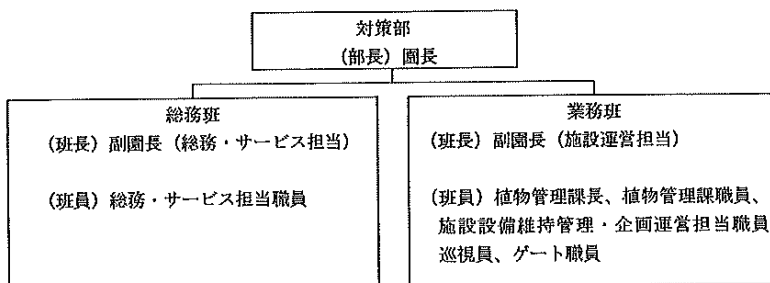
1. 明石海峡公園神戸地区管理センター 災害対策部設置基準

区分	注意体制	警戒体制	非常体制
1. 地震災害	①震度4の地震が発生した場合 ②神戸地区管理センター対策部長が必要と判断した場合 ③国営明石海峡公園事務所が指示した場合	①震度5弱又は5強の地震が発生した場合 ②神戸地区管理センター対策部長が必要と判断した場合 ③国営明石海峡公園事務所が指示した場合	①震度6弱以上の地震が発生した場合 ②大規模災害が確認された場合 ③神戸地区管理センター対策部長が必要と判断した場合 ④国営明石海峡公園事務所が指示した場合
2. 風水害	①気象・海象等に関する警報が発令された場合 ②神戸地区管理センター対策部長が必要と判断した場合 ③国営明石海峡公園事務所が指示した場合	①神戸地区管理センター対策部長が必要と判断した場合 ②国営明石海峡公園事務所が指示した場合	①規模災害が確認された場合 ②神戸地区管理センター対策部長が必要と判断した場合 ③国営明石海峡公園事務所が指示した場合
3 その他	神戸地区管理センター対策部長が必要と判断した場合	神戸地区管理センター対策部長が必要と判断した場合	神戸地区管理センター対策部長が必要と判断した場合
4 体制要員	総務班 1名 業務班 1名	総務班 1名 業務班 2名	全職員 全職員
5 夜間対応	・翌日の巡視点検及び維持管理方針について検討する。 ・夜間対応が必要と判断した場合又は指示があった場合は2名体制とする。	・夜間対応が必要と判断した場合又は指示があった場合は3名体制とする。	全職員

- ・開園時間内においては全職員を要員とする。
- ・要員表は標準的なものであり、要員の配置は災害状況により、弾力的に運用することとする。

2. 業務内容

1) 明石海峡公園管理センター災害対策組織



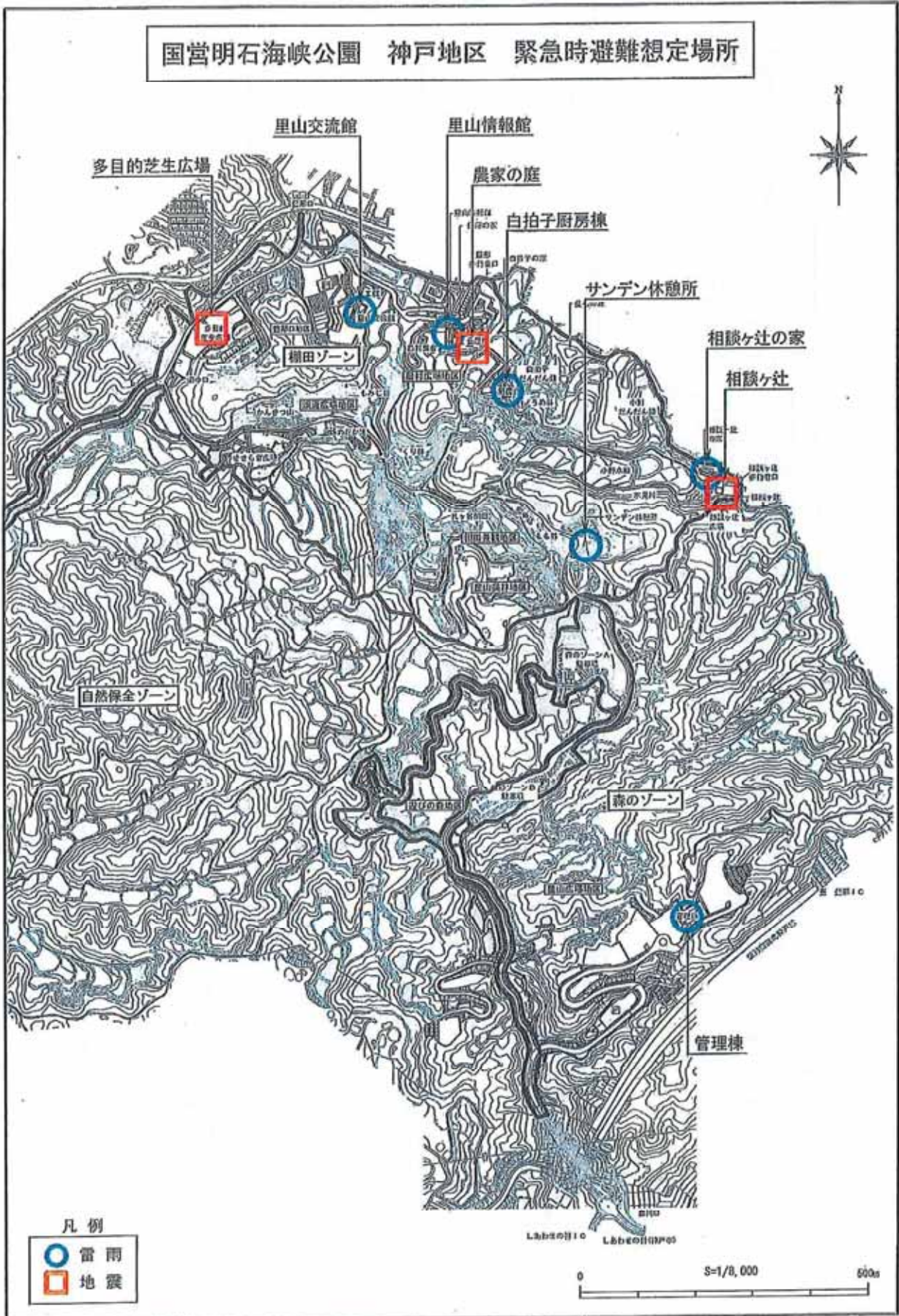
(注) 本組織表は標準的なものであり、要員の配置は災害状況や定休等により弾力的に運用する。

2) 主な業務内容

区分	注意及び警戒体制	非常体制
総務班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・神戸地区管理センター対策部設置</li> <li>・職員の参集状況確認</li> <li>・体制内容の明示</li> <li>・園内入園者及びイベント参加者把握</li> <li>・情報収集 (気象台、テレビ、ラジオ、インターネット)</li> <li>・業務班からの被災状況等報告受理及び記録</li> <li>・園内放送</li> <li>・公園事務所、協会本部、機構等関係機関への状況報告</li> <li>・実施内容 (巡視点検簿等) の記録、整理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・神戸地区管理センター対策本部設置</li> <li>・職員の参集状況確認</li> <li>・体制内容の明示</li> <li>・協力企業への連絡</li> <li>・しあわせの村への状況連絡</li> <li>・情報収集 (気象台、テレビ、ラジオ、インターネット)</li> <li>・業務班からの被災状況等報告受理及び記録</li> <li>・避難場所及び避難誘導経路を全職員へ周知</li> <li>・園内放送</li> <li>・公園事務所、協会本部、機構等関係機関への状況報告</li> <li>・実施内容 (巡視点検簿等) の記録、整理</li> <li>・職員及び家族の安否状況確認</li> <li>・消防・警察要請</li> <li>・必要な救急用具、器材、備品、食料等の手配及び現地搬送</li> <li>・貴重品の持出し及び保管</li> </ul>

<p>業務班</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・園内巡視点検及び案内誘導</li> <li>・駐車場巡視点検及び案内誘導 (障害物、入庫車両、看板等)</li> <li>・ゲート施設の点検及び案内誘導 (照明、水道、電話)</li> </ul> <p>注) 案内誘導は災害状況により指示</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難経路の障害物の撤去</li> <li>・誘導避難誘導</li> <li>・負傷者発見及び搬送</li> <li>・負傷者応急手当</li> <li>・消火活動</li> <li>・救急車両誘導</li> <li>・入園規制</li> <li>・立入禁止区域の規制</li> <li>・被害状況調査</li> <li>・資材搬入</li> <li>・応急復旧作業 (ゲート職員)</li> <li>・発券業務を直ちに中止して入園規制を行う</li> <li>・ゲート周辺にいる人を避難場所へ誘導</li> <li>・負傷者がいる場合はゲート内へ収容し応急手当を行う ※建物倒壊の危険性がある場合は屋外の安全な場所で行う</li> <li>・その他、誘導・救護・立入規制・消火等の応援を行う (駐車場職員)</li> <li>・発券業務を直ちに中止して入庫規制を行う</li> <li>・周辺にいる人を避難場所へ誘導する</li> <li>・負傷者がいる場合はゲート内へ収容し応急手当を行う ※建物倒壊の危険性がある場合は屋外の安全な場所で行う</li> <li>・その他、誘導・救護・立入規制・消火等の応援を行う (トラムカースタッフ)</li> <li>・運行を中止し、搭乗者を避難場所へ誘導する (イベント対応スタッフ)</li> <li>・イベント参加者及び周辺にいる人を避難場所へ誘導</li> </ul>
------------	---	--

※公園の閉園、開園は公園事務所が決定し、管理センターはその指示により閉園、開園の措置をとる。



災害時放送・対応マニュアル

①雷・天候		②地震		③火災	
放送内容	対応	放送内容	対応	放送内容	対応
注意	ご来園のお客様へお知らせいたします。只今、①「雷注意報が発令されました」②「公園付近に雷雲が発生しております」今後の天気の変化には十分ご注意ください。もし、雷が鳴りましたら建物の中に避難されますようお願いいたします。なお、樹木の下は危険ですので近づかないようお願いいたします。	ご来園のお客様へお知らせいたします。只今、①「雷注意報が発令されました」②「公園付近に雷雲が発生しております」今後の天気の変化には十分ご注意ください。もし、雷が鳴りましたら建物の中に避難されますようお願いいたします。なお、樹木の下は危険ですので近づかないようお願いいたします。	ご来園のお客様へお知らせいたします。只今、〇〇において震度〇〇の地震が発生いたしました。今後の状況によつては避難していただくことがありますので今後の放送に注意しながら行動してください。	ご来園のお客様へお知らせいたします。只今、〇〇にて火災が発生いたしました。係の者の指示に従って、落ち着いて避難してください。	ご来園のお客様へお知らせいたします。只今、〇〇にて発生した火災は鎮火いたしました。
避難	ご来園のお客様へお知らせいたします。只今、雷雲が公園に接近しております。早急に建物の中など安全な場所へ避難してください。なお、樹木の下は大変危険ですので近づかないようお願いいたします。	(地震) ご来園のお客様へお知らせいたします。只今、「〇〇」において震度〇〇の地震が発生しました。係の者の指示に従って、落ち着いて避難してください。	ご来園のお客様へお知らせいたします。只今、〇〇において震度〇〇の地震が発生いたしました。今後の状況によつては避難していただくことがありますので今後の放送に注意しながら行動してください。	ご来園のお客様へお知らせいたします。只今、〇〇にて発生した火災は鎮火いたしました。	ご来園のお客様へお知らせいたします。只今、〇〇にて発生した火災は鎮火いたしました。
待機	ご来園のお客様へお知らせいたします。現在、雷雲通過中です。解除の放送があるまで危険な場所へは出ないようお願いいたします。				
解除	ご来園のお客様へお知らせいたします。現在、雷雲は去りましたが、大気の状態が不安定なので今後の放送に注意しながら行動いただきますようお願いいたします。				

## 主要公園施設一覧

ゾーン名	名称	面積	主要施設
柵田ゾーン	① 藍那口エントランス地区	98,141 m <sup>2</sup>	汚水処理施設 1箇所、ピザ窯 1箇所、洗い場 1箇所
	② 農村広場地区	94,033 m <sup>2</sup>	洗い場 1箇所、炭焼窯 2箇所、白拍子倉庫 1棟、プロパン庫 1箇所、水飲み場 1箇所、変電設備(T2、T3、T4) 3基、発電設備(G1) 1基、汚水P操作盤 1基、減圧水槽 1基
	③ 溪流広場地区	47,286 m <sup>2</sup>	四阿 3基、水飲み場 1箇所、デッキ 4基、汚水P操作盤 2基、変電設備(T8) 1基
	④ 耕作楽園地区	45,279 m <sup>2</sup>	防火水槽 1基、変電設備(T5) 1基
	⑤ 柵田景観地区	66,618 m <sup>2</sup>	休憩所 1箇所、変電設備(T6) 1基
	⑥ 里山美林地区	33,528 m <sup>2</sup>	変電設備(T7) 1基
	⑦ (仮称)小川広場地区	15,469 m <sup>2</sup>	
自然保全ゾーン	⑧ 溪流広場地区	3,722 m <sup>2</sup>	
	⑨ その他	9,642 m <sup>2</sup>	
森のゾーン	⑩ 遊びの森地区	9,258 m <sup>2</sup>	大型スライダー 4基、幼児用スライダー 1基、クライムネット 1基、ロッククライム 1基、ロープクライム 1基、伝声管 1基、ベンチスタンド 4箇所、水飲み場 1箇所
	⑪ その他(草地広場地区、しあわせの村連絡口エントランス地区)	28,071 m <sup>2</sup>	変電設備(T2、T3、T4) 3基
	⑫ 第1期開園区域外	-	変電設備(T1) 1基、発電設備(G1) 1基、受水槽 1基
水と緑のゾーン	⑬ 水と緑のゾーン	1,053 m <sup>2</sup>	



## 主要建築物一覧

建築物名	構造	単位	数量	延べ床面積	左記のうち		備考
					管理許可分 <sup>※1</sup>	委託分 <sup>※2</sup>	
伝庫の家	木造	棟	1	130.7 m <sup>2</sup>		130.7 m <sup>2</sup>	
長屋門	木造	棟	1	128.1 m <sup>2</sup>		128.1 m <sup>2</sup>	
里山交流館	木造	棟	1	568.2 m <sup>2</sup>		568.2 m <sup>2</sup>	
木工棟(茅葺)	木造	棟	1	140.9 m <sup>2</sup>		140.9 m <sup>2</sup>	
木工棟(瓦葺)	木造	棟	1	100.9 m <sup>2</sup>		100.9 m <sup>2</sup>	
便所棟 (長屋門前駐車場)	木造	棟	1	34.9 m <sup>2</sup>		34.9 m <sup>2</sup>	
里山情報館	木造	棟	1	100.9 m <sup>2</sup>		100.9 m <sup>2</sup>	
便所棟(農家のにわ)	木造	棟	1	88.4 m <sup>2</sup>		88.4 m <sup>2</sup>	
農村舞台	木造	棟	1	272.5 m <sup>2</sup>		272.5 m <sup>2</sup>	
農村舞台控室棟	木造	棟	1	64.0 m <sup>2</sup>		64.0 m <sup>2</sup>	
白拍子の家	木造	棟	1	201.1 m <sup>2</sup>		201.1 m <sup>2</sup>	
厨房棟	木造	棟	1	167.2 m <sup>2</sup>	27.0 m <sup>2</sup>	140.2 m <sup>2</sup>	委託分はプロパン庫を含む
相談が辻の家	木造	棟	1	126.3 m <sup>2</sup>		126.3 m <sup>2</sup>	
便所棟(相談が辻の家)	木造	棟	1	25.2 m <sup>2</sup>		25.2 m <sup>2</sup>	
便所棟(サンデン休憩所)	木造	棟	1	52.4 m <sup>2</sup>		52.4 m <sup>2</sup>	
サンデン休憩所	木造	棟	1	48.5 m <sup>2</sup>		48.5 m <sup>2</sup>	
管理棟	木造(一部RC)	棟	1	678.0 m <sup>2</sup>		678.0 m <sup>2</sup>	
便所棟(めだか池)	RC	棟	1	13.9 m <sup>2</sup>		13.9 m <sup>2</sup>	施工予定
便所棟 (森のゾーンA駐車場)	RC	棟	1	13.9 m <sup>2</sup>		13.9 m <sup>2</sup>	
便所棟 (森のゾーンB駐車場)	RC	棟	1	13.9 m <sup>2</sup>		13.9 m <sup>2</sup>	施工予定
合計				2,969.9 m <sup>2</sup>	27.0 m <sup>2</sup>	2,942.9 m <sup>2</sup>	

※1 都市公園法第5条第2項の許可に基づき、公園管理者以外の者が管理する施設の面積

※2 面積のうち、事業者が管理する施設の面積

収益施設一覧

(別紙 6)

収益施設名	面積	普通車	大型車	障害者用	自動二輪	備考
藍那口大型駐車場	933.0㎡	—	5台	—	—	必須
森のゾーン身障者用駐車場	179.5㎡	—	—	3台	—	必須
森のゾーンB駐車場	4781.0㎡	218台	—	—	—	必須
売店(厨房棟)	27.0㎡	—	—	—	—	裁量
体験学習施設 (里山活動体験林)	約18,000㎡	—	—	—	—	特別裁量施設
体験学習施設 (里地活動体験農地)	約17,000㎡	—	—	—	—	特別裁量施設
自動販売機	7か所7台	—	—	—	—	5.29㎡ 必須
合計	40925.8㎡	218台	5台	3台	0台	

特別裁量施設…体験学習施設の有無、面積、運営日時については別途協議する。詳細は、「別紙9 国営明石海峡公園収益施設等管理運営規定書 第2編第6章 体験学習施設」を参照。

■ 臨時駐車場

収益施設名	面積	普通車	大型車	障害者用	自動二輪	備考
藍那口A駐車場	1,610.0㎡	38台	—	—	—	
藍那口B駐車場	562.0㎡	34台	—	—	—	
藍那口C駐車場	1868.0㎡	44台	—	—	—	
藍那口D駐車場	1886.0㎡	37台	—	—	—	
藍那口E駐車場	2688.00㎡	40台	—	—	—	
森のゾーンA駐車場	3892.6㎡	119台	—	—	—	
しあわせの村連絡口駐車場	1564.0㎡	58台	—	—	—	
合計		370台	0台	0台	0台	

## 施設点検記録簿

施設名	点検箇所	点検項目	備考
建物 管理棟 長屋門 古民家 情報館 農村舞台 農村舞台控室 交流館 木工棟 厨房棟 休憩所 便所 倉庫	窓・扉	破損(ガラス、窓枠、扉)	
	給水施設	破損・故障(タンク、コック、バルブ)・つまり・漏水・その他	
	電気設備	破損・点灯・切断・その他	
	排水施設	破損・つまり・その他	
	その他	案内板・古民具・その他	
施設工作物 園路・広場	路面	破損・不陸・排水不良・障害物	
	階段	破損・亀裂・沈下・その他	
	池	破損・漏水・亀裂・その他	
	噴水・水施設	破損・漏水・亀裂・運転	
	カルバート・橋	破損・腐食・段差等	
	擁壁	破損・亀裂・沈下・その他	
	外柵・門扉等	破損・ぐらつき・倒れ・施錠・その他	
	その他	看板・セーフティーコーン・その他	
遊具施設	遊具	破損・ぐらつき・その他	
水道設備	上水道設備	破損・異常(ポンプ、バルブ)・漏水・つまり・その他	
	下水道設備	破損・異常(ポンプ、バルブ)・漏水・その他	
電気設備	照明関係	破損・点灯・その他	
	動力関係	破損・故障・運転・その他	
	受電盤・配電盤	破損・通電の有無・送電の有無・その他	
	通信設備	破損・通話の有無(凱錠、内線、専用線、FAX)・放送の有無(エリア確認等)・その他	
植物	倒木・折木・その他		
(特記事項)			

(別紙 8)

情報通信設備一覧表

設備名	数量	停電時	備考
NTT電話回線	4回線	使用可	管理センター、里山交流館
パソコン通信回線	2回線	使用不可	管理センター、里山交流館・長屋門
FAX	1回線	使用可	管理センター、里山交流館
監視用カメラ	9台	使用不可	長屋門付近、遊びの森、森のゾーン駐車場A、森のゾーンB駐車場、身障者用駐車場、白川口
内線電話	19台	使用不可	管理センター、長屋門、情報館、交流館、相談が辻の家、
園内放送設備	1式	使用不可	管理センター、長屋門
非常電話	6箇所	使用可	サンデン休憩所、遊びの森、めだか池、森のゾーン駐車場A・B、つつじの広場
無線機	14台	使用可	長屋門
テレビ	2台	使用不可	里山交流館・里山情報館
拡声器	3台	使用可	里山交流館
メガホン	2台	使用可	長屋門

応急処置資機材等一覧表

品名	数量	保管場所
発電器	2	ツイン倉庫B・長屋門
消防ポンプ	1	ツイン倉庫B
消火器	30	管理棟(5)相談が辻の家(4)長屋門(2)里山交流館(2)伝庫の家(1)白拍子の家(2)厨房棟(2)木工棟瓦葺(1)木工棟茅葺(2)里山情報館(1)サンデン休憩所(1)農村舞台(2)農村舞台控室(1)長屋門倉庫(1)白拍子倉庫(1)ツイン倉庫A(1)ツイン倉庫B(1)サンデン便所棟(1)
防火水槽	1	里山交流館庭先
投光器	2	ツイン倉庫B
ブルーシート	10	管理棟、里山交流館、長屋門倉庫、
ロープ	50m	ツイン倉庫B
ツルハシ	1	里山交流館
土のう袋(1トン袋)	10袋	ツイン倉庫B
スコップ	21	里山交流館(2)、長屋門倉庫(1)、伝庫の家(1)、ツイン倉庫B(17)、
ハンマー(大)	1	ツイン倉庫B
コーン	50	ツイン倉庫A(50)、長屋門
ソファベッド	1	里山交流館
救急箱	5	管理棟・サンデン休憩所・相談が辻の家・長屋門・里山交流館
AED	2	長屋門・里山交流館

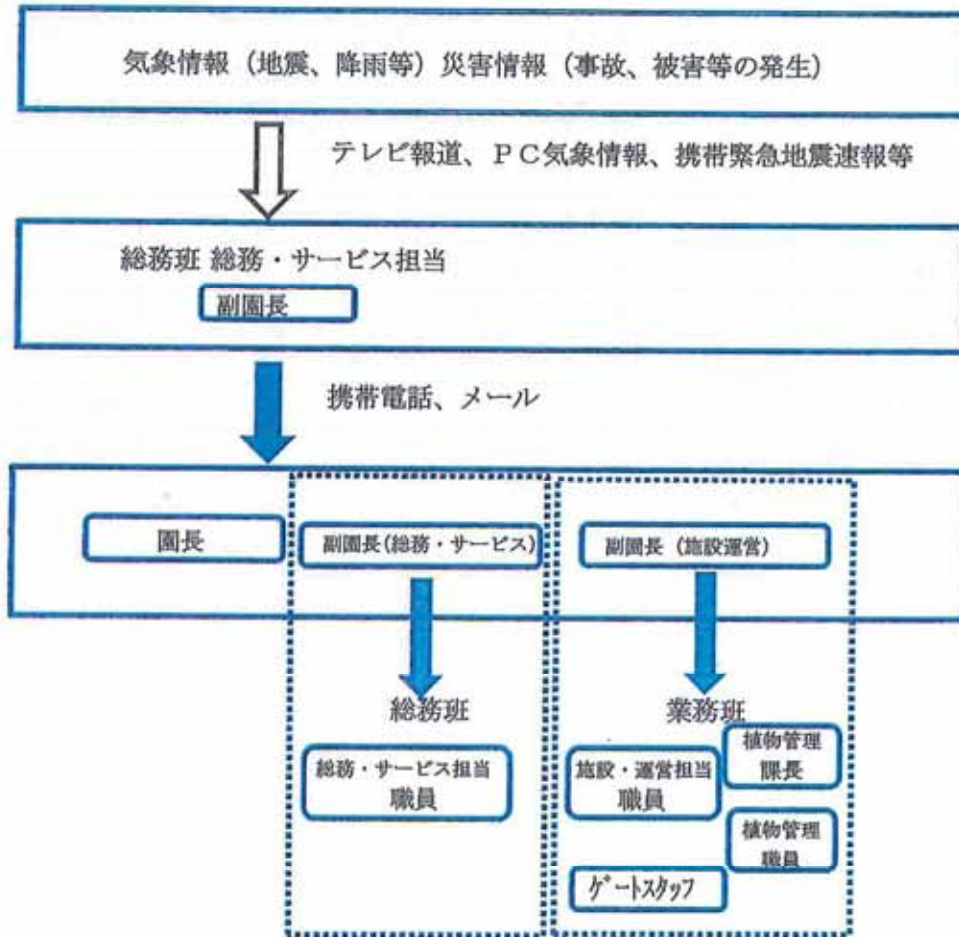
(別紙 10)

公園管理車両一覧表

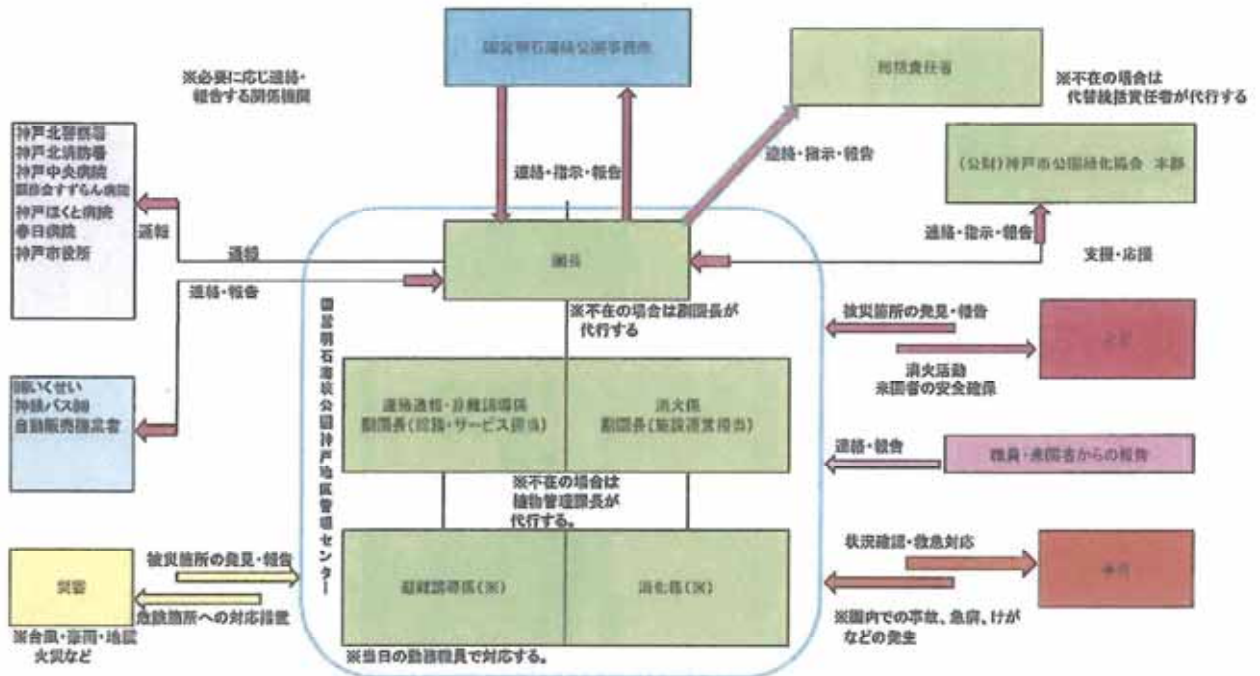
車名	乗車定員	ナンバー	形状	区分
ヴィッツ	5人	神戸 503 ら 1982	セダン トヨタ	リース車両
ハイエース	10人	神戸 800 そ 5608	車椅子対応福祉車両	〃
軽トラック	2人	神戸 480 ね 1140	ダンプタイプ	〃
軽トラック	2人	神戸 480 む 9380	平積タイプ	〃
軽自動車	4人	神戸 480 む 9379	ワゴンタイプ	〃
軽自動車	4人	神戸 480 は 4462	ワゴンタイプ	〃
スクーター	1人	神戸市 28A17489	ホンダ	〃
スクーター	1人	神戸市 28A17490	ホンダ	〃
アシスト付自転車	1人			維持管理
アシスト付自転車	1人			維持管理

災害対策部組織

明石海峡公園神戸地区管理センター 災害時連絡系統図



【緊急時連絡体制】(神戸地区)



緊急連絡体制  
関係連絡先一覧

【平成20年(月)日現在】

【兵庫県-神戸市公園緑化協会グループ関係】神戸地区

【園長代行】	TEL: 078-800-XXXX	FAX: 078-800-XXXX
副園長(交通・防災担当)	TEL: 078-800-XXXX	FAX: 078-800-XXXX
副園長(消防担当)	TEL: 078-800-XXXX	FAX: 078-800-XXXX
副園長(災害担当)	TEL: 078-800-XXXX	FAX: 078-800-XXXX
副園長(火災担当)	TEL: 078-800-XXXX	FAX: 078-800-XXXX
副園長(その他)	TEL: 078-800-XXXX	FAX: 078-800-XXXX

【(公財)神戸市公園緑化協会】	TEL: 078-756-8333	FAX: 078-795-3344
園長	TEL: 078-756-8333	FAX: 078-795-3344
副園長	TEL: 078-756-8333	FAX: 078-795-3344
職員	TEL: 078-756-8333	FAX: 078-795-3344

【PCC法人 新(仮)管の会】	TEL: 078-800-XXXX	FAX: 078-800-XXXX
代表取締役	TEL: 078-800-XXXX	FAX: 078-800-XXXX
副代表取締役	TEL: 078-800-XXXX	FAX: 078-800-XXXX
職員	TEL: 078-800-XXXX	FAX: 078-800-XXXX

被災時の連絡は、基本例に園長から優先連絡は①～③とし、不在の場合は次番号に連絡する。

※事故・ケガ-その他の場合

園長	副園長(交通・防災担当)	副園長(消防担当)	副園長(災害担当)	副園長(火災担当)	副園長(その他)
副園長(交通・防災担当)	副園長(消防担当)	副園長(災害担当)	副園長(火災担当)	副園長(その他)	副園長(その他)

【連絡・指示する関係機関】

【国土交通省 国土院 公園部(防災課)】	TEL: 03-3502-XXXX	FAX: 03-3502-XXXX
課長	TEL: 03-3502-XXXX	FAX: 03-3502-XXXX
副課長	TEL: 03-3502-XXXX	FAX: 03-3502-XXXX
職員	TEL: 03-3502-XXXX	FAX: 03-3502-XXXX

【国土交通省 建設地方提供局(神戸支所)】	TEL: 078-800-XXXX	FAX: 078-800-XXXX
課長	TEL: 078-800-XXXX	FAX: 078-800-XXXX
副課長	TEL: 078-800-XXXX	FAX: 078-800-XXXX
職員	TEL: 078-800-XXXX	FAX: 078-800-XXXX

【園長代行】	TEL: 078-800-XXXX	FAX: 078-800-XXXX
副園長(交通・防災担当)	TEL: 078-800-XXXX	FAX: 078-800-XXXX
副園長(消防担当)	TEL: 078-800-XXXX	FAX: 078-800-XXXX
副園長(災害担当)	TEL: 078-800-XXXX	FAX: 078-800-XXXX
副園長(火災担当)	TEL: 078-800-XXXX	FAX: 078-800-XXXX
副園長(その他)	TEL: 078-800-XXXX	FAX: 078-800-XXXX

【(公財)神戸市公園緑化協会】	TEL: 078-756-8333	FAX: 078-795-3344
園長	TEL: 078-756-8333	FAX: 078-795-3344
副園長	TEL: 078-756-8333	FAX: 078-795-3344
職員	TEL: 078-756-8333	FAX: 078-795-3344

【(公財)神戸市公園緑化協会 本部】

園長	副園長(交通・防災担当)	副園長(消防担当)	副園長(災害担当)	副園長(火災担当)	副園長(その他)
副園長(交通・防災担当)	副園長(消防担当)	副園長(災害担当)	副園長(火災担当)	副園長(その他)	副園長(その他)

【(公財)神戸市公園緑化協会】

【(公財)神戸市公園緑化協会 本部】	TEL: 078-756-8333	FAX: 078-795-3344
園長	TEL: 078-756-8333	FAX: 078-795-3344
副園長	TEL: 078-756-8333	FAX: 078-795-3344
職員	TEL: 078-756-8333	FAX: 078-795-3344

【(公財)神戸市公園緑化協会 本部】	TEL: 078-756-8333	FAX: 078-795-3344
園長	TEL: 078-756-8333	FAX: 078-795-3344
副園長	TEL: 078-756-8333	FAX: 078-795-3344
職員	TEL: 078-756-8333	FAX: 078-795-3344

【(公財)神戸市公園緑化協会 本部】	TEL: 078-756-8333	FAX: 078-795-3344
園長	TEL: 078-756-8333	FAX: 078-795-3344
副園長	TEL: 078-756-8333	FAX: 078-795-3344
職員	TEL: 078-756-8333	FAX: 078-795-3344

【(公財)神戸市公園緑化協会 本部】	TEL: 078-756-8333	FAX: 078-795-3344
園長	TEL: 078-756-8333	FAX: 078-795-3344
副園長	TEL: 078-756-8333	FAX: 078-795-3344
職員	TEL: 078-756-8333	FAX: 078-795-3344

【(公財)神戸市公園緑化協会 本部】

園長	副園長(交通・防災担当)	副園長(消防担当)	副園長(災害担当)	副園長(火災担当)	副園長(その他)
副園長(交通・防災担当)	副園長(消防担当)	副園長(災害担当)	副園長(火災担当)	副園長(その他)	副園長(その他)



(様式1)

参集配置状況表(各班)

報告日時	月	日	時	分
報告書				
受報者				

園長 殿

平成 年 月 日 時 分現在の配置状況は以下の通り。

班名	職名	氏名	出勤	休暇 帰宅	出張	備考
定員 ( )名						

## 台風等自然災害発生予想時等における園内巡視要領

(適用)

第1条 本要領は、台風、集中豪雨等の異常気象によって国営明石海峡公園神戸地区に被災の恐れがある場合あるいは安全対策を必要とする場合における園内の巡視に関して必要な事項を定めるものである。

(巡視経路及び巡視体制)

第2条 園内の巡視は原則として以下の経路について2班各2名で行うものとし、状況に応じ、適宜巡視経路、巡視体制を設定するものとする。

1班： 管理センター→白川口入口→森のゾーンB駐車場→サンデン休憩所→ 小野水田→相談が辻の家→小野だんだん畑→白拍子柵田→白拍子の家 →厨房棟→白拍子だんだん畑→長屋門→伝庫の家→情報館→農村舞台 →農村舞台控室→もみじ谷→管理センター
2班： 里山交流館→木工棟(茅葺)→木工棟(瓦葺)→ツイン倉庫→藍那口→ 多目的広場→せせらぎ広場→かんきつ山→めだか池→くり林→代が谷柵田 →里山美林地区→森のゾーンA駐車場→遊びの森→管理センター

(巡視時の主要点検項目)

第3条 巡視に当たっては、主として以下の項目について点検を行うものとする。

- |  |
|--|
| ・建物内部への漏水、窓ガラス等の損傷<br>・農作物の倒伏、樹木枝葉の倒木、折損、散乱<br>・法面の崩壊、土砂崩れ、園路の陥没<br>・石組み、護岸のゆるみ、傾斜、倒壊<br>・休憩所屋根材の破損<br>・その他公園の利用の支障となる事柄 |
|--|

(巡視時の装備)

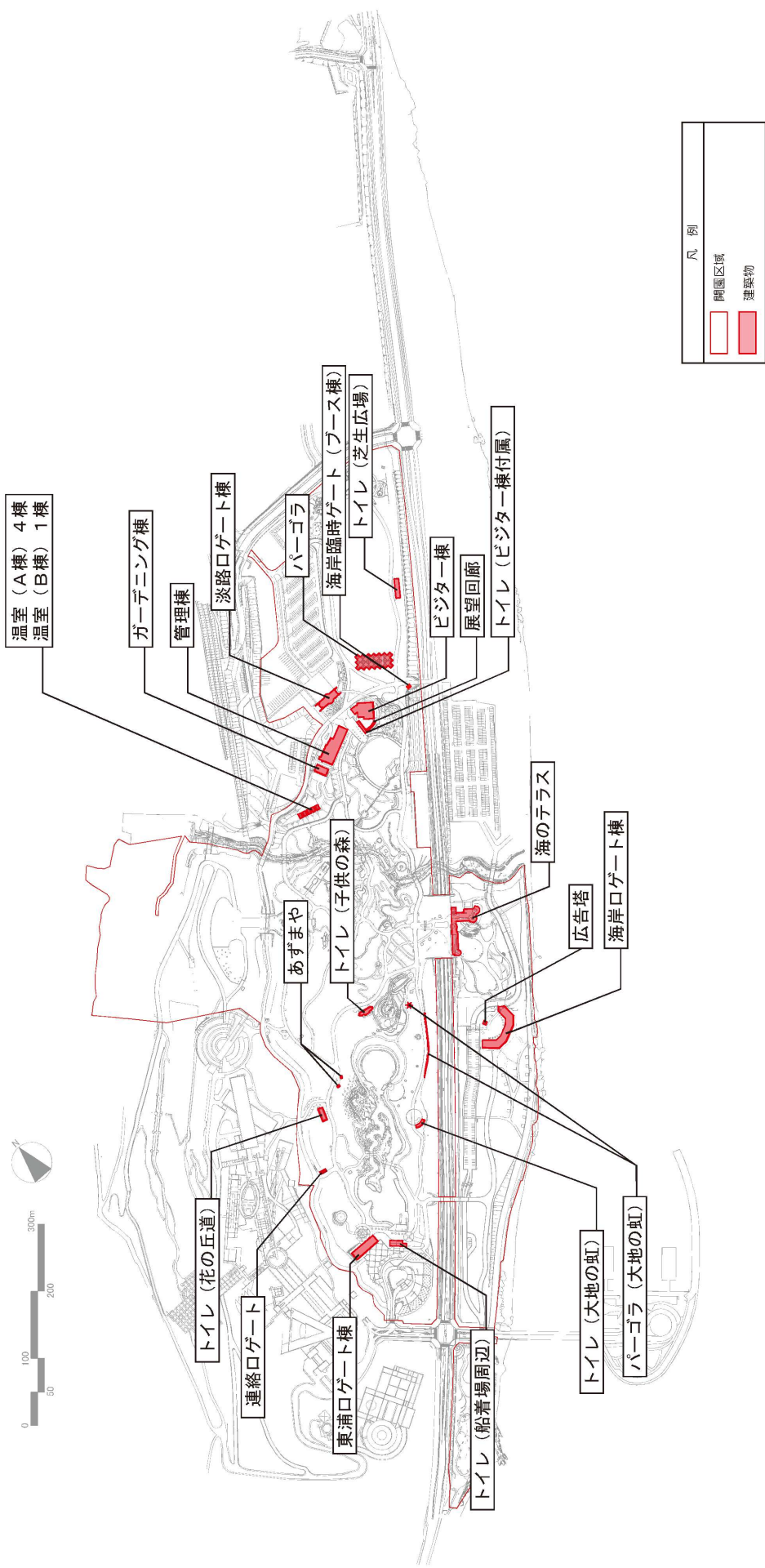
第4条 巡視に当たっては無線機を携帯の上、強風時にあつてはヘルメットを着用するものとする。

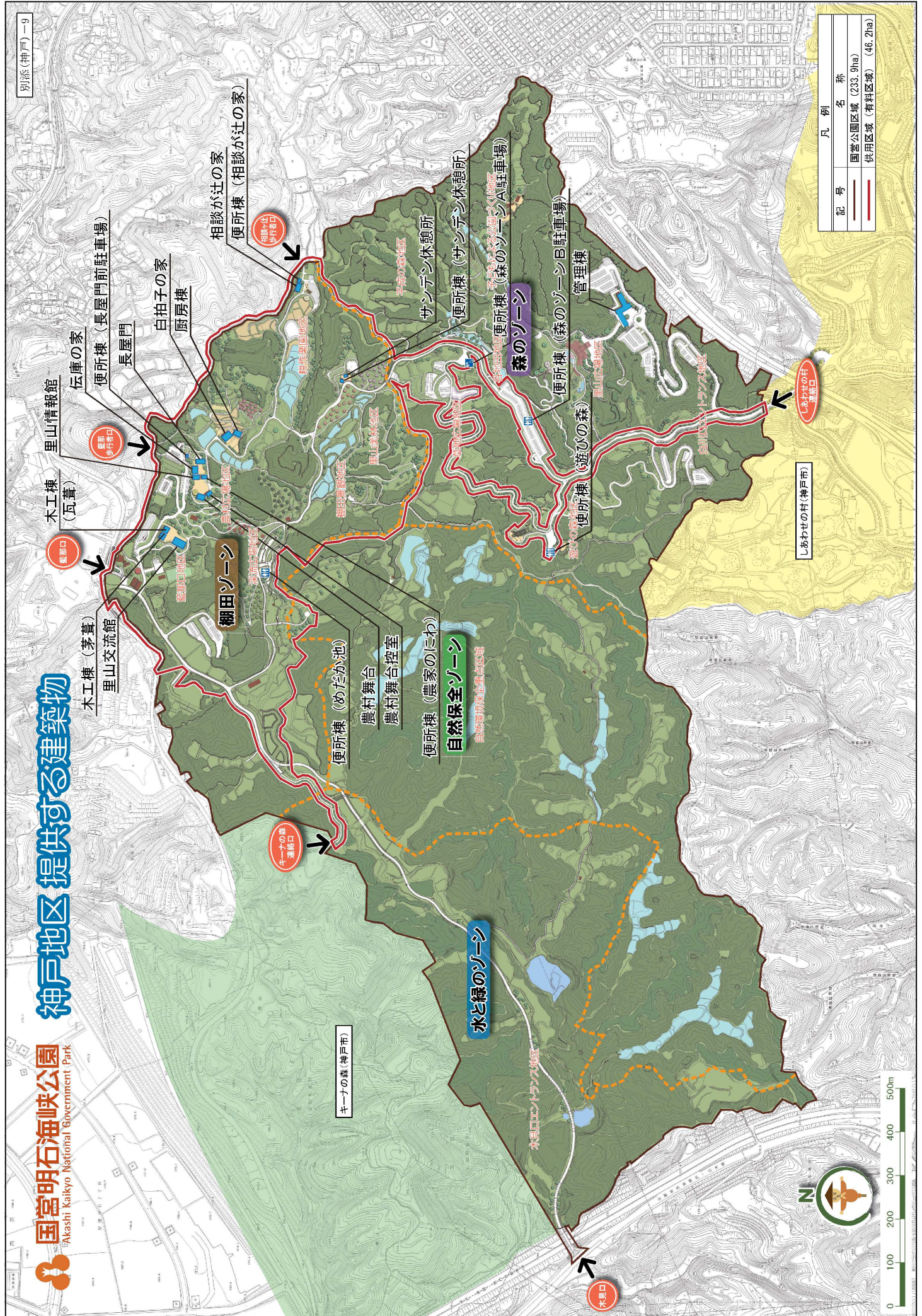
(巡視報告)

第5条

- 1 巡視において公園施設の損傷その他公園の利用に支障を及ぼす恐れのある事象を発見した場合には、臨機の応急措置を取るとともに、直ちにその旨を神戸地区管理センターあて報告するものとする。
- 2 巡視終了後は、速やかに巡視報告書(別添様式-2による)を提出するものとする。







**神戸地区 提供する建築物**

**国営明石海峡公園**  
Akashi Kaikyo National Government Park

別添 (神戸) 一〇

記号	凡例	名称
(Symbol)	(Symbol)	国営公園区域 (233.9ha)
(Symbol)	(Symbol)	料用区域 (有料区域) (46.2ha)

## 提供施設等の取扱い

運営維持管理業務共通仕様書第33条に基づく建築物及び機械器具等の無償提供等については、下記により取り扱うものとする。

### 記

#### 1. 取扱い

- (1) 運営維持管理業務受託者(以下「乙」という。)は、建築物及び機械器具等(以下「提供施設等」という。)を善良なる管理者の注意を持って使用しなければならない。
- (2) 乙は、提供施設等を本受託業務以外に使用してはならない。
- (3) 乙は、提供施設等の維持管理は、提供施設等を適正に維持管理しなければならない。
- (4) 乙は、提供施設等の修繕、模様替え等の行為(維持のための修繕等で軽微なものを除く。)をしようとするときは、委託者(以下「甲」という。)の承認を受けなければならない。
- (5) 乙の責に帰すべき理由により提供施設等を滅失し又は棄損したときは、乙の負担において補てんし又は修理しなければならない。ただし、乙の故意又は重大な過失によらない場合は、この限りでない。

#### 2. 物品の取扱い

- (1) 乙は、物品の貸付を受けた時は、甲の指定する様式により借受書を提出しなければならない。
- (2) 乙は業務委託契約が完了した場合、又は解除になった場合は、提供施設等を提供施設等返納書(別紙様式第1)により、直ちに甲に返還しなければならない。

#### 3. 報告及び検査

- (1) 乙は、毎月提供された機械器具のうち、別に定めるものについて提供施設等使用実績報告書(別紙様式2)を翌月末日迄に甲に提出しなければならない。
- (2) 乙は、提供施設等を返納する場合、甲の行う検査に合格しなければならない。

#### 4. 提供施設等の処分

- (1) 提供施設等が、その使用年数、能力等から勘案して引き続き使用することが困難な場合、乙の責に帰さない事由等により、老朽化、損傷等により利用価値が無くなったと認められる場合は、廃棄することができる。  
廃棄する場合は、その都度書面により甲に協議しなければならない。  
廃棄に要する費用は、乙の負担とする。

(別紙様式1)

平成 年 月 日

\_\_\_\_\_ 殿

住所  
氏名

印

## 提供施設等返納書

下記のとおり提供物件を返納いたします。

件名				契約年月日	
物件名	規格	単位	数量	提供年月日	備考

(備考)用紙の大きさは、日本工業規格A4縦とする。

提 供 施 設 等 使 用 実 績 報 告 書

(自 日)

年 月 分

(至 日)

借受人 印

作成者氏名 印

現場監督員の認印 印

提供物件名	提供物件番号	主な作業内容	主な作業の 作業量 (走行キロ数)	稼働状況		維持修繕費	主な修理箇所 及び取替部品名	摘要
				運転日数	運転時間			

(備考) 1. 用紙の大きさは日本工業規格A4横とする。  
 2. 主な作業内容の欄は、提供物件を二種以上の異なる作業に使用したときは、運転時間又は運転日数の最も多い作業内容を記入する。  
 3. 主な作業の作業量の欄は、主な作業内容の欄に記入した作業の作業量を測定できるときに記入する。  
 4. 運転時間の欄は、運転時間の管理できない機械又は管理の必要のない機械については、記入を省略することができる。



## 取得した備品等の取扱い

残存する備品及び貸与備品については、下記により取扱うものである。

### 記

〔委託費で取得した備品〕

#### 1. 取扱い

- (1) 受注者は、備品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- (2) 前号の備品は、備品台帳に登載し管理しなければならない。
- (3) 受注者は、業務委託契約を締結した際に、支出負担行為担当官に残存備品要求書(様式第1)を提出するものとする。ただし、翌年度において、当該委託契約が引続き締結され継続して備品を使用する場合は残存備品継続使用承認申請書(様式第2)を支出負担行為担当官に提出し承諾を得るものとする。
- (4) 受注者は、業務委託契約が完了した場合又は解除になった場合は、備品を業務委託契約書第9条に基づく検査の結果、合格通知があった後、残存備品返納書(様式第3)により、国に返納しなければならない。
- (5) 受注者は、受注者の責に帰すべき事由により備品を滅失又は棄損したときは、受注者の負担において補てんし、又は修理しなければならない。ただし、受注者の故意又は重大な過失によらない場合はこの限りではない。

#### 2. 処分

- (1) 備品が、次の各号の一に該当すると認められる場合は、不用の決定をすることができる。
  - ① 備品の使用年数、能力等から勘案して当該備品を引続き使用することが困難であると認められる場合。
  - ② 備品が受注者の責に帰さない事由により、老朽化、損傷等により利用価値がなくなると認められる場合。
  - ③ 備品の修理用部品の補給が困難で、整備に多大な支障をきたすと認められる場合。

#### (2) 処分の方法

受注者は、前号に該当する備品を売払った場合は、その内容を証する書類を添えて国に書面により報告し、国の発行する納入告知書により国庫に納入するものとする。また、売払うことが不利(備品の売払価格が、当該備品の売払いのために要する費用に満たないと認められる場合)又は、売払う事ができないものは、破棄することができる。受注者は破棄した場合はその都度その旨を書面により国に報告しなければならない。

## 〔貸与備品〕

### 1. 取扱い

- (1) 受注者は、備品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- (2) 受注者は、業務委託契約を締結した際に、分任物品管理官に貸与備品要求書(様式第4)を提出し分任物品管理官の承諾を得るものとする。
- (3) 分任物品管理官は、貸与備品要求書を受理し問題なき場合は受注者へ貸与備品引渡通知書(様式第5)をもって承諾したものとする。
- (4) 受注者乙は、業務委託契約が完了した場合又は解除になった場合は、備品を業務委託契約書第9条に基づく検査の結果、合格通知があった後、貸与備品返納書(様式第6)により、国に返納しなければならない。
- (5) 受注者は、受注者の責に帰すべき事由により備品を滅失又は棄損したときは、受注者の負担において補てんし、又は修理しなければならない。ただし、受注者の故意又は重大な過失によらない場合はこの限りではない。

### 2. 処分

- (1) 備品が、次の各号の一に該当すると認められる場合は、不用の決定をすることができる。
  - ① 備品の使用年数、能力等から勘案して当該備品を引続き使用することが困難であると認められる場合。
  - ② 備品が受注者の責に帰さない事由により、老朽化、損傷等により利用価値がなくなつたと認められる場合。
  - ③ 備品の修理用部品の補給が困難で、整備に多大な支障をきたすと認められる場合。

#### (2) 処分の方法

受注者は、備品が前号に該当する事由により使用不能と認められる場合は、速やかに分任物品管理官に貸与備品返納書(様式第6)をもって報告し、使用不能備品を返納するものとする。

(様式第1)

平成 年 月 日

殿

住 所  
氏 名

印

## 残 存 備 品 要 求 書

平成 年度 H28-31 国営明石海峡公園運営維持管理業務 において

別紙 残存備品について使用したく要求します。

# 残 存 備 品 一 覧 表

取得年月日	品名	規格	数量	単価	価格	経費区分	適用

(様式第2)

平成 年 月 日

殿

住 所  
氏 名

印

## 残 存 備 品 継 続 使 用 承 認 申 請

平成 年度 H28-31 国営明石海峡公園運営維持管理業務 において

別紙 残存備品について、平成 年 月 日まで継続使用したく申請します。

## 残 存 備 品 一 覧 表

取得年月日	品名	規格	数量	単価	価格	経費区分	適用

(様式第3)

平成 年 月 日

殿

住 所  
氏 名

印

## 残 存 備 品 返 納 書

平成 年度 H28-31 国営明石海峡公園運営維持管理業務 において、  
完了検査に合格したので、別紙 残存備品を返納します。

### 残 存 備 品 一 覧 表

取得年月日	品名	規格	数量	単価	価格	経費区分	適用



(様式第4)

平成 年 月 日

殿

住 所  
氏 名

印

## 貸 与 備 品 要 求 書

平成 年度 H28-31 国営明石海峡公園運営維持管理業務 において、  
別紙 貸与備品について支給を要求します。

様式第4別紙

## 貸与備品一覽表(機械器具等)

〔国営明石海峡公園事務所〕

機械器具名	規格	単位	数量	貸与年月日	備考

(様式第5)

平成 年 月 日

殿

住 所  
氏 名

印

## 貸 与 備 品 引 渡 通 知 書

平成 年度 H28-31 国営明石海峡公園運営維持管理業務 において、  
別紙 貸与備品について支給するから通知する。



(様式第6)

平成 年 月 日

分任物品管理官 近畿地方整備局  
国営明石海峡公園事務所長 殿

住 所  
氏 名

印

## 貸 与 備 品 返 納 書

平成 年度 H28-31 国営明石海峡公園運営維持管理業務 において、  
完了検査に合格したので、別紙 貸与備品を返納します。

様式第6別紙

貸与備品一覽表(機械器具等)

[国営明石海峡公園事務所]

機械器具名	規格	単位	数量	貸与年月日	備考(使用不能理由)

(様式第7)

平成 年 月 日

分任物品管理官 近畿地方整備局  
国営明石海峡公園事務所長 殿

住 所  
氏 名

印

## 貸 与 備 品 返 納 書

平成 年度 H28-31 国営明石海峡公園運営維持管理業務 において、  
貸与している別紙備品について使用不能と認められるため返納します。





# 国 営 明 石 海 峡 公 園

## 整備・管理運営プログラム

平成 32 年度までの整備及び管理運営方針



国営明石海峡公園の概要	1
今後五年間の整備・管理運営の重点事項	8
整備方針（淡路地区・神戸地区）	9
管理運営方針	11
公園事業の効果	14

平成 29 年 3 月

国土交通省 近畿地方整備局 国営明石海峡公園事務所

# 自然と人との共生、人と人との交流

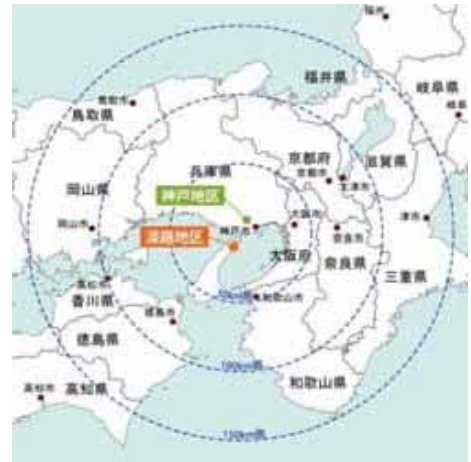
国営明石海峡公園は、明石海峡大橋を挟んだ周辺地域の広域的なレクリエーション需要に応えるため、兵庫県淡路市の『淡路地区』と神戸市北区、西区の『神戸地区』の2地区で整備を行っている全体計画面積 330ha の国営公園です。

基本テーマは『自然と人との共生、人と人との交流』。

淡路地区は、緑を失った土取り場跡地を花いっぱい海辺の交流空間として再生し、神戸地区は、大都市の近郊で里地里山文化を体験できる公園づくりを行っています。

淡路地区は平成14年3月に一部開園し、神戸地区は平成28年5月に一部開園して運営を開始したところです。

## ■広域位置図



## ■位置、計画面積

	淡路地区	神戸地区
コンセプト	「海辺の園遊空間」	「里地里山文化公園」
概要	国際的でリゾート感溢れる海辺の園遊空間の創造を基本として、隣接施設と連携を図りながら整備を進めており、平成29年4月現在、計画面積(96.1ha)の約42%となる40.4haが開園しています。	大都市近郊で、豊かで広大な里山環境を守り育てながら、ゆとりある身近な森として利用できるよう整備を進めており、平成29年4月現在、計画面積(233.9ha)の約18%となる41.3haが開園しています。
位置	兵庫県淡路市	神戸市北区・西区
計画面積	96.1ha (うち40.4ha開園)	233.9ha (うち41.3ha開園)

## ■供用の経緯

淡路地区	
H7年度	国営明石海峡公園(文化・交流ゾーン、海岸ゾーン)都市計画事業承認
H13年度	第1期開園(30.1ha)文化・交流ゾーン及び海岸ゾーンの一部
H15年度	第2期開園(6.2ha) 移ろいの庭、芝生広場
H16年度	第3期開園(0.9ha)ピジター棟、淡路口ゲート、芝生広場大型複合遊具
H22年度	第4期開園(2.3ha)淡路口駐車場、9号園路
H28年度	第5期開園(0.9ha)淡路口駐車場、細園路等
神戸地区	
H8年度	国営明石海峡公園(神戸地区)都市計画事業承認
H28年度	第1期開園(41.3ha)棚田ゾーン、森のゾーン、自然保全ゾーンの各一部

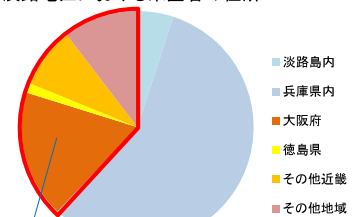
## ■淡路地区の入園者数の推移

○利用者数は増加傾向にあり、近年の年間利用者は50万人を超えるようになりました。



○広域的に誘致を行い、約4割の利用者が県外から利用されています

淡路地区における来園者の住所



県外からの来園: 年間38% (H23~H26平均)

(大規模な花修景が楽しめる春の休日には、58%が県外から(H26))

## ■淡路地区の概要

淡路地区は、国際的な交流の場として、周辺との役割分担を図りながら、大規模な土取り場跡地の自然を回復し、新たな園遊空間の創出を図っています。

### ◆整備方針

1. 自然回復と望ましい環境形成を目指す
2. 「花」「海」「島」を活かしたランドスケープと園遊空間の場づくりを図る
3. 21世紀の快適な都市づくりとライフスタイルに新たな提案を行う
4. 周辺との連携で核となる整備を図る



#### ◇展望ゾーン（未開園）

国営公園、国際公園都市の背景として斜面緑地を整備保全。明石海峡大橋、大阪湾を一望できる展望の場とする。

#### ◇文化・交流ゾーン（部分開園中）

瀬戸内海、淡路島の自然・歴史・文化を基調に、国際交流にふさわしい園遊空間を整備する。

#### ◇海岸ゾーン（部分開園中）

海岸レクリエーション利用の場となるとともに、海の玄関口として港湾施設との連携利用を図る。

## ○施設配置図



○開園している主な施設 <淡路地区>

施設名	写真	施設概要
① 滝のテラス		水上につくられたテラス。岩の合間から流れる7つの滝の音を感じながら、のんびりと水辺のお散歩が楽しめます。
② 月のテラス		紀淡海峡につながるダイナミックな風景が楽しめるっておきのビューポイント。ネモフィラの咲く季節には、空と海とネモフィラの青がとけあう風景がお楽しみいただけます。
③ 空のテラス		淡路特産の瓦を使った小庭園で、園内の緑と空と大阪湾の海が見渡せる見晴しスポット。
④ たこさん花壇		東浦口ゲートを入ってすぐのところにある“明石”ならではのたこをモチーフにした立体花壇は、いつでも季節ごとの花でお出迎えます。
⑤ 花火鳥花壇		阪神・淡路大震災からの再生と復活の祈りを込めた高さ4m長さ30mの花火鳥は大人も見上げる大きさ。季節により花の種類が変わり、花火鳥も衣がえします。
⑥ 大地の虹		春はチューリップ、夏はヒマワリ、秋はコスモスと季節の花々が虹のように咲きほこります。まるで、虹から虹へと散歩しているような雰囲気味わえます。
⑦ 花の中海		スワンボートに乗って、中海と水路をめぐりながら、四季の花の色や香りを感じていただけます。かわいいカモたちとのふれあいも楽しみのひとつ。
⑧ 海のテラス		園内で最も海に近いテラス。大阪湾の海はもちろん、天気の良い日には本州の山々もくっきり見ることができます。

## ■神戸地区の概要

神戸地区は、土地の歴史・文化を含めた自然環境を保全し、自然との共生を中心とした伝統的な自然観を継承することによって、いのちの賑わいが豊かな「里地里山文化公園」を目指します。

### ◆整備方針

1. 歴史・文化を含めたこの土地の里地里山の景観を、新たな技術を導入しながら再生し、継承していくことを目指す
2. 国際都市神戸に位置することから、自然と人との共生という伝統的な日本人の自然観を海外の人々にも発信することを目指す
3. 誰もが利用できる都市公園というレクリエーションの場を活用して、里地里山文化を体感できるとともに、大規模な里地里山を「動態」として保全し、これを継承していく際のモデルとなる公園づくりを目指す
4. 環境保全と豊かな暮らしを同時に求める、持続可能な新しいライフスタイルの提案を目指す



- ◇棚田ゾーン（部分開園中）  
棚田やため池などの里地里山風景を楽しめ、農村生活や工芸体験ができる施設を整備します。
- ◇森のゾーン（部分開園中）  
緑に囲まれた環境の中、自然を学び、楽しむ野外フィールドを整備します。
- ◇自然保全ゾーン（部分開園中）  
管理と利用のバランスを保ちながら、貴重な動植物の生息・生育環境を保全します。
- ◇水と緑のゾーン（未開園）  
隣接するキーナの森とともに自然環境との生物多様性のネットワークを保全・形成します。

## ○施設配置図



1 里山交流館と木工棟

2 里山情報館

3 伝庫の家と農家のにわ

4 白拍子棚田・だんだん畑

5 小野水田

6 めだか池

7 つつじの広場

8 里山美林

○開園している主な施設 <神戸地区>

施設名	写真	施設概要
① 里山交流館と木工棟		屋内での環境学習やセミナーなどを行う「里山交流館」と工作などクラフト体験ができる「木工棟」では、里地里山の学習や素材を生かした体験ができます。
② 里山情報館		公園のインフォメーションセンター。市民団体による生き物や標本の展示、公園内の見どころ、イベント情報など公園の魅力を発信します。
③ 伝庫の家と農家のにわ		移築された茅葺き民家「伝庫の家」は、17世紀中期に建てられた典型的な農家の家屋です。
④ 白拍子棚田・だんだん畑		棚田ゾーンの中心にある白拍子(しらべし)棚田、だんだん畑は、昔からの地形を生かして急な法面の畦を再生し、水田耕作や畑作を行っています。
⑤ 小野水田		農作業や収穫などの体験プログラムの中心地であり、谷戸の大らかな水田、畑、蓮田が広がります。
⑥ めだか池		池の上に木製デッキが渡してあり、里山に生きる水辺の生きものを観察することができます。
⑦ つつじの広場		春先には、コバノミツバツツジが咲く美しく手入れされた明るい里山林をのんびり散策できます。
⑧ 里山美林		繁茂した竹や樹木を間伐し手入れした里山林。足元まで光が差し込む明るい落葉樹林です。

## ■国営明石海峡公園のストック効果

### <淡路地区>

#### 土取り跡地の自然再生

昭和30年代後半から平成6年まで、関西ベイエリアの埋立て用土砂として約1億 $m^3$ が搬出された岩盤剥き出しの土地に、公園事業によりなだらかな地形や人工池をつくり、約340種類8万本を超える植物を植栽しました。今では樹木が生長し、失われた緑が美しく回復しています。



整備前  
(1994年)



整備後  
(2000年)

#### 観光・交流の拠点

年間を通じ立体的で多品種の花壇デザインによる美しい花の景色を創出し、花の島・淡路島を代表する観光の中心的な施設となっています。また、広い芝生広場や駐車場を活かし、地域の大規模イベントの会場として活用され、地域振興に貢献しています。



← 年間を通じて美しい花の景色を維持



← 淡路夏まつりには一日で約5万人が来園。平成28年のフィナーレには5,500発を超える花火が打ち上げられた。



← 野外音楽フェスには1日あたり7~8千人の若者層が来園

#### 広域的な防災力向上

淡路地区は、淡路鳴門自動車道に近くヘリの離着陸を遮るものがないなど陸・海・空のアクセスがよく、津波に対して安全<sup>\*</sup>であり、岩盤で液状化の可能性も低いという防災上有利な立地にあり、南海トラフ巨大地震などの大規模な災害発生時には広域防災拠点として機能します。

<sup>\*</sup>海岸ゾーンの地盤高は6m以上であり、兵庫県の南海トラフ巨大地震津波浸水シミュレーションにおける近傍点の最高津波水位は2m以下であることから、台地上への浸水はないと想定されています。

(兵庫県 南海トラフ巨大地震津波浸水シミュレーション 平成25年12月24日公表)より)



←ヘリコプター離発着訓練

#### 【コラム】 自衛隊との防災協定

淡路地区は広域防災拠点として指定されており、自衛隊や消防の物資の集積、臨時ヘリポート、部隊の露营地等として活用される拠点となります。2015年3月には自衛隊と「災害時等の国営公園の占有に関する協定」を結んでいます。

#### 環境学習・園芸福祉の場

地域の大学やボランティア団体等との連携により、小学生を対象とした環境学習(平成27年度:3回、223名参加)、植物の香り等を用いた園芸療法プログラム(平成27年度:7回 48名参加)や障がいのある方が花壇管理等に参加する園芸福祉(平成27年度:9回 211名参加)の場として活用されています。



園芸療法プログラム

## <神戸地区>

### 里山景観の再生・保全

神戸地区の区域は、数百年に渡って農業空間として維持されてきた豊かな里山でした。昭和 30 年代から燃料革命や生活スタイルの変化により手入れがされなくなり、ネザサやツル等が茂る荒れた状態だったのを、公園整備によってもう一度人の手を加え、里地里山の典型的な景観を蘇らせています。



整備前  
(2002 年)



整備後  
(2014 年)

### 伝統的な自然観の継承

二十四節気七十二候で表現される花の開花や虫や鳥の出現などの自然の変化に応じ、収穫・体験・自然観察などの多様なプログラムを提供します。公園という事業手法を活かし、子どもからお年寄りまで誰もが気軽に里山の営みに触れることで、自然と共生する日本人の自然観を伝えます。



水辺の生きもの観察会

#### 【コラム】 二十四節気七十二候とは？

太陽と月の動きを組み合わせた太陰太陽暦「旧暦」では、春夏秋冬をそれぞれ六つに分けた二十四節気やこれをさらに三つに分けた我が国固有の七十二候で季節を表していました。

### 市民参加による公園づくり

神戸地区は、整備段階から多くの市民団体との協働により事業を進めてきました。市民がボランティアとして里山や自然に関する知恵や技術を活かして地域の里地里山を保全するとともに、自身も楽しみながら来園者をおもてなしする、市民参加型の公園整備運営のモデル事業です。



とんど焼き



あいな里山まつり



### 地域の歴史・文化の発信

江戸時代建立とされる茅葺きの古民家や、伝統芸能の農村歌舞伎を演じることのできる農村舞台を活用して、地域に息づいていた暮らしの文化や当地周辺に多く残る源平合戦などに関する地域の歴史を伝えます。



← 江戸時代に建築された近隣の茅葺き 古民家の移築、公開



← 農村歌舞伎の上演の場を提供



## ● “花の公園島” 淡路 “大都市近郊の里山” 神戸 それぞれの 地域特性を活かした魅力ある公園づくりの推進

淡路地区においては、開園以来培ってきた高度な植栽技術を活かし、四季折々の花修景をさらに充実するとともに、海に面した大規模公園ならではのパノラマ眺望を楽しめる海岸ゾーンの追加開園により新たな魅力を加えていきます。

神戸地区においては、開園した棚田ゾーンにおける里山体験プログラムの充実や里山らしい花のみどころ整備等による景観向上を行うとともに、自然環境の中でのアクティビティなどの拠点となる次期整備区域・森のゾーンの計画づくりを進めます。

## ● 多様な主体の参画、連携の促進

ボランティアグループや市民団体との協働による体験プログラムの実施や、民間事業者との連携による音楽、文化、スポーツなど各種イベント開催を促進するとともに、追加開園区域において民による収益施設の導入等による公園資源の活用の可能性検討など、多様な主体の参画、連携を促進します。

## ● 地域との連携による観光振興への寄与

明石海峡を挟み高速道路でアクセスしやすい、約 30 分で結ばれた立地を活かした 2 地区の連携や、両地区の周辺施設（淡路地区：淡路夢舞台・県立公園等、神戸地区：しあわせの村、キーナの森等）との連携を一層促進し、地域観光の振興に寄与していきます。

また、里地里山文化などの情報発信の積極的な実施や、外国人向けのサービス（多言語リーフレット、Wi-Fi 等）充実によりインバウンド対応を進めます。

## ● 災害に強い地域づくりへの貢献

淡路地区においては、広域防災拠点の位置付けや自衛隊との災害時公園使用に関する協定等を踏まえ、関係機関との連携による防災訓練の実施等により、広域の防災機能向上への貢献を促進していきます。

また、老朽化しつつある自家発電装置等の適切な維持・更新も行き、非常時への備えを確保していきます。

<淡路地区>

# 海岸ゾーンの整備、リニューアルを進め、完成した施設を順次開園します

## ● 次期整備区域約12ヘクタールの整備計画

- ・明石海峡大橋を都市の日常から抜け出すゲートウェイとして、気分を“リセット”して、ゆっくりとした贅沢な時間を約束する淡路島体験へと誘(いざな)う拠点となる公園を目指します。
- ・花の景色づくりを中心としたエリアに加え、「国生みの島」の神話の舞台となった海の眺めと波音や香り、陽のひかり、風を五感で感じられる場所を提供し、魅力をアップします。
- ・海と山の自然に包まれながら、アウトドアのアクティビティやスポーツを楽しむことができる開放的な場所を提供します。

### シースケープ・フィールド (新規整備)

- ・大阪湾を望む高台の広場、波音を聞きながら景色を楽しむテラスや、海を五感で感じられるデッキでのんびり過ごし、海辺に続く園路を歩いてこれらのスポットを巡るなど、季節ごと、時間ごとに表情を変える多彩な海の魅力を楽しめるエリアにします。



### シースケープ・ラウンジ (新規整備)

- ・民間活力の導入により、海の眺望をテーマとしたレストラン・カフェ、物販や体験型サービスを提供する施設を集めるエリアにします。
- ・海辺をイメージした統一感のあるデザインによって、洗練された質の高い空間づくりを行います。



海岸ゾーンの整備イメージ

### アウトドア・ベース (バーベキュー広場のリニューアル)

- ・バーベキュー広場の再整備を行い、手ぶらバーベキューを中心として、ホテル並みのサービスが整えられたグランピングや本格的な屋外クッキングなど、質の高い海辺のアウトドア体験ができるエリアにします。



## <神戸地区>

### ● あいな 藍那口整備によるアクセス向上、茅場の追加整備



藍那口 整備イメージ図

平成 28 年 5 月に開園した棚田ゾーンについて、来園者のアクセスの利便性向上のため、藍那口の整備（県道接続部の付替え等）を行います。

また、茅葺き民家の持続的な維持管理のため、茅葺き屋根材の生産場となるかや場の整備を行い、自然と共生する里山の営みの体験の場の充実と施設補修のコスト縮減を図ります。

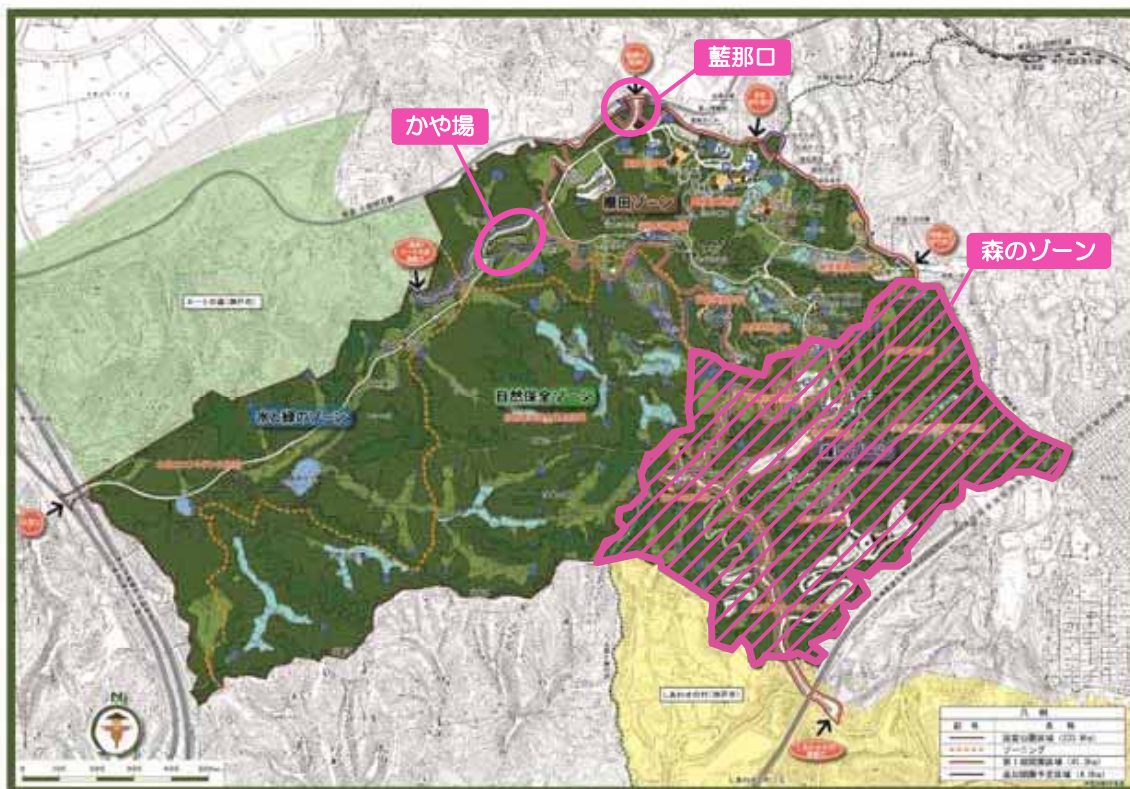
### ● 次期整備区域である森のゾーンの整備計画検討



森のゾーン 整備イメージ図

棚田ゾーンにつづく開園区域として、緑に囲まれた環境の中、子どもたちが自然を学び、楽しむ野外フィールドである森のゾーンの整備計画を策定し、早期着工を目指します。

計画検討にあたっては、里山環境や子どもの活動等に詳しい市民団体、教育機関との協働を進めていきます。



神戸地区 整備箇所図

## 2地区一体型の国営公園の特色を活かし、 広域的な利用促進を進めます

淡路地区は「海辺の園遊空間」、神戸地区は「里地里山文化公園」という異なる魅力を持ちながら、ともに神戸の中心地三宮から約 20km に位置しており、両地区間は阪神高速、明石海峡大橋を利用すれば、約 30 分で移動できる立地となっています。



### ● インバウンド対策の推進

#### トイレ洋式化、Wi-Fi 環境整備、多言語対応化

増加を見込む外国人来園者の利便性向上のため、トイレの洋式化、Wi-Fi 環境の整備や、リーフレット、園内サイン、券売機などの多言語化を進めます。

また、周辺施設と連携し、地域一体のインバウンド対策に取り組んでいきます。



多言語対応化イメージ

### ● バリアフリーの促進

#### 高齢者や小さなお子様連れにもやさしい公園

障害を持つ方が花や自然を楽しむことのできるイベントの充実や休憩コーナーの増設など、より多くの方に満足いただけるよう、バリアフリー・ユニバーサルデザインを意識した運営を行います。



レイズドベッドを使った植栽体験

### ● 安全な公園利用のための施設改修

淡路地区では、安全で快適な公園としての機能回復のため、老朽化した園路、遊具、放送通信施設などの施設改修を進めます。

神戸地区では、茅葺き屋根の定期的な補修などを行います。



園路改修イメージ

## ＜淡路地区＞

### ● 高度な植栽技術、デザインの工夫による季節の花の風景づくり

チューリップ、ダリヤ、コスモスなど四季折々の花修景や、多品種で立体的にデザインした花壇などの高度な植栽技術によって、季節ごとに関西屈指の花の風景づくりを行います。

およそ5年ごとに開催され淡路島全島各地で花、食、歴史、暮らしなどの魅力発信を行う“淡路花博”の期間においては、拠点施設の一つとして、大規模な花修景や情報発信を行います。



四季折々の花修景

### ● 多様なイベント開催による活性化、交流促進

これまで成功してきた大規模イベントに加え、良好なアクセスや海・花に囲まれた平坦な芝生広場等の立地条件を活かして、さらに多様な主体によるイベントを積極的に誘致し、地域の活性化、交流の促進に貢献します。



第10回淡路市夏祭り

### ● 周辺施設との連携による公園運営

隣接する、世界的な建築家安藤忠雄氏設計の淡路夢舞台のホテル、植物館、国際会議場や、周辺の公園、観光施設等との連携により、個性的で魅力ある利用コンテンツの開発を進めます。

また、公園の北側で進められている淡路市夢舞台サステイナブル・パーク創造事業と連携し、当地区の良好な都市生活基盤の形成に貢献します。



周辺施設と連携したイベント

### ● 広域防災拠点としての備え

大規模な災害発生時に災害派遣活動の拠点等としての運用を迅速、円滑に行うことができるよう、来園されているお客様を安全に避難誘導する訓練や、自衛隊等との情報伝達訓練等を充実するとともに、非常用発電施設の設備更新など、災害発生に備えて取り組んでいきます。



災害時に防災拠点となる広場

## <神戸地区>

### ● 市民団体との協働

神戸地区では整備段階から協働で公園づくりを行ってきた市民団体のボランティアの方々が、里地里山に関する知恵や技術を活かし、自ら楽しみながら公園の魅力や楽しみ方をお客様に伝えることで、温かいおもてなしが行われています。より一層の魅力アップに向け、引きつづき協働・連携を進めます。



木エクラフト教室

### ● 里山の暮らし・文化を伝える体験プログラムの充実

里地里山環境を最大限に活用し、二十四節気七十二候で表現される自然の変化と里地里山作業を組み合わせ、収穫・体験・自然観察などの多様なメニューをセットにしたプログラムを充実していきます。



トウモロコシの収穫

### ● 野草など花の見どころの充実を含む里山景観の魅力向上

手入れされ日当たりがよくなった里山林や、田んぼの畔、湿地などに生育する自生種の野草を中心に、花のみどころを充実し、懐かしい風景と花を一体で楽しむことができる場所を増やします。



白拍子棚田 キキョウの風景

### ● 里地里山文化の情報発信の推進

水田や畑を耕し、山から燃料、肥料などを得て暮らしていた里山の営みに代表される、自然と共生する日本人の伝統的な自然観を、子どもたちに体験を通じて伝えていくとともに、海外にも情報発信していきます。



丸太切り体験

## 事業の効果

- 淡路地区海岸ゾーンの追加開園により、1キロ以上の海岸線での海へのパノラマ眺望を活かした新たな魅力を提供できるようになり、来園者の増加による地域の活力の増進につながります。
- 市民団体や民間事業者など多様な主体の参画・連携の促進により、本公園の資源をさらに活用した新たな視点のサービスが提供できるようになり、新たな来園者層の発掘につながります。
- 民間施設を含めた周辺施設との連携を促進し、各々の得意分野を活かした取り組みを行うことで、地域の個性や魅力を発揮した効果的な観光活性化の進展が期待できます。
- よく手入れされた大きな公園があることで、特に淡路地区所在地周辺では、民間開発におけるブランドとなり、不動産価値の向上に寄与します。
- 定期的な訓練や非常用設備の更新等により、広域防災拠点として地域の防災性が向上します。



淡路花博 2015 花みどりフェア  
(淡路地区 大地の虹～ポプラの丘)



秋のカーニバル  
(淡路地区 ポプラの丘)



古民家で休憩  
(神戸地区 相談ヶ辻の家)



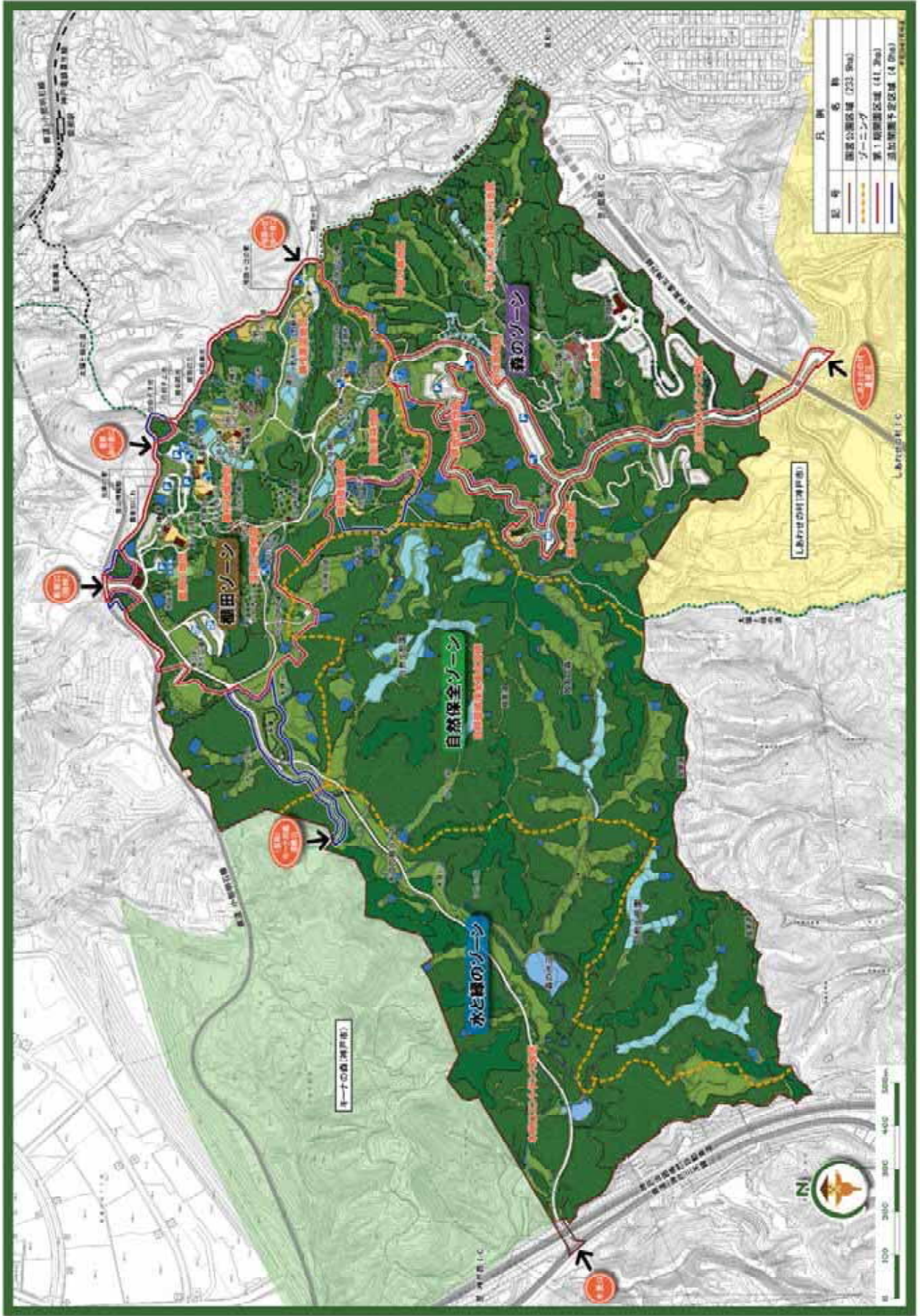
もちつき体験  
(神戸地区 農家のにわ)

なお、本プログラムは、事業の進捗状況などをふまえ、適宜見直しをしていくものです。



淡路地区計画平面図





神戸地区計画平面図

平成30年度  
災害対策部運営計画

平成30年8月

近畿地方整備局  
国営明石海峡公園事務所

ページ数が多いため、表紙のみとする。

## 健康増進法（抜粋）

### 【現行】

#### 健康増進法（平成15年5月1日施工）第25条（受動喫煙の防止）

学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他の多数の者が利用する施設<sup>※1</sup>を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙（室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。）を防止するために必要な措置<sup>※2</sup>を講ずるように努めなければならない。

#### ※1「その他の多数の物が利用する施設」について（平成15年4月30日厚生労働省健康局長通知より）

「その他の施設」とは、鉄軌道駅、バスターミナル、航空旅客ターミナル、旅客船ターミナル、金融機関、美術館、博物館、社会福祉施設、商店、ホテル、旅館等の宿泊施設、屋外競技場、遊技場、娯楽施設等多数の者が利用する施設を含むものであり、同条の趣旨に鑑み、鉄軌道車両、バス及びタクシー車両、航空機、旅客船などについても「その他の施設」に含まれるものである。

#### ※2「必要な措置」について（平成15年4月30日厚生労働省健康局長通知より）

完全禁煙を行っている場所ではその旨を表示し、分煙を行っている場所では、禁煙場所と喫煙場所の表示を明確に行い、周知を図るとともに、来客者等にその旨を知らせて理解と協力を求める等の措置を取ること

### 【2020. 4. 1施行】

健康増進法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 78 号 2020 年 4 月 1 日施行）※抜粋

#### 第六章 受動喫煙防止

##### 第一節 総則

（国及び地方公共団体の責務）

第二十五条 国及び地方公共団体は、望まない受動喫煙が生じないように、受動喫煙に関する知識の普及、受動喫煙の防止に関する意識の啓発、受動喫煙の防止に必要な環境の整備その他の受動喫煙を防止するための措置を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならない。

（関係者の協力）

第二十五条の二 国、都道府県、市町村、多数の者が利用する施設（敷地を含む。以下この章において同じ。）の管理権原者その他の関係者は、望まない受動喫煙が生じないように、受動喫煙を防止するための措置の総合的かつ効果的な推進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

（喫煙をする際の配慮義務等）

第二十五条の三 何人も特定施設の第二十五条の五第一項に規定する喫煙禁止場所以外の場所において、喫煙をする際、望まない受動喫煙を生じさせることがないように周囲の状況に配慮しなければならない。

2 多数の者が利用する施設の管理権原者は、喫煙をすることができる場所を定めようとするときは、望まない受動喫煙を生じさせることがない場所とするよう配慮しなければならない。

(定義)

第二十五条の四 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 ～三 略

四 特定施設 多数の者が利用する施設のうち、次に掲げるものをいう。

イ 学校、病院、児童福祉施設その他の受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者が主として利用する施設として政令で定めるもの

ロ 国及び地方公共団体の行政機関の庁舎（行政機関がその事務を処理するために使用する施設に限る。）

五 特定屋外喫煙場所 特定施設の屋外の場所の一部の場所のうち、当該特定施設の管理権原者によって区画され、厚生労働省令で定めるところにより、喫煙をすることができる場所である旨を記載した標識の掲示その他の厚生労働省令で定める受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所をいう。

第二節 受動喫煙を防止するための措置

(特定施設における喫煙の禁止等)

第二十五条の五 何人も、正当な理由がなく、特定施設においては、特定屋外喫煙場所及び喫煙関連研究場所以外の場所（以下この節において「喫煙禁止場所」という。）で喫煙をしてはならない。

2 都道府県知事は、前項の規定に違反して喫煙をしている者に対し、喫煙の中止又は特定施設の喫煙禁止場所からの退出を命ずることができる。

(特定施設の管理権原者等の責務)

第二十五条の六 特定施設の管理権原者等（管理権原者及び施設の管理者をいう。以下この節において同じ。）は、当該特定施設の喫煙禁止場所に専ら喫煙の用に供させるための器具及び設備を喫煙の用に供することができる状態で設置してはならない。

2 特定施設の管理権原者等は、当該特定施設の喫煙禁止場所において、喫煙をし、又は喫煙をしようとする者に対し、喫煙の中止又は当該喫煙禁止場所からの退出を求めるよう努めなければならない。

3 前項に定めるもののほか、特定施設の管理権原者等は、当該特定施設における受動喫煙を防止するために必要な措置をとるよう努めなければならない。

(特定施設の管理権原者等に対する指導及び助言)

第二十五条の七 都道府県知事は、特定施設の管理権原者等に対し、当該特定施設における受動喫煙を防止するために必要な指導及び助言をすることができる。

(特定施設の管理権原者等に対する勧告、命令等)

第二十五条の八 都道府県知事は、特定施設の管理権原者等が第二十五条の六第一項の規定に違反して器具又は設備を喫煙の用に供することができる状態で設置しているときは、当該管理権原者等に対し、期限を定めて、当該器具又は設備の撤去その他当該器具又は設備を喫煙の用に供することができないようにするための措置をとるべきことを勧告することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた特定施設の管理権原者等が、同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

3 都道府県知事は、第一項の規定による勧告を受けた特定施設の管理権原者等が、その勧告に係る措置をとらなかったときは、当該管理権原者等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

## 神戸市火災予防条例

第19条 こんろ，ストーブ等液体燃料を使用する器具(以下本条において「器具」という。)の取扱いは，次に掲げる基準によらなければならない。

(1) ～ (9) 略

(9の2) 祭礼，縁日，花火大会，展示会その他の多数の者の集合する催しに際して使用する場合にあっては，消火器の準備をした上で使用すること。

(指定催しの指定)

第50条の10の5 消防長は，祭礼，縁日，花火大会その他の多数の者の集合する屋外での催しのうち，大規模なものとして消防長が別に定める要件に該当するもので，対象火気器具等(令第5条の2第1項に規定する対象火気器具等をいう。以下同じ。)の周囲において火災が発生した場合に人命又は財産に特に重大な被害を与えるおそれがあると認めるものを，指定催しとして指定しなければならない。

2、3項略

(屋外催しに係る防火管理)

第50条の10の6 前条第1項の指定催しを主催する者は，同項の指定を受けたときは，速やかに防火担当者を定め，当該指定催しを開催する日の14日前までに(当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に同項の指定を受けた場合にあっては，防火担当者を定めた後遅滞なく)次の各号に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに，当該計画に基づく業務を行わせなければならない。

- (1) 防火担当者その他火災予防に関する業務の実施体制の確保に関すること。
- (2) 対象火気器具等の使用及び危険物の取扱いの把握に関すること。
- (3) 対象火気器具等を使用し，又は危険物を取り扱う露店，屋台その他これらに類するもの(第54条において「露店等」という。)及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。
- (4) 対象火気器具等に対する消火準備に関すること。
- (5) 火災が発生した場合における消火活動，通報連絡及び避難誘導に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか，火災予防上必要な業務に関すること。

2 前条第1項の指定催しを主催する者は，当該指定催しを開催する日の14日前までに(当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に前条第1項の指定を受けた場合にあっては，消防長が定める日までに)，前項の規定による計画を消防長に提出しなければならない。

第54条 次に掲げる行為をしようとする者は，あらかじめ，その旨を所轄消防署長に届け出なければならない。

(1) 火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為

(2) ～ (6) 略

(7) 祭礼，縁日，花火大会，展示会その他の多数の者の集合する催しに際して行う露店等の開設(対象火気器具等を使用する場合に限る。)

## 淡路広域消防事務組合火災予防条例（平成 26 年 8 月 1 日施行：抜粋）

第 45 条 次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。

- (1) 火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為
- (2) 煙火（がん具用煙火を除く。）の打上げ又は仕掛け
- (3) 劇場等以外の建築物その他の工作物における演劇、映画その他の催物の開催
- (4) 水道の断水又は減水
- (5) 消防隊の通行その他消火活動に支障を及ぼすおそれのある道路工事
- (6) 祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して行う露店等の開設（対象火気器具等を使用する場合に限る。）

## 露店等の開設届出に係る運用について

### 1 「多数の者の集合する催し」について

改正後の火災予防条例第18条第1項第9号の2中「祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催し」とは、一時的に一定の場所に人が集合することにより混雑が生じ、火災が発生した場合の危険性が高まる催しであって、例示されている祭礼、縁日、花火大会、展示会のように一定の社会的広がりを持つものも指すものであること。したがって、集合する者の範囲が個人的なつながりに留まる場合（近親者によるバーベキュー、幼稚園で父母が主催するもちつき大会のように相互に面識がある者が参加する催しのほか、主催が自治会、町内会等であり、参加者が地域住民に限定されるような場合など）は対象外であること。

### 2 「対象火気器具等」について

対象火気器具等とは、①液体燃料を使用する器具、②固体燃料を使用する器具、③気体燃料を使用する器具、④電気を熱源とする器具、⑤使用に際し火災の発生のおそれのある器具であり、具体的には、コンロ、グリドル、ストーブ、発電機等が該当するが、規定上、電気ポット、ホットプレート、コーヒーメーカーなども含まれるものであること。

### 3 「消火器」について

- (1) 消火器は、初期消火を有効に行うために準備するものであることから、消火器の技術上の規格を定める省令第1条の2第1号に規定する消火器（同条第2号に規定する住宅用消火器を除く。）のうち、対象火気器具等の種別その他周囲の可燃物等の消火に適応とされるものを準備する必要があること。なお、消火器の能力単位について指導する場合には、対象火気器具等の入力及び燃料種別その他周囲の可燃物等の実態を踏まえ、必要な能力単位を判断されたいこと。
- (2) 消火器は、原則として、対象火気器具等を取り扱う者が準備する必要があること。ただし、初期消火を有効に行う場合は、対象火気器具等の実態に応じ、複数の対象火気器具等に対して共同して消火器を準備することも妨げられ

ないこと。この場合、一の消火器に至る歩行距離が20m以下となるような配置を指導するものとする。

- (3) 対象火気器具等を使用する際に準備する消火器については、消防法第17条の3の3に規定する点検の義務はないが、腐食又は破損がある等不適切な消火器を準備していることが明らかとなった場合には、適切な消火器を準備するよう指導を行う必要があること。

#### 4 「露店等開設の届出者」について

原則として「露店等を開設しようとする者」であるが、一つの催しに複数の対象火気器具を使用する露店等が開設される場合には、個々の露店主がそれぞれ個別に行うのではなく、当該催しの主催者、施設の管理者、露店等の開設を統括する者等が取りまとめて届出を行うよう指導するものとする。



## 神戸市市民救命士上級コース 講習内容

	講習名	講習会の概要	時間	受講料
市 民 救 命 士 講 習	普通救命コース I	呼吸や心臓が止まったときに必要な電氣的除細動(電気ショック)を含めた応急手当などが習得できます。	3時間	無料
	小児コース (出張講習のみ)	小児、乳児の呼吸や心臓が止まったり、食物等が喉に詰まったときに必要な応急手当などが習得できます。	3時間	無料
	ケガの手当コース	骨折、外傷などのケガに役立つ応急手当が習得できます。	2時間	無料
	上級コース	上記の各コースに加えて、体位管理、搬送法などが習得できます。 (一定の頻度でAEDを使用する可能性のある方向けの内容を含んでいます。)	8時間	無料
	救急インストラクター講習 (指導者コース)	より高度な応急手当及び指導技法が習得でき、地域や事業所などにおいて応急手当を普及、指導していただく救急インストラクターの資格が取得できます。	3日間	テキスト 代等実費

※出典：神戸市HP

## 家畜伝染病予防法（抜粋）

### （定期の報告）

第十二条の四 飼養衛生管理基準が定められた家畜の所有者は、毎年、農林水産省令の定めるところにより、その飼養している当該家畜の頭羽数及び当該家畜の飼養に係る衛生管理の状況に関し、農林水産省令で定める事項を当該家畜の所在地を管轄する都道府県知事に報告しなければならない。

### （患畜等の届出義務）

第十三条 家畜が患畜又は疑似患畜となつたことを発見したときは、当該家畜を診断し、又はその死体を検案した獣医師（獣医師による診断又は検案を受けていない家畜又はその死体についてはその所有者）は、農林水産省令で定める手続に従い、遅滞なく、当該家畜又はその死体の所在地を管轄する都道府県知事にその旨を届け出なければならない。ただし、鉄道、軌道、自動車、船舶又は航空機により運送業者が運送中の家畜については、当該家畜の所有者がなすべき届出は、その者が遅滞なくその届出をすることができる場合を除き、運送業者がしなければならない。

2 前項ただし書に規定する家畜についての同項の規定による届出は、運輸上支障があるときは、当該貨物の終着地を管轄する都道府県知事にすることができる。

3 第一項の規定は、家畜が患畜又は疑似患畜であることを第四十条又は第四十五条の規定による検査中に発見した場合その他農林水産省令で定める場合には、適用しない。

4 都道府県知事は、第一項の規定による届出があつたときは、農林水産省令で定める手続に従い、遅滞なく、その旨を公示するとともに当該家畜又はその死体の所在地を管轄する市町村長及び隣接市町村長並びに関係都道府県知事に通報し、かつ、農林水産大臣に報告しなければならない。

### （農林水産大臣の指定する症状を呈している家畜の届出義務）

第十三条の二 家畜が農林水産大臣が家畜の種類ごとに指定する症状を呈していることを発見したときは、当該家畜を診断し、又はその死体を検案した獣医師（獣医師による診断又は検案を受けていない家畜又はその死体については、その所有者）は、農林水産省令で定める手続に従い、遅滞なく、当該家畜又はその死体の所在地を管轄する都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

2 前項の規定による届出には、前条第一項ただし書及び第二項の規定を準用する。

3 第一項の規定は、家畜が患畜又は疑似患畜となつたことを発見した場合、家畜が同項の症状を呈していることを第四十条又は第四十五条の規定による検査中に発見した場合その他農林水産省令で定める場合には、適用しない。

# 定期報告書

平成 年 月 日

兵庫県知事 殿

住所

氏名

法人の報告には、その名称及び代表者の氏名

印

電話番号

— —

FAX番号

— —

家畜伝染病予防法第12条の4第1項の規定により、以下のとおり報告します。

## 1. 基本情報

家畜の所有者の氏名又は名称			
家畜の所有者の住所	郵便番号	—	
管理者の氏名又は名称			
管理者の住所	郵便番号	—	
農場の名称			
農場の所在地	郵便番号	—	
家畜の種類及び頭羽数	採卵鶏		肉用鶏
	成鶏	育成鶏	
	羽	羽	羽
	その他 ( )	その他 ( )	その他 ( )
	頭(羽)	頭(羽)	頭(羽)
畜舎等の数	畜舎		心卵舎

注意 本報告は家畜防疫の目的に資するため、他の県機関、農場所在市町に情報提供することがあります。

出典：兵庫県家畜保健衛生所 HP

注意

- 1 本報告書は、農場ごとに、家畜の所有者（当該所有者以外の管理者がある場合にあつては、当該管理者）が作成し、提出すること。なお、本報告書に記載する事項は、当該年の2月1日時点のものとすること。また、氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。
- 2 「管理者の氏名又は名称」欄及び「管理者の住所」欄には、家畜の所有者以外に当該家畜の管理者がある場合に記入すること。
- 3 家畜の飼養頭羽数については、当該年の2月1日時点において、同日前に家畜の出荷又は移動を行つたことにより、当該家畜の飼養頭羽数が通常よりも相当程度少ない場合にあつては、当該出荷又は移動を行つた日の前日時点のものとすること。
- 4 「家畜の種類及び頭羽数」の欄における用語の意義は、次のとおりとする。
  - (1) 「採卵鶏」において、「成鶏」とは日齢が満150日以上のもをいい、「育成鶏」とは日齢が満150日未満のものをいう。
- 5 「家畜の種類及び頭羽数」の「その他（ ）」の欄には、牛、豚、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、いのしし、あひる、うすら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥のうち、その種類ごとに該当するものを括弧内に記入の上、その頭数（羽数）を記入すること。

【参考】

- 1 飼養している家畜の頭羽数が以下の家畜の所有者は、飼養家畜の種類及び頭羽数のみ報告
  - ・牛、馬は1頭
  - ・鹿、めん羊、山羊、豚及びいのししは6頭未満
  - ・鶏、あひる、うすら、きじ、ほろほろ鳥及び七面鳥は100羽未満
  - ・ダチョウは10羽未満
- 2 飼養している家畜が以下の頭羽数以上いる家畜の所有者は大規模所有者とする。
  - ・牛、馬：200頭以上（ただし、月齢が17月未満の乳用種の雄及び交雑種、及び24月未満のその他の牛は3000頭以上）
  - ・鹿、めん羊、山羊、豚、いのしし：3000頭以上
  - ・鶏、うすら：10万羽以上
  - ・あひる、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥：1万羽以上

2. 飼養衛生管理基準の遵守状況

※記載方法：遵守している項目の欄にチェック印を付けること。  
該当しない項目には、「-」を付けること。

(3) 鶏、あひる、うずら、きじ、だちよう、ほろほろ鳥及び七面鳥の場合

1. 家畜防疫に関する最新情報の把握等（発生予防やまん延防止に関する情報の入手等）	
① 自らが飼養する家畜が感染する伝染性疾病の発生の予防及びまん延防止に関する情報を把握している。 (例)・家畜保健衛生所からの情報を確認するとともに、指導を遵守している。 ・農林水産省の家畜防疫に関するホームページを閲覧している。 ・家畜衛生に関する講習会（研修会）に参加している。	<input type="checkbox"/>
2. 衛生管理区域の設定	
① 衛生管理区域を設定している。	<input type="checkbox"/>
② 衛生管理区域とそれ以外の区域との境界が分かるようにしている。	<input type="checkbox"/>
3. 衛生管理区域への病原体の持込みの防止	
① 門又は看板の設置等により、必要のない者を、衛生管理区域に立ち入らせないようにしている。	<input type="checkbox"/>
② 衛生管理区域に出入りする車両の消毒をしている。	<input type="checkbox"/>
③ 衛生管理区域及び家きん舎に出入りする者の手指の洗浄又は消毒及び靴の消毒をしている。	<input type="checkbox"/>
④ 衛生管理区域専用の衣服及び靴並びに家きん舎ごとの靴を設置し、出入りする者に着用させている。	<input type="checkbox"/>
⑤ 他の畜産施設に立ち入った者を、必要がある場合を除き、その日のうちに衛生管理区域に立ち入らせないようにしている(家畜防疫員、獣医師その他の畜産関係者を除く。)	<input type="checkbox"/>
⑥ 過去 1 週間以内に海外から入国し、又は帰国した者を、必要がある場合を除き、衛生管理区域に立ち入らせないようにしている。	<input type="checkbox"/>
⑦ 他の畜産関係施設等で使用し、又は使用したおそれがある物品であつて、飼養する家きんに直接接触するものを衛生管理区域に持ち込む場合には、洗浄又は消毒をしている。	<input type="checkbox"/>
⑧ 過去 2 月以内に海外で使用した衣服及び靴を衛生管理区域に持ち込まないようにしている。やむを得ず持ち込む場合には、事前に洗浄、消毒等の措置を講じている。	<input type="checkbox"/>
4. 野生動物等からの病原体の侵入防止	
① 家きん舎の給餌設備及び給水設備並びに飼料の保管場所にねずみ、野鳥等の野生動物の排せつ物等が混入しないよう必要な措置を講じている。	<input type="checkbox"/>
② 野生動物の排せつ物が混入するおそれがある水を家きんに給与する場合には、消毒をしている。	<input type="checkbox"/>
③ 野鳥等の野生動物の家きん舎への侵入を防止することができる防鳥ネット等の設置及び修繕をしている。	<input type="checkbox"/>
④ 家きん舎の屋根又は壁面に破損がある場合には、破損箇所の修繕をしている。	<input type="checkbox"/>
⑤ 家きんの死体を保管する場合には、保管場所への野生動物の侵入を防止するための措置を講じている。	<input type="checkbox"/>
5. 衛生管理区域の衛生状態の確保	
① 家きん舎及び器具の清掃又は消毒を定期的に行っている。	<input type="checkbox"/>
② 家きん舎又はケージが空になった場合には、清掃及び消毒をしている。	<input type="checkbox"/>
③ 家きんの健康に悪影響を及ぼすような過密な状態で家畜を飼養していない。	<input type="checkbox"/>

出典：兵庫県家畜保健衛生所 HP

6. 家きんの健康観察と異状が確認された場合の対処	
① 家きんに特定症状 (※) を確認した場合には、直ちに家畜保健衛生所に通報することとしている。	<input type="checkbox"/>
② 家きんに特定症状を確認した場合には、農場からの家きん及びその死体、畜産物並びに排せつ物を出荷し、又は移動させないこととしている。	<input type="checkbox"/>
③ 家きんに特定症状以外の異状を確認した場合には、直ちに獣医師の診療を受けることとしている。	<input type="checkbox"/>
④ 毎日、飼養する家きんの健康観察をしている。	<input type="checkbox"/>
⑤ 他の農場等から家きんを導入する場合には、導入元での疾病の発生状況や導入する家きんの健康状態の確認等をしている。	<input type="checkbox"/>
⑥ 他の農場から家きんを導入した場合には、当該家きんに異常がないことを確認するまでの間は、他の家きんと接触させないようにしている。	<input type="checkbox"/>
⑦ 家きんの出荷又は移動の直前に健康状態を確認している。	<input type="checkbox"/>
⑧ 家きんの死体又は排せつ物を移動する場合には、漏出を防止するための措置を講じている。	<input type="checkbox"/>
7. 埋却等の準備	
① 埋却地を確保している。	<input type="checkbox"/>
② 焼却又は化製のための準備措置を講じている。	<input type="checkbox"/>
8. 感染ルート等の早期特定のための記録の作成及び保管	
① 衛生管理区域に立ち入った者に関する記録を作成し、少なくとも 1 年間保存している。	<input type="checkbox"/>
② 家きんの所有者及び従業員の海外への渡航に関する記録を作成し、少なくとも 1 年間保存している。	<input type="checkbox"/>
③ 家きんの導入、出荷又は移動に関する記録を作成し、少なくとも 1 年間保存している。	<input type="checkbox"/>
④ 家きんの異状に関する記録を作成し、少なくとも 1 年間保存している。	<input type="checkbox"/>
9. 大規模所有者に関する追加措置 (大規模所有者のみ記入)	
① 農場ごとに、家畜保健衛生所と緊密に連携をとっている担当獣医師又は診療施設を定め、家きんの健康管理について定期的に指導を受けている。	<input type="checkbox"/>
② 従業員が家きんに特定症状を確認した場合に、大規模所有者の許可を得ずに直ちに家畜保健衛生所に通報することを規程したものを作成し、従業員に周知徹底している。	<input type="checkbox"/>
※その他：飼養衛生管理基準の項目以外に行っている衛生管理の取組を記入。	
<p>※ 特定症状                      (対象とする家畜伝染病：高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザの場合)                      ① 同一の家きん舎内において、一日の家きんの死亡率が対象期間 (当日から遡って 21 日間) における平均の家きんの死亡率の二倍以上となること。ただし、家きんの飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等高病原性鳥インフルエンザ以外の事情によるものであることが明らかな場合は、この限りでない。                      ② 家きんに対して動物用生物学的製剤を使用した場合において、当該家きんに A 型インフルエンザウイルスの抗原又は A 型インフルエンザウイルスに対する抗体が確認されること。</p>	

出典：兵庫県家畜保健衛生所 HP

## 学校等飼育鳥の対応

### 1 病気の予防(病気から鳥類を守りましょう！)

- 飼育舎に出入りする場合には、専用の長靴を用意しましょう。
- 消毒液(逆性石鹼など)の入った踏み込み消毒槽を設置しましょう。
- 金網で飼育舎を覆い、野鳥が侵入するのを防ぎましょう。
- 定期的に飼育舎を掃除しましょう。
- 防塵のためできるだけ水洗いしましょう(コンクリート床などの場合)。

踏み込み消毒槽(出入り口に写真のように設置します)



- ・長靴には深めが効果的
- ・ふつうの靴には浅めでも靴底消毒は可能です
- ・消毒液の中に有機物(糞、ゴミなど)が入ると消毒効果はおちます。液が汚れたら、すぐに取り替えましょう。

消毒薬	濃度	適用
逆性石けん製剤	製剤の添付書に従う	鶏舎、器具、鶏卵、作業着、 <b>踏み込み槽</b> 、車両
両性石けん製剤	製剤の添付書に従う	鶏舎、器具、鶏卵、作業着、車両
グルタールアルデヒド	2%	鶏舎
消毒用エタノール	70%	手指、器具
次亜塩素酸ナトリウム	200～1000ppm	鶏舎、器具、鶏卵、作業着

### 2 衛生管理の徹底

- 飼育している鳥類等に接触した後は、手洗いとうがいを徹底してください。
- 飼育舎に入る際は専用の衣類、マスク、ゴム手袋を着用してください。

### 3 飼育鳥類等の健康状態の観察 ～高病原性鳥インフルエンザに感染した鶏の症状～

- 感染力が強いので、同じ群の鳥が次々に感染し、死亡します。
- その他、以下のような症状を示す場合があるので注意してください。
  - ・元気がなくなり、口をあけてゼーゼーというような呼吸器症状。
  - ・顔面、とさか又は脚部の出血斑やチアノーゼ(紫色)。
  - ・神経症状(首曲がり、歩行異常)や下痢。



とさかの出血・壊死



脚部皮下の出血

(動物衛生研究所)

上記の症状等が見られる場合は、かかりつけ獣医師または最寄りの家畜保健衛生所に連絡願います。

姫路家畜保健衛生所  
朝来家畜保健衛生所  
淡路家畜保健衛生所

TEL:079-240-7085  
TEL:079-673-2331  
TEL:0799-45-2411

出典：兵庫県家畜保健衛生所 HP

## 業務入園規則

国営明石海峡公園事務所

## (目的)

第1条 本規則は、国営明石海峡公園(以下「公園」という。)が安全で快適な公園とするために、取材・行催事・ボランティア活動・工事・業務・納品等通常の公園利用と異なる目的で入園する者並びに車両について適用する。

## (入園許可)

第2条 入園の許可を得る場合には、国営明石海峡公園事務所長(以下「事務所長」という。)が定める入園許可の手続きに従い許可を得、入園許可書の交付を受けるものとする。

2 原則として、開園時間内の車両入園は許可しない。ただし、別途定める場合にはこの限りではない。

3 前項により公園内に車両入園の許可を得る場合には、事務所長が定める車両入園許可の手続きに従い許可を得るものとする。

なお、車両で入園する際には、運転席付近の目立つ位置に入場(駐車)許可証を示すものとする。

## (入園規則)

第3条 各ゲートで、入園許可書、ボランティア証及び雇用者の発行した身分を証明できる物を必ず提示し、担当職員のチェックを受けること。

2 許可された目的に反する行為は、行わないこと。

3 園内においては、担当職員、警備員の指示に従うこと。

4 園内において第三者に損害を与えた場合、及び公園施設に被害を与えた場合は、すみやかに担当職員、警備員に報告するとともに応急処置を取ること。また、理由の如何を問わず損害の責を負うこと。

5 雇用者は、必ず身分を証明する物を発行すること。

## (適用範囲)

第4条 本規則において、公園内とは開園区域内を指す。

## (罰則)

第5条 この規則で定める規定に違反した者並びに車両は即刻退園を命じるとともに、入園許可を取り消すことがある。



# 入場(駐車)許可証 【 地区】

入場許可番号 神 -

有効期間 H . . . H . . .

株式会社

明石 太郎

大阪301 ㊦

車種

国土交通省 近畿地方整備局  
国営明石海峡公園事務所

## 公園内を通行する車両の注意事項について

1. 公園内は、時速 20Km 以下の通行を厳守すること。
2. 公園内は、指定された通路以外を通行しないこと。特に大型車の通行については、事前に協議を行うこと。
3. 各出入り口では、警備員の指示に従って通行すること。
4. 入場(駐車)許可証が不要になった場合は、速やかに返却すること。
5. 公園内通行に当たって、本人の不注意で起こった事故等の責任は、官としては一切負わない。

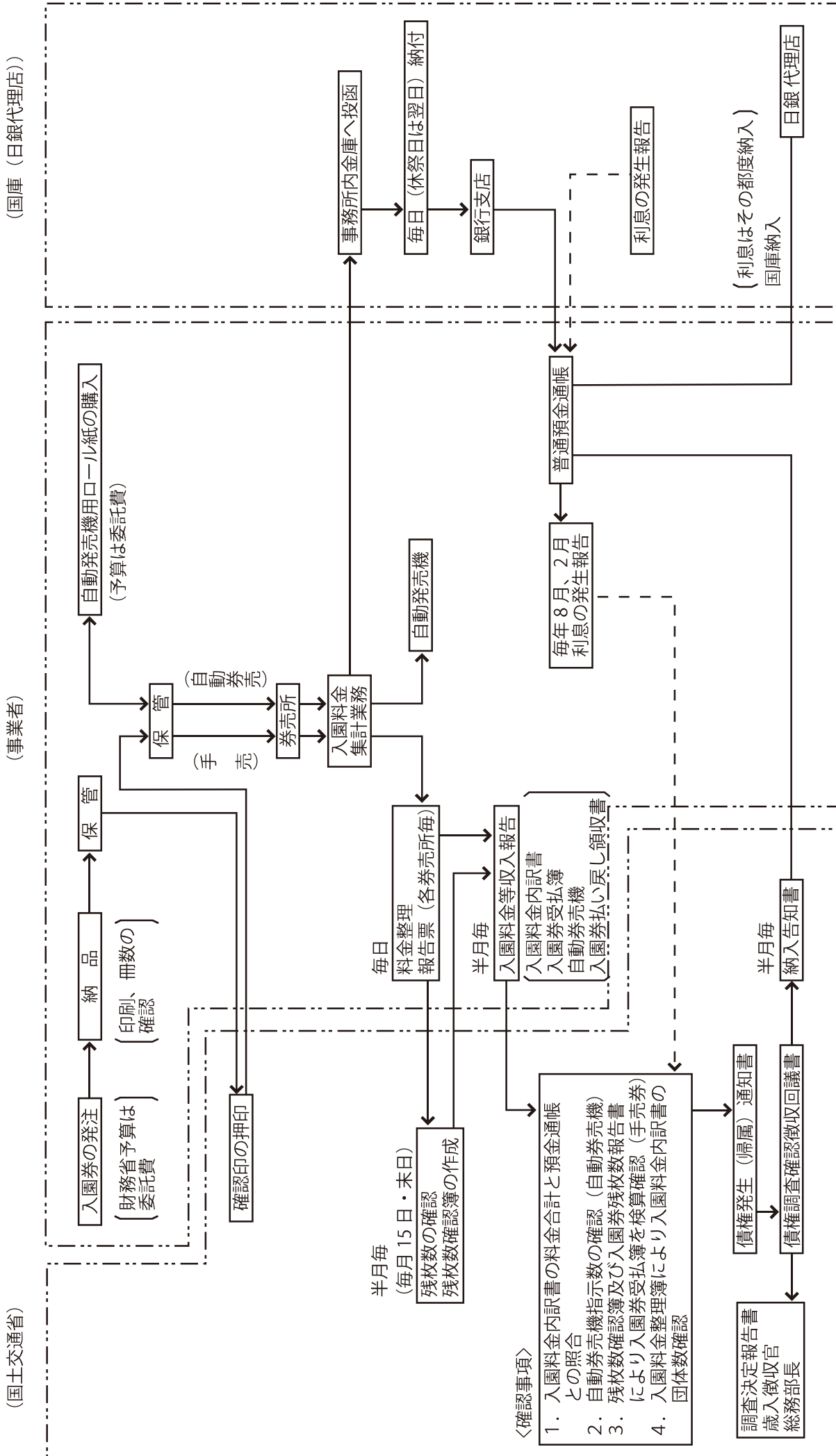
## 駐車場使用に関する注意事項について

1. 駐車場の入出時には、安全管理に注意すること。
2. 鍵の施錠を必ず行うこと。
3. 道路を横断するときは、安全管理に注意すること。
4. 入場(駐車)許可証が不要になった場合は、速やかに返却すること。
5. 駐車場使用者の不注意で起こった事故等の責任は、官としては一切負わない。
6. 申請期間は最大 1 年間とし、年度ごとに申請及び更新すること。

## イベントの許可条件

1. 一般公園利用者に迷惑をかけないよう留意すること。
  - (1) 公衆の安全を守るよう、必要な措置を講ずること。
  - (2) 公園を損傷し、汚損するなど公園の利用に支障を及ぼすおそれのある行為をしないこと。
  - (3) 公園の風致及び美観、その他公園としての機能を害しないこと。
2. 許可を受けた事項を変更しようとするときは、軽易なものを除き、公園管理者の許可を受けること。
3. 許可の期間が満了したときは、公園を直ちに原状に回復すること。ただし、原状に回復することが不適當な場合は、公園管理者の指示に従い必要な措置をとること。
4. 事故が発生し、又はその恐れがあると判断される場合は、一切申請者の責任において速やかに処理すること。
5. 公園施設を損傷し、汚損し、又は滅失した場合は、これを修理し、若しくは原状に回復し、又は損傷を賠償すること。
6. 公園管理者は、次に示すような場合、申請者に対して、許可を取り消したり、必要な措置を講ずるように命ずることがある。
  - (1) 申請内容に偽りがあったり、不正な手段により許可を受けた場合
  - (2) この許可条件を守らない場合
  - (3) 都市公園法又は都市公園法に基づく規定に違反した場合
  - (4) 公園予定地の保全上又は公益上やむを得ない必要が生じた場合
7. 都市公園法及び関係法令等を遵守するとともに国営明石海峡公園事務所長の指示に従うこと。
8. 第三者とのトラブルが生じないように十分留意すること。
9. 当該行為により生じた塵芥は行為終了後、責任を持って処理すること。
10. 拡声器使用の場合は第三者に対し不快感を与えないようその音量については十分注意すること。
11. 本行為実施にあたっては、一般利用者の安全対策等について明石海峡公園管理センターと十分調整のうえ実施すること。
12. ロケーション撮影等については、出版物、放送時に撮影協力として公園名（国営明石海峡公園）を記載すること。
13. 本許可条件の他、「国営明石海峡公園おける行為の禁止等に関する取扱要領」（平成22年6月1日）（別添35）を遵守すること。

# 入園料徴収フロー



平成30年度  
消 防 計 画 書  
(淡路地区)

28-31 国営明石海峡公園運営維持管理業務 国営明石海峡公園

管理兵庫県・神戸市公園協会グループ共同体

## 1 目的

本計画書は、兵庫県・神戸市公園協会グループ共同体（以下「共同体」という。）が国営明石海峡公園事務所と協力し、国営明石海峡公園淡路地区における防火管理の徹底を期し、もって火災・その他の災害による物的・人的被害を軽減することを目的とする。

## 2 体制

火災予防について、常時徹底を期するため防火管理者を置き、その下に防火担当責任者を置き、さらに火元責任者を置く。それぞれの任務は、以下のとおり。

(1) 防火管理者は、施設設備維持管理課長、防火担当責任者は副センター長とする。

(2) 火元責任者一覧表

施設名称	主責任者	副責任者	施設名称	主責任者	副責任者
(管理棟1階)			(東浦ロゲート)		
事務室	副センター長	運営企画課課長補佐	監視兼事務室	副センター長	運営企画課課長補佐
所長室	〃	〃	保管庫	〃	〃
湯沸室	〃	〃	授乳室	〃	〃
集計室	〃	〃	休憩室	〃	〃
監視制御室	〃	〃	警備員事務室	〃	〃
男子便所	〃	〃	救護室	〃	〃
女子便所	〃	〃	男子便所	〃	〃
倉庫	〃	〃	女子便所	〃	〃
設備機械室	〃	施設 施設設備維持管理課主任	更衣室	〃	〃
電気室	〃	〃	倉庫	〃	〃
発電機室	〃	〃	電気室	〃	施設 施設設備維持管理課主任
燃料ポンプ室	〃	〃	(連絡ロゲート)		
スタッフルーム	〃	運営企画課課長補佐	発券ブース	副センター長	運営企画課課長補佐
休憩室	〃	〃	(淡路ロゲート)		
男子更衣室	〃	〃	発券ブース (2)	副センター長	運営企画課課長補佐
女子更衣室	〃	〃	乗務員室	〃	〃
車庫	〃	施設 施設設備維持管理課主任	倉庫	〃	〃
(管理棟2階)			警備員室	〃	〃
研修室	副センター長	運営企画課課長補佐	(ビジター棟)		
男子便所	〃	〃	案内所	副センター長	運営企画課課長補佐
女子便所	〃	〃	救護室	〃	〃
会議室	〃	〃	ベビールーム	〃	〃
ミーティングルーム	〃	〃	多目的室	〃	〃
(海岸ロゲート)			倉庫	〃	〃
券売所	副センター長	運営企画課課長補	機械室	〃	施設設備維持管理課課長補

		佐			佐
キャンプ場管理 所	〃	〃	男子便所	〃	施設 施設設備維持管理課主任
(ガーデニング棟 )			女子便所	〃	〃
倉庫	副センター長	施設 施設設備維持管理課主任	警備員室	〃	〃
車庫	〃	〃	ホール2F	〃	〃
休憩室	〃	運営企画課課長 補佐	男子便所2 F	〃	〃
休業室2F	〃	〃	女子便所2 F	〃	〃
トイレ2F	〃	〃	倉庫2F	〃	〃

### 3 点検・検査

- (1) 火元責任者は、当該個所で使用する火気の日常点検を行うものとする。
- (2) 前項に基づき改善等を要する事項を発見した場合、速やかにその処置を行い、また、防火管理者に報告する。
- (3) 施設設備の点検の際に、建築物検査、火気使用施設検査、電気設備検査、消火設備検査、ガス・危険物検査を行う。各検査内容等は、以下のとおりとする。また、点検結果は、その都度「点検記録簿」に記録し、防火管理者へ報告する。

#### ① 各検査内容等

項目	内容	実施予定時期
建築物検査	建築物の防火設備、整理の 状況の検査	年2回(6月12月)
火気使用施設検査	炊事場、暖房器具、燃料置 場、喫煙場所の火気使用場 所の点検	〃
電気設備検査	電気配線、電気機械の点検	〃
消火設備検査	消火設備の点検	月1回
ガス・危険物検査	ガス、危険物の点検	年2回(6月12月)

#### ② 点検記録簿

( )  
平成 年 月 日

施設名称等	結果	指摘事項	備考

- (4) 前項により防火担当責任者は、重要事項については改善意見を添えて防火管理者に報告するものとする。
- (5) 消防用設備等の機能を維持管理するために国営明石海峡公園事務所が行う法定点検に立合うものとする。

#### 4 火気使用規制

園内の諸設備について火災警報発令下、またはその他の事情により火災発生の危険、または人命にかかる危険があると認められた時は、防火管理者はその旨園内全般に伝達し、防火管理者その他の責任者は利用者等に対し、火気使用等の中止、または危険な場所への立ち入り禁止を命ずるものとする。

#### 5 地震対策

##### (1) 日常の地震対策

防火管理者は、工作物の落下防止及び避難通路に物品が転倒落下し、避難に支障を生ずる

おそれがないか日ごろから確認する。

##### (2) 地震後の安全措置

地震時、防火管理者又は従業員は、身の安全を守ることを最優先に、全ての火気使用設備・器具の使用を停止する。

##### (3) 地震時の活動

① 地震時避難場所(春一番の丘、ポプラの丘)まで避難を行う場合は、身の安全を図りながら、全員徒歩で避難する。

② 避難する際は、分電盤を遮断する。

③ 入園者の避難場所への誘導については、公園事務所の指示により対応するものとする。

なお、緊急の場合においてはこの限りではない。

④ 国道より海側には近づかないようにする。

##### (4) 警戒宣言発令時の対応

① 防火管理者は、警戒宣言が発令された旨を園内全般に伝達する。

② 防火管理者は、今後の営業方針について国事務所と協議する。

③ 防火管理者は、火気の使用禁止、施設及び設備の点検を実施し、被害の発生防止措置等を実施する

#### 6 防 衛

園内外に火災発生、またはその他の火災が生じた場合は、被害を最小限にとどめるため、次に定める消防組織により担当任務の遂行にあたるものとする。

名 称	役 割	編 成
消防隊長	○対策部の設置、廃止 ○各班業務の状況把握及び指揮	管理センター長



運営企画班	<ul style="list-style-type: none"> <li>○消防、警察等への通報</li> <li>○園内放送</li> <li>○国事務所、本部、URA株式会社等関係機関への情報伝達</li> <li>○関係機関、PC等からの情報収集・資材配給</li> <li>○記録</li> <li>○貴重品等の持ち出し</li> <li>○消防隊長との連絡・調整</li> </ul>	(班長) 副センター長 運営企画課課長補佐 運営企画課職員
施設維持班	<ul style="list-style-type: none"> <li>○避難誘導</li> <li>○負傷者救護・応急手当</li> <li>○消火設備の運用操作による初期消火活動</li> <li>○被害状況調査・報告</li> <li>○救急車両の誘導にかかる障害物の撤去、門扉等の開放、誘導</li> <li>○立入禁止規制</li> <li>○入園者の入場規制</li> <li>○応急修理</li> <li>○巡回・点検</li> <li>○資材搬入</li> </ul>	(班長) 施設設備維持管理課長 植物管理課長、施設設備維持管理課主任 植物管理課課長補佐

#### 7 教育・消防訓練

防火管理者は、職員に対して以下に定める計画により防火に関する教育訓練を9月に実施する。

また、有事に際し被害を最小限にとどめるため消防訓練により技術向上を図るものとする。

なお、3月には消防署職員に派遣を依頼し、訓練の実施結果については、国営明石海峡公園事務所へ報告する。

項目	内容	実施予定時期
職員に対する教育及び消防訓練	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 防火管理機構の周知徹底</li> <li>2. 防火管理上の遵守事項</li> <li>3. 防火管理に関する職員各自の任務及び責任の周徹底</li> <li>4. その他防火管理遂行上必要な事項</li> <li>5. 消防訓練（避難誘導、通報、消火）</li> </ol>	年2回（9月・3月）

8 消防機関との連絡等

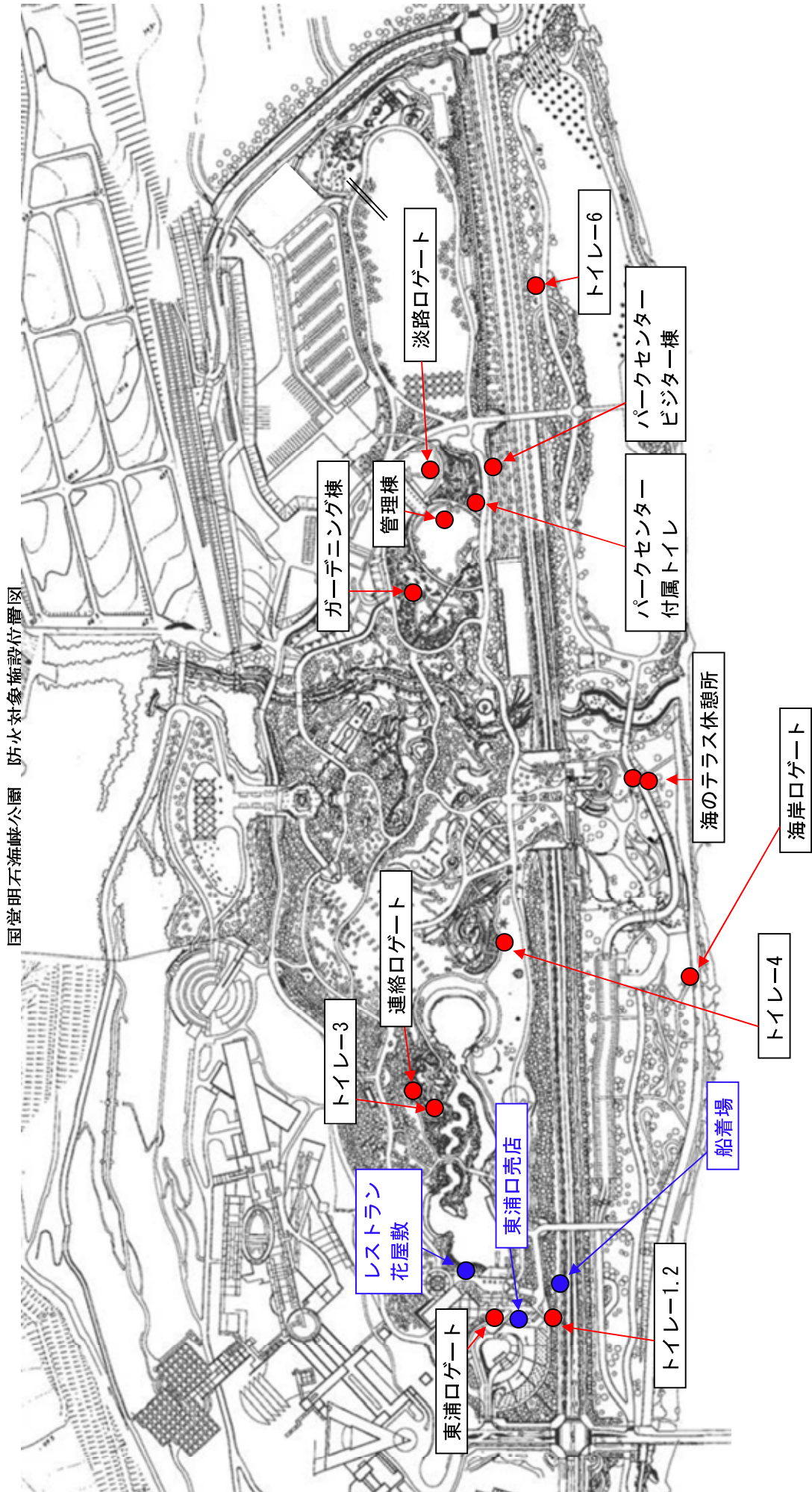
(1) 消防機関へ報告、連絡する事項

種別	届出等の時期	届出者等
(1) 防火管理者選任 (解任) 届出	防火管理者を定めたとき、又はこれを解任したとき	管理センター
(2) 消防計画作成 (変更) 届出	消防計画を作成したとき、又は次の事項を変更したとき ア 管理権原者(管理センター長)又は防火管理者の変更 イ 消防組織の大幅な変更 ウ 用途の変更、増築、改築、模様替えによる消防用設備等の点検・整備、避難施設の維持管理及び防火上の構造の維持管理に関する事項の変更 エ 防火管理業務の一部委託に関する事項の変更	防火管理者
(3) 訓練実施の通報	消防訓練を実施するとき	防火管理者
(4) 消防用設備等点検結果報告	国営明石海峡公園事務所が実施後、管理センター名で報告	管理センター

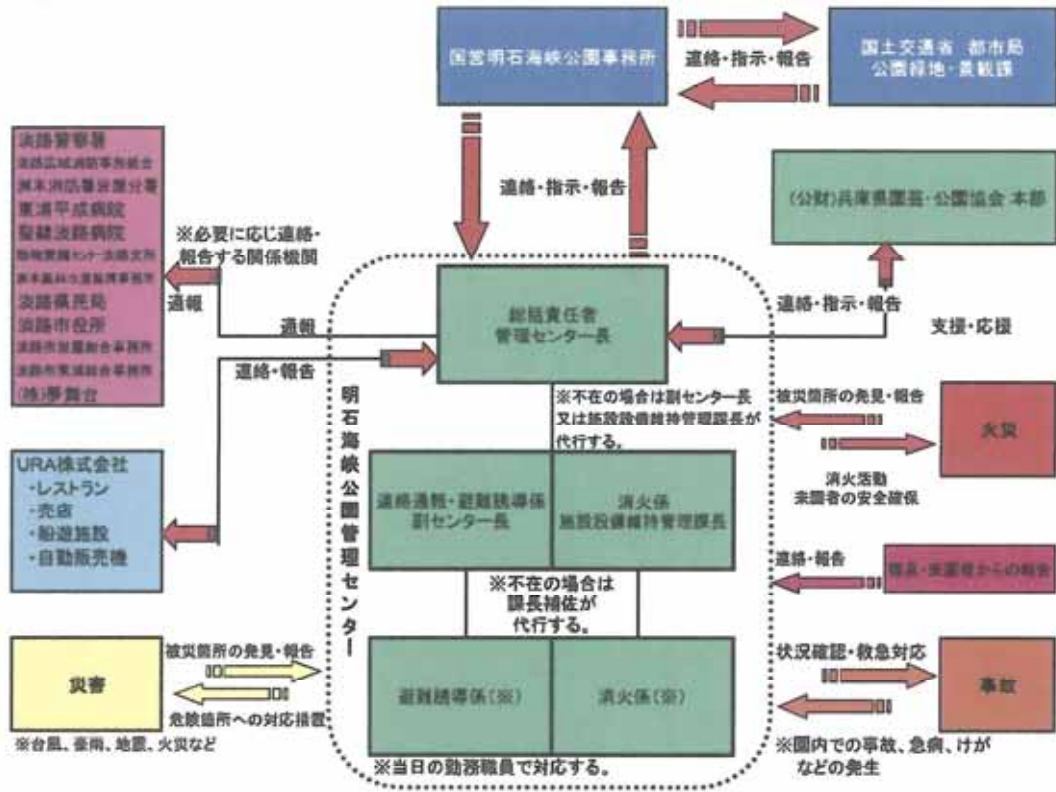
- (2) 防火対象施設一覧表 ..... 別紙-1  
 (3) 国営明石海峡公園 防火対象施設位置図 ..... 別紙-2  
 (4) 国営明石海峡公園 非常電話・消火栓・防火水槽・緊急車両出入口 ..... 別紙-3  
 (5) 緊急連絡体制関係連絡先一覧 ..... 別紙-4

## 防火対象施設一覧表

	名称	構造	面積 (㎡)	内容	備考
1	淡路口公園管理棟 (パークセンター管理棟)	鉄筋コンクリート 2階建	1,592.13	管理センター (職員用事務所)	
2	トイレ-1・2	鉄筋コンクリート 平屋建	165.5	便益施設	東浦口トイレ
3	トイレ-3	鉄筋コンクリート 平屋建	65.2	便益施設 (トイレ)	花の丘道トイレ
4	トイレ-4	鉄筋コンクリート 平屋建	120.86	便益施設 (トイレ)	子供の森トイレ
5	トイレ-5	鉄筋コンクリート 平屋建	60.49	便益施設 (トイレ)	大地の虹トイレ
6	トイレ-6	鉄筋コンクリート 平屋建	147.96	便益施設 (トイレ)	芝生広場トイレ
7	東浦口ゲート	鉄筋コンクリート 平屋建	351.28	入場券売所・改札・救 護室・授乳室・巡視室	
8	東浦口売店 (休憩所)		48.71	便益施設 (売店・休憩所)	
9	海岸口ゲート	鉄筋コンクリート 平屋建	747.88	入園券売所・改札 キャンプ場管理所	
10	連絡口ゲート	木造平屋建	5.29	入場券売所・改札	
11	淡路口ゲート	鉄筋コンクリート 一部鉄骨造	121.79	入園券売所・改札・巡 視員室、乗務員休憩 室	
12	パークセンター ビジター棟・附属トイレ	鉄筋コンクリート 2階建	1,415.35	救護室、授乳室、案内 書、休憩所、ホール、 トイレ	
13	ガーデニング棟 (管理作業所)	鉄骨造 2階建	385	倉庫・車庫・トイレ・ 作業室	
14	船着場	鉄筋コンクリート 平屋建	144	便益施設 (発券所・待合場)	
15	花屋敷	木造平屋建	207.32	便益施設 (レストラン)	
16	海のテラス (休憩所)	鉄筋コンクリート	642.22	便益施設 (トイレ・休憩所)	







緊急連絡体制  
関係連絡先一覧

【平成30年4月1日】

<兵庫県・神戸市公園協会グループ共同体> 連絡地区	<連絡・報告する関係機関>	<必要に応じて報告連絡する関係機関>
<b>【明石海峽公園管理センター】</b> TEL: 〇〇〇〇〇〇〇〇 FAX: 〇〇〇〇〇〇〇〇 管理センター長 副センター長 ①施設設備維持管理課長兼施設設備維持管理課長 ②施設管理課長 ③災害応急対策係 ④災害応急対策係長 ⑤災害応急対策係員 ⑥災害応急対策係員 ⑦施設設備維持管理課長補佐 ⑧施設管理課長補佐 ⑨施設管理課長補佐 ⑩施設管理課長補佐 ⑪施設管理課長補佐 ⑫施設管理課長補佐 ⑬施設管理課長補佐 ⑭施設管理課長補佐 ※ (社) 兵庫県公園協会 TEL: 〇〇〇〇〇〇〇〇 FAX: 〇〇〇〇〇〇〇〇	<b>【国土交通省 都市局 公園緑地・景観課】</b> ①公園緑地科科長 ②公園緑地科科長補佐 ③公園緑地科科長 ④公園緑地科科長 ⑤公園緑地科科長	<b>【警防署】</b> TEL: 110 兵庫県警防署 TEL: 〇〇〇〇〇〇〇〇 FAX: 〇〇〇〇〇〇〇〇
<b>【(公財) 兵庫県公園協会 本部】</b> TEL: 078-912-7000 FAX: 078-913-6626 ①副センター長 ②施設設備維持管理課長兼施設設備維持管理課長 ③施設管理課長	<b>【近畿地方整備局 建設部】</b> ①公園緑地課長 ②公園緑地課長補佐 ③公園緑地課長	<b>【消防団】 TEL: 119</b> 消防団司令部 TEL: 〇〇〇〇〇〇〇〇 FAX: 〇〇〇〇〇〇〇〇
	<b>【国営明石海峡公園事務所】</b> TEL: 〇〇〇〇〇〇〇〇 FAX: 〇〇〇〇〇〇〇〇 ◆事故・ケガ・その他の場合 ①園舎設計課長 ②事務係長 ◆災害(台風・地震・高潮など)の場合 ①主任係長 ②施設設計課長 ③施設係長	<b>【救急病院】</b> 東播磨病院 TEL: 〇〇〇〇〇〇〇〇 豊島病院 TEL: 〇〇〇〇〇〇〇〇
	<b>【レストラン・売店・船遊施設】</b> (UR A組: 本社) TEL: 〇〇〇〇〇〇〇〇 FAX: 〇〇〇〇〇〇〇〇 売店 レストラン・売店 船遊施設 観音山売店	<b>【関係協力機関】</b> 建設課長 TEL: 〇〇〇〇〇〇〇〇 消防団 TEL: 〇〇〇〇〇〇〇〇 消防団 TEL: 〇〇〇〇〇〇〇〇 消防団 TEL: 〇〇〇〇〇〇〇〇 消防団 TEL: 〇〇〇〇〇〇〇〇
		<b>【野生動物】</b> 動物愛護センター 赤松大所 TEL: 〇〇〇〇〇〇〇〇 動物愛護センター 赤松大所 TEL: 〇〇〇〇〇〇〇〇 動物愛護センター 赤松大所 TEL: 〇〇〇〇〇〇〇〇 動物愛護センター 赤松大所 TEL: 〇〇〇〇〇〇〇〇 動物愛護センター 赤松大所 TEL: 〇〇〇〇〇〇〇〇
		<b>【関係協力地区】</b> 約見センター TEL: 〇〇〇〇〇〇〇〇 夢舞台 TEL: 〇〇〇〇〇〇〇〇 観音山 TEL: 〇〇〇〇〇〇〇〇

※ 緊急時の連絡は、基本的に副センター長から優先順に①②-④とし、不在の場合は⑤以降番号に連絡する。



平成30年度  
消 防 計 画 書  
(神戸地区)

H28-31 国営明石海峡公園運維持管理業務

国営明石海峡公園管理兵庫県・神戸市協会グループ共同体

## 1 目的

本計画書は、国営明石海峡公園管理兵庫県・神戸市公園協会グループ共同体（以下「共同体」という。）が国営明石海峡公園事務所と協力し、国営明石海峡公園神戸地区あいな里山公園における防火管理の徹底を期し、もって火災・その他の災害による物的・人的被害を軽減することを目的とする。

## 2 体制

火災予防について、常時徹底を期するため防火管理者及び火元責任者を置く。それぞれの任務は、以下のとおり。

- (1) 防火管理者は、施設設備維持管理課長、防火担当責任者は副センター長とする。
- (2) 防火管理者及び火元責任者一覧表

施設名称	防火管理者	火元責任者
管理棟 1階	園長	副園長(施設運営)
里山交流館	〃	〃
木工棟(茅葺)	〃	〃
木工棟(瓦葺)	〃	〃
長屋門	〃	〃
便所棟 (長屋門前駐車場)	〃	〃
伝庫の家	〃	〃
里山情報館	〃	〃
農村舞台	〃	〃
農村舞台控室棟	〃	〃
便所棟(農家のにわ)	〃	〃
白拍子の家	〃	〃
厨房棟	〃	〃
相談が辻の家	〃	〃
便所棟 (相談が辻の家)	〃	〃
サンデン休憩所	〃	〃
便所棟 (サンデン休憩所)	〃	〃
便所棟 (森のゾーン A駐車場)	〃	〃

## 3 点検・検査

- (1) 火元責任者は、当該個所で使用する火気の日常点検を行うものとする。
- (2) 前項に基づき改善等を要する事項を発見した場合、速やかにその処置を行い、また、防火管理者に報告する。
- (3) 施設設備の点検の際に、建築物検査、火気使用施設検査、電気設備検査、消火設備検査、ガス・危険物検査を行う。各検査内容等は、以下のとおりとする。また、点検結果は、その都度「点検記録簿」に記録し、防火管理者へ報告する。



① 各検査内容等

項目	内容	実施予定時期
建築物検査	建築物の防火設備、整理の状況の検査	年 2 回 (5 月 12 月)
火気使用施設検査	炊事場、暖房器具、燃料置場、喫煙場所の火気使用場所の点検	〃
電気設備検査	電気配線、電気機械の点検	〃
消火設備検査	消火設備の点検	月 1 回
ガス・危険物検査	ガス、危険物の点検	年 2 回 (5 月 12 月)

② 点検記録簿

( )  
平成 年 月 日

施設名称等	結果	指摘事項	備考

- (4) 前項により火元責任者は、重要事項については改善意見を添えて防火管理者に報告するものとする。
- (5) 消防用設備等の機能を維持管理するために国営明石海峡公園事務所が行う法定点検に立合うものとする。

4 火気使用規制

園内の諸設備について火災警報発令下、またはその他の事情により火災発生の危険、または人命にかかる危険があると認めた時は、防火管理者はその旨園内全般に伝達し、防火管理者その他の責任者は利用者等に対し、火気使用等の中止、または危険な場所への立ち入り禁止を命ずるものとする。

## 5 自衛消防

園内外に火災発生、またはその他の火災が生じた場合は、被害を最小限にとどめるため、次に定める消防組織により担当任務の遂行にあたるものとする。

名 称	役 割	編 成
消防隊長	○対策部の設置、廃止 ○各班業務の状況把握及び指揮	園長
総務班	○消防、警察等への通報 ○園内放送 ○国事務所、本部、URA株式会社等関係機関への情報伝達 ○関係機関、PC等からの情報収集・資材配給 ○記録 ○貴重品等の持ち出し ○消防隊長との連絡・調整	副園長(総務サービス)
施設運営班	○避難誘導 ○負傷者救護・応急手当 ○消火設備の運用操作による初期消火活動 ○被害状況調査・報告 ○救急車両の誘導にかかる障害物の撤去、門扉等の開放、誘導 ○立入禁止規制 ○入園者の入場規制 ○応急修理 ○巡回・点検 ○資材搬入	副園長(施設運営)

## 6 教育・消防訓練

防火管理者は、職員に対して以下に定める計画により防火に関する教育訓練を年1回実施する。

また、有事に際し被害を最小限にとどめるため消防訓練により技術向上を図るものとする。

なお、3月には消防署職員に派遣を依頼し、訓練の実施結果については、国営明石海峡公園事務所へ報告する。

項目	内容	実施予定時期
職員に対する教育及び消防訓練	1. 防火管理機構の周知徹底 2. 防火管理上の遵守事項 3. 防火管理に関する職員各自の任務及び責任の周徹底 4. その他防火管理遂行上必要な事項 5. 消防訓練(避難誘導、通報、消火)	年1回

7 消防機関との連絡等

(1) 消防機関へ報告、連絡する事項

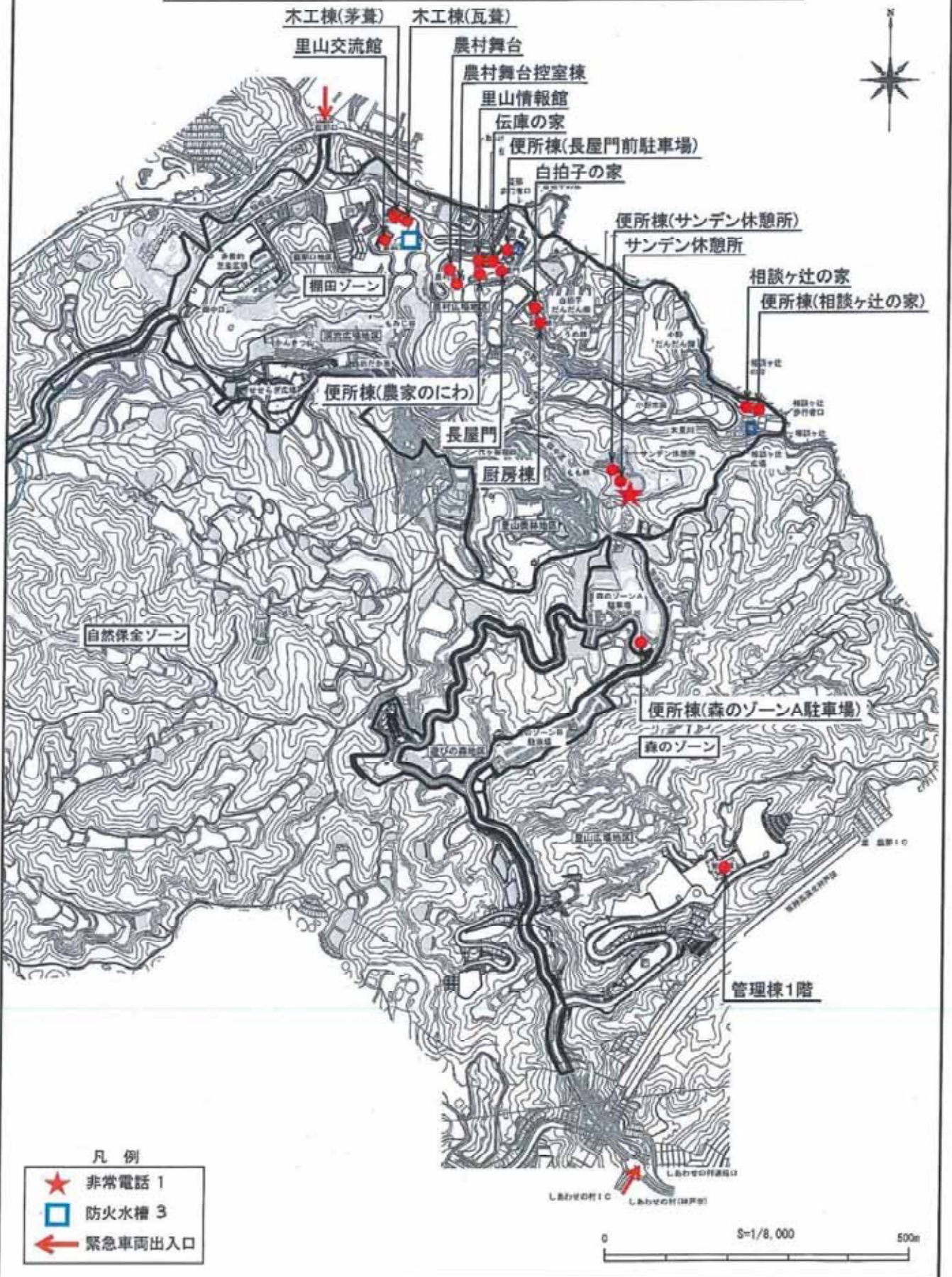
種別	届出等の時期	届出者等
(1) 防火管理者選任 (解任) 届出	防火管理者を定めたとき、又はこれを解任したとき	管理センター
(2) 消防計画作成 (変更) 届出	消防計画作成したとき、又は次の事項を変更したとき ア 管理権原者(管理センター長)又は防火管理者の変更 イ 消防組織の大幅な変更 ウ 用途の変更、増築、改築、模様替えによる消防用設備等の点検・整備、避難施設の維持管理及び防火上の構造の維持管理に関する事項の変更 エ 防火管理業務の一部委託に関する事項の変更	防火管理者
(3) 訓練実施の通報	消防訓練を実施するとき	防火管理者
(4) 消防用設備等点検結果報告	国営明石海峡公園事務所が実施後、管理センター名で報告	管理センター

- (2) 防火対象施設一覧表 ..... 別紙-1
- (3) 国営明石海峡公園 神戸地区 防火対象施設位置(非常電話・緊急車両出入口含む)  
..... 別紙-2
- (4) 緊急連絡体制関係連絡先一覧 ..... 別紙-3

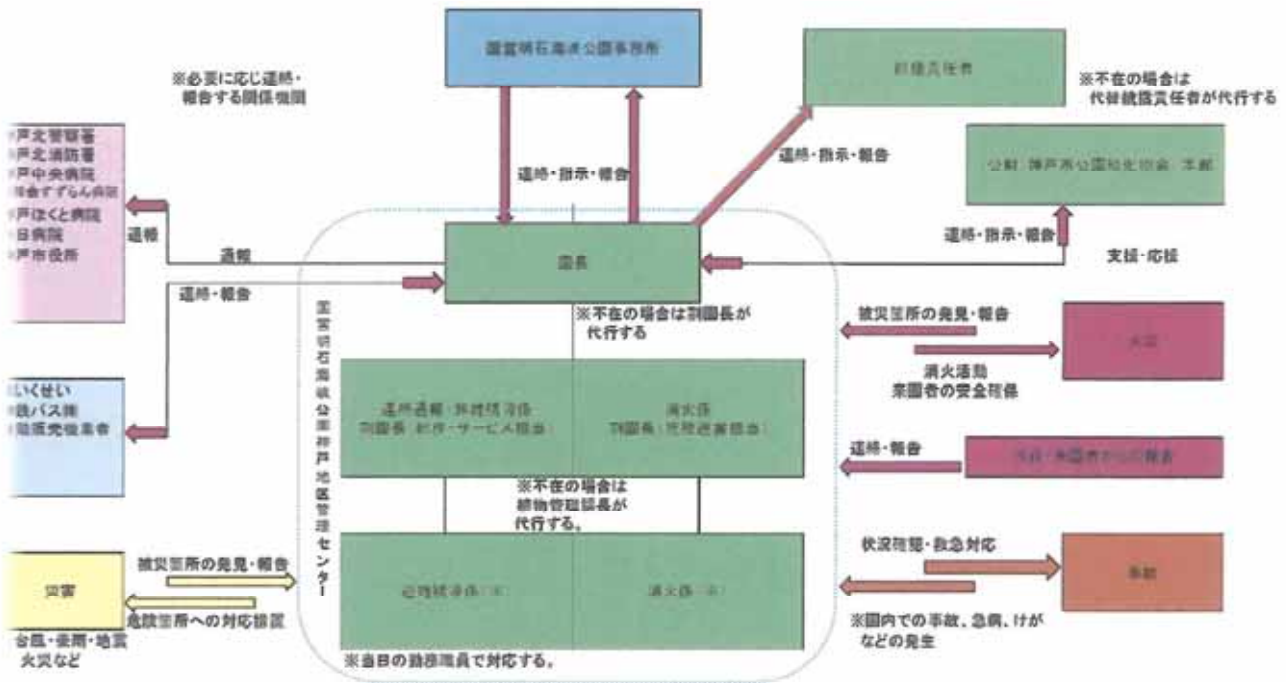
防火対象施設一覧表

	名称	構造	面積 (㎡)	備考
1	管理棟 1階	木造(一部RC)	678.0	
2	里山交流館	木造	568.2	
3	木工棟(茅葺)	木造	140.9	
4	木工棟(瓦葺)	木造	100.9	
5	長屋門	木造	128.1	
6	便所棟 (長屋門前駐車場)	木造	34.9	
7	伝庫の家	木造	130.7	
8	里山情報館	木造	100.9	
9	農村舞台	木造	272.5	
10	農村舞台控室棟	木造	64.0	
11	便所棟(農家のにわ)	木造	88.4	
12	白拍子の家	木造	201.1	
13	厨房棟	木造	167.2	管理許可区分 27.0㎡ 委託分 140.2㎡
14	相談が辻の家	木造	126.3	
15	便所棟 (相談が辻の家)	木造	25.2	
16	サンデン休憩所	木造	48.5	
17	便所棟 (サンデン休憩所)	木造	52.4	
18	便所棟 (森のゾーンA駐車場)	RC	13.9	

国営明石海峡公園 神戸地区 防火対象施設位置図



【緊急時連絡体制】（神戸地区）



緊急連絡体制  
関係連絡先一覧

【平成30年4月1日現在】

【兵庫県・神戸市公益協会グループ（関係）神戸地区】

【災害緊急連絡会神戸地区】 TEL: [REDACTED] FAX: [REDACTED]	社長責任者 [REDACTED] 副社長 [REDACTED] 副理事長(総務・サービス担当) [REDACTED] 副理事長(施設運営担当) [REDACTED] 建物管理団長 [REDACTED]
※(一社)神戸市公益協会 TEL: 078-577-8505 FAX: 078-577-9924	

【連絡・報告する関係機関】

【国土交通省 相模湾 公営団地-豊野団地】 TEL: [REDACTED] FAX: [REDACTED]	1 団地公営団地団長 [REDACTED] 2 団地の委託管理団長 [REDACTED] 3 団地公営団地団長 [REDACTED]
【国土交通省 近畿地方整備局建設部】 TEL: [REDACTED] FAX: [REDACTED]	1 公営団地団長 [REDACTED] 2 都市整備課課長 [REDACTED] 3 公営・管理団長 [REDACTED]

【必要に応じ報告連絡する関係機関】

【警備署】 TEL: 110 神戸北警察署 TEL: [REDACTED]	【救急病院】 神戸中央病院 TEL: [REDACTED] 国母会すずらん病院 TEL: [REDACTED] 神戸とくと病院 TEL: [REDACTED] 毎日病院 TEL: [REDACTED]
【北神戸物産 北神戸物産事務所 勤労管理センター 出野員大等】 TEL: [REDACTED]	【社会】 兵庫県福祉財団福祉財団管理センター TEL: [REDACTED]
【関係協力機関】 神戸市役所 TEL: [REDACTED] 関西電力神戸営業所 TEL: [REDACTED] 神戸市水道局水化センター TEL: [REDACTED] NTT西日本兵庫支店 TEL: [REDACTED] (掲載なし 112)	【その他】 警備 神戸コンクリート 共同団長 [REDACTED] 神戸コンクリート 共同団長 [REDACTED]

【(分府)神戸市公営団地化協会】 TEL: 078-795-5533 FAX: 078-795-5544	1 総務課長 [REDACTED] 2 公営団地課長 [REDACTED] 3 業務課長 [REDACTED]
【NPO法人 あいなあいの会】 【あいなせい】母体課長 [REDACTED] 【神戸コンクリート】共同団長 [REDACTED]	[REDACTED]

【災害緊急連絡会神戸地区】 TEL: [REDACTED] FAX: [REDACTED]	◆事故・ケガ・その他の場合 1 団地課長 [REDACTED] 2 事務課長 [REDACTED]
◆災害(台風・地震など)の場合 1 工務課長 [REDACTED] 2 施設課長 [REDACTED] 3 施設課長 [REDACTED]	[REDACTED]

出発時の連絡は、基本的に課長から報告責任者は「〜」と、不在の場合は次番号に連絡する。

◆事故・ケガ・その他の場合 1 課長 [REDACTED] 2 副課長(総務・サービス担当) [REDACTED] 3 副課長(施設運営担当) [REDACTED]	1 課長 [REDACTED] 2 事務課長 [REDACTED]
---	--------------------------------------

【(分府)神戸市公営団地化協会(あいなせい)】

◆災害(台風・地震など)の場合 1 課長 [REDACTED] 2 副課長(総務・サービス担当) [REDACTED] 3 副課長(施設運営担当) [REDACTED]	1 工務課長 [REDACTED] 2 施設課長 [REDACTED] 3 施設課長 [REDACTED]
---	---

## 継続性の高いイベント(淡路地区)

イベント名	時期	イベント内容	主催等(連携先)
春のカーニバル	3月下旬～ 5月上旬	淡路夢舞台地区で毎年開催される合同催事。明石海峡公園では、チューリップアイランドパーティーやフラワーガイドツアーなど、花と緑に関わるイベントの他、土日祝日にはステージショーや、ふわふわ遊具を設置し、家族で楽しめるイベントを実施する。	主催：国営明石海峡公園 共催：兵庫県他
夏の生き物イベント	7月下旬～ 8月下旬	夏休みにあわせ、子どもたちに人気のカブトムシ、クワガタムシの展示を行うほか、水辺の生きもの観察会や海辺の生きもの観察会など、園内の自然を活かしたイベントを実施する。	主催：国営明石海峡公園 共催：海峡フレンズ他
淡路市夏祭り	7月下旬	淡路市・淡路市商工会等と合同開催する淡路市の夏まつり、公園周辺地域の伝統芸能をはじめとするステージイベントや、夜店の出店など、様々なイベントを実施。フィナーレには盛大に花火を打上げる。	主催：夏祭り実行委員会
秋のカーニバル	9月下旬～ 11月上旬	淡路夢舞台地区で毎年開催される合同催事。明石海峡公園では、コスモスやダリアなど、大規模な秋の花修景とともに、園芸体験や公園ガイドツアーなど、様々なイベントを実施する。	主催：国営明石海峡公園 共催：海峡フレンズ他

## 継続性の高いイベント（神戸地区）

イベント名	時期	イベント内容	主催等（連携先）
田植えまつり	5月下旬～ 6月上旬	田植え唄にあわせて早乙女田植えで田植えまつりがスタート。田植え体験をとおして里山の生活・文化などを伝承するイベント。 ◆里の楽しみ（体験・遊び） 田植え体験/ササユリ観察会/梅の収穫とシロップ作り/草木染め など ◆里のあじわい（飲食・販売） あいなアラカルト/よもぎ団子/野菜販売等	共催：国営明石海峡公園 あいな里山参画団体運営協議会
やまももまつり	7月中旬	公園のシンボル樹であり藍那地域の暮らしの中で育まれてきた“やまもも”をテーマにしたイベント。 ◆里の楽しみ（体験・遊び） やまもも摘み体験/やまももシロップ作り/きのこ探検隊/竹細工体験 等 ◆里のあじわい（飲食・販売） やまももかき氷/丼/わらびもち 等	共催：国営明石海峡公園 あいな里山参画団体運営協議会
あいな里山まつり	10月下旬	あいな里山公園最大のイベント。里山の恵みを最大限に活かしたプログラムメニューを実施。 ◆里の楽しみ（体験・遊び） 稲刈り体験/背負子でGO!/秋の七草鑑賞会/クラフト/フラダンス 等 ◆里のあじわい（飲食・販売） 和菓子/うどん/おでん/里山カレー等	共催：国営明石海峡公園 あいな里山参画団体運営協議会
とんど焼き	1月中旬	無病息災・五穀豊穡を祈って正月飾りや書初めなどを焼く行事とこま回しや羽根つきといった正月遊びの体験やクイズラリーなど新春の里山を楽しむイベント。 ◆里の楽しみ（体験・遊び） 女竹の餅焼き/かまど体験/竹細工/昔遊び/和太鼓演奏 等 ◆里のあじわい（飲食・販売） 餅いりぜんざい/五平餅/里山うどん等	共催：国営明石海峡公園 あいな里山参画団体運営協議会



## 行催事について

### 1. 国費の支出対象となる行催事について

- 1) 国営明石海峡園運営維持管理業務基本方針に則していること
- 2) 公園・緑化に関する意識の高揚や知識の普及に資するもの
- 3) 歴史や自然に関する学術的なもの
- 4) その他公園のイメージアップや利用促進に資するもので国営公園内の行催事としてふさわしいもの

### 2. 国費を充当できる支出項目について

国費を充当できる支出項目は、当公園の行催事としてふさわしいものであるとともに、公共性が高く、利用者全体に関わるもので、社会通念上理解の得られる範囲内での必要十分な経費に限られる。

なお具体には以下のとおりとする。

- 1) 会場設営費
- 2) 会場運営費（飲食費については不可）
- 3) 資機材費（参加者が持ち帰らない工作物等材料費は可）
- 4) 講師謝礼金
- 5) パンフレット類等広報物作成費

### 3. 国費を充当できない支出項目について

国費の支出対象となる行催事であっても、以下の項目には国費を充当できない。

- 1) 参加者に配付する参加賞
- 2) 参加者が持ち帰る工作物等の材料費

ただし、いずれの場合にも国費以外の自主財源、または参加者からの参加費を充当することを妨げない。

### 4. 主催イベント

#### 1) 大型主催イベント

国営明石海峡公園主催の行催事のうち、以下のイベントを「大型主催イベント」として予定している。

あらかじめ年間行事計画書に記載した上で、打合せ簿及び予算書（支出項目内訳）、詳細な実施計画書により、発注者の承諾を得た上で実施するものとする。

また、経費については、実施後速やかに精算報告書を提出する。

#### 【淡路地区】

- ・ 春のカーニバル
- ・ 夏休み生き物イベント
- ・ 淡路市夏祭り
- ・ 秋のカーニバル

#### 【神戸地区】

- ・ 田植えまつり
- ・ やまももまつり
- ・ 里山まつり
- ・ とんど焼き

なお上記期間中に開催する主催イベントについては、各大型主催イベント名を冠につけて、広報してもよい。

## 2) 主催イベント

国営明石海峡公園主催の行催事のうち、大型主催イベント以外のものを「主催イベント」という。

## 5. 自主イベント

本業務の目的達成や利用促進の一環として、人件費を含む国費を一切充当せず、都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条、第6条又は12条に基づく許可を得た上で実施する事業を自主事業といい、自主事業として実施する行催事を「自主イベント」という。

自主イベントに実施にあたっては、都市公園法施行令（昭和31年政令290号）第20条に基づき、占有した土地または建物の使用料を納めることが必要となる。ただし、公共性の高い行催事を公園管理者との共催により行う場合、使用料が不要となる場合がある。

具体的な内容については、提案の内容を踏まえて発注者と協議の上、年間行事計画書に記載するものとする。

## 6. 持ち込みイベント

第3者が都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条、第6条又は12条に基づく許可を得た上で実施する行催事を「持ち込みイベント」という。

事業者は、実施に向け必要な調整を行わなければならない。

## 7. 行催事の件数の数え方（包括的な質に規定される「利用プログラム」の件数の数え方）

### 【淡路地区】

- 1) 原則当公園敷地内において、不特定多数の入園者が参加できる行催事を対象とする。事前申し込みによる制限はできるものとする。
- 2) 1年未満の期間続けて行う展示等は1回と数える。当該年度内に1度撤去し、再設置した場合は設置する毎に1回と数える。
- 3) ほぼ同じ内容で1日数回行う行催事は1回/日と数える。異なる日に実施した場合は、日毎に1回と数える。
- 4) 補完事業・自主事業による行催事も、1)～3)の方法で実施回数に加えるものとする。

### 【神戸地区】

- 1) 神戸地区の利用プログラムは、里山学習プログラムと里山体験メニューから構成される（具体的な内容は、別紙-6第12条を参照）が、「年間開催回数」には里山体験メニューの回数を含まないものとする。
- 2) 里山学習プログラムは、概ね里山体験メニュー（年間約24種類）のそれぞれとほぼ同時期に開催するものとし、同じ内容の里山学習プログラムを複数日にわたって開催したときは1回と

数えるものとする。

## 8. 行催事の参加者数の数え方

### 【淡路地区】

- 1) 参加者数は延べ人数とする。
- 2) ほぼ同じ内容で1日数回行う行催事は当該日の延べ人数とする。異なる日に実施した場合は、日毎の延べ人数とする。
- 3) 展示は参加者数を数えない。

### 【神戸地区】

- 1) 神戸地区の利用プログラムは、里山学習プログラムと里山体験メニューから構成される（具体的な内容は、別紙－6第12条を参照）が、「年間延べ参加人数」には里山体験メニューの参加人数を含まないものとする。

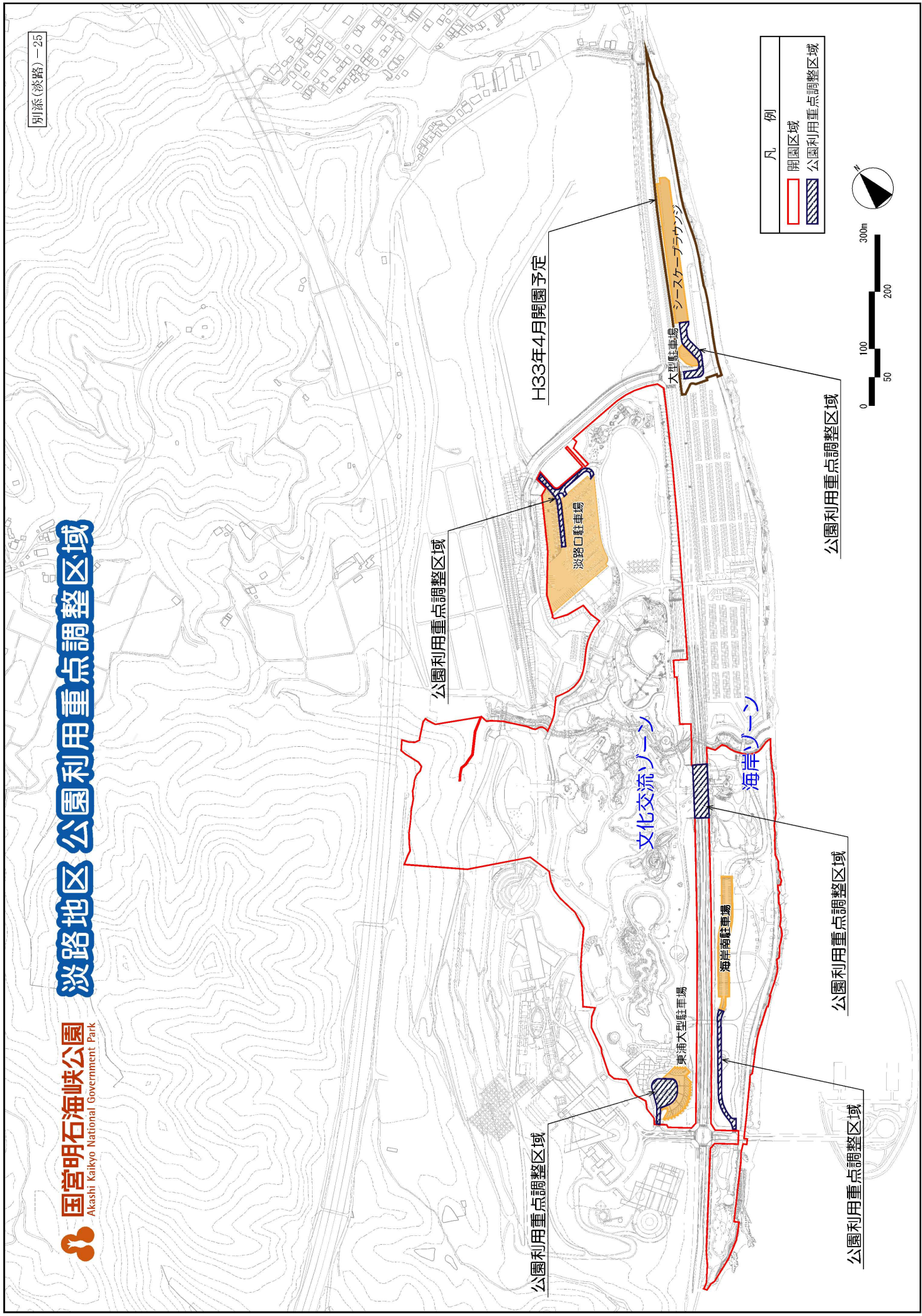
## 9. 行催事の協力体制について

行催事の協力体制については、これまで協力いただいた各自治体、各団体との協力、連携に留意すること。

# 淡路地区公園利用重点調整区域



国営明石海峡公園  
Akashi Kaikyo National Government Park





# 「〇〇〇〇ボランティア」活動規約（ひな形）

## 第1章 総則

### （目的）

第1条 本規約は、国営明石海峡公園（以下「本公園」という。）において、市民主体による様々な活動を通し、本公園の魅力や活動の可能性を発見・創造するとともに、それらを多くの人々に伝えていくことにより、魅力的な公園利用の実現と活性化を図るため、国営明石海峡公園管理センター（以下「管理センター」という。）およびボランティアが相互に果たすべき役割を定めることを目的として、管理センターが定めるものである。

### （名称）

第2条 本活動に参加するボランティアは「〇〇〇〇〇ボランティア」（以下「本会」という。）と称する。

### （構成及び認定）

第3条 本会は会員（以下「ボランティア」という。）をもって構成する。

2 ボランティアは、管理センターが認定し、国土交通省近畿地方整備局国営明石海峡公園公園事務所（以下「公園事務所」という。）が承諾した者とする。

## 第2章 活動内容

### （活動内容）

第4条 本会の活動内容は次の各号に掲げる活動を行う。

- 一 〇〇〇〇に関する活動
- 二 〇〇〇〇に関する活動のサポート
- 三 〇〇〇〇〇ボランティア研修（講師による講習会等）に関する活動四  
その他、ボランティア活動の運営全般に関すること。

2 本会の活動にあたっては公園規則を遵守し、公園のボランティアとして相応しい服装、言動、行動に十分配慮する。

3 本会の活動内容については、活動報告を管理センターに提出するものとする。

### （活動エリア）

第5条 本会の活動エリアは、主に〇〇〇とし、本公園供用区域内を原則とする。

2 前条第1項三の活動においては、〇〇〇等を利用できるものとする。

### （活動日）

第6条 本会の活動は、予め定めた活動計画に基づき実施することとする。

- 2 活動計画に定められた日以外の日でも、第4条に基づく活動は随時実施できることとする。

### 第3章 運営体制

(事務局)

第7条 本会の事務局を管理センターに置く。

(連絡調整)

第8条 運営においては、事務局が連絡調整を行い、活動の円滑化を図ることとする。

### 第4章 会議

(全体会議)

第9条 全体会議は、事務局の招集により、必要に応じて年2回程度開催する。

### 第5章 ボランティア証及び貸与物品

(ボランティア証)

第10条 管理センターはボランティアに、ボランティア証を交付する。

- 2 ボランティア証の有効期間は、4月1日より翌年3月31日までとし、必要に応じて更新を行う。
- 3 ボランティア証の取扱いについては、次の各号に掲げる項目について遵守することとする。
  - 一 登録者の責においてボランティア証を保持し、万一破損・紛失等があった際は速やかに事務局に報告しなければならない。
  - 二 ボランティア証の使用は登録者本人のみとし、第2章第6条に該当する日以外に使用してはならない。
  - 三 ボランティア証の不正利用が認められた場合は、該当する登録者のボランティア証を没収する。
  - 四 ボランティアが本会を退会する際は、ボランティア証を管理センターに返却しなければならない。

(見本) 国営明石海峡公園ボランティア証

【表面】

No. ○
<b>国営明石海峡公園ボランティア証</b>
ボランティア名：○○○○○ボランティア
有効期限
平成○年○月○日から
平成○年○月○日まで
発行日 平成○○年○月○日 国営明石海峡公園

【裏面】

—注意事項—
1. 表面に記載されている有効期間中、国営明石海峡公園にご本人様1名が入園できます。ただし、あらかじめ定められたボランティア活動日、または、公園管理者が認めた場合以外には使用できません。
2. ボランティア証は、公園ご利用の際に駐車場ブース係員にご提示ください。駐車場が無料になります。
3. 盗難、紛失、破損等があった場合は、発行元の公園管理センターにお問い合わせください。
4. ボランティア証は、ご本人様以外の方は使用できません。

(支給・貸与物品)

- 第11条 活動時のユニフォームとして事務局よりスタッフジャンパー及びネームカードを貸与する。なお、活動中はスタッフジャンパー及びネームカードを着用しなければならない。
- 2 活動に必要な備品（作業道具等）及び諸材料について事前に事務局に協議し、事務局が必要に応じて支給または貸与する。

## 第6章 入園方法の取扱い

(入園料の取扱い)

- 第12条 ボランティアは本会の活動を目的として入園しようとするとき、管理センターの発行するボランティア証を提示することにより、入園料金・駐車料金ともに無料で入園できる。

(活動時の入園)

- 第13条 ボランティア活動時の入園口は、主に○○口とする。ただし、必要に応じて管理センターが他の入り口を指定する場合がある。

(車両規則)

- 第14条 本公園内への車両の乗り入れについては、できるだけ行わないものとする。ただし、ボランティアが作業にあたって材料・機材等を運搬する必要がある場合は、事前に管理センターと協議し、入園時間及び走行ルート进行调整の上、承諾を得たときは乗り入れてもよい。
- 2 活動日に車で来園する場合は、本公園の一般駐車場を利用するものとし、駐車場入口にてボランティア証を提示するものとする。



## 第7章 報酬・賠償等の取扱い

### (報酬)

第15条 ボランティアへの報酬及び交通費は支給しない。

### (賠償)

第16条 ボランティアは、ボランティア活動中の事故等による損害について、管理センター及び国土交通省、近畿地方整備局及び公園事務所に賠償を求めることは、原則できない。ただし、管理センター及び国土交通省、近畿地方整備局及び公園事務所の責に帰すべき理由があるときはこの限りではない。

### (ボランティア保険)

第17条 ボランティアには、ボランティア活動保険に加入することを推奨する。また、加入にかかる費用は、個人負担とする。

2 ボランティア保険の有効期限はボランティア証と同じ（4月1日より翌3月31日まで）

とする。

3 ボランティア保険加入の手続きについては、事務局が行うものとする。

## 第8章 退会

### (退会)

第18条 本会を退会しようとするボランティアは、事前に事務局に申し出た上で、その旨を記した書面を提出する。（書式を問わず）

2 規約違反や不適切な行動と認められる行動があり退会することが必要と管理センターおよび公園事務所が判断したボランティアは、退会するものとする。

### (貸与物品の返却)

第19条 退会する際は、ボランティア証と貸与物品を事務局に返却しなければならない。

## 第9章 その他

### (個人情報の取扱い)

第20条 ボランティアの個人情報（名前、住所、連絡先）は、個人情報保護法及び管理センター個人情報保護方針に則り適切に管理する。個人情報は、ボランティアの認定及びボランティア証の発行許可にかかる公園事務所への協議、ボランティア保険加入手続き、活動に関する連絡のためにのみに用い、その他の用途には使用しない。

### 付則

この規約は、平成●年4月1日より施行する。

## 「里山フレンズ」活動規約

## 第1章 総則

## (目的)

第1条 本規約は、国営明石海峡公園神戸地区あいな里山公園（以下「本公園」という。）において、市民主体による様々な活動を通し、本公園の魅力や活動の可能性を発見・創造するとともに、それらを多くの人々に伝えていくことにより、魅力的な公園利用の実現と活性化を図るため、国営明石海峡公園神戸地区管理センター（以下「管理センター」という。）およびボランティアが相互に果たすべき役割を定めることを目的とする。

## (名称)

第2条 本活動に参加するボランティアは「里山フレンズ」(以下「本会」という。)と称する。

## (構成及び認定)

第3条 本会は会員（以下「ボランティア」という。）をもって構成する。

- 2 ボランティアは管理センターが認定し、国土交通省近畿地方整備局国営明石海峡公園事務所(以下「公園事務所」という。)が承諾した者とする。

## 第2章 活動内容

## (活動内容)

第4条 本会の活動内容は次の各号に掲げる活動を行う。

- 園内ガイドに関する活動（動植物解説・茅葺民家解説・歴史解説 等）
- おもてなし（お茶サービス 等）
- 古民家飾花
- 動植物調査・化石地質調査・天体観測
- 農作業・森林整備作業・清掃
- 木工・染織・アート・音楽
- 料理・保存食づくり
- イベント補助
- その他園が認めるもの

- 2 本会の活動にあたっては公園規則を遵守し、公園のボランティアとして相応しい服装、言動、行動に十分配慮する。
- 3 本会の活動内容については、活動報告を管理センターに提出するものとする。

## (活動エリア)

第5条 本会の活動エリアは、主に棚田地区とし、本公園供用区域内を原則とする。

## (活動日)

第6条 本会の活動は、予め定めた活動計画に基づき実施することとする。

- 2 活動計画に定めた日以外の日でも、第4条に基づく活動は随時実施できることとする。

### 第3章 運営体制

(事務局)

第7条 本会の事務局を管理センターに置く。

(連絡調整)

第8条 運営においては、事務局が連絡調整を行い、活動の円滑化を図ることとする。

### 第4章 定例会および全体会議

(全体会議)

第9条 定例会は毎月第2火曜日・第3土曜日・第4木曜日の10時から15時とする。

- 2 全体会議は、事務局の招集により、必要に応じて年2回程度開催する。

### 第5章 ボランティア証及び貸与物品

(ボランティア証)

第10条 管理センターはボランティアに、ボランティア証を交付する。

- 2 ボランティア証の有効期間は、4月1日より翌年3月31日までとし、必要に応じて更新を行う。但し、平成28年度は9月1日より平成29年3月31日までとする。

- 3 ボランティア証の取扱いについては、次の各号に掲げる項目について遵守することとする。

登録者の責においてボランティア証を保持し、万一破損・紛失等があった際は速やかに事務局に報告しなければならない。

ボランティア証の使用は登録者本人のみとし、第2章第6条に該当する日以外に使用してはならない。

ボランティア証の不正使用が認められた場合は、該当する登録者のボランティア証を没収する。

ボランティアが本会を退会する際は、ボランティア証を管理センターに返却しなければならない。

(支給・貸与物品)

第11条 活動時のユニフォームとして事務局よりスタッフピブス及びネームカードを貸与する。

なお、活動中はスタッフピブス及びネームカードを着用しなければならない。

- 2 活動に必要な備品(作業道具等)及び諸材料について事前に事務局に協議し、事務局が必要に応じて支給または貸与する。

### 第6章 入園方法の取扱い

(入園料の取扱い)

第12条 ボランティアは本会の活動を目的として入園しようとするとき、管理センターの発行するボランティア証を提示することにより、入園料金・駐車料金ともに無料で入園できる。

(活動時の入園)

第13条 ボランティア活動時の入園口は、主に白川口及び藍那歩行者口とする。ただし、必要に応じて管理センターが他の入口を指定する場合がある。

(車両規則)

第14条 本公園内への車両の乗り入れについては、原則森のゾーン駐車場までとし、森のゾーンAまたはBに駐車する。ただし、ボランティアが作業にあたって材料・機材等を運搬する必要がある場合は、事前に管理センターと協議し、入園時間及び走行ルート进行调整の上、承諾を得たときは乗り入れてもよい。

## 第7章 報酬・賠償等の取扱い

(報酬)

第15条 ボランティアへの報酬は一般的な活動には支給しない。交通費は(公財)神戸市公園緑化協会ボランティア等旅費規程に基づき支給する。

(賠償)

第16条 ボランティアは、ボランティア活動中の事故等による損害について、管理センター及び国土交通省、近畿地方整備局及び公園事務所に賠償を求めることは原則できない。ただし、管理センター及び国土交通省、近畿地方整備局及び公園事務所の責に帰すべき理由があるときはこの限りではない。

(ボランティア保険)

第17条 ボランティアには、ボランティア活動保険に加入することを推奨する。また、加入に係る費用は、個人負担とする。

2 ボランティア保険の有効期限はボランティア証と同じ(4月1日より翌年3月31日まで)とする。

## 第8章 退会

(退会)

第18条 本会を退会しようとするボランティアは、事前に事務局に申し出た上で、その旨を記した書面を提出する。(書式を問わず)

2 規約違反や不適切な行動と認められる行動があり退会することが必要と管理センター及び公園事務所が判断したボランティアは、退会するものとする。

(貸与物品の返却)

第19条 退会する際は、ボランティア証と貸与物品を事務局に返却しなければならない。

## 第9章 その他

(個人情報の取扱い)

第20条 ボランティアの個人情報(名前、住所、連絡先)は、個人情報保護法及び個人情報保護規程に則り適切に管理する。個人情報は、ボランティアの認定及びボランティア証の発行許可にかかる公園事務所への協議、ボランティア保険加入手続き、活動に関する連絡のためのみに用い、

その他の用途には使用しない。

附則

この規約は、平成28年9月1日より施行する。

附則

この規約は、平成30年4月1日より施行する。

# 国営明石海峡公園

## グラフィックマニュアル

ページ数が多いため、表紙のみとする。

**国営明石海峡公園**  
**利用指導・利用サービスマニュアル（案）**

**国営明石海峡公園**

## 国営明石海峡公園 利用指導・利用サービスマニュアル（案）

### 目次

1	接客・接遇.....	1
1-1	国営公園での接客態度.....	1
1-2	基本接客マニュアル.....	2
1-3	身だしなみ、制服.....	4
1-4	接客基本用語.....	5
2	管理・運営.....	6
2-1	公園内持込禁止物品.....	6
2-2	迷子対応.....	9
2-3	拾得物・遺失物対応.....	10
2-4	園内放送.....	11
2-5	苦情、要望等対応.....	13
2-6	救急対応.....	15
2-7	ペット対応.....	18
2-8	想定問答.....	19

別紙—1 ペット同伴入園の皆様へ（お願い）

参考資料—1 国営明石海峡公園行為の禁止等に関する取扱要領

参考資料—2 お客様のご意見等の活用及びその対応について



## 1 接客・接遇

### 1-1 国営公園での接客態度

#### (1) 前提

お客様は、常に「国」が運営している公園の職員という目でみています。ファミリーレストラン・ファーストフード店をはじめガソリンスタンド等、お金を払って利用するいわゆるサービス業の接客マナーが良くなり、お客様はこれらの接客マナーに慣れているので同等もしくはそれ以上の接客マナーが必要になってきています。

#### (2) 苦情の原因

お客様は、この国営公園に遊びや、楽しさ・安らぎなどを求めて来園します。

お客様は、自分のやりたいことができれば、満足感があり、苦情など言わないでしょう。しかし、ここでは国営公園としてのルールがあり、お客様に守ってもらわないといけないこともありますのでこれを説明しなければなりません。

お客様は、自分で考えていたこと、思っていたことができなるとわかったとき、満足感が得られないため、あるいは目的を失うため何らかの文句・苦情を言いたくなるでしょう。

お客様は、その時の断られ方、説明しているときの動作、顔の表情を見て判断し、最後には「接客態度が悪い」という結論を出してきます。

#### (3) 苦情を言われなかったためのお断り方のテクニック

「だめ」・「だめです」・「できません」・「やれませんか」・「知りません」等 これらの言葉を言った時点でお客様は、感情的になり敵対心を抱くようになります。と同時に「なぜ、だめなんだ」・「なぜ、できないんだ」と必ず言ってきます。

たとえば、車イスを他の場所に返却できない事を説明する場合

「申し訳ございません」と軽くゆっくりと頭をさげて最初に謝ってしまいます。

それから、「公園内には車イスをお貸しする場所は〇〇ヶ所ありますが、それぞれの場所ごとに保有台数を決めております。このバランスが崩れますと他のお客様にもご迷惑がかかりますので、ご遠慮願っているのですが」と説明し、お客様の次の言葉を待つ。

混雑している場合には、早く告ぎのお客様の対応をしなくてはと気持ちがあせりがちになりますが、「ぶあいそう」にならず、「つっけんど」にならずに、必ず納得していただいてから次のお客様の接客をしてください。

## 1-2 基本接客マニュアル

### (1) 接客する各ポジション共通の基本的なこと

- ①挨拶
- ②適切な言葉遣い
- ③身だしなみを整える
- ④環境美化、パンフレットなどの用意

### (2) 基本的接客態度

- ①常にあたたかく、やわらかい笑顔で
- ②機転をはたらかせ、敏速に処理
- ③相手を尊重し、すべてに平等に対応する
- ④質問には正確な応答を
- ⑤健康維持は自らの手で

### (3) クレーム・トラブル時

#### ①発生原因

- a) 見たいものが見られるか (花、イベント、展示物など)
- b) 行きたいところへ行けるか (園内動線、スロープ、階段など)
- c) 休みたい時に休めるか (休憩施設、自動販売機、売店、食事場所、ベンチなど)
- d) 危険な状況はないか (危険箇所、遊具など)
- e) 接客がゆきとどいているか

#### ②対応

- a) まず何をおいてもお客様の立場に立って、言葉遣いには充分気をつけましょう
- b) 感謝の気持ちで。(最初の対応が大切)
- c) お客様の言い分をよく聞く。(何を怒っているか)
- d) 話の途中で弁解、議論は禁物。
- e) お客様の主張が間違っているときでも説明は急がない。
- f) 苦情によっては、場所、人、時間を変える。
- g) おだやかな話し方、やさしい表情で
- h) 解決したら、注意、指摘に対してお礼を述べる
- i) できるだけ記録を残す

### (4) クレームを防ぐ話し方のテクニック

前置き 「あいにくですが」 「おそれいりますが」

命令形を依頼形に「〇〇は、やらないでください。」⇒「〇〇は、△△をお願いします。」

否定形は避けて、肯定形に「〇〇は、持って入れないの」

⇒「はい、こちらでお預かりいたします。」

## (5) 駐車場係員対応例

### ○お客様が見えた時

「おはようございます」、「こんにちは」

※「いらっしゃいませ」では、お客様からの返事はありません。会話を交わすため「おはようございます」、「こんにちは」で対応するのがベターです。

### ○料金をいただく時

「500 円になります」

⇒「はい、5,000 円お預かりいたします」

⇒「4,500 円のお返しです、お確かめください」

### ○見送りの時

「行ってらっしゃいませ」、「ありがとうございました」

## (6) 料金所、案内所係員対応例

### ○お客様をお迎えする時は、

・「おはようございます」、「こんにちは」、「行ってらっしゃいませ」の言葉で対応する。

### ○各質問について

- ・すぐにお答えする。そのためイベント、花の場所、状況、園内の状況、園内の配置等細かく知っておく必要がある。
- ・わからない部分は、仲間のスタッフや職員に相談し、クリアーにしておく。
- ・地図などで丁寧に説明する。

### ○複数のお客様が一度にいらした場合

- ・お待ちいただく方にはその旨を告げ、あわてずに順番に対応していく。
- ・他の係員に対応してもらう。係員同士の連携が必要。

### ○見送りの時

・「ありがとうございました」、「またお越し下さい」、「またのご来園をおまちしております」

## (7) トラムカー係員対応例

### ○お客様が見えた時「おはようございます」「こんにちは」

行き先をご案内「東浦口ゲート行きです」「淡路口ゲート行きです」

### ○園内のことを質問された時

- ・わかる範囲でお答えする
- ・わからない時は「申し訳ございません、只今確認しますのでお待ち下さい」「くわしくは案内所でご案内しております」
- ・乗車中の注意事項を説明する。「走行中はお立ちにならないでください」、「飲食・喫煙はご遠慮下さい」

### ○見送りの時

・「ありがとうございました」、「またお越し下さい」

## (8) 巡視員対応例

### ○お客様が見えた時 「おはようございます」、「こんにちは」

○園内のことを質問された時

- ・わかる範囲でお答える
- ・わからない時は「申し訳ございません、只今確認しますのでお待ち下さい」、「くわしくは案内所でご案内しております」

○見送りの時

- ・ 「ありがとうございました」、「またお越し下さい」

### 1-3 身だしなみ、制服

職場は仕事をするところです。仕事に取り組む姿勢をただす意味からも、身だしなみのよさは大切です。特に公園はお客様と身近に接する職場ですので、服装の善し悪しは直接公園全体の印象につながります。よい印象を持っていただくためには、服装に十分気を使い、自分好みのファッションは休日や就業時間外に楽しんでください。

ジャケット、ジャンパー、ポロシャツのボタン・チャックは必ずしめ、あけっぱなしはしないでください。お客様には様々な年代の方がいらっしゃいますので流行に流されること等、だらしない印象や不快感を与えるような服装は慎みましょう。

お客様と接するときには、必ず名札及び公園のマークの入っている制服を着用し、お客様から見てすぐに公園関係者とわかるようにしてください。

次の点に注意してください。

#### ①髪

月に1度は散髪。こざっぱりとした、清潔で自然なヘアスタイルを心がけましょう。長すぎないか、フケはないか、寝癖はついてないか、くさい匂いがしないか、整髪料の匂いがきつすぎないか気をつけましょう。

#### ②顔

洗顔したか、無精ヒゲが生えていないか、ヒゲの剃り残しはないか、目やにはついていないか、耳掃除はしてあるか、歯磨きをしたか、充血した目をしていないか、鼻毛は伸びていないか気をつけましょう。

化粧は、フレッシュで自然な化粧とし、つけすぎに気をつけましょう。どうしてもマニキュアをつけたい場合は、無色またはできるだけ肌の色に近いものを選択しましょう。

メガネは派手でないものとし、サングラスはお客様に不快感を与える場合がありますので、接客時の使用は慎みましょう。

#### ③装飾品

ネックレス・ブレスレット・イヤリング等装飾品は慎みましょう。なお、指輪は、両指に1つまでとし、小さめで上品なものにしましょう。

また、女性がピアスをつける場合は、耳に固定されていて直径6ミリ以内のシンプルで控えめなデザインのものにしましょう。

#### ④靴

踵は踏んだままにしない。汚れに気をつけましょう。

#### ⑤靴下

汚れていないか、ずり落ちていないか、破けていないか、穴はあいていないか、接客に相応

しくない色・デザインでないか気をつけましょう。

#### 1-4 接客基本用語

- |             |              |                   |
|-------------|--------------|-------------------|
| ①いらっしゃいませ   | ②はい、かしこまりました | ③少々おまちくださいませ      |
| ④お待たせいたしました | ⑤ありがとうございました | ⑥申し訳ございません        |
| ⑦おそれいます     | ⑧失礼いたします     | ⑨またのお越しをお待ちしております |

## 2 管理・運営

### 2-1 公園内持込禁止物品

#### (1) 禁止物品と対処法

当公園では、都市公園法に基づく通達により持込禁止物品が定められています。したがって、以下の物品を持ち込む場合には、ゲート係員により預かることとしています。

補助付自転車を持ち込みのお客様は、歩行者園路のみ利用可能です。但し、付き添いを必要とし、スタッフが危険と判断した場合はご利用を差し控えていただきます。なお、混雑状況等により下記物品以外にも利用を制限する場合があります。

(預かる際には)

- ・「誠に申し訳ございません。この措置は園内での不幸な事故を未然に防ぎ、お客様が被害者ともより加害者とならない為に行っております。ご理解のうえご協力をお願いいたします。」
- ・「当公園ではお客様の〇〇〇は持ち込み禁止物品になっておりますので、こちらのゲートで預かせていただきます。」と伝えます。
- ・預かり物品に番号札を付けます。
- ・半券を「こちらが〇〇〇の預り証になっております。お帰りの際、引き換えとなります。」と恐縮した気持ちで渡します。

#### 公園内持ち込み禁止物品一覧

公園利用上のご案内	適 用
危険物の持ち込み	花火、火薬、大量のガス器具、油脂類及び火を利用する器具類（しおさい花園、イベントでの使用を除く） ビン類、その他劇薬に属するもの
公園内では動植物を保護していますので、釣りや採取はできません	竿、補鳥網、補虫用具、植物採取用具
全ての来園者が安全に公園を利用できるように禁止しています	槍・ナイフ等刃物、竹刀・木刀類、エアガン・モデルガン、弓矢・パチンコ・ブーメラン・模型飛行機（エンジン、モーター稼働）、金属・木製バット及び軟球、ゴルフ用具類、スポーツカイト、スケートボード、ローラースケート、インラインスケート、キックボード、自転車、一輪車、パラソル、ラジコンカー（エンジン、モーター稼働）
その他	ボート・カヌー（公園で用意するものを除く）

※ 三輪車・幼児用足こぎ車(モーター稼働を除く)・幼児用3輪キックボード(キックバー・エンジン・モーター付は不可)は保護者責任により注意しご利用下さい。なお、坂道での使用には保護者の十分な注意が必要です。

※ 草地、芝生、では使用禁止です

**使用場所に制限があり混雑時には持ち込めないもの**

公園利用上のご案内	制限付き持ち込み物品
芝生広場で利用できません	小型タープ・小型テント(2～3人用) デッキチェア

※ 園内に持ち込まれた全ての物品により発生した事故及び怪我の責任は負えません。

お客様の自己責任として、安全には十分に注意して下さい

**事前に許可が必要なもの**

公園利用上のご案内	事前許可物品
事前の占用許可と占用料が必要となります。	大型タープ、大型テント(2間・3間以上)、競技用ネット、カラオケ等の音響器具

## (2) ペットの取扱について

ペットは、以下の条件を守れるという前提のもとに入園を許可します。

- ・リード（ひも・鎖・ロープ等）でつなげること
- ・ペットのふんの始末ができること
- ・他のお客様とのトラブルに自分たちで対処できること

入園の際に、別紙—1を示し、下記のことを伝え了解を得てください。

- ・他のお客様からペット同伴のマナーについて、苦情を頂いております。マナー向上にご協力ください。
- ・お客様の中には、ペットの嫌いな方もおります。必ずリードに繋いで、周囲の安全にご配慮下さい。
- ・レストラン・売店等の施設は同伴できないため、施設によっては同伴できない場所もあることを、御了承下さい。

## (3) 都市公園法及び関係法令

### ①都市公園法 第11条（国の設置に係る都市公園における行為の禁止等）

国の設置に係る都市公園においては、何人も、みだりに次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 都市公園を損傷し、又は汚損すること
- 二 竹木を伐採し、又は植物を採取すること
- 三 土石、竹木等の物件を堆積すること
- 四 前三号に掲げるもののほか、公衆の都市公園の利用に著しい支障を及ぼすおそれのある行為で政令で定めるもの

政令＝本法施行令 第18条

法第11条第四号の政令で定める行為は、次に掲げるものとする

- 一 土石の採取その他の土地の形質の変更をすること
- 二 動物を捕獲し、又は殺傷すること
- 三 公園管理者が指定した場所以外の場所でたき火をすること
- 四 公園管理者が指定した立入禁止区域に立ち入ること
- 五 公園管理者が指定した場所以外の場所に車輛を乗り入れること
- 六 はり紙、はり札その他の広告物を表示すること

### ②都市公園法 第12条

国の設置に係る都市公園において次の各号に掲げる行為をしようとするときは国土交通省令で定めるところにより、公園管理者の許可を受けなければならない。

- 一 物品を販売し、又は頒布すること
- 二 競技会、集会、展示会その他これらに類する催しのために都市公園の全部又は一部を独占して利用すること
- 三 前二号に掲げるもののほか、都市公園の管理上支障を及ぼすおそれのある行為で政令で定めるもの

政令＝本法施行令 第19条

法第12条の第一項第三号の政令で定める行為は、次に掲げるものとする

- 一 募金、署名運動その他これらに類する行為をすること
- 二 ロケーションをすること



## 2-2 迷子対応

迷子の対応は、子供と同じ目線の高さを保ち、にこやかに対応します。決して自分の感情を出したり、いらだったりしないよう心がけましょう。

- ①迷子発生 (自分で来る又は第三者、スタッフに連れてきてもらう)  
(迷子を発見した場合は、周囲に保護者がいないか確認を行う)

↓

- ②保 護
- ・ 近くの案内所に連れてきて保護する。
  - ・ 第三者に連れてきてもらった場合には、ていねいに「ありがとうございました。」と挨拶すること。

↓

- ③-1 本人が話せる場合
- ・ 名前、住所(〇〇市〇〇町)、年齢、誰と来たかを聞いてメモする。

- ③-2 本人が話せない場合
- ・ 性別、服装(色・形・帽子など)、大体の年齢、その他特徴のあること(持ち物等)を確認してメモする。

↓

- ④園内放送の依頼
- ・ ③-1 又は③-2を確実に報告し、管理センターに放送依頼をする。
  - ・ 10分経過しても保護者が現れない場合には、再度園内放送の依頼をする。

↓

- ⑤引渡し
- ・ 保護者が来たら確認し、引渡しを行う。

↓

- ⑥報告
- ・ 迷子件数を日誌に記録する。

## 2-3 拾得物・遺失物対応

### ①公園従事者が「落とし物」を発見した場合

- ・公園従事者は、所有権を放棄し、管理センターへ届出ること。

### ②お客様が「落とし物」を発見した場合

- ・「所有権を放棄するか」、「しないか」を、お客様に確認すること。

※特に、財布・時計などの貴重品については必ず確認すること。

#### A. 所有権を放棄する場合

現物は、お客様から預かり管理センターへ届けること。

#### B. 所有権を放棄しない場合

拾得者本人に、「拾得物預書」を書いていただく。

現物と「拾得物預書」を預かり、管理センターへ届けること。

### ③お客様から忘れ物・落とし物をしたという連絡があった場合

#### A. お客様が直接きた場合

遺失日、遺失物を確認

→当日であれば、各施設（管理センター、案内所等）に有無を確認。

あった場合 : 保管場所へ案内する。

なかった場合 : その旨をお伝えし、翌日以降に見つかった場合にはこちらから連絡を差し上げることを伝える。その際、「遺失物届書」に必要事項を記入していただく。

#### B. 電話でお問い合わせの場合

電話を受けた者が、「遺失物届書」に必要事項を確認、記入し、警備係へ渡す。

### ④確認作業

遺失物届書に基づき遺失物の確認作業を行う。

#### A. 遺失物の所有者が確認できた場合

- ・遺失物が本人であるかどうか確認の後、所有者に連絡をとり、受領方法について確認する。

##### 1) 来園して受領する場合

来園日時の確認 → 来園 → 「受領書」の受け取り

##### 2) 郵送を希望の場合

- ・郵送の場合には、着払いにする。（電話連絡の際、必ず「着払い」であることを申し伝える。）

- ・遺失物を郵送するときには、受領書を必ず同封する。

- ・チェックリストにより処理状況を把握し、宅配便の伝票の控え、受領書の返納の確認を行う。

#### B. 遺失物の所有者が確認できない場合

- ・「遺失物取扱規程」に基づき、所轄の警察署に届け出る。

## 2-4 園内放送

定時の案内放送以外の臨時園内放送の対象は、「迷子」「車輛の移動」「災害や病気等の緊急時」「注意事項」を原則とします。

### (1) 迷子に関する園内放送文例

区 分	放送文例
預かっていて名前等がわかっている場合	「ご来園のお客様に迷子のお知らせをいたします。 ただいま、〇〇〇において、〇〇〇からお越しになった、〇〇〇君（ちゃん）、〇歳をお預かりしております。保護者の方は、至急〇〇〇までお越し下さい。」（くりかえし）
預かっていて名前等がわからない場合	「ご来園のお客様に迷子のお知らせをいたします。 ただいま、〇〇〇において、〇〇〇を着た（〇〇をかぶった）、〇歳ぐらいの男の子（女の子）をお預かりしております。保護者の方は、至急〇〇〇までお越し下さい。」（くりかえし）
探している場合	「ご来園のお客様に迷子のお知らせをいたします。 〇〇色の〇〇を着た（〇〇をかぶった）、〇歳の〇〇〇君（ちゃん）を只今探しております。お気づきの方は、お近くの係員までご連絡ください。」（くりかえし）
迷子が多く園内放送が多い場合	「ご来園のお客様にお知らせいたします。 ただいま、迷子が大変多くなっています。保護者の方は、小さいお子様から目をはなさぬよう十分お気をつけください。」（くりかえし）

### (2) お客様から呼び出し等の放送依頼があった場合

お客様からの依頼による園内放送は、緊急時の場合及び迷子放送以外はお断りしている旨を丁寧伝えること。

区 分	放送文例
緊急時等の場合	「お客様のお呼び出しをいたします。 〇〇からお越しの〇〇様、お伝えしたいことがありますので、至急〇〇（お近くのスタッフ）までお越し（ご連絡）ください。」（くりかえし）
呼び出し放送	団体呼び出し（こどもの谷のみ） 「〇〇市（町・区）〇〇小学校（〇〇幼稚園）のみなさん、集合時間になりましたので、〇〇広場にお集まりください。」

### (3) その他

車に関する場合	「お客様にお車のお呼び出しを申し上げます。 〇〇駐車場にお止めの「神戸〇〇-〇-〇〇〇〇」、〇〇色の〇〇〇〇（車種名）のお客様、ライトがついたまま（交通の妨げ）となっておりますので、至急お車までお戻りください。」（至急お車を移動ください。）（くりかえし）
催し物（イベント）	「ご来園のお客さまへ催し物のご案内をいたします。 本日（ただいま）〇〇時より、〇〇〇におきまして〇〇〇〇を開催いたします。ご観覧ください。（又は皆様のご参加をお待ちしております。）」
注意事項等	・ 雷雲注意の場合 「お客様にお知らせいたします。 只今、兵庫県南部地域に雷雨注意報が発令されております。今後、公園に接近する恐れがありますので、ご注意ください。」 「また雷が発生した場合はお近くの建物内に避難されますようお願いいたします。」
	・ 雷雨注意法解除の場合 「お客様にお知らせいたします。 只今、雷雨注意報が解除されましたが、大気の状態が不安定ですので、今後の放送に十分ご注意くださいようお願いいたします。」
	・ 天候注意報の場合 「お客様にお知らせいたします。 只今（大雨・洪水・雷雨）注意報が発令されました。 今後の天候の変化には充分ご注意くださいようお願いいたします。」

## 2-5 苦情、要望等対応

### (1) 苦情対応について

お客様からの苦情は、お客様がその公園に抱いている期待や願望です。

苦情を避けるのではなく、逆に尊重して、誠実に対応することにより、公園への信頼が高まり、公園の再利用が期待できます。

### (2) 苦情の種類

#### ①モノ・サービスに関する苦情

製品の品質やサービスそのものに対するもの

#### ②接客に関する苦情

対応が悪い、不親切など、感情に関するもの

#### ③情報に関する苦情

情報の内容、職員の知識に関するもの

#### ④金銭に関する苦情

情報や接客とも関連するもの

#### ⑤システムに関する苦情

受け取り、連絡などのシステムに関するもの

私たちはつい、苦情を言ってくるお客様を「わがまま」「自分勝手」と考えがちです。しかし何も言わない人が我慢していて、はっきり言う人が正直だという考え方もできます。

### (3) 苦情になりやすい状況（説明の仕方の大切さ）

#### ①お客様に選択権が無い

「(喫煙者の方に)ここでは吸えません」⇒ 相手は有無を言わず我慢させられる。

⇒⇒⇒「ここでは吸えませんが園内には喫煙所がございますのでそちらをご利用頂けますか」【相手に選択権を与える状況をつくる。】

#### ②お客様の期待を無視する

「切手を下さい」というお客様に対して・・・

「切手はありません」⇒ 相手に期待を無視する。

⇒⇒⇒あいにく切手は置いておりませんが、近くに郵便局がありますのでそちらでお求めください。【相手の期待に応えようとしている】

#### (4) 苦情対応のポイント

##### 〈3Kの原則〉

苦情を未然に防ごうと努力していても、苦情に発展してしまった場合には、誠実に対応しましょう。苦情対応時には相手が「聴いてくれている」と感じるような反応を示すことが重要です。

**3Kの原則**・・・1. 共感する、2. 傾聴する、3. 確認する

1. 共感する……同情ではなく、相手と同じところに立つということ。
2. 傾聴する……相手の話を評価・判断したりしないで白紙の状態で話を聴くことが大切。※
3. 確認する……お客様の言い分のポイントを整理する。※

※特に2、3は電話対応で重要

##### 〈三変の原則〉

誠意ある対応を検討する前に、まず腹を立てているお客様に冷静になってもらうことも大切です。相手が冷静になるのを助ける効果的な方法として一般的に言われているのが、この「三変の原則」です。

**三変の原則**・・・1. 人を変える、2. 時を変える、3. 場所を変える

1. 人を変える……お客様の言い分を十分に聴いてから対応する人を（上司・責任者に変える
2. 時を変える……特に電話での対応は、時を変える方が効果的。
3. 場所を変える……応接室・別室等へ案内し、気持ちを落ち着けてもらう。

#### (5) 苦情対応時の注意事項

##### ・議論しない

「お客様の言われるようなことはないと思います」という言い方は避けるべきです。自分が嘘をついていると思われる…と感じたら怒りはさらに難しい段階に入ってしまいます。

##### ・その場を早く収めようとしな

面倒くさがっている、早く終わらせたいと思っているとお客様が感じたら、新たな怒りを呼んでしまい、かえって早期解決が困難になってしまいます。

##### ・よくあること、と逃げない

お客様の怒りが公園スタッフにとってあまりめずらしいことではない場合、つい、「それはよくあることで」と言ってしまうがちです。

##### ・話の途中でさえぎらない

お客様の言い分が間違っていると感じても、途中で遮ってはいけません。全て聴いてからでも遅くありません。お客様は全て言ってしまいたいものなのです。

## 2-6 救急対応

### (1) 救急活動

来園者等の事故・疾病等に対応する救急業務については、淡路地区は、管理センター、各入口ゲート、園内のレストラン、売店に、神戸地区は、〇〇、〇〇、〇〇に救急箱を常備します。

また、周辺病院と連携して、病院での治療が必要な傷病が発生した場合、必要に応じて病院の紹介、病院への搬送を行います。

なお、管理センター、巡視、各ゲートに無線機を配備し救急事案発生時は情報を共有、迅速な救急活動、及び救急車両誘導を行います。さらに、不測の事態に備え淡路地区は東浦ロゲート並びに管理センターに、神戸地区は〇〇、〇〇に AED (自動体外式除細動器)を配備し救命活動を行います。

- ①怪我人及び負傷者を発見した職員は、直ちに必要な救急活動を行うとともに救急車要請の有無、怪我(負傷)の状況、応援の有無を管理センターへ報告します。
- ②管理センターは、救急車要請が必要な場合は洲本消防署へ通報するとともに、職員に救急車両の搬入経路を指示します。
- ③管理センターは、救急車両の誘導員を必要な場所へ配置させるとともに、職員に救急活動に必要な機材等を持参させ現地へ急行させます。

### (2) 救急活動のための協力関係機関

(淡路地区)

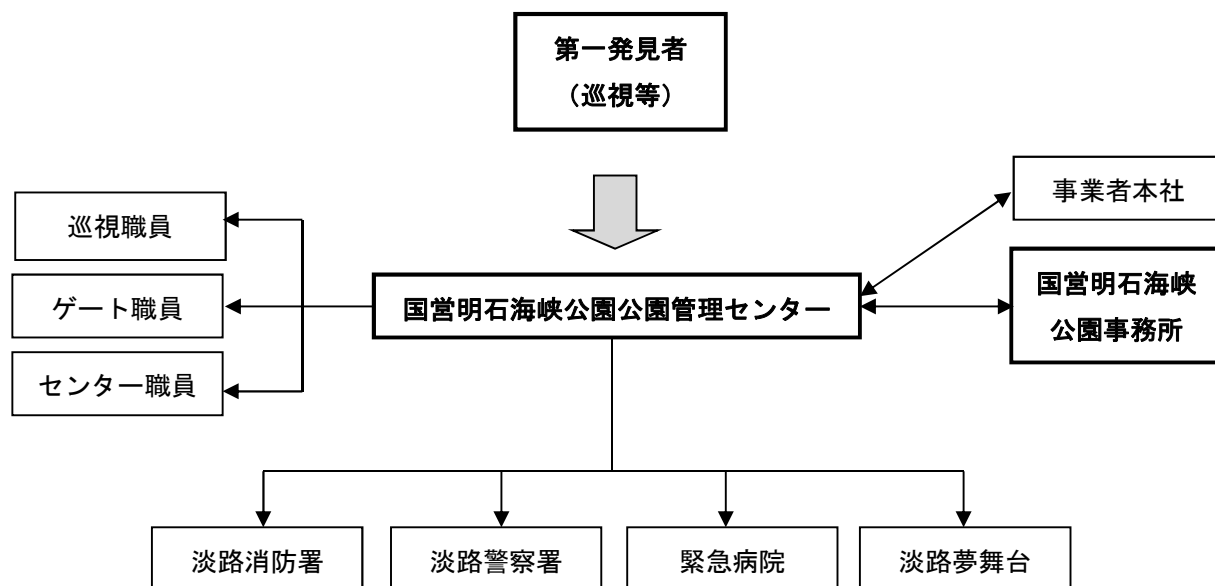
- |   |              |
|---|--------------|
| <input type="checkbox"/> 洲本消防署岩屋分署      | 0799-72-0119 |
| <input type="checkbox"/> 淡路警察署          | 0799-72-0110 |
| <input type="checkbox"/> 東浦平成病院         | 0799-74-0503 |
| <input type="checkbox"/> 聖隷淡路病院         | 0799-72-3636 |
| <input type="checkbox"/> 淡路夢舞台地区 防災センター | 0799-74-1072 |

(神戸地区)

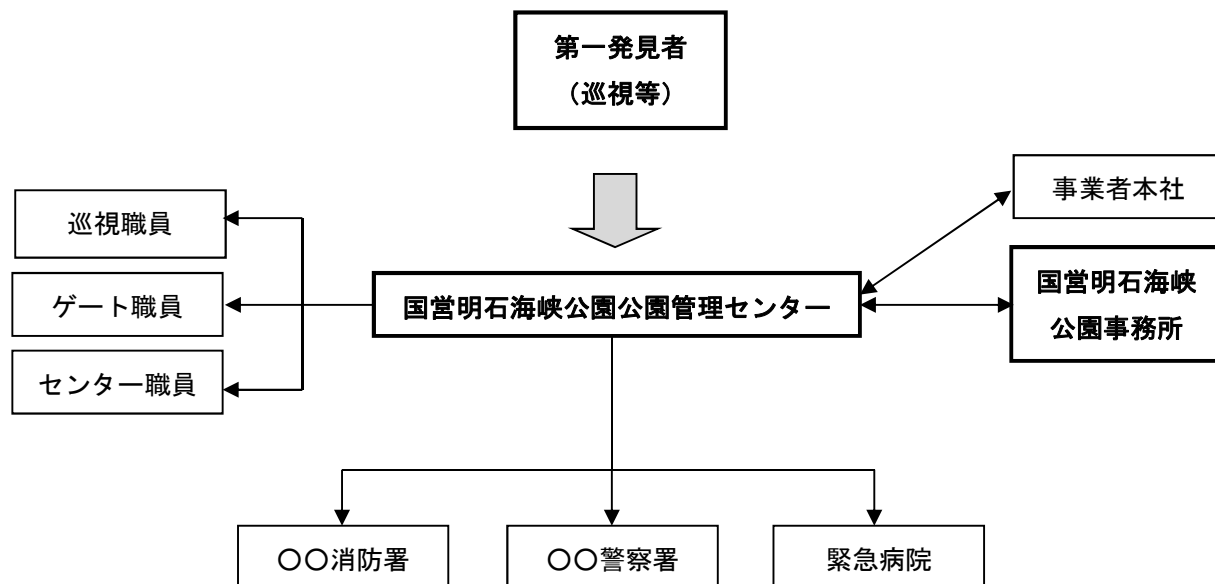
- 〇〇消防署
- 〇〇警察署
- 〇〇病院
- 〇〇病院

### (3) 救急活動体制フロー

(淡路地区)



(神戸地区)





#### (4) 怪我人(負傷者)の発見

「巡視計画書」に基づき、病人、迷子、負傷者等の事故、事件及び災害の発生に対する速やかな処置及び救護活動ならびに報告を行います。

□救急の場合に確認すること

①氏 名

②年 齢

③性 別

④負傷の程度

・( ) から出血している

・( ) を打撲している

・( ) が( ) している等

⑤負傷した場所

⑥負傷した時間と原因

時 分頃( ) をして負傷した。

⑦住 所

⑧連絡先

⑨公園にきた交通手段は、 ・自動車 ・観光バス ・路線バス ・その他( )

⑩誰ときたか

#### (5) 報告

怪我人(負傷者)の救急活動を行った場合で救急車要請等の場合は、「緊急時連絡体制表」に基づき、国営明石海峡公園事務所に通報するとともに「事故報告書」により報告します。

#### (6) 訓練・教育

明石海峡公園管理センター職員は、初期消火、通報、避難誘導等の消防訓練を実施するとともに救急救命活動を行うための普通救命講習を受講し、不測の事態に備えます。また、AEDを淡路地区は、東浦ロゲートと管理センターに、神戸地区は〇〇、〇〇に配置します。

## 2-7 ペット対応

別紙—1の内容を説明し、了解を得てから入園を許可してください。

## 2-8 想定問答

### ①案内所及び料金所

質問・苦情等	模範解答または対応
国営なのに何故、入園料がいるの。	国営公園は特定の場所に設置されていることから利用者の方が限定される状況にあるため、受益者負担としており、これは都市公園法により定められております。
なぜ、〇〇は持込禁止なの。	お客様ご自身または他の利用者に危険を及ぼすおそれのあるものとして禁止しております。
なぜ、植物を採ってはいけないの。	多くの皆様に観賞していただくため、禁止としております。

### ②駐車場関係

質問・苦情等	模範解答または対応
どこに、止めればいいのか。	「ただいま、満車ですので係員の指示に従ってお進みください。」
忘れ物をして取りに来たのですが。	「只今、担当者（警備係）に連絡いたしますので少々お待ちください。」 警備員の誘導により車をロータリー等に駐車していただき、案内所等で受渡し手続きをしていただく。
なぜ国営なのに駐車料金を取るの。	「申し訳ございません。この料金で駐車場の運営をしておりますのでご了承ください。」
午後から入っても午前から入っても同じ料金なのはなぜ。	「申し訳ございません。この駐車場は1日単位の料金設定となっておりますのでご了承ください。」
車内にキーを閉じ込めてしまったのですが。	「只今、担当者（警備係）に連絡いたしますので車の前でお待ちください。」 公園スタッフによる開錠作業は行えませんので、専門業者（JAF等）へお客様（当事者）から連絡していただく対応となります。
一旦駐車場外に出て、再度、駐車場に停めたいんだけど。	「本日発券いたしました駐車券（レシート）を料金所で提示いただければ本日の再入場ができるようになっております。」
料金を払わずに通過してしまった時、あるいは料金不足なのに通過してしまったら。	すぐに追いかけて料金を徴収します。 料金所に1人しかいないとき、または追いつかないときは、巡視員等に連絡を取り、料金所で支払いをしてもらう。故意か過失かいずれの場合でも相手はお客様であることを忘れずに対応してください。
閉園時間間際に来られた	「あと、〇〇分で閉園時間となりますが、よろしいでしょ

時は	うか。」と念を押してください。 また、閉園時間の約2時間前位から「あと、〇〇分で閉園時間となります。」と付け加えてください。
口や耳が不自由な障害者の方が障害者手帳を見せたら	メモ用紙に用件を書いてもらい、メモ用紙による筆談でお客様と対応してください。
〇〇テレビのものですが、〇〇の取材をしたいのですが	「いつもお世話になっております。ただいま企画の担当者に連絡いたしますので少々お待ち下さい。」 企画担当の指示に従って下さい。
駐車場に止めてある他のお客さんの車にぶつけてしまったんですが	「只今、担当者（警備係）に連絡いたしますので車の前でお待ちください。」 場所を確認し、相手がない場合には車種、ナンバーを控え、呼び出しの放送をしてもらう。また、駐車場内でのお客様同士の車輛事故は原則、当事者同士で解決していただくので、最寄りの警察署への連絡についてもお客様にさせていただく。

### ③団体等に関すること

質問・苦情等	模範解答または対応
花の広場の前の車道から乗降したい	「申し訳ございません。車道での乗降は事故の原因となり危険ですので、ご遠慮いただいております。」
体の不自由な者がいるので車で園内に入りたい	「申し訳ございません。お車を歩道に乗り入れることはご遠慮いただいております。入口案内所で車椅子、電動スクーターを無料貸出しております。また、トラムカーの運行もごございますので、これらをご利用していただいております。」
大型バスを大型駐車場以外に停めたい	「申し訳ございません。お客様の乗降以外の時間につきましては、大型駐車場にお停めいただきますようお願いいたします。」 混雑日には、乗降についても大型駐車場を案内する。

### ④その他

質問・苦情等	模範解答または対応
「〇〇にスズメバチの巣があるよ」と知らせがあった場合	「ありがとうございます。至急担当者に除去するよう連絡いたします。」と返答し、警備係に連絡してください。
〇〇に人が倒れているけど	「はい、承知しました。」と返事をした後、詳しい情報（倒れている場所等）を聞き、第1報を管理センターへ報告してください。

救急車を呼んでください	状況を聞き、速やかに管理センターへ連絡をいれてください。
イベントのクレームがあったら	「申し訳ございません。担当者に連絡し改善するよう申し伝えます。」

## ペット同伴入園の皆様へ(お願い)

※必ずお読みください。

ペットの同伴入園については、下記のお約束をもとに、同伴入園を許可しております。必ず、下記のルールを守って、他の入園者の迷惑にならないようお願いいたします。

### 記

#### (同伴入園の許可条件)

1. 園内では、必ずロープや紐(ひも)等でつなぎ、いつでも飼い主が制御(せいぎょ)できる状態にし、他の入園者に迷惑をかけないこと。
2. 排泄物(糞、尿等)の処理は、飼い主が責任を持って処理すること。
3. 他の入園者に吠えついたり、飛びかかるなどの迷惑をかけないこと。
4. 事故(怪我)等が発生した場合は、すべて飼い主の責任において処置していただきます。
5. 建物内(飲食棟・売店等)へのペット同伴の入室はできません。
6. 電動スクーター、トラムカーにペットを乗せることはできません。
7. 園内では、係員や巡視(警備)員の指示に従ってください。

上記のルール違反があった場合には、直ちに、退園していただきます。  
その場合は、入園料等はお返しいたしませんので、ご承知おきください。

国営明石海峡公園

## 国営明石海峡公園における 行為の禁止等に関する取扱要領

### (目的)

第1条 この取扱要領は、国営明石海峡公園（以下「公園」という。）における行為の禁止等について法令で定めるもののほかに、その趣旨に基づき、行為の内容に応じた方針を定め、もって安全で決適な公園利用に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この取扱要領において「公園内」とは、都市公園法(以下「法」という。)の定めるところにより公告された区域及び一般に公開されている区域をいう。

2. この要領において「職員等」とは次の各号に掲げる者をいう。
  - 一 国営明石海峡公園事務所(以下「公園事務所」という。)の職員
  - 二 独立行政法人都市再生機構の職員。
  - 三 明石海峡公園管理センター(以下「管理センター」という。)の職員。
  - 四 管理センターとの契約により、指揮監督を受けて公園の利用上の指導の業務を行う者。
3. この要領において「利用者」とは、勤務中の職員等を除く公園内に入る全ての者をいう。

### (禁止する行為)

第3条 公園内における行為のうち、次の各号に掲げるものは、法第11条に準ずる行為とみなし、その行為を禁止する。

- 一 花卉又は果実種子等を採取する行為。
- 二 次条第1号に定める指定場所以外でガスコンロ、石油コンロ並びに花火等の火気を使用する行為。
- 三 指定場所以外での喫煙。
- 四 自転車の利用。
- 五 他の利用者の快適性を明らかに損なう音響の発生。
- 六 他の利用者の安全又は公園施設の正常な利用に支障を及ぼす行為。
- 七 国営明石海峡公園事務所長（以下「公園事務所長」という。）の許可無く、洗濯、寝泊まり等をする行為。

### (場所の指定等)

第4条 都市公園法施行令(以下「令」という。)第18条に定める指定する場所は次の各号に定める場所とする。

- 一 第3号関係(たき火)。  
バーベキュー広場。
- 二 第4号関係(立入禁止)。  
管理用施設、修景施設及び必要に応じ公園事務所長が指定する「立入禁止」区域で標識等により明示されている区域。
- 三 第5号関係(車両乗り入れ)。

駐車場及びその進入路及び走行ルート。

(許可申請)

第5条 公園内における行為のうち次に掲げる行為をしようとするものは、あらかじめ公園事務所長の許可を受けるものとする。

- 一 アンケート調査又は動植物等の調査。
- 二 公園内の一定の場所を独占的に使用する行催事。
- 三 開催日時を事前に告知することにより参加者を公募して行う行催事。
- 四 ステージ、テント、マイクロホン、机、椅子等を公園内に設置する行為。
- 五 公園内に標識又は横断幕等を掲示する行為。
- 六 写真又は映画等を営利目的で撮影する行為。
- 七 会費等を徴収して写真又は映画等を撮影する行為。
- 八 駐車場及びその進入路以外の場所へ自動車を乗り入れする行為。

(利用指導)

第6条 職員等はその職務に応じ、法令及びこの取扱要領に定める第3条(禁止する行為)又は第8条(許可条件)に違反する行為を発見したときは、必要に応じて入園の制限又は適切な利用指導を行うものとする。

(許可基準)

第7条 法第12条の規定による許可の申請に関しては、原則として次の各号に掲げるものに該当するものは許可しないものとする。

- 一 営利を目的とした物品の販売又は頒布。
  - 二 公園利用に関係のない集会。
  - 三 著しく公共性に欠け、又は排他的な催し。
  - 四 営利のみを目的とした集会。
  - 五 公共性に欠ける募金又は署名活動。
  - 六 公園利用又は公園管理に関係のない調査(国土交通省関係は可)。
  - 七 休園日又は開園時間外の利用。ただしロケーションの場合で公園のPR効果が高いと認められるものを除く。
  - 八 土日祭日に車輛を利用する行催事。ただし、車輛を利用することが行催事の実施に不可欠で他の利用者の安全と快適性が損なわれないと認められる場合を除く。
  - 九 次の各号の一に該当し、明らかに公園利用の快適性を損なうもの。
    - イ 公園施設の損傷又は汚損。
    - ロ 公園の風致又は美観の侵害。
  - 十 前各号に定めるもののほか、公園事務所長が公園の利用又は管理上から不都合と認めるもの。
- 2 第1項第一号の規定にかかわらず、法第5条の許可を受けた者が、公園利用の促進又は利用者の利便を図る目的で実施する場合は許可の対象とする。



(許可条件)

第8条 公園内の行為について許可する場合は、次に掲げる条件を付するものとする。

- 一 一般利用者に迷惑をかけないように留意すること。
  - (一) 公衆の安全を守るよう、必要な措置を講ずること。
  - (二) 公園を損傷したり汚損するなど公園利用に支障を及ぼす恐れのある行為をしないこと。
  - (三) 公園の風致及び美観、その他の公園としての機能を害しないこと。
- 二 許可を受けた事項を変更するときは、簡易なものを除き公園事務所長の許可を受けること。
- 三 許可の期間が満了したときは、公園を直ちに現状に回復すること。ただし、現状に回復することが不適当な場合は、公園事務所又は管理センターの職員等の指示に従い必要な措置を講ずること。
- 四 事故が発生し、又はその恐れがあると判断される場合は、速やかに公園事務所又は管理センターの職員等に報告するとともに、利用者の安全を図り、申請者の責任において速やかに処理すること。
- 五 公園施設を損傷し、汚損し又は滅失した場合は、これを修理し、もしくは現状に回復、又は賠償すること。
- 六 次に示すような場合、許可を取り消したり必要な措置を命じる場合がある。
  - (一) 申請内容に偽りがあったり、不正な手段により許可を受けた場合。
  - (二) この許可条件を守らない場合。
  - (三) 公園の保全又は、公衆の公園利用に著しい障害が生じた場合。
  - (四) 公園の運営上又は公益上やむを得ない必要が生じた場合。
  - (五) 許可を受けた行為が公園のイメージを著しく損なうことが判明した場合。
- 七 都市公園法及び関係法令を遵守するとともに、公園事務所長又は管理センター職員の指示に従うこと。
- 八 学校関係者は当日前に生徒の健康管理を充分におこない、当日は校医又は保健担当員を必ず来園させること。
- 九 ロケーションについては、原則「国営明石海峡公園」の名称を入れること。

(持込物件等)

第9条 法第11条に準じ、公園内への持込物件、制限物件を次のとおり2つに分け、公園の安全かつ快適な利用に対処する。

- 一 公園内への持込を禁止する物件。
  - ・銃及び刀剣類(モデルガン、木刀、竹刀を含む)。
  - ・ブーメラン、弓矢、パチンコ、ラジコン飛行機等。
  - ・補鳥網、植物採集道具、釣り具類。
  - ・木製・金属バット、硬球、スケートボード。
  - ・爆発性・引火性の高い花火、火薬、大量のガス、油脂類及び火を使用する器具類((定められた場所で使用する家庭用のガス器具類、イベントを除く)。
  - ・一輪車、ローラースケート、インラインスケート、キックボード。
  - ・その他、公園利用の妨げとなるおそれが生じるもの。
- 二 指定場所における使用等の条件付で持込を認める物件。

- ・ 野球用具類(硬球を除く)。
- ・ テント(個人利用用)、タープ、パラソル、デッキチェア。
- ・ 音響器具。
- ・ 幼児用の三輪車・足こぎ車・3輪キックボード(エンジン・モーター付は除く)。
- ・ スポーツカイト類。
- ・ その他、公園事務所長が認めるもの。

附則この要領は平成22年6月1日から適用する。

## お客様のご意見等の活用及びその対応について

### 1 目的

園内にご意見箱とご意見カードを設置し、寄せられたお客様の意見を真摯に受けとめ、安全でより一層愛される公園作りのため活用することを目的とする。

#### (1) ご意見カード

別紙1の通り

#### (2) ご意見箱設置場所

(淡路地区) 東浦ロゲート・連絡ロゲート・淡路ロゲート・海岸ロゲート・ビジター棟1階  
(神戸地区) ○○○○・○○○○

### 2 体制

お客様のご意見の活用及びその対応についての担当者は運営企画課長とする。  
運営企画課長が不在の場合、運営企画課長補佐が代行する。

### 3 管理センターでの対応

お客様からご意見等があった場合、担当者は速やかにご意見の内容を確認しセンター長に報告する。センター長、施設維持課長と早急に対応の協議を行い、協議において明らかに改善等が必要な場合やすぐに対応可能な意見については速やかに改善等の対応を行う。また、協議においてご意見の内容を早急に国営明石海峡公園事務所に報告する必要があると考えられる場合は、調査職員に速やかに報告を行う。

### 4 ご意見を頂いたお客様への対応

ご意見カードに住所・氏名・電話番号・メールアドレス等お客様の連絡先が記載されている場合においては、ご意見内容にかかわらず必ず回答を行うこととする。回答案については別紙2の様式により担当者が作成し、センター長及び施設維持課長が精査し回答文を決定する。決定した回答文については回答前に明石海峡公園事務所調査職員に報告し承諾を得た上で回答を行うものとする。回答文については、ご意見を頂いた日の翌日より7日以内に投函することとする。

また、ご意見カードに連絡先の記載がない場合においても回答文案を作成し、毎週報告する報告書に記載し調査職員に報告する。但し、ご意見の内容が感想等特に回答文案の作成の必要がないと考えられる場合は、回答文案の作成は行わない。

### 5 お客様から頂いたご意見及びそれに対する対応・回答の公表について

お客様から頂いたご意見及びそれに対する対応・回答の公表について国営明石海峡公園のホームページにおいて公表するものとする。公表期間については、ご意見を頂いた月の翌月上旬から1ヶ月間とする。

### 6 報告

お客様に頂いたご意見等については、毎週報告する週報とともに国営明石海峡公園事務所に報告を行うものとする。但し、早急に国営明石海峡公園事務所に報告する必要がある場合はこの限りではない。

# 国営明石海峡公園

## お客様ご意見カード

国営明石海峡公園にご来園いただきまして誠にありがとうございます。お客様に、より満足していただける公園にしていくためにご意見をお待ちしております。お気づきの点がございましたらご記入ください。

【ご来園 年 月 日】

.....

.....

.....

.....

.....

お差し支えなければご記入下さい。

お名前		年令	才	性別	男・女	職業	
ご住所					TEL		
					e-mail		

ご協力ありがとうございました。またのご来園をお待ちしております。

### 【個人情報保護法について】

お客様から頂いた個人情報は重要なものと認識し、その取扱いについては〇〇(受託者名)の個人情報保護方針に則り細心の注意を払い、厳重に管理致します。

この個人情報は、迷子、事故、貸出品、遺失物、拾得物、ご意見、予約受付等の対応や受付、または何らかの理由でお客様に連絡を取る必要が生じたときなど、公園の管理運営に利用します。

当公園が管理する個人情報はあらかじめお客様の同意がある場合や、法令等に基づき要請された場合を除き、第三者に提供またはその他の用途には使用致しません。

別紙 2

平成 年 月 日

〇 〇 〇 〇 様

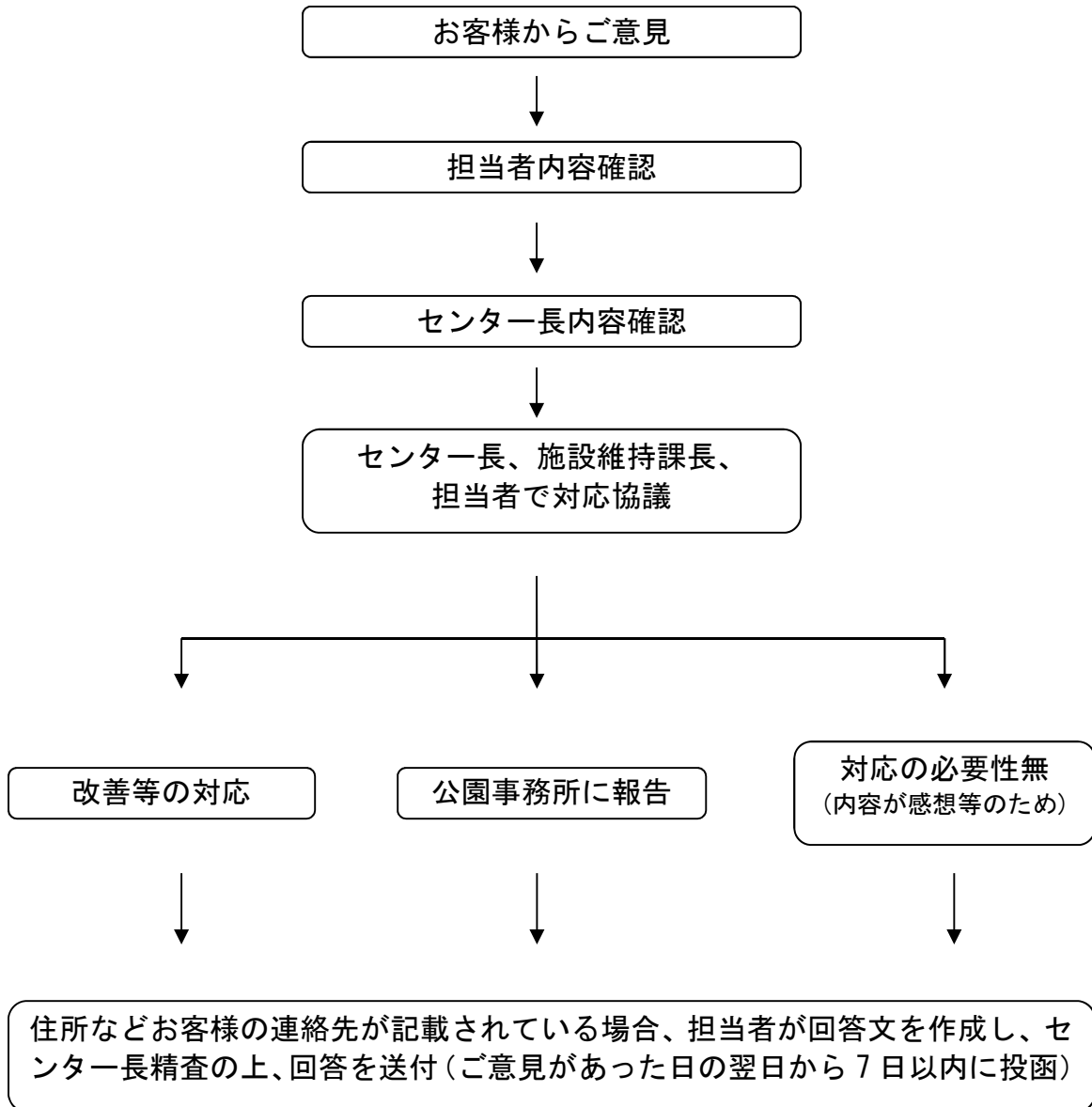
先日は国営明石海峡公園へご来園頂き誠にありがとうございました。

回答内容

またのご来園を心からお待ち申し上げます。

〒656-2307 淡路市南鶴崎 8-10  
明石海峡公園管理センター  
TEL 0799-72-2000  
FAX 0799-72-2100

## お客様のご意見対応フローチャート



# 淡路地区巡回範囲



Akashi Kaikyo National Government Park

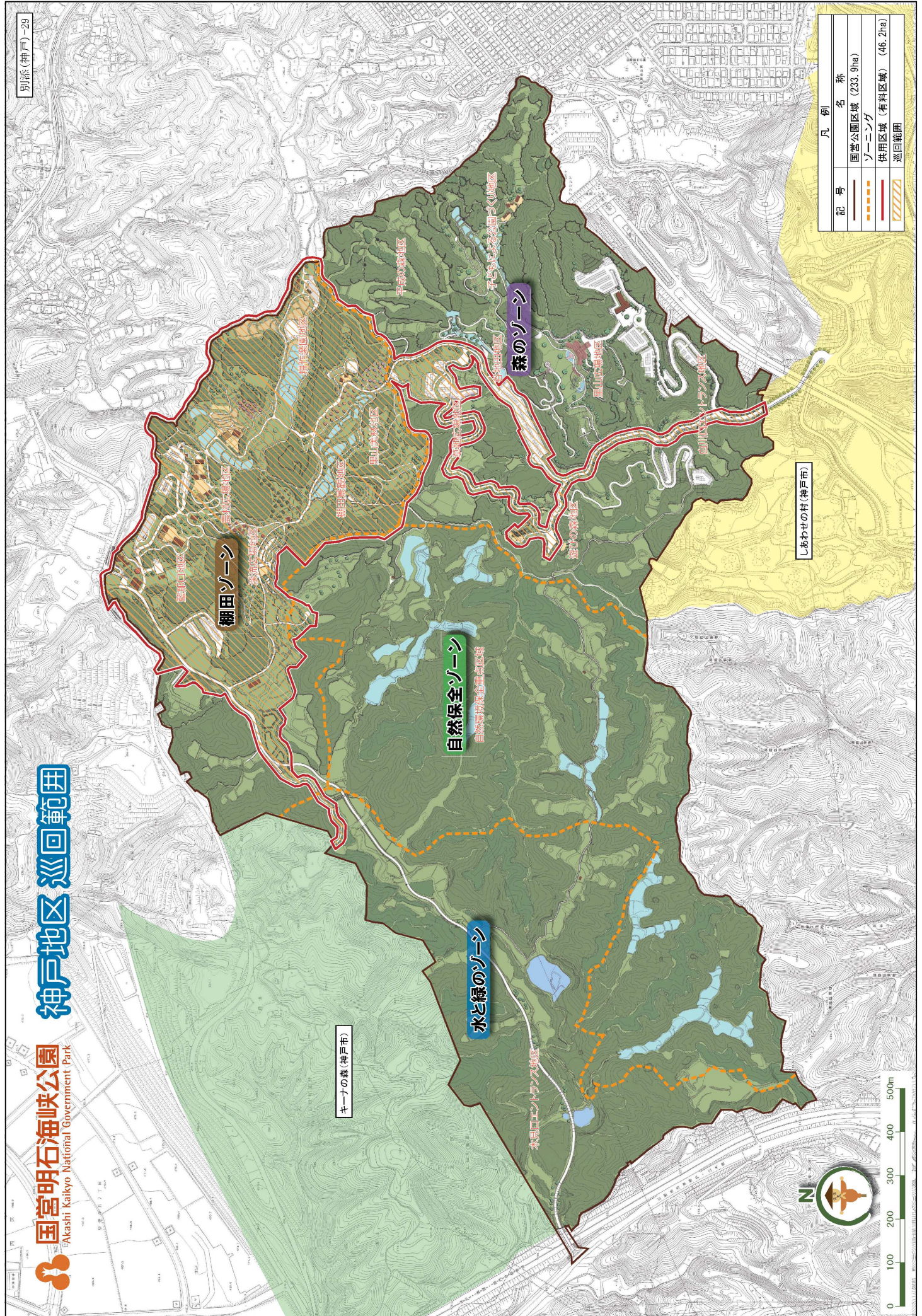


展望ゾーン



凡例	
	供用区域
	有料エリア
	巡回範囲

H33年4月開園予定



神戸地区巡回範囲

国営明石海峡公園  
Akashi Kaikyo National Government Park

別添(神戸)-20







■地整名\_公園名(淡路地区)

【H29入园者内訳】

月日	備考(無料日、休園日、大型イベント等)	天気	総入园者数	無料区域入园者数	有料区域入园者数	有料区域入园者の内訳												備考					
						一般利用者			団体利用者			有料入园者			無料入园者								
						利用者		子ども	利用者		大人	子ども	購入者		利用者		無料日の入園者数(注2)						
						大人	シルバー	子ども	大人	シルバー	子ども	大人	シルバー	子ども	大人	シルバー	子ども		障がい者	幼児、その他	計		
10月1日	日	晴	4,456	364	4,092	1,671	209	333	563	31	131	0	0	0	4	3	0	2,965	117	1,010	0	1,127	
10月2日	月	晴	213	138	75	20	12	0	4	0	26	0	0	0	0	0	0	62	0	13	0	13	
10月3日	火	晴	323	93	230	77	26	5	3	29	0	0	0	0	0	0	0	140	4	86	0	90	
10月4日	水	晴	409	51	358	166	46	1	0	0	0	0	0	0	0	3	0	216	13	129	0	142	
10月5日	木	晴	558	124	434	146	49	4	9	113	0	0	0	0	0	0	0	321	21	92	0	113	
10月6日	金	晴	338	300	38	30	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	32	0	6	0	6	
10月7日	土	日/ハズレ(天気が悪)	2,785	124	2,661	253	44	27	1,113	39	340	0	0	0	0	2	0	1,818	46	797	0	843	
10月8日	日	日/ハズレ(天気が悪)	10,885	393	10,492	674	130	129	4,300	219	1,531	0	0	0	0	0	0	6,993	462	3,047	0	3,509	
10月9日	祝	日/ハズレ(天気が悪)	9,542	170	9,372	650	124	132	4,059	160	872	0	0	0	1	4	0	6,002	375	2,995	0	3,370	
10月10日	火	晴	460	52	408	190	79	28	0	0	0	0	0	0	0	2	0	299	17	92	0	109	
10月11日	水	晴	556	88	468	186	107	6	15	24	0	0	0	0	0	0	0	338	30	100	0	130	
10月12日	木	晴	307	127	180	89	57	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	148	9	23	0	32	
10月13日	金	晴	296	96	200	76	27	4	34	0	0	0	0	0	1	0	0	142	5	53	0	58	
10月14日	土	晴	2,161	339	1,822	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	78	1,744	0	1,822
10月15日	日	晴	345	126	219	77	31	12	47	1	0	0	0	0	0	2	0	170	12	37	0	49	
10月16日	月	晴	290	240	50	25	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	40	2	8	0	10	
10月17日	火	晴	284	36	248	51	32	0	13	23	86	0	0	0	1	2	0	208	7	33	0	40	
10月18日	水	晴	367	0	367	85	80	0	86	79	0	0	0	0	1	0	0	331	10	26	0	36	
10月19日	木	晴	367	256	111	30	23	0	3	20	0	0	0	0	0	0	0	76	24	11	0	35	
10月20日	金	晴	196	80	116	59	34	3	0	0	0	0	0	0	2	1	0	99	1	16	0	17	
10月21日	土	晴	331	248	83	32	7	3	30	0	0	0	0	0	0	0	0	72	0	11	0	11	
10月22日	日	雨(曇り)	163	160	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	3	
10月23日	月	晴	157	40	117	49	34	4	0	0	0	0	0	0	1	2	0	90	12	15	0	27	
10月24日	火	晴	582	192	390	137	39	4	0	23	0	0	0	0	1	3	0	207	7	176	0	183	
10月25日	水	晴	537	280	257	99	55	5	39	0	0	0	0	0	0	4	0	202	28	27	0	55	
10月26日	木	晴	520	0	520	183	100	2	0	0	0	0	0	0	0	2	0	287	23	210	0	233	
10月27日	金	晴	910	0	910	216	64	2	22	21	0	0	0	0	0	0	0	325	69	516	0	585	
10月28日	土	晴	334	180	154	77	11	5	20	0	0	0	0	0	0	2	0	115	6	33	0	39	
10月29日	日	晴	409	400	9	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	5	0	5	
10月30日	月	晴	362	160	202	104	44	7	0	0	0	0	0	0	0	3	0	158	4	40	0	44	
10月31日	火	晴	247	82	165	80	42	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	122	13	30	0	43	
合計			39,690	4,939	34,751	5,536	1,523	738	10,360	689	3,099	0	0	0	12	35	0	21,972	1,317	9,718	1,744	12,779	

注1)年間パスポートを購入して利用した場合は、購入者と利用者それぞれに入力してください。  
注2)無料日については、「無料日の入园者数」に一式計上してください。

■近畿地整 明石海峡公園(神戸地区)

【H29 9月 入園者内訳】

月日	備考(無料日、休園日、大型イベント等)	天気	総入園者数	無料区域入園者数	有料区域入園者数	有料区域入園者の内訳												備考						
						一般利用者			団体利用者			購入者			年間パスポート(注1)				無料入園者					
						利用者		子ども	利用者		大人	シルバー	子ども	購入者		大人	シルバー		子ども	利用者		大人	シルバー	子ども
						大人	シルバー	子ども	大人	シルバー	子ども	大人	シルバー	子ども	大人	シルバー	子ども		大人	シルバー	子ども	障がい者	幼児、その他	無料日の入園者数(注2)
10月1日	日	晴れ	512	512	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	16	132	148	
10月2日	月	雨	14	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	8	10	
10月3日	火	晴れ	112	112	6	36	0	0	50	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	14	19	
10月4日	水	晴れ	93	93	9	43	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	17	13	30	
10月5日	木	晴れ	51	51	6	33	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	8	11	
10月6日	金	雨	19	19	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	9	10	
10月7日	土	晴れ	55	55	13	7	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	22	27	
10月8日	日	晴れ	427	427	174	38	90	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	22	94	116	
10月9日	月	晴れ	481	481	189	91	82	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	19	93	112	
10月10日	火	晴れ	94	94	9	39	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	21	26	
10月11日	水	晴れ	97	97	12	51	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	16	20	
10月12日	木	晴れ	107	107	6	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	23	27	
10月13日	金	雨	17	17	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	4	6	
10月14日	土	無料入園日	460	460	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	460	460
10月15日	日	雨	103	103	28	5	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	39	46	
10月16日	月	雨	45	45	3	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	18	19	
10月17日	火	雨	64	64	2	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	48	51	
10月18日	水	晴れ	70	70	7	17	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	32	36	
10月19日	木	雨	39	39	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	10	11	
10月20日	金	雨	22	22	6	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	3	12	15
10月21日	土	雨	280	280	14	3	7	8	9	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	232	236	
10月22日	日	雨	6	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	6	
10月23日	月	晴れ	50	50	2	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	14	16	
10月24日	火	晴れ	49	49	2	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	16	23	
10月25日	水	晴れ	112	112	26	43	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	15	20	
10月26日	木	晴れ	85	85	7	45	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	18	9	27	
10月27日	金	晴れ	103	103	22	32	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	22	23	45	
10月28日	土	雨	27	27	3	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	0	21	21
10月29日	日	雨	101	101	35	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	54	56	
10月30日	月	晴れ	63	63	3	17	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	18	21	
10月31日	火	晴れ	67	67	10	27	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	18	21	
合計			3825	3825	815	619	318	76	9	116	5	1	1	34	122	9	2118	200	1047	460	200	1047	1707	

注1)年間パスポートを購入して利用した場合は、購入者と利用者それぞれに入力してください。

注2)無料日については、「無料日の入園者数」に一式計上してください。

晴れ(曇、一時雨を含む)  
雨等(集密に影響)

【モニタリング調査】 ■近畿地整\_明石海峡公園 淡路地区

春期

	調査実施日	曜日	入園者数	うち外国人入園者数	天候	備考(特記事項等)
1	4月19日	木	843	52	晴	
2	4月20日	日	5932	90	晴	

夏期

	調査実施日	曜日	入園者数	うち外国人入園者数	天候	備考(特記事項等)
1	8月2日	木	617	11	晴	
2	8月5日	日	1497	20	晴	

秋期

	調査実施日	曜日	入園者数	うち外国人入園者数	天候	備考(特記事項等)
1	10月28日	日	2435	4	晴	
2	10月30日	火	258	4	晴	

冬期

	調査実施日	曜日	入園者数	うち外国人入園者数	天候	備考(特記事項等)
1						
2						

【モニタリング調査】 ■近畿地整\_明石海峡公園 神戸地区

春期

	調査実施日	曜日	入園者数	うち外国人入園者数	天候	備考(特記事項等)
1	4月19日	木	41	0	晴	
2	4月20日	日	311	0	晴	

夏期

	調査実施日	曜日	入園者数	うち外国人入園者数	天候	備考(特記事項等)
1	8月3日	金	35	0	晴	
2	8月5日	日	134	0	晴	

秋期

	調査実施日	曜日	入園者数	うち外国人入園者数	天候	備考(特記事項等)
1	10月28日	日	257	0	晴	
2	10月30日	火	257	0	晴	

冬期

	調査実施日	曜日	入園者数	うち外国人入園者数	天候	備考(特記事項等)
1						
2						

## 【入口等計測調査】 H30.10月

計測を一時中止した場合は備考欄に「一時計測中止○時～○時」と記載  
計測が実施できなかった場合は、備考欄に「計測不可」と記載

月日	外国人入園者数	備考
10月1日	9	中国、アメリカ
10月2日	45	台湾、中国、アメリカ
10月3日	20	台湾、アメリカ
10月4日	0	
10月5日	2	中国
10月6日	0	
10月7日	35	台湾、アメリカ
10月8日	45	台湾、中国
10月9日	2	香港
10月10日	0	
10月11日	3	中国
10月12日	4	台湾、香港
10月13日	33	中国、ベトナム
10月14日	13	中国、ベトナム、アメリカ
10月15日	0	
10月16日	8	中国、アメリカ
10月17日	35	中国、韓国、ベトナム、アメリカ
10月18日	0	
10月19日	18	台湾
10月20日	9	中国、ベトナム
10月21日	0	
10月22日	10	韓国、ベトナム、アメリカ
10月23日	2	香港
10月24日	10	香港、アメリカ
10月25日	8	中国
10月26日	1	中国
10月27日	14	台湾、アメリカ
10月28日	4	台湾
10月29日	0	
10月30日	4	台湾、その他
10月31日	5	台湾、中国、その他
合計	339	

## 【入口等計測調査】 H30.10月

計測を一時中止した場合は備考欄に「一時計測中止○時～○時」と記載  
計測が実施できなかった場合は、備考欄に「計測不可」と記載

月日	外国人入園者数	備考
10月1日	0	
10月2日	20	オーストラリア
10月3日	0	
10月4日	0	
10月5日	0	
10月6日	0	
10月7日	46	オーストラリア
10月8日	0	
10月9日	2	ミャンマー
10月10日	0	
10月11日	0	
10月12日	0	
10月13日	0	
10月14日	0	
10月15日	0	
10月16日	0	
10月17日	5	インドネシア
10月18日	0	
10月19日	0	
10月20日	0	
10月21日	0	
10月22日	0	
10月23日	0	
10月24日	0	
10月25日	0	
10月26日	0	
10月27日	0	
10月28日	0	
10月29日	5	中国
10月30日	0	
10月31日	0	
合計	78	



## パスポートの運用について

公園の利用者に対し、当該公園に限り1年間有効な年間パスポート券を発行する。

【対象】 一般入園料

【料金】 大人4,500円、シルバー（65歳以上）2,100円

【有効期限】 購入日より1年間有効

【発行方法】 公園発券窓口において発行する。

窓口では申込者の顔写真を撮影のうえ、氏名、有効期間、顔写真、登録番号を記載したカードに硬質フィルム・コーティングしたものを発行する。

【チェック方法】 入園ゲートにおいて、顔写真により本人であることを確認する。

【備考】 年間パスポート券の発行に必要な機械費及び材料費については、公園運営維持管理業務の事業者が負担する。

国営明石海峡公園神戸地区 あいな里山公園  
あいな里山秋フェスタ ～あいなのを楽しもう！～  
実施計画書

1. 趣 旨  
あいな里山公園の最大のイベントとなる「里山まつり」を「あいな里山秋フェスタ～あいなのを楽しもう」と題して二週間実施する。里山の恵みを最大限に活かしたプログラムメニューを実施し、実りの秋、黄金の秋、美味しい秋を楽しむとともに里山体験を満喫していただき公園の知名度向上につなげる。
2. 主 催  
国営明石海峡公園・あいな里山参画団体運営協議会
3. 開催日時  
【開催日】平成30年10月6日(土)(秋分・雷乃収声)～  
10月21日(日)(寒露・蟋蟀在戸)※少雨決行  
※10月13日(土)・21日(日)「第19回あいな里山まつり」とする  
【開催時間】9:30～17:00  
※全体イベントの中止の決定は神戸地区管理センターとあいな里山参画団体運営協議会で協議し判断を行う。当日7:00の天気状況で判断を行い、8:00までにホームページに掲載する。
4. 実施場所  
国営明石海峡公園神戸地区 あいな里山公園
5. 入園者数目標(期間中)  
10,000人  
\*平成30年10月6日(土) 無料開園日  
\*平成30年10月13日(土)・21日(日) あいな里山まつり
6. 実施内容 ※別紙実施計画(案)参照

## プログラム実施内容

### ◆里の楽しみ(体験・遊び)

#### 【管理センタープログラム】

◇稲刈り体験 ※いもほり体験、お米すくいプレゼントあり

<協力:あいな育みの会>

実施日:10月6日(土)~10月21日(日)期間中の土・日・祝日

時間:稲刈り体験 10:00~14:00随時  
いもほり体験 10:30~15:00随時

場所:稲刈り体験/白拍子棚田、代が谷棚田、小野水田  
いもほり体験/耕作楽園地区

内容:体験メニューとして実施。農作業は稲刈り体験、収穫をいもほり体験とする。  
稲刈り体験終了後、いもほり体験参加チケットをプレゼント。  
1グループの人数により1~3株のいもを持ち帰る。  
また、お米すくいにも挑戦してもらい、すくえた分はプレゼントする。

料金:無料

募集人数:当日時間内随時受付

◇松ぼっくりつり

開催日:毎日

時間:10:00~16:00

場所:農家のにわ

内容:セルフで楽しめるプログラムで人気がある。

料金:無料

募集人数:当日時間内随時

◇里山クイズ&スタンプラリー

開催日:期間中の土・日・祝 ※スタンプラリーのみ毎日

時間:10:00~16:00

場所:里山情報館または長屋門(受付・景品交換)

内容:園内の3ヶ所のポイントのスタンプと、7箇所に設置したクイズに答えて園内散策。  
参加者全員に参加賞あり。

料金:無料

募集人数:当日時間内随時受付

※里山スタンプラリー・里山クイズラリー、アンケートに参加しチケットを集める。  
上記のうち2枚、3枚と枚数に応じ記念品プレゼント。

◇~柴拾い&丸太切り&かまど体験(豆ごはん)~背負子でGO!

実施日:10月6日(土)、7日(土)、8日(月・祝)、14日(日)、20日(土)

時間:11:00~12:30 集合10:00 (小雨決行)

場所:相談ヶ辻の家周辺

内容:丸太切り・薪割り体験と、かまどで豆ごはんを炊く体験を2班に分かれ、  
それぞれ順番に行う。

料金:200円/人

募集人数:事前募集 各日30人(どなたでも、小学生以下は保護者同伴)

◇焼き栗・焼き芋販売

<神戸市造園協力会>

実施日:10月13日(土)  
時間:11:00～  
場所:里山交流館前  
内容:栗をドラムコンロで焼いてふるまう。一人2～3個  
料金:有料  
募集人数:栗・芋がなくなるまで

◇里山の蝶に会いに行こう～渡りの蝶アサギマダラのふしぎ～

<大阪昆虫同好会 谷本祥二氏>

開催日:10月7日(日)

時間:10:30～12:30

場所:長屋門前受付～白拍子棚田～野草園

内容:秋の渡りの蝶・アサギマダラなど秋の野草に集まる蝶の観察をする。

料金:200円/人

募集人数:事前募集25名まで

◇水辺の生きもの観察会【秋編】～赤とんぼ・赤がえる☆秋みつけ～

<兵庫・水辺のネットワーク>

開催日:10月8日(月・祝)

時間:10:30～12:30

場所:白拍子の家受付～白拍子の棚田～耕作楽園

内容:水田、ため池など水辺の生きものを採取・観察。

アイキアカネやニホンアカガエルなど赤色の秋の生きものをテーマ。

料金:200円/人

募集人数:事前募集25名まで

◇みんなで忍者～からくり森の謎～

<NPO法人あそび環境Museumアフタフ・バーバン事業所>

実施日:10月8日(月・祝)

時間:①11:00～12:15 ②13:30～14:45

場所:農村舞台とその周辺

内容:頭に風呂敷を1枚巻いて、忍者に変身!

宝を探したりちゃんばらをしたり・・・秋の里山でおもいっきり遊ぼう!!

料金:有料(年少以上+保護者700円、小学生以上+保護者1,000円、小学生単独500円)

募集人数:事前募集各回50人まで

◇あいなからキーナの森へハイキング!

<神戸市キーナの森>

実施日:10月13日(土)

時間:10:30～14:40

場所:受付/長屋門 会場/里山美林地区～自然保存ゾーン～キーナの森～  
畑中口～かしの小道～長屋門

内容:キーナの森との連携プロジェクトとして、あいな里山からキーナの森を往復する  
ハイキングの第2回目を実施する。

料金:無料

募集人数:事前募集25名まで

◇里山deヨガ

<chisa 小倉千紗子氏>

実施日:10月13日(土)

時間:10:30~12:45

場所:受付/長屋門 会場/伝庫の家(雨天:農村舞台) 体験/耕作楽園地区

内容:秋のヨガ体験と里山体験。

料金:500円

募集人数:事前募集20名まで

◇原田伸郎と園内散策ツアー

<ラジオ関西・神戸市緑化協会営業課>

実施日:10月13日(土)

時間:11:30~12:30

場所:受付/白拍子の家 会場/平拍子の家 体験/棚田ゾーン

内容:ラジオ関西「原田伸郎」公開録音に併せて、原田伸郎氏とともにあいな里山公園内を散策するツアーを実施する。園内散策後は、野草茶づくりや収穫体験も実施する。(原田伸郎氏は園内散策のみ)  
全員にあいな特性ノベルティグッズとあいな野菜のプレゼントあり。

料金:無料

募集人数:事前募集30名まで

◇家族でさつま芋堀とさつま芋ランチを楽しもう

<シニア仕事創造塾、学半舎1995(市民団体)>

実施日:10月14日(日)

時間:10:30~15:00

場所:受付/白拍子の家 会場/厨房棟

内容:秋の収穫物さつまいもをテーマに、畑でさつま芋堀りを体験し、さつま芋を使ったランチを提供する。また、紙飛行機、竹細工、おやつに焼き芋を楽しむ。  
さつま芋のお土産付き。

料金:800円

募集人数:事前募集50名まで

◇秋のあさムシ! ~キッピー山からこんにちは! ~

<三田市有馬富士公園自然学習センター キッピー山のラボ>

開催日:10月14日(日)

時間:10:30~12:00

場所:農村舞台

内容:キッピー山のラボとの連携プロジェクト。昆虫好きな幼児や小学生と一緒に昆虫採集をし、採れた昆虫を分類して里山の昆虫について学ぶ。さて、何種類の虫が見つかるか。  
幼児も対象とし、子どもたちの「昆虫デビュー」を応援する。

料金:無料

募集人数:随時受付

◇実りの秋だ! 里山を歩こう ~スタッフとともに公園のみどころ散策~

開催日:10月20日(土)

時間:10:40~12:10

場所:受付/長屋門 会場:開園区域内

内容:公園スタッフとともに園内を歩きながら季節の見どころや自然を案内し、暮らしとのつながりについて楽しみながら学ぶ。ガイドツアー参加者には繰り広げや柿狩りなどのお楽しみも。

料金:無料

募集人数:事前募集25名まで

◇シラカシの葉でマイ首飾りをつくろう～'aina 里山 hula&ワークショップ～

<Halau Hula Kahela 代表浜口香氏>

開催日:10月21日(日)

時間:11:00～12:00

場所:農村舞台

内容:メンバーの方々の指導もとシラカシの葉を使ったマイ首飾り(レイ)作り体験。  
参加者は作ったマイ首飾り(レイ)をつけ、浜口さんの指導によるフラダンスにも挑戦。  
後ほど、講師グループによるフラステージを披露する。

料金:200円

募集人数:事前募集30名まで

【あいな里山参画団体運営協議会プログラム】

◇竹遊具遊び

団体名:神戸芸術工科大学 あいな里山プロジェクト

実施日:10月21日(日)

時間:11:00～15:00

場所:白拍子の棚田

内容:学生ボランティアの指導による竹遊具遊び。

料金:無料

募集人数:随時受付

◇足踏み脱穀体験

団体名:NPO法人シニアしごと創造塾(共催:学半舎1995)

開催日:10月7日(日)

時間:11:00～14:00

場所:水田(白拍子の家の裏)

内容:脱穀体験

料金:無料

募集人数:随時受付

◇野草園 秋の七草鑑賞会

団体名:あいな野草くらぶ

実施日:10月7日(日)

時間:10:30～14:30

場所:野草園

内容:野草園に咲く秋の七草を、随時説明鑑賞してもらい、  
野草への親しみを深めてもらう。

料金:無料

募集人数:随時受付

◇柿狩りと野草園鑑賞会

団体名: あいな野草くらぶ

実施日: 10月20日(土)

時間: 10:00～柿がなくなり次第終了

場所: 野草園(および西側草地)

内容: 野草園に咲く秋の七草を鑑賞してもらうとともに、西側に隣接する草地にある柿の実を長い竹竿を使って収穫体験してもらい、秋の恵みの喜びを感じてもらおう。

料金: 100円

募集人数: 先着70名

◇松ぼっくりツリー・リース クラフト体験

団体名: あいな野草くらぶ

実施日: 10月21日(日)

時間: 10:30～14:30

場所: 木工棟(瓦)

内容: 松ぼっくりにビーズなどで装飾し、ツリーを製作したり、藤ツルに木の実などを貼り付けリース作りも体験してもらおう。

料金: 1アイテム 100円

募集人数: 100アイテム(ツリー・リースを合わせて)

◇竹細工体験・紙クラフト遊び

団体名: 環境ボランティアわかば会

実施日: 10月21日(日)

時間: ① 10:00～12:00 ② 13:30～15:30

場所: 木工棟(茅)

内容: 竹細工(竹コップリ、竹笛など)作り体験。紙クラフト体験・遊び。

料金: 100円/人

募集人数: 随時受付

◇丸太切り体験

団体名: あいな炭焼きくらぶ

実施日: 10月13日(土)、14日(日)

時間: 13日: 10:30～14:30、14日: 10:30～14:00

場所: 炭焼き窯

内容: 丸太切り体験とイスづくりは、両引きノコで丸太切り体験。伐った材で手作りのイスづくりを行う。

料金: 無料

募集人数: 随時受付 丸太切り体験 60人、丸太でイスづくり 30人

◇炭焼き体験(口焚き)

団体名: あいな炭焼きくらぶ

実施日: 10月13日(土)

時間: 10:30～14:30

場所: 炭焼き窯

内容: 炭焼き「口焚き」を体験。

料金: 無料

募集人数: 随時受付

◇炭焼き体験(窯出し)

団体名: あいな炭焼きくらぶ

実施日:10月14日(日)  
時間:13:00~14:00  
場所:炭焼き窯  
内容:炭焼き「窯出し」を体験。  
料金:無料  
募集人数:随時受付

◇楽しい竹細工をしよう

団体名:あいな里山参画団体運営協議会  
実施日:10月6日(土)、7日(日)、13日(土)  
時間:13:00~16:00  
場所:農家のにわ  
内容:園内で伐採した竹で ポッコリ、一輪挿し、竹笛、竹器等、  
竹細工体験。  
料金:100円/個  
募集人数:随時受付 30人/日

◇干柿づくり

団体名:あいな里山参画団体運営協議会  
実施日:10月14日(日)  
時間:14:00~16:00  
場所:農家のにわ  
内容:園内の柿取り体験。北区生産の渋柿で干柿づくり。  
料金:300円(お土産10個付)  
募集人数:随時受付 30人/日

◇輪投げあそび

団体名:あいな里山参画団体運営協議会  
実施日:10月6日(土)・13日(土)  
時間:10:30~16:00  
場所:白拍子のにわ  
内容:輪投げ遊び。一人1回、投げ輪9個。ランキングのみで景品なし  
料金:無料  
募集人数:随時受付

◇生きもののタッチサービス

団体名:ため池・湿地帯生き物保全グループ  
実施日:10月13日(土)  
時間:①10:30~12:00 ②13:00~14:30  
場所:受付・展示・タッチサービス/里山情報館東隣 調査/園内ため池、その他のため池  
内容:水辺に生息する外来種調査&採取生きものの展示  
料金:無料  
募集人数:随時受付

◇草木染め体験

団体名:学半舎1995  
時間:10:00~15:00  
開催日:10月21日(日)



場所:里山交流館前  
内容:栗のいがなどで染め体験。  
料金:有料  
募集人数:随時受付

### ◆里のにぎわい(ステージ)

- ◇アクトス藤原台ダンススクール Beatedgecrew  
実施日:10月13日(土)  
時間:11:00~11:20  
場所:農村舞台  
内容:地元で活躍するヒップホップダンスチームによるステージ。
- ◇あべよしえサクソ演奏&バルーンアート  
実施日:10月13日(土)  
時間:11:30~11:50  
場所:農村舞台  
内容:楽しいトークと本格的なサクソ演奏を織り交ぜながらバルーンアートを披露。  
観客をまきこみ一体感のあるステージ。
- ◇原田伸郎 ラジオ関西公開録音  
実施日:10月13日(土)  
時間:13:00~14:30  
場所:農村舞台  
内容:雨宮さんのステージもあり
- ◇原田伸郎とじゃんけん大会  
実施日:10月13日(土)  
時間:14:30~15:00  
場所:農村舞台前広場  
内容:終了前に伸郎さんと観客でじゃんけん大会で盛り上がります。プレゼントもあります。  
1回目 あいなの野菜セット5人分  
2回目 あいな里山公園無料入園券ペア5組  
3回目 ラジオ関西から5人分
- ◇餅まき  
実施日:10月13日(土)、21日(日)  
時間:13日:15:00~15:15、21日/15:15~15:30  
場所:農村舞台前広場  
内容:園内で収穫したもち米で作った餅を園長と出演者で餅まきを実施。
- ◇'aina 里山 hula (Halau Hula Kahela)  
実施日:10月21日(日)  
時間:12:50~13:30  
場所:農村舞台  
内容:自然素材を使ったレイ作り&フラレッスン。園内で採集したシラカシで作ったレイをつけ、カオリフラレッスンの皆様がフラダンスを披露。
- ◇UNITY DANCE SCHOOL  
実施日:10月21日(日)

時間:12:00~12:45

場所:農村舞台

内容:地元で活躍するヒップホップダンスチームによるステージ。

◇神戸鈴蘭台高等学校 和太鼓部「をとこ組」による和太鼓演奏

実施日:10月21日(日)

時間:演奏/14:30~15:10 ワークショップ/15:30~15:45

場所:農村舞台

内容:地元、兵庫県立神戸鈴蘭台高等学校 和太鼓部「をとこ組」による和太鼓演奏。  
和太鼓ワークショップも実施。

### ◆里のあじわい(飲食物提供・販売)

#### 【管理センタープログラム】

◇明月庵

出店日:10月13日(土)、21日(日)

時間:10:00~15:30

場所:農家のにわ

内容:和菓子(みたらし団子、大福など)販売

販売数:随時販売

◇ボンダール

出店日:10月13日(土)、21日(日)

時間10:00~15:30

場所:農家のにわ

内容:パン販売

販売数:随時販売

◇エキストラ珈琲

出店日:10月13日(土)

時間:10:00~15:30

場所:農家のにわ

内容:コーヒー、ドーナツ販売

販売数:随時販売

◇株式会社いくせい

出店日:10月13日(土)

時間:10:00~15:30

場所:農家のにわ

内容:焼きそばか焼きうどん

販売数:随時販売

#### 【あいな里山参画団体運営協議会プログラム】

◇ファイヤー・プロジェクト デモンストレーション「あいな野菜を七輪で焼いて食べよう！」

団体名:あいな里山参画団体運営協議会

実施日:10月6日(土)・13日(土)

時間:10:30~販売終了まで

場所:白拍子のにわ

内容:あいな野菜(玉ねぎ、ふかしじゃが芋・もち・フランクフルトソーセージ・)  
を販売し、その場であいな木炭で火を起こした七輪で焼いて食べよう。

有料:一皿300円

募集人数:随時受付 10皿/日

◇あいなアラカルト

団体名:NPO法人シニアしごと創造塾・学舎1995

実施日:10月6日(土)

時間:10:30~売り切れまで

場所:白拍子のにわ

内容:じゃが芋レモンバター 一皿100円 30皿、野菜販売(里芋200円/山 20山、  
ヤーコン茶葉300円/1袋 5袋)

◇あいなアラカルト

団体名:NPO法人シニアしごと創造塾・学舎1995

実施日:10月21日(日)

時間:11:00~14:30

場所:白拍子のにわ

内容:おでん各種、五平餅、白玉ぜんざい、じゃが芋レモンバター、野菜販売等

◇里山うどん

団体名:あいな野草くらぶ

実施日:10月21日(日)

時間:11:00~なくなるまで

場所:白拍子のにわ

内容:里山うどん

◇窯だしピザ・焼きリンゴ販売

団体名:あいな炭焼きくらぶ

実施日:10月13日(土)、21日(日)

時間:11:00~14:00

場所:炭焼き窯(東側)付近

内容:13日:日本ミツバチ蜜蜂・ナッツ・ポテト販売、14日:窯で焼いたピザと焼きリンゴの販売

◇焼き芋販売

団体名:環境ボランティアわかば会

実施日:10月21日(日)

時間:11:30~12:30 14:00~15:00

内容:サツマイモをドラムコンロで焼いて販売。

場所:里山交流館広場

◇あいな里山カレー

団体名:神戸芸術工科大学 あいな里山プロジェクト

時間:11:00~なくなるまで

場所:白拍子のにわ

内容:カレー販売(300円)

## ◆展示について

### 1) 里のまなび(展示)

開催日: 10月6日(土)～10月21日(日)

時間: 9:30～17:00

場所: 里山情報館

#### 【あいな里山参画団体運営協議会プログラム】

##### ◇あいな里山 きのご写真展

団体名: 兵庫きのご研究会

内容: あいなキノコの写真パネル展示。

##### ◇あいな里山公園の野鳥たち

団体名: 日本野鳥の会ひょうご

内容: 公園内の野鳥に関する展示。

##### ◇あいな里山生息の生物写真&生物展示

団体名: ため池・湿地帯生き物保全グループ

内容: 見ることが少なくなった里山の水辺の生き物展示。

場所: 里山交流館

##### ◇あいな里山 風景・活動写真

団体名: あいな里山参画団体運営協議会

内容: あいな里山公園の風景や今までの活動等の写真を展示。

場所: 里山交流館

## 7. 広報について

### 1) チラシ、ポスターによる広報

「～あいな里山秋フェスタ～ あいなの秋を楽しもう！」を紹介するイベントチラシ、ポスターを作成し、神戸市内の公共施設(公的施設・交通機関・児童館等)および三田市、三木市、公園の入園ゲートなどで直接配布を行う。

【時期】平成30年9月上旬

### 2) マスメディアへの情報提供

マスメディア(テレビ局、ラジオ局、新聞社)に対しては、記事掲載を目指し、話題性を意識した積極的な情報提供を行う。

【時期】平成30年9月上旬

【方法】記者室資料提供(郵送、メール、ホームページ掲載などによる情報提供)

### 3) ホームページ、フェイスブックによる広報

ホームページは、リアルタイムの情報発信が可能のため直前のイベント紹介や実際の様子が分かる写真を掲載し、内容を分かりやすく情報提供する。

【時期】随時

【方法】公園ホームページ、フェイスブックへの情報掲載

### 4) WEBサイトでの情報配信

イベントバンクやいこーよなどのイベント情報を発信しているWEBサイトを活用し、イベント情報の配信を行う。

マスコミ取材報告様式

■取材用様式

マスコミ取材等報告書（業務名：〇〇〇運営維持管理業務）

問合せ 日時 (方法)	相手		対応者		問い合わせ内容	再度取材 の有無	報道予定	局内関係者への 連絡状況
	報道機関名 連絡先	氏名	役職	氏名				

■ 様式記入例

マスコミ取材等報告書（業務名：〇〇〇運営維持管理業務）

問合せ 日時 (方法)	相手		対応者		問い合わせ内容	再度取材 の有無	報道予定	局内関係者への 連絡状況
	報道機関名 連絡先	氏名	役職	氏名				
H 28.〇.△ 13:30~ 14:00 (電話)	〇〇新聞△△支局 (03-XXXX-XXXX)	〇〇	〇〇課長	〇〇	〇〇について 応答内容を記載 相手方) 相当	有り H28.〇.△ 18:00~ ニュース〇〇内	連絡済み △△課 △△係長 (これから連絡、予 定無し、未定等)	

## 国営明石海峡公園淡路地区における 行為の禁止等に関する取扱要領

### (目的)

第 1 条 この取扱要領は、国営明石海峡公園淡路地区（以下「公園」という。）における行為の禁止等について法令で定めるもののほかに、その趣旨に基づき、行為の内容に応じた方針を定め、もって安全で快適な公園利用に資することを目的とする。

### (定義)

第 2 条 この取扱要領において「公園内」とは、都市公園法（以下「法」という。）の定めるところにより公告された区域及び一般に公開されている区域をいう。

2. この要領において「職員等」とは次の各号に掲げる者をいう。

- 一 国営明石海峡公園事務所（以下「公園事務所」という。）の職員
- 二 独立行政法人都市再生機構の職員
- 三 明石海峡公園管理センター（以下「管理センター」という。）の職員
- 四 管理センターとの契約により、指揮監督を受けて公園の利用上の指導の業務を行う者

3. この要領において「利用者」とは、勤務中の職員等を除く公園内に入る全ての者をいう。

### (禁止する行為)

第 3 条 公園内における行為のうち、次の各号に掲げるものは、法第 11 条に準ずる行為とみなし、その行為を禁止する。

- 一 花卉又は果実種子等を採取する行為
- 二 次条第 1 号に定める指定場所以外でガスコンロ、石油コンロ並びに花火等の火気を使用する行為
- 三 指定場所以外での喫煙
- 四 自転車の利用
- 五 他の利用者の快適性を明らかに損なう音響の発生
- 六 他の利用者の安全又は公園施設の正常な利用に支障を及ぼす行為
- 七 国営明石海峡公園事務所長（以下「公園事務所長」という。）の許可無く、洗濯、寝泊まり等をする行為

### (場所の指定等)

第 4 条 都市公園法施行令（以下「令」という。）第 18 条に定める指定する場所は次の各号に定める場所とする。

- 一 第 3 号関係（たき火）  
バーベキュー広場
- 二 第 4 号関係（立入禁止）  
管理用施設、修景施設及び必要に応じ公園事務所長が指定する「立入禁止」区域で標識等により明示されている区域。
- 三 第 5 号関係（車両乗り入れ）  
駐車場及びその進入路及び走行ルート



(許可申請)

第 5 条 公園内における行為のうち次に掲げる行為をしようとするものは、あらかじめ公園事務所長の許可を受けるものとする。

- 一 アンケート調査又は動植物等の調査
- 二 公園内の一定の場所を独占的に使用する行催事
- 三 開催日時を事前に告知することにより参加者を公募して行う行催事
- 四 ステージ、テント、マイクロホン、机、椅子等を公園内に設置する行為。
- 五 公園内に標識又は横断幕等を掲示する行為。
- 六 写真又は映画等を営利目的で撮影する行為。
- 七 会費等を徴収して写真又は映画等を撮影する行為。
- 八 駐車場及びその進入路以外の場所へ自動車を乗り入れする行為。

(利用指導)

第 7 条 職員等はその職務に応じ、法令及びこの取扱要領に定める第 3 条（禁止する行為）又は第 9 条（許可条件）に違反する行為を発見したときは、必要に応じて入園の制限又は適切な利用指導を行うものとする。

(許可基準)

第 8 条 法第 1 2 条の規定による許可の申請に関しては、原則として次の各号に掲げるものに該当するものは許可しないものとする。

- 一 営利を目的とした物品の販売又は頒布
  - 二 公園利用に関係のない集会
  - 三 著しく公共性に欠け、又は排他的な催し
  - 四 営利のみを目的とした集会
  - 五 公共性に欠ける募金又は署名活動
  - 六 公園利用又は公園管理に関係のない調査（国土交通省関係は可）
  - 七 休園日又は開園時間外の利用。ただしロケーションの場合で公園の P R 効果が高いと認められるものを除く。
  - 八 土日祭日に車輛を利用する行催事。ただし、車輛を利用することが行催事の実施に不可欠で他の利用者の安全と快適性が損なわれないと認められる場合を除く。
  - 九 次の各号の一に該当し、明らかに公園利用の快適性を損なうもの
    - イ 公園施設の損傷又は汚損
    - ロ 公園の風致又は美観の侵害
    - ハ 他の利用者に危害を与え又は不便を生じさせること
  - 十 前各号に定めるもののほか、公園事務所長が公園の利用又は管理上から不都合と認めるもの
- 2 第 1 項第一号の規定にかかわらず、法第 5 条の許可を受けた者が、公園利用の促進又は利用者の利便を図る目的で実施する場合は許可の対象とする。

(許可条件)

第 9 条 公園内の行為について許可する場合は、次に掲げる条件を付するものとする。

- 一 一般利用者に迷惑をかけないように留意すること。
  - (一) 公衆の安全を守るよう、必要な措置を講ずること。
  - (二) 公園を損傷したり汚損するなど公園利用に支障を及ぼす恐れのある行為をしないこと。
  - (三) 公園の風致及び美観、その他の公園としての機能を害しないこと。
- 二 許可を受けた事項を変更するときは、簡易なものを除き公園事務所長の許可を

- 受けること。
- 三 許可の期間が満了したときは、公園を直ちに現状に回復すること。ただし、現状に回復することが不適當な場合は、公園事務所又は管理センターの職員等の指示に従い必要な措置を講ずること。
- 四 事故が発生し、又はその恐れがあると判断される場合は、速やかに公園事務所又は管理センターの職員等に報告するとともに、利用者の安全を図り、申請者の責任において速やかに処理すること。
- 五 公園施設を損傷し、汚損し又は滅失した場合は、これを修理し、もしくは現状に回復、又は賠償すること。
- 六 次に示すような場合、許可を取り消したり必要な措置を命じる場合がある。
- (一) 申請内容に偽りがあったり、不正な手段により許可を受けた場合。
  - (二) この許可条件を守らない場合
  - (三) 公園の保全又は、公衆の公園利用に著しい障害が生じた場合。
  - (四) 公園の運営上又は公益上やむを得ない必要が生じた場合。
  - (五) 許可を受けた行為が公園のイメージを著しく損なうことが判明した場合。
- 七 都市公園法及び関係法令を遵守するとともに、公園事務所長又は管理センター職員の指示に従うこと。
- 八 学校関係者は当日前に生徒の健康管理を充分におこない、当日は校医又は保健担当員を必ず来園させること。
- 九 ロケーションについては、原則「国営明石海峡公園」の名称を入れること。

(持込物件等)

第10条 法第11条に準じ、公園内への持込物件、制限物件を次のとおり2つに分け、公園の安全かつ快適な利用に対処する。

- 一 公園内への持込を禁止する物件
- ・銃及び刀剣類（モデルガン、木刀、竹刀を含む）
  - ・ブーメラン、弓矢、パチンコ、ラジコン飛行機等
  - ・補鳥網、植物採集道具、釣り具類
  - ・木製・金属バット、硬球、スケートボード
  - ・爆発性・引火性の高い花火、火薬、大量のガス、油脂類及び火を使用する器具類（定められた場所で使用する家庭用のガス器具類、イベントを除く）
  - ・一輪車、ローラースケート、インラインスケート、キックボード
  - ・その他、公園利用の妨げとなるおそれが生じるもの
- 二 指定場所における使用等の条件付で持込を認める物件
- ・野球用具類（硬球を除く）
  - ・テント（個人利用用）、タープ、パラソル、デッキチェア
  - ・音響器具
  - ・幼児用の三輪車・足こぎ車・3輪キックボード（エンジン・モーター付は除く）
  - ・スポーツカイト類
  - ・その他、公園事務所長が認めるもの

附則 この要領は平成22年6月1日から適用する。

平成30年度  
遊具点検計画  
(淡路地区)

H28-31 国営明石海峡公園運営維持管理業務 国営明石海峡公園  
園管理兵庫県・神戸市公園協会グループ共同体

## 1 目的

本計画は、遊具の劣化や利用に伴う危険性を早期に発見し、遊具による事故を未然に予防するとともに、適切な状態を維持することを目的とする。

## 2 点検の種類

点検には、「日常点検」「定期点検」があり、下記により実施する。

- (1) 日常点検 (施設設備維持管理課職員)
- (2) 定期点検 (専門業者)

## 3 点検方法

- (1) 日常点検 (別紙-1により実施)

遊具の外観を目視し、必要に応じて触診により部材の腐食、亀裂、変形、ボルトの脱落等の施設の変形や異常の有無を調べる。また、設置面や植栽等を含めた遊具周辺の確認も行う。

- (2) 定期点検 (遊具の安全に関する規準 **JPFA S 2014** に則った点検)

遊具の点検内容は、(社)日本公園施設業協会が規定する「定期点検総括表」「定期点検表」「特別定期点検表」に基づいて実施し、その結果について定期点検記録簿としてとりまとめる。点検作業の中で測定を行う必要がある場合は、定められた測定機器又は(社)日本公園施設業協会認定の、**JPFA** 検査器具、**JPFA** 肉厚測定器、**JPFA** 落下衝撃測定器等を使用し行う。

## 4 対象遊具

- (1) 夢っこランド (風・花・水エリア)
- (2) 子供の森 (雲の砦)

## 5 実施工程

遊具点検は、下記の工程表により実施する。

【表 実施工程表】

種類	頻度	数量	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
日常点検	1回/月	1式	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	
定期点検	1回/年	1式			■										

※日常点検は週1回1エリアを実施し、4週間1サイクルで月1回の点検とする。

点検は次の順で行う。①風のエリア→②花のエリア→③水のエリア→④子供の森

## 6 その他

(1) 点検作業においては、安全管理を徹底し、作業中であることを掲示して、公園利用者が利用しないよう十分な安全対策を講ずる。

(2) 定期点検等で不良と判断された場合は、速やかに調査職員等へ報告を行う。




(3) 点検で異常が発見された場合、もしくは、異常の可能性がある場合は、使用禁止が妥当と判断される遊具について、ロープやネット等で使用できないように処置するとともに、使用禁止表示を行い、公園利用者に事故が起きないように安全対策を実施する。

センター長	副センター長	植物管理課長	施設設備維持管理課長	課 長

## 夢っこランド 風エリア 遊具 日常点検表

平成 年 月 日( 曜日) 時 点検者:


- ・点検方法…目視・触診・聴診・簡易工具類使用確認  
 ・点検記号…点検済み→V 要監視→△ 使用中止・要修理→× (口にチェック)、△・×は状況欄に内容記載

点 検 箇 所	点 検 項 目	状 況 等	
タマネギ各種 	外観(本体) = <input type="checkbox"/> キズ、腐食の有無		
	金属部 = <input type="checkbox"/> 部材の変形、破損の有無		
	= <input type="checkbox"/> 鉛の有無		
	= <input type="checkbox"/> 表面・塗装の状態		
	= <input type="checkbox"/> 溶接、ひび割れの有無		
	ロープ = <input type="checkbox"/> 被覆繊維の解れ		
	= <input type="checkbox"/> 切断の有無		
	ボルト類 = <input type="checkbox"/> 緩み、脱落、破損等の有無		
	樹脂部 = <input type="checkbox"/> 部材の変形、劣化等の有無		
	その他 = <input type="checkbox"/> 施設周辺及び地表の状況(異常の有無)		
メロディウォール 	外観(本体) = <input type="checkbox"/> キズ、腐食の有無		
	金属部 = <input type="checkbox"/> 部材の変形、破損の有無		
	= <input type="checkbox"/> 鉛の有無		
	= <input type="checkbox"/> 表面・塗装の状態		
	= <input type="checkbox"/> 溶接、ひび割れの有無		
	ボルト類 = <input type="checkbox"/> 緩み、脱落、破損等の有無		
	樹脂部 = <input type="checkbox"/> 部材の変形、劣化等の有無		
	その他 = <input type="checkbox"/> 施設周辺及び地表の状況(異常の有無)		
	電気関係 = <input type="checkbox"/> 稼働状態等		
フレキジャングル 	外観(本体) = <input type="checkbox"/> キズ、腐食の有無		
	金属部 = <input type="checkbox"/> 部材の変形、破損の有無		
	= <input type="checkbox"/> 鉛の有無		
	= <input type="checkbox"/> 表面・塗装の状態		
	= <input type="checkbox"/> 溶接、ひび割れの有無		
	ボルト類 = <input type="checkbox"/> 緩み、脱落、破損等の有無		
	樹脂部 = <input type="checkbox"/> 部材の変形、劣化等の有無		
	その他 = <input type="checkbox"/> 施設周辺及び地表の状況(異常の有無)		
ザイルジャングル 	外観(本体) = <input type="checkbox"/> キズ、腐食の有無		
	金属部 = <input type="checkbox"/> 部材の変形、破損の有無		
	= <input type="checkbox"/> 鉛の有無		
	= <input type="checkbox"/> 表面・塗装の状態		
	= <input type="checkbox"/> 溶接、ひび割れの有無		
	ロープ = <input type="checkbox"/> 被覆繊維の解れ		
	= <input type="checkbox"/> 切断の有無		
	ボルト類 = <input type="checkbox"/> 緩み、脱落、破損等の有無		
	その他 = <input type="checkbox"/> 施設周辺及び地表の状況(異常の有無)		
ネットジャングル 	外観(本体) = <input type="checkbox"/> キズ、腐食の有無		
	金属部 = <input type="checkbox"/> 部材の変形、破損の有無		
	= <input type="checkbox"/> 鉛の有無		
	= <input type="checkbox"/> 表面・塗装の状態		
	= <input type="checkbox"/> 溶接、ひび割れの有無		
	ロープ = <input type="checkbox"/> 被覆繊維の解れ		
	= <input type="checkbox"/> 切断の有無		
	その他 = <input type="checkbox"/> 施設周辺及び地表の状況(異常の有無)		
トンネルメイズ 	外観(本体) = <input type="checkbox"/> キズ、腐食の有無		
	金属部 = <input type="checkbox"/> 部材の変形、破損の有無		
	= <input type="checkbox"/> 鉛の有無		
	= <input type="checkbox"/> 表面・塗装の状態		
	樹脂部 = <input type="checkbox"/> 部材の変形、劣化等の有無		
	ゴム類 = <input type="checkbox"/> キズ、劣化、変色の有無		
	ボルト類 = <input type="checkbox"/> 緩み、脱落、破損等の有無		
	その他 = <input type="checkbox"/> 施設周辺及び地表の状況(異常の有無)		
パネル遊具 	外観(本体) = <input type="checkbox"/> キズ、腐食の有無		
	= <input type="checkbox"/> ぐらつきの有無		
	金属部 = <input type="checkbox"/> 部材の変形、破損の有無		
	= <input type="checkbox"/> 鉛の有無		
	= <input type="checkbox"/> 表面・塗装の状態		
	= <input type="checkbox"/> キズ、劣化、変色の有無		
	樹脂部 = <input type="checkbox"/> 部材の変形、劣化等の有無		
	ボルト類 = <input type="checkbox"/> 緩み、脱落、破損等の有無		
	その他 = <input type="checkbox"/> 施設周辺及び地表の状況(異常の有無)		

点検箇所	点検項目	状況等
池の砂場 	外観(本体) = <input type="checkbox"/> 破損の有無	
	樹脂部 = <input type="checkbox"/> 部材の変形、劣化等の有無	
	= <input type="checkbox"/> 変色、塗装の剥れの有無	
	砂 場 = <input type="checkbox"/> 異物等の有無	
	= <input type="checkbox"/> 砂補充の有無	
	その他 = <input type="checkbox"/> 設置周辺及び地表の状況(異常の有無)	
スパイラルクライム 	外観(本体) = <input type="checkbox"/> キズ、腐食の有無	
	金属部 = <input type="checkbox"/> 部材の変形、破損の有無	
	= <input type="checkbox"/> 鉛の有無	
	= <input type="checkbox"/> 表面・塗装の状態	
	= <input type="checkbox"/> 溶接、ひび割れの有無	
	ボルト類 = <input type="checkbox"/> 緩み、脱落、破損等の有無	
	木 部 = <input type="checkbox"/> 割れ、ササクレ、腐り等の有無	
	樹脂部 = <input type="checkbox"/> 部材の変形、劣化等の有無	
その他 = <input type="checkbox"/> 設置周辺及び地表の状況(異常の有無)		
スパイダーネット 	外観(本体) = <input type="checkbox"/> キズ、腐食の有無	
	金属部 = <input type="checkbox"/> 部材の変形、破損の有無	
	= <input type="checkbox"/> 鉛の有無	
	= <input type="checkbox"/> 表面・塗装の状態	
	= <input type="checkbox"/> 溶接、ひび割れの有無	
	ロープ = <input type="checkbox"/> 被覆繊維の解れ	
	= <input type="checkbox"/> 切断の有無	
	ボルト類 = <input type="checkbox"/> 緩み、脱落、破損等の有無	
スパイロスライダー 	外観(本体) = <input type="checkbox"/> キズ、腐食の有無	
	金属部 = <input type="checkbox"/> 部材の変形、破損の有無	
	= <input type="checkbox"/> 鉛の有無	
	= <input type="checkbox"/> 表面・塗装の状態	
	= <input type="checkbox"/> 溶接、ひび割れの有無	
	ボルト類 = <input type="checkbox"/> 緩み、脱落、破損等の有無	
	樹脂部 = <input type="checkbox"/> 部材の変形、劣化、変色等の有無	
	その他 = <input type="checkbox"/> 設置周辺及び地表の状況(異常の有無)	
ネットクライム 	外観(本体) = <input type="checkbox"/> キズ、腐食の有無	
	金属部 = <input type="checkbox"/> 部材の変形、破損の有無	
	= <input type="checkbox"/> 鉛の有無	
	= <input type="checkbox"/> 表面・塗装の状態	
	= <input type="checkbox"/> 溶接、ひび割れの有無	
	ロープ = <input type="checkbox"/> 被覆繊維の解れ	
	= <input type="checkbox"/> 切断の有無	
	ボルト類 = <input type="checkbox"/> 緩み、脱落、破損等の有無	
その他 = <input type="checkbox"/> 設置周辺及び地表の状況(異常の有無)		
パイプクライム 	外観(本体) = <input type="checkbox"/> キズ、腐食の有無	
	金属部 = <input type="checkbox"/> 部材の変形、破損の有無	
	= <input type="checkbox"/> 鉛の有無	
	= <input type="checkbox"/> 表面・塗装の状態	
	= <input type="checkbox"/> 溶接、ひび割れの有無	
	ボルト類 = <input type="checkbox"/> 緩み、脱落、破損等の有無	
	木 部 = <input type="checkbox"/> 割れ、ササクレ、腐り等の有無	
	ゴム類 = <input type="checkbox"/> キズ、劣化、変色の有無	
空中散歩 	外観(本体) = <input type="checkbox"/> キズ、腐食の有無	
	金属部 = <input type="checkbox"/> 部材の変形、破損の有無	
	= <input type="checkbox"/> 鉛の有無	
	= <input type="checkbox"/> 表面・塗装の状態	
	= <input type="checkbox"/> 溶接、ひび割れの有無	
	ロープ = <input type="checkbox"/> 被覆繊維の解れ	
	= <input type="checkbox"/> 切断の有無	
	ボルト類 = <input type="checkbox"/> 緩み、脱落、破損等の有無	
その他 = <input type="checkbox"/> 設置周辺及び地表の状況(異常の有無)		
空中トンネル 	外観(本体) = <input type="checkbox"/> キズ、腐食の有無	
	金属部 = <input type="checkbox"/> 部材の変形、破損の有無	
	= <input type="checkbox"/> 鉛の有無	
	= <input type="checkbox"/> 表面・塗装の状態	
	= <input type="checkbox"/> 溶接、ひび割れの有無	
	ロープ = <input type="checkbox"/> 被覆繊維の解れ	
	= <input type="checkbox"/> 切断の有無	
	ボルト類 = <input type="checkbox"/> 緩み、脱落、破損等の有無	

点検箇所	点検項目	状況等
<b>ポータークライム</b> 	外観(本体) = <input type="checkbox"/> キズ、腐食の有無	
	金属部 = <input type="checkbox"/> 部材の変形、破損の有無	
	= <input type="checkbox"/> 錆の有無	
	= <input type="checkbox"/> 表面・塗装の状況	
	= <input type="checkbox"/> 溶接、ひび割れの有無	
	ボルト類 = <input type="checkbox"/> 緩み、脱落、破損等の有無	
	木部 = <input type="checkbox"/> 割れ、ササクレ、腐り等の有無	
<b>チューブスライダー</b> 	外観(本体) = <input type="checkbox"/> キズ、腐食の有無	
	金属部 = <input type="checkbox"/> 部材の変形、破損の有無	
	= <input type="checkbox"/> 錆の有無	
	= <input type="checkbox"/> 表面・塗装の状況	
	= <input type="checkbox"/> 溶接、ひび割れの有無	
	ボルト類 = <input type="checkbox"/> 緩み、脱落、破損等の有無	
	樹脂部 = <input type="checkbox"/> 部材の変形、劣化、変色等の有無	
<b>うず巻きネット</b> 	外観(本体) = <input type="checkbox"/> キズ、腐食の有無	
	金属部 = <input type="checkbox"/> 部材の変形、破損の有無	
	= <input type="checkbox"/> 錆の有無	
	= <input type="checkbox"/> 表面・塗装の状況	
	= <input type="checkbox"/> 溶接、ひび割れの有無	
	ロープ = <input type="checkbox"/> 被覆繊維の解れ	
	= <input type="checkbox"/> 切断の有無	
<b>ルポア風車</b> 	外観(本体) = <input type="checkbox"/> 部材の変形、破損、キズ、腐食の有無	
	金属部 = <input type="checkbox"/> 錆の有無	
	= <input type="checkbox"/> 表面・塗装の状況	
	= <input type="checkbox"/> 溶接、ひび割れの有無	
	可動部 = <input type="checkbox"/> 変形、異音等の有無	
	ボルト類 = <input type="checkbox"/> 緩み、脱落、破損等の有無	
	樹脂部 = <input type="checkbox"/> 部材の変形、劣化、変色等の有無	
<b>ターボツイスター</b> 	外観(本体) = <input type="checkbox"/> キズ、腐食の有無	
	金属部 = <input type="checkbox"/> 部材の変形、破損の有無	
	= <input type="checkbox"/> 錆の有無	
	= <input type="checkbox"/> 表面・塗装の状況	
	= <input type="checkbox"/> 溶接、ひび割れの有無	
	ボルト類 = <input type="checkbox"/> 緩み、脱落、破損等の有無	
	樹脂部 = <input type="checkbox"/> 部材の変形、劣化、変色等の有無	
<b>リングラダー</b> 	外観(本体) = <input type="checkbox"/> キズ、腐食の有無	
	金属部 = <input type="checkbox"/> 部材の変形、破損の有無	
	= <input type="checkbox"/> 錆の有無	
	= <input type="checkbox"/> 表面・塗装の状況	
	= <input type="checkbox"/> 溶接、ひび割れの有無	
	ボルト類 = <input type="checkbox"/> 緩み、脱落、破損等の有無	
	木部 = <input type="checkbox"/> 割れ、ササクレ、腐り等の有無	
<b>スライドワインダー</b> 	外観(本体) = <input type="checkbox"/> キズ、腐食の有無	
	金属部 = <input type="checkbox"/> 部材の変形、破損の有無	
	= <input type="checkbox"/> 錆の有無	
	= <input type="checkbox"/> 表面・塗装の状況	
	= <input type="checkbox"/> 溶接、ひび割れの有無	
	ボルト類 = <input type="checkbox"/> 緩み、脱落、破損等の有無	
	樹脂部 = <input type="checkbox"/> 部材の変形、劣化、変色等の有無	
<b>竜巻スライダー</b> 	外観(本体) = <input type="checkbox"/> キズ、腐食の有無	
	金属部 = <input type="checkbox"/> 部材の変形、破損の有無	
	= <input type="checkbox"/> 錆の有無	
	= <input type="checkbox"/> 表面・塗装の状況	
	= <input type="checkbox"/> 溶接、ひび割れの有無	
	ボルト類 = <input type="checkbox"/> 緩み、脱落、破損等の有無	
	樹脂部 = <input type="checkbox"/> 部材の変形、劣化、変色等の有無	
その他 = <input type="checkbox"/> 設置周辺及び地表の状況(異常の有無)		



点検箇所	点検項目	状況等	
上昇気流スライダー 	外観(本体) = <input type="checkbox"/> キズ、腐食の有無		
	金属部 = <input type="checkbox"/> 部材の変形、破損の有無		
	= <input type="checkbox"/> 鉛の有無		
	= <input type="checkbox"/> 表面・塗装の状態		
	= <input type="checkbox"/> 溶接、ひび割れの有無		
	ボルト類 = <input type="checkbox"/> 緩み、脱落、破損等の有無		
	樹脂部 = <input type="checkbox"/> 部材の変形、劣化、変色等の有無		
	テント = <input type="checkbox"/> 破断、変形、劣化等の有無		
	その他 = <input type="checkbox"/> 設置周辺及び地表の状況(異常の有無)		
	そよ風スライダー 	外観(本体) = <input type="checkbox"/> キズ、腐食の有無	
金属部 = <input type="checkbox"/> 部材の変形、破損の有無			
= <input type="checkbox"/> 鉛の有無			
= <input type="checkbox"/> 表面・塗装の状態			
= <input type="checkbox"/> 溶接、ひび割れの有無			
ボルト類 = <input type="checkbox"/> 緩み、脱落、破損等の有無			
ローラー部 = <input type="checkbox"/> 破損、変形、劣化、異音等の有無			
その他 = <input type="checkbox"/> 設置周辺及び地表の状況(異常の有無)			
つむじ風スライダー 		外観(本体) = <input type="checkbox"/> キズ、腐食の有無	
		金属部 = <input type="checkbox"/> 部材の変形、破損の有無	
	= <input type="checkbox"/> 鉛の有無		
	= <input type="checkbox"/> 表面・塗装の状態		
	= <input type="checkbox"/> 溶接、ひび割れの有無		
	ボルト類 = <input type="checkbox"/> 緩み、脱落、破損等の有無		
	樹脂部 = <input type="checkbox"/> 部材の変形、劣化、変色等の有無		
	その他 = <input type="checkbox"/> 設置周辺及び地表の状況(異常の有無)		
	パネルくぐり 	外観(本体) = <input type="checkbox"/> キズ、腐食の有無	
		金属部 = <input type="checkbox"/> 部材の変形、破損の有無	
= <input type="checkbox"/> 鉛の有無			
= <input type="checkbox"/> 表面・塗装の状態			
= <input type="checkbox"/> 溶接、ひび割れの有無			
ボルト類 = <input type="checkbox"/> 緩み、脱落、破損等の有無			
樹脂部 = <input type="checkbox"/> 部材の変形、劣化、変色等の有無			
その他 = <input type="checkbox"/> 設置周辺及び地表の状況(異常の有無)			
スロープ砂場 		外観(本体) = <input type="checkbox"/> 破損、キズ、腐食等の有無	
		金属部 = <input type="checkbox"/> 部材の変形、破損の有無	
	= <input type="checkbox"/> 鉛の有無		
	= <input type="checkbox"/> 表面・塗装の状態		
	= <input type="checkbox"/> 溶接、ひび割れの有無		
	砂 場 = <input type="checkbox"/> 異物等の有無		
	= <input type="checkbox"/> 砂補充の有無		
	その他 = <input type="checkbox"/> 施設周辺及び地表の状況(異常の有無)		
イルカ 	外観(本体) = <input type="checkbox"/> 破損、キズ等の有無		
	プラスチック = <input type="checkbox"/> 部材の変形、変色劣化、破損の有無		
	金属部 = <input type="checkbox"/> 部材の変形、破損の有無		
	(スリング) = <input type="checkbox"/> 鉛の有無		
	= <input type="checkbox"/> 磨耗の有無		
	その他 = <input type="checkbox"/> 施設周辺及び地表の状況(異常の有無)		
カーブスライダー 	外観(本体) = <input type="checkbox"/> 破損、キズ、腐食の有無		
	金属部 = <input type="checkbox"/> 部材の変形、破損の有無		
	= <input type="checkbox"/> 鉛の有無		
	= <input type="checkbox"/> 表面・塗装の状態		
	= <input type="checkbox"/> 溶接、ひび割れの有無		
	ボルト類 = <input type="checkbox"/> 緩み、脱落、破損等の有無		
	樹脂部 = <input type="checkbox"/> 部材の変形、劣化、変色等の有無		
	その他 = <input type="checkbox"/> 施設周辺及び地表の状況(異常の有無)		
ダブルスライダー 	外観(本体) = <input type="checkbox"/> 破損、キズ、腐食の有無		
	金属部 = <input type="checkbox"/> 部材の変形、破損の有無		
	= <input type="checkbox"/> 鉛の有無		
	= <input type="checkbox"/> 表面・塗装の状態		
	= <input type="checkbox"/> 溶接、ひび割れの有無		
	ボルト類 = <input type="checkbox"/> 緩み、脱落、破損等の有無		
	樹脂部 = <input type="checkbox"/> 部材の変形、劣化、変色等の有無		
	その他 = <input type="checkbox"/> 施設周辺及び地表の状況(異常の有無)		
風エリア全域 	舗 装 = <input type="checkbox"/> ゴムチップ舗装の劣化・破損		
	= <input type="checkbox"/> 芝生舗装の傷み等		
	= <input type="checkbox"/> 地面の凹凸		
	その他 = <input type="checkbox"/> エリア周辺の状況(異常の有無)		

センター長	副センター長	植物管理課長	施設設備維持管理課長	課 長

## 夢っこランド 花エリア 遊具 日常点検表


平成 年 月 日( 曜日) 時 点検者:

・点検方法…目視・触診・聴診・簡易工具類使用確認

・点検記号…点検済み→√ 要監視→△ 使用中止・要修理→× (□にチェック)、△・×は状況欄に内容記載

点 検 箇 所	点 検 項 目	状 況 等	
<b>ビッグフフソーデッキ</b> 	外観(本体) = <input type="checkbox"/> 破損、キズ、腐食の有無		
	金属部 = <input type="checkbox"/> 部材の変形、破損の有無		
	= <input type="checkbox"/> 錆の有無		
	= <input type="checkbox"/> 表面・塗装の状態		
	= <input type="checkbox"/> 溶接、ひび割れの有無		
	ボルト類 = <input type="checkbox"/> 緩み、脱落、破損等の有無		
	木 部 = <input type="checkbox"/> 割れ、ササクレ、腐り等の有無		
	樹脂部 = <input type="checkbox"/> 部材の変形、劣化等の有無		
	その他 = <input type="checkbox"/> 設置周辺の状況(異常の有無)		
	<b>飛び込もうつらのロープウェイ</b> 	外観(本体) = <input type="checkbox"/> 破損、キズ、腐食の有無	
金属部 = <input type="checkbox"/> 部材の変形、破損の有無			
= <input type="checkbox"/> 錆の有無			
= <input type="checkbox"/> 表面・塗装の状態			
= <input type="checkbox"/> 溶接、ひび割れの有無			
ワイヤー = <input type="checkbox"/> 緩みの有無			
= <input type="checkbox"/> 磨耗の有無			
ロープ = <input type="checkbox"/> 被覆繊維の解れ			
= <input type="checkbox"/> 切断の有無			
ボルト類 = <input type="checkbox"/> 緩み、脱落、破損等の有無			
その他 = <input type="checkbox"/> 施設周辺及び地表の状況(異常の有無)			
<b>タイヤステップ</b> 	外観(本体) = <input type="checkbox"/> 破損、キズ、腐食の有無		
	金属部 = <input type="checkbox"/> 部材の変形、破損の有無		
	= <input type="checkbox"/> 錆の有無		
	= <input type="checkbox"/> 表面・塗装の状態		
	ゴム類 = <input type="checkbox"/> キズ、劣化、変色の有無		
	ボルト類 = <input type="checkbox"/> 緩み、脱落、破損等の有無		
	その他 = <input type="checkbox"/> 施設周辺及び地表の状況(異常の有無)		
	<b>ウォールクライム</b> 	外観(本体) = <input type="checkbox"/> 破損、腐食、がたつき等の有無	
		金属部 = <input type="checkbox"/> 部材の変形、破損の有無	
		= <input type="checkbox"/> 錆の有無	
= <input type="checkbox"/> 表面・塗装の状態			
ボルト類 = <input type="checkbox"/> 緩み、脱落、破損等の有無			
木 部 = <input type="checkbox"/> 割れ、ササクレ、腐り等の有無			
樹脂部 = <input type="checkbox"/> 部材の変形、劣化等の有無			
その他 = <input type="checkbox"/> 施設周辺の状況(異常の有無)			
<b>四連スライダー</b> 		外観(本体) = <input type="checkbox"/> キズ、腐食の有無	
		金属部 = <input type="checkbox"/> 部材の変形、破損の有無	
	= <input type="checkbox"/> 錆の有無		
	= <input type="checkbox"/> 表面・塗装の状態		
	= <input type="checkbox"/> 溶接、ひび割れの有無		
	ボルト類 = <input type="checkbox"/> 緩み、脱落、破損等の有無		
	その他 = <input type="checkbox"/> 施設周辺及び地表の状況(異常の有無)		
	<b>V字ブリッジ</b> 	外観(本体) = <input type="checkbox"/> キズ、腐食の有無	
		金属部 = <input type="checkbox"/> 部材の変形、破損の有無	
		= <input type="checkbox"/> 錆の有無	
= <input type="checkbox"/> 表面・塗装の状態			
= <input type="checkbox"/> 溶接、ひび割れの有無			
ロープ = <input type="checkbox"/> 被覆繊維の解れ			
= <input type="checkbox"/> 切断の有無			
= <input type="checkbox"/> 異常の有無			
ボルト類 = <input type="checkbox"/> 緩み、脱落、破損等の有無			

点検箇所	点検項目	状況等
<b>サンダートンネル</b> 	外観(本体) = <input type="checkbox"/> 破損、腐食等の有無	
	金属部 = <input type="checkbox"/> 部材の変形、破損の有無	
	= <input type="checkbox"/> 錆の有無	
	= <input type="checkbox"/> 表面・塗装の状態	
	= <input type="checkbox"/> 溶接、ひび割れの有無	
	ボルト類 = <input type="checkbox"/> 緩み、脱落、破損等の有無	
	樹脂部 = <input type="checkbox"/> 部材の変形、劣化等の有無	
その他 = <input type="checkbox"/> 施設周辺及び地表の状況(異常の有無)		
<b>ネットクライム</b> 	外観(本体) = <input type="checkbox"/> キズ、腐食、がたつきの有無	
	金属部 = <input type="checkbox"/> 部材の変形、破損の有無	
	= <input type="checkbox"/> 錆の有無	
	= <input type="checkbox"/> 表面・塗装の状態	
	= <input type="checkbox"/> 溶接、ひび割れの有無	
	ロープ = <input type="checkbox"/> 被覆繊維の解れ	
	= <input type="checkbox"/> 切断の有無	
ボルト類 = <input type="checkbox"/> 緩み、脱落、破損等の有無		
その他 = <input type="checkbox"/> 施設周辺及び地表の状況(異常の有無)		
<b>小波デッキ</b> 	外観(本体) = <input type="checkbox"/> 破損、キズ、腐食の有無	
	金属部 = <input type="checkbox"/> 部材の変形、破損の有無	
	= <input type="checkbox"/> 錆の有無	
	= <input type="checkbox"/> 表面・塗装の状態	
	= <input type="checkbox"/> 溶接、ひび割れの有無	
	ボルト類 = <input type="checkbox"/> 緩み、脱落、破損等の有無	
	木部 = <input type="checkbox"/> 割れ、ササクレ、腐り等の有無	
その他 = <input type="checkbox"/> 施設周辺の状況(異常の有無)		
<b>大波デッキ</b> 	外観(本体) = <input type="checkbox"/> 破損、キズ、腐食の有無	
	金属部 = <input type="checkbox"/> 部材の変形、破損の有無	
	= <input type="checkbox"/> 錆の有無	
	= <input type="checkbox"/> 表面・塗装の状態	
	= <input type="checkbox"/> 溶接、ひび割れの有無	
	ボルト類 = <input type="checkbox"/> 緩み、脱落、破損等の有無	
	木部 = <input type="checkbox"/> 割れ、ササクレ、腐り等の有無	
その他 = <input type="checkbox"/> 施設周辺の状況(異常の有無)		
<b>さざ波デッキ</b> 	外観(本体) = <input type="checkbox"/> 破損、キズ、腐食の有無	
	金属部 = <input type="checkbox"/> 部材の変形、破損の有無	
	= <input type="checkbox"/> 錆の有無	
	= <input type="checkbox"/> 表面・塗装の状態	
	= <input type="checkbox"/> 溶接、ひび割れの有無	
	ボルト類 = <input type="checkbox"/> 緩み、脱落、破損等の有無	
	木部 = <input type="checkbox"/> 割れ、ササクレ、腐り等の有無	
ゴム類 = <input type="checkbox"/> キズ、劣化、変色の有無		
<b>パネルくぐり</b> 	外観(本体) = <input type="checkbox"/> 破損、キズ、腐食、がたつきの有無	
	金属部 = <input type="checkbox"/> 部材の変形、破損の有無	
	= <input type="checkbox"/> 錆の有無	
	= <input type="checkbox"/> 表面・塗装の状態	
	= <input type="checkbox"/> 溶接、ひび割れの有無	
	ボルト類 = <input type="checkbox"/> 緩み、脱落、破損等の有無	
	木部 = <input type="checkbox"/> 割れ、ササクレ、腐り等の有無	
樹脂部 = <input type="checkbox"/> 部材の変形、劣化等の有無		
<b>リングタワー</b> 	外観(本体) = <input type="checkbox"/> キズ、腐食の有無	
	金属部 = <input type="checkbox"/> 部材の変形、破損の有無	
	= <input type="checkbox"/> 錆の有無	
	= <input type="checkbox"/> 表面・塗装の状態	
	= <input type="checkbox"/> 溶接、ひび割れの有無	
	ボルト類 = <input type="checkbox"/> 緩み、脱落、破損等の有無	
	その他 = <input type="checkbox"/> 施設周辺及び地表の状況(異常の有無)	
<b>チューブスライダー</b> 	外観(本体) = <input type="checkbox"/> キズ、腐食の有無	
	金属部 = <input type="checkbox"/> 部材の変形、破損の有無	
	= <input type="checkbox"/> 錆の有無	
	= <input type="checkbox"/> 溶接、ひび割れの有無	
	ボルト類 = <input type="checkbox"/> 緩み、脱落、破損等の有無	
	樹脂部 = <input type="checkbox"/> 部材の変形、劣化、変色等の有無	
	その他 = <input type="checkbox"/> 施設周辺及び地表の状況(異常の有無)	



点検箇所	点検項目	状況等
<b>もしもしパイプ</b> 	外観(本体) = <input type="checkbox"/> キズ、腐食、がたつきの有無	
	金属部 = <input type="checkbox"/> 部材の変形、破損の有無	
	= <input type="checkbox"/> 錆の有無	
	= <input type="checkbox"/> 表面・塗装の状態	
	= <input type="checkbox"/> 溶接、ひび割れの有無	
	その他 = <input type="checkbox"/> 設置周辺及び地表の状況(異常の有無)	
<b>花エリア全域</b>	舗装 = <input type="checkbox"/> ゴムチップ舗装の劣化・破損	
	= <input type="checkbox"/> 芝生舗装の傷み等	
	= <input type="checkbox"/> 地面の凹凸	
	その他 = <input type="checkbox"/> エリア周辺の状況(異常の有無)	

センター長	副センター長	植物管理課長	施設設備維持 管理課長	課 長


## 夢っこランド 水エリア 遊具 日常点検表

平成 年 月 日 ( 曜日 ) 時 点検者:

- ・点検方法…目視・触診・聴診・簡易工具類使用確認  
 ・点検記号…点検済み→V 要監視→△ 使用中止・要修理→× (口にチェック)、△・×は状況欄に内容記載

点検箇所	点検項目	状況等
<b>元気の帆</b> 	外観(本体) = <input type="checkbox"/> 破損、キズ、腐食の有無	
	金属部 = <input type="checkbox"/> 部材の変形、破損の有無	
	= <input type="checkbox"/> 錆の有無	
	= <input type="checkbox"/> 表面・塗装の状態	
	= <input type="checkbox"/> 溶接、ひび割れの有無	
	ネット = <input type="checkbox"/> 被覆繊維の解れ	
	(ロープ) = <input type="checkbox"/> 切断の有無	
<b>ボードスロープ</b> 	ボルト類 = <input type="checkbox"/> 緩み、脱落、破損等の有無	
	外観(本体) = <input type="checkbox"/> 破損、キズ、腐食の有無	
	金属部 = <input type="checkbox"/> 部材の変形、破損の有無	
	= <input type="checkbox"/> 錆の有無	
	= <input type="checkbox"/> 表面・塗装の状態	
	= <input type="checkbox"/> 溶接、ひび割れの有無	
	ボルト類 = <input type="checkbox"/> 緩み、脱落、破損等の有無	
<b>船首ネット</b> 	木 部 = <input type="checkbox"/> 割れ、ササクレ、腐り等の有無	
	その他 = <input type="checkbox"/> 設置周辺の状態(異常の有無)	
	外観(本体) = <input type="checkbox"/> 破損、キズ、腐食の有無	
	金属部 = <input type="checkbox"/> 部材の変形、破損の有無	
	= <input type="checkbox"/> 錆の有無	
	= <input type="checkbox"/> 表面・塗装の状態	
	= <input type="checkbox"/> 溶接、ひび割れの有無	
<b>甲板ネット</b> 	ネット = <input type="checkbox"/> 被覆繊維の解れ	
	= <input type="checkbox"/> 切断の有無	
	= <input type="checkbox"/> 異常の有無	
	ボルト類 = <input type="checkbox"/> 緩み、脱落、破損等の有無	
	その他 = <input type="checkbox"/> 設置周辺の状態(異常の有無)	
	外観(本体) = <input type="checkbox"/> 破損、キズ、腐食の有無	
	金属部 = <input type="checkbox"/> 部材の変形、破損の有無	
<b>パネルくぐり</b> 	= <input type="checkbox"/> 錆の有無	
	= <input type="checkbox"/> 表面・塗装の状態	
	= <input type="checkbox"/> 溶接、ひび割れの有無	
	ネット = <input type="checkbox"/> 被覆繊維の解れ	
	= <input type="checkbox"/> 切断の有無	
	= <input type="checkbox"/> 異常の有無	
	ボルト類 = <input type="checkbox"/> 緩み、脱落、破損等の有無	
<b>パネルくぐり</b> 	その他 = <input type="checkbox"/> 設置周辺の状態(異常の有無)	
	外観(本体) = <input type="checkbox"/> 破損、キズ、腐食、がたつきの有無	
	金属部 = <input type="checkbox"/> 部材の変形、破損の有無	
	= <input type="checkbox"/> 錆の有無	
	= <input type="checkbox"/> 表面・塗装の状態	
	= <input type="checkbox"/> 溶接、ひび割れの有無	
	その他 = <input type="checkbox"/> 設置周辺の状態(異常の有無)	

点検箇所	点検項目	状況等
チューブスライダー 	外観(本体) = <input type="checkbox"/> キズ、腐食の有無	
	金属部 = <input type="checkbox"/> 部材の変形、破損の有無	
	= <input type="checkbox"/> 鉛の有無	
	= <input type="checkbox"/> 表面・塗装の状態	
	= <input type="checkbox"/> 溶接、ひび割れの有無	
	ボルト類 = <input type="checkbox"/> 緩み、脱落、破損等の有無	
	樹脂部 = <input type="checkbox"/> 部材の変形、劣化、変色等の有無	
その他 = <input type="checkbox"/> 設置周辺及び地表の状況(異常の有無)		
ネットのぼり 	外観(本体) = <input type="checkbox"/> 破損、キズ、腐食の有無	
	金属部 = <input type="checkbox"/> 部材の変形、破損の有無	
	= <input type="checkbox"/> 鉛の有無	
	= <input type="checkbox"/> 表面・塗装の状態	
	= <input type="checkbox"/> 溶接、ひび割れの有無	
	ネット = <input type="checkbox"/> 被覆繊維の解れ	
	= <input type="checkbox"/> 切断の有無	
= <input type="checkbox"/> 異常の有無		
ボルト類 = <input type="checkbox"/> 緩み、脱落、破損等の有無		
その他 = <input type="checkbox"/> 設置周辺及び地表の状況(異常の有無)		
ローラー滑り台 	外観(本体) = <input type="checkbox"/> キズ、腐食の有無	
	金属部 = <input type="checkbox"/> 部材の変形、破損の有無	
	= <input type="checkbox"/> 鉛の有無	
	= <input type="checkbox"/> 表面・塗装の状態	
	= <input type="checkbox"/> 溶接、ひび割れの有無	
	ボルト類 = <input type="checkbox"/> 緩み、脱落、破損等の有無	
	ローラー部 = <input type="checkbox"/> 破損、変形、劣化、異音等の有無	
その他 = <input type="checkbox"/> 施設周辺及び地表の状況(異常の有無)		
ウォーターガン 	外観(本体) = <input type="checkbox"/> 破損、キズ、腐食、がたつきの有無	
	金属部 = <input type="checkbox"/> 部材の変形、破損の有無	
	= <input type="checkbox"/> 鉛の有無	
	= <input type="checkbox"/> 表面・塗装の状態	
	= <input type="checkbox"/> 溶接、ひび割れの有無	
	ボルト類 = <input type="checkbox"/> 緩み、脱落、破損等の有無	
	その他 = <input type="checkbox"/> 施設周辺及び地表の状況(異常の有無)	
= <input type="checkbox"/> 水の出が適正か		
ウォーターツリー 	外観(本体) = <input type="checkbox"/> 破損、キズ、腐食、がたつきの有無	
	金属部 = <input type="checkbox"/> 部材の変形、破損の有無	
	= <input type="checkbox"/> 鉛の有無	
	= <input type="checkbox"/> 表面・塗装の状態	
	= <input type="checkbox"/> 溶接、ひび割れの有無	
	ボルト類 = <input type="checkbox"/> 緩み、脱落、破損等の有無	
	その他 = <input type="checkbox"/> 施設周辺及び地表の状況(異常の有無)	
= <input type="checkbox"/> 水の出が適正か		
= <input type="checkbox"/> 潤滑(排水)		
ウォータードーム 	外観(本体) = <input type="checkbox"/> 破損、キズ、腐食の有無	
	金属部 = <input type="checkbox"/> 部材の変形、破損の有無	
	= <input type="checkbox"/> 鉛の有無	
	= <input type="checkbox"/> 表面・塗装の状態	
	= <input type="checkbox"/> 溶接、ひび割れの有無	
	ボルト類 = <input type="checkbox"/> 緩み、脱落、破損等の有無	
	その他 = <input type="checkbox"/> 施設周辺及び地表の状況(異常の有無)	
= <input type="checkbox"/> 水の出が適正か		
= <input type="checkbox"/> 潤滑(排水)		

点検箇所	点検項目	状況等
ウォータートンネル 	外観(本体) = <input type="checkbox"/> 破損、キズ、腐食の有無	
	金属部 = <input type="checkbox"/> 部材の変形、破損の有無	
	= <input type="checkbox"/> 鉛の有無	
	= <input type="checkbox"/> 表面・塗装の状態	
	= <input type="checkbox"/> 溶接、ひび割れの有無	
	ボルト類 = <input type="checkbox"/> 緩み、脱落、破損等の有無	
	その他 = <input type="checkbox"/> 施設周辺及び地表の状況(異常の有無)	
	= <input type="checkbox"/> 水の出が適正か = <input type="checkbox"/> 側溝(排水)	
みのむしブランコ 	外観(本体) = <input type="checkbox"/> 破損、キズ、腐食、がたつきの有無	
	金属部 = <input type="checkbox"/> 部材の変形、破損の有無	
	= <input type="checkbox"/> 鉛の有無	
	= <input type="checkbox"/> 表面・塗装の状態	
	= <input type="checkbox"/> 溶接、ひび割れの有無	
	ロープ = <input type="checkbox"/> 被覆繊維の解れ	
	= <input type="checkbox"/> 切断の有無	
	= <input type="checkbox"/> 異変の有無	
ボルト類 = <input type="checkbox"/> 緩み、脱落、破損等の有無		
木部 = <input type="checkbox"/> 割れ、ササクレ、腐り等の有無		
その他 = <input type="checkbox"/> 施設周辺及び地表の状況(異常の有無)		
水エリア全域	舗装 = <input type="checkbox"/> ゴムチップ舗装の劣化・破損	
	= <input type="checkbox"/> 芝生舗装の傷み等	
	= <input type="checkbox"/> 地面の凹凸	
	その他 = <input type="checkbox"/> エリア周辺の状況(異常の有無)	

センター長	副センター長	植物管理課長	施設設備維持管理課長	課 員

## 子供の森雲の砦 遊具日常点検表

平成 年 月 日( 曜日) 時 点検者:

・点検方法…目視・触診・聴診・簡易工具類使用確認

・点検記号…点検済み→● 要監視→△ 使用中止・要修理→× (□にチェック)、△・×は状況欄に内容記載

点検箇所	点検項目	状況等
<b>ゴロゴロスライダー(海側)</b> 	外観(本体) = □キズ、腐食等の有無	
	金属部 = □錆の有無	
	= □表面塗装の状態	
	= □溶接、ひび割れの有無、	
	= □倒壊・手摺・転落防止柵のぐらつきの有無	
	ローラー部 = □ローラーの脱落、接触の有無	
	= □ボルトの緩み	
	= □異常音の有無	
	= □異常の有無	
	= □磨耗の有無	
その他 = □設置周辺及び地表の状況(異常の有無)		
<b>ゴロゴロスライダー(山側)</b> 	外観(本体) = □キズ、腐食等の有無	
	金属部 = □錆の有無	
	= □表面塗装の状態	
	= □溶接、ひび割れの有無	
	= □倒壊・手摺・転落防止柵のぐらつきの有無	
	ローラー部 = □ローラーの脱落、接触の有無	
	= □ボルトの緩み	
	= □異常音の有無	
	= □異常の有無	
	= □磨耗の有無	
その他 = □設置周辺及び地表の状況(異常の有無)		
<b>滑り台</b> 	外観(本体) = □キズ、腐食等の有無	
	金属部 = □錆の有無	
	= □表面塗装の状態	
	= □溶接、ひび割れの有無	
	= □倒壊・手摺・転落防止柵のぐらつきの有無	
	接合部 = □がたつき、ぐらつきの有無	
その他 = □設置周辺及び地表の状況(異常の有無)		
<b>そのとりで</b> 	外観(本体) = □キズ、腐食等の有無	
	木製部 = □腐食の有無、	
	= □表面塗装の状態	
	= □ささくれ・ひび割れ等の有無	
	= □倒壊、手摺のぐらつきの有無、	
	= □釘・ボルトの突出の有無	
	金属部 = □錆の有無	
	= □表面塗装の状態	
	= □溶接、ひび割れの有無、	
	= □倒壊・手摺・転落防止柵のぐらつきの有無	
その他 = □設置周辺及び地表の状況(異常の有無)		
<b>ジャングルジム</b> 	外観(本体) = □キズ、腐食等の有無	
	金属部 = □錆の有無	
	= □表面塗装の状態	
	= □変形の有無	
	= □溶接、ひび割れの有無	
	ネット部 = □ほつれ・破れ・磨耗の状態、	
	= □結束部の異常	
	舗装部 = □ゴムチップ舗装の磨耗・破損の有無	
その他 = □設置周辺及び地表の状況(異常の有無)		



点検箇所	点検項目	状況等
床等のクッション材 及びワーム 	外観(本体) = <input type="checkbox"/> キズ、腐食等の有無、表面塗装の状態	
	舗装部 = <input type="checkbox"/> クッション材の劣化・破損の有無	
	= <input type="checkbox"/> 水溜りの有無	
	その他 = <input type="checkbox"/> 装飾部分の破損	
	= <input type="checkbox"/> 設置周辺及び地表の状況(異常の有無)	
天空のリング 	外観(本体) = <input type="checkbox"/> キズ、腐食等の有無	
	金属部 = <input type="checkbox"/> 錆の有無	
	= <input type="checkbox"/> 表面塗装の状態	
	= <input type="checkbox"/> 変形の有無	
	= <input type="checkbox"/> 溶接、ひび割れの有無	
接合部 = <input type="checkbox"/> がたつき、ぐらつきの有無		
ボルト・ナット = <input type="checkbox"/> 緩み・脱落の有無		
その他 = <input type="checkbox"/> 設置周辺及び地表の状況(異常の有無)		
よじのぼりネット 	外観(本体) = <input type="checkbox"/> キズ、腐食等の有無	
	金属部 = <input type="checkbox"/> 錆の有無	
	= <input type="checkbox"/> 表面塗装の状態	
	= <input type="checkbox"/> 変形の有無	
	= <input type="checkbox"/> 溶接、ひび割れの有無	
ボルト・ナット = <input type="checkbox"/> 緩み・脱落の有無		
ロープ部 = <input type="checkbox"/> ほつれ・破れ・磨耗の状態		
= <input type="checkbox"/> 結束部の異常		
その他 = <input type="checkbox"/> 設置周辺及び地表の状況(異常の有無)		
よじのぼり壁 	外観(本体) = <input type="checkbox"/> キズ、腐食等の有無	
	壁面 = <input type="checkbox"/> ひび割れの有無	
	= <input type="checkbox"/> 手がかり石の破損有無	
	= <input type="checkbox"/> 石固定のボルトの緩み	
	金属部 = <input type="checkbox"/> ロープ固定金具の錆・ひび割れ	
= <input type="checkbox"/> ボルトの緩み		
ロープ部 = <input type="checkbox"/> ほつれ・破れ・磨耗の状態		
= <input type="checkbox"/> 結束部の異常(金具との接触部)		
接合部 = <input type="checkbox"/> がたつき、ぐらつきの有無		
その他 = <input type="checkbox"/> 設置周辺及び地表の状況(異常の有無)		
くねくねサンゴ 	外観(本体) = <input type="checkbox"/> キズ、腐食等の有無	
	金属部 = <input type="checkbox"/> 錆の有無	
	= <input type="checkbox"/> 表面塗装の状態	
	= <input type="checkbox"/> 変形の有無	
	= <input type="checkbox"/> 溶接、ひび割れの有無	
ボルト・ナット = <input type="checkbox"/> 緩み・脱落の有無		
接合部 = <input type="checkbox"/> がたつき、ぐらつきの有無		
その他 = <input type="checkbox"/> 設置周辺及び地表の状況(異常の有無)		
玉付きロープ 	外観(本体) = <input type="checkbox"/> キズ、腐食等の有無	
	金属部 = <input type="checkbox"/> 錆の有無	
	= <input type="checkbox"/> 表面塗装の状態	
	= <input type="checkbox"/> 変形の有無	
	= <input type="checkbox"/> 溶接、ひび割れの有無	
ボルト・ナット = <input type="checkbox"/> 緩み・脱落の有無		
ロープ部 = <input type="checkbox"/> ほつれ・破れ・磨耗の状態		
= <input type="checkbox"/> 結束部の異常(金具との接触部)		
樹脂部 = <input type="checkbox"/> ひび割れ・破損等の有無、口色あせ		
その他 = <input type="checkbox"/> 設置周辺及び地表の状況(異常の有無)		

点 検 箇 所	点 検 項 目	状 況 等
ジャックとまめの木 	外観(本体) = <input type="checkbox"/> キズ、腐食等の有無	
	金属部 = <input type="checkbox"/> 錆の有無	
	= <input type="checkbox"/> 表面塗装の状況	
	= <input type="checkbox"/> 変形の有無	
	= <input type="checkbox"/> 溶接、ひび割れの有無	
	ボルト・ナット = <input type="checkbox"/> 緩み・脱落の有無	
	エンゲート部 = <input type="checkbox"/> ひび割れ・破損の有無	
	その他 = <input type="checkbox"/> 設置周辺及び地表の状況(異常の有無)	
本体構造物 	外観(本体) = <input type="checkbox"/> キズ、腐食等の有無	
	エンゲート部 = <input type="checkbox"/> ひび割れ・破損の有無	
	金属部 = <input type="checkbox"/> 錆の有無	
	= <input type="checkbox"/> 表面塗装の状況	
	= <input type="checkbox"/> 変形の有無	
	= <input type="checkbox"/> 溶接、ひび割れの有無	
	ボルト・ナット = <input type="checkbox"/> 緩み・脱落の有無	
	接合部 = <input type="checkbox"/> がたつき、ぐらつきの有無	
	木製部 = <input type="checkbox"/> 腐食の有無	
	= <input type="checkbox"/> 表面塗装の状況	
	= <input type="checkbox"/> ささくれ・ひび割れ等の有無	
	= <input type="checkbox"/> 倒壁、手摺のぐらつきの有無	
	= <input type="checkbox"/> 釘・ボルトの突出の有無	
	その他 = <input type="checkbox"/> クッション材の状況	
	= <input type="checkbox"/> 設置周辺及び地表の状況(異常の有無)	
橋 	外観(本体) = <input type="checkbox"/> キズ、腐食等の有無	
	木製部 = <input type="checkbox"/> 腐食の有無	
	= <input type="checkbox"/> 表面塗装の状況	
	= <input type="checkbox"/> ささくれ・ひび割れ等の有無	
	= <input type="checkbox"/> 倒壁、手摺のぐらつきの有無	
	= <input type="checkbox"/> 釘・ボルトの突出の有無	
	ボルト・ナット = <input type="checkbox"/> 緩み・脱落の有無	
	接合部 = <input type="checkbox"/> 遊具との接合部等のがたつき・ぐらつきの有無	
	その他 = <input type="checkbox"/> 設置周辺及び地表の状況(異常の有無)	
子供の水辺 	外観(本体) = <input type="checkbox"/> キズ、腐食等の有無	
	エンゲート部 = <input type="checkbox"/> ひび割れ・破損の有無	
	= <input type="checkbox"/> 表面塗装の状況	
	金属部 = <input type="checkbox"/> 錆の有無	
	= <input type="checkbox"/> 表面塗装の状況	
	= <input type="checkbox"/> 変形の有無	
	= <input type="checkbox"/> 溶接、ひび割れの有無	
	ボルト・ナット = <input type="checkbox"/> 緩み・脱落の有無	
	木製部 = <input type="checkbox"/> 腐食の有無	
	= <input type="checkbox"/> 表面塗装の状況	
	= <input type="checkbox"/> ささくれ・ひび割れ等の有無	
	= <input type="checkbox"/> 釘・ボルトの突出の有無	
	ロープ部 = <input type="checkbox"/> ほつれ・磨耗の状況	
= <input type="checkbox"/> 結束部の異常(金具との接触部)		
その他 = <input type="checkbox"/> 排水溝のゴミ処理		
= <input type="checkbox"/> 設置周辺及び地表の状況(異常の有無)		
雲の砦エリア全域 	その他 = <input type="checkbox"/> ガラスその他点検物の散乱	
	= <input type="checkbox"/> 貸出し用ヘルメットの状況(破損・汚れ等)	
	= <input type="checkbox"/> 案内板(音声機能付き)	

平成30年度  
遊具点検計画  
(神戸地区)

H28-31 国営明石海峡公園運営維持管理業務

国営明石海峡公園管理兵庫県・神戸市公園協会グループ共同体

## 1 目的

本計画は、遊具の劣化や利用に伴う危険性を早期に発見し、遊具による事故を未然に予防するとともに、適切な状態を維持することを目的とする。

## 2 点検の種類

点検には、「日常点検」「定期点検」があり、下記により実施する。

- (1) 日常点検 (施設設備維持管理課職員)
- (2) 定期点検 (専門業者)

## 3 点検方法

- (1) 日常点検 (別紙-1により実施)

遊具の外観を目視し、必要に応じて触診により部材の腐食、亀裂、変形、ボルトの脱落等の施設の変形や異常の有無を調べる。また、設置面や植栽等を含めた遊具周辺の確認も行う。

- (2) 定期点検 (遊具の安全に関する規準 JPFA-S:2008 に則した点検)

遊具の点検内容は、(社)日本公園施設業協会が規定する「定期点検総括表」「定期点検表」「特別定期点検表」に基づいて実施し、その結果について定期点検記録簿としてとりまとめる。点検作業の中で測定を行う必要がある場合は、定められた測定機器又は(社)日本公園施設業協会認定の、JPFA 検査器具、JPFA 肉厚測定器、JPFA 落下衝撃測定器等を使用して行う。

## 4 対象遊具

- (1) 遊びの森

## 5 実施工程

遊具点検は、下記の工程表により実施する。

【表 遊具点検工程表】

分類	種類	頻度	数量	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
遊具点検	日常点検	1回/月	1式	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	
	定期点検	1回/年	1式												■	

※日常点検は月1回の点検とする。

## 6 その他

- (1) 点検作業においては、安全管理を徹底し、作業中であることを掲示して、公園利用者が利用しないよう十分な安全対策を講ずる。

- (2) 定期点検等で不良と判断された場合は、速やかに調査職員等へ報告を行う。
- (3) 点検で異常が発見された場合、もしくは、異常の可能性がある場合は、使用禁止が妥当と判断される遊具について、ロープやネット等で使用できないように処置するとともに、使用禁止表示を行い、公園利用者に事故が起きないように安全対策を実施する。

遊具	点検項目	点検結果	点検者	点検日	点検場所	点検結果	点検者	点検日	点検場所

園長	副園長 (施設運営)	担当

## 遊びの森 遊具日常点検表

平成 年 月 日( 曜日) 時 点検者:

・点検方法…目視・触診・聴診・簡易工具類使用確認

・点検記号…点検済み→レ 要監視→△ 使用中止・要修理→× (□にチェック)、△・×は状況欄に内容記載

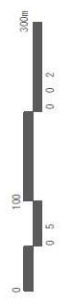
点検箇所	点検項目	状況等
ローラーコースター 	外観(本体) = <input type="checkbox"/> キズ、腐食等の有無	
	金属部 = <input type="checkbox"/> 錆の有無	
	= <input type="checkbox"/> 表面塗装の状態	
	= <input type="checkbox"/> 溶接、ひび割れの有無、	
	= <input type="checkbox"/> 側壁・手摺・転落防止柵のぐらつきの有無	
	ローラー部 = <input type="checkbox"/> ローラーの脱落、接触の有無	
	= <input type="checkbox"/> ボルトの緩み	
	= <input type="checkbox"/> 異常音の有無	
	= <input type="checkbox"/> 異常の有無	
	= <input type="checkbox"/> 磨耗の有無	
その他 = <input type="checkbox"/> 設置周辺及び地表の状況(異常の有無)		
ローラーコースター(小) 	外観(本体) = <input type="checkbox"/> キズ、腐食等の有無	
	金属部 = <input type="checkbox"/> 錆の有無	
	= <input type="checkbox"/> 表面塗装の状態	
	= <input type="checkbox"/> 溶接、ひび割れの有無	
	= <input type="checkbox"/> 側壁・手摺・転落防止柵のぐらつきの有無	
	ローラー部 = <input type="checkbox"/> ローラーの脱落、接触の有無	
	= <input type="checkbox"/> ボルトの緩み	
	= <input type="checkbox"/> 異常音の有無	
	= <input type="checkbox"/> 異常の有無	
	= <input type="checkbox"/> 磨耗の有無	
その他 = <input type="checkbox"/> 設置周辺及び地表の状況(異常の有無)		

工作物維持修繕主要箇所位置図

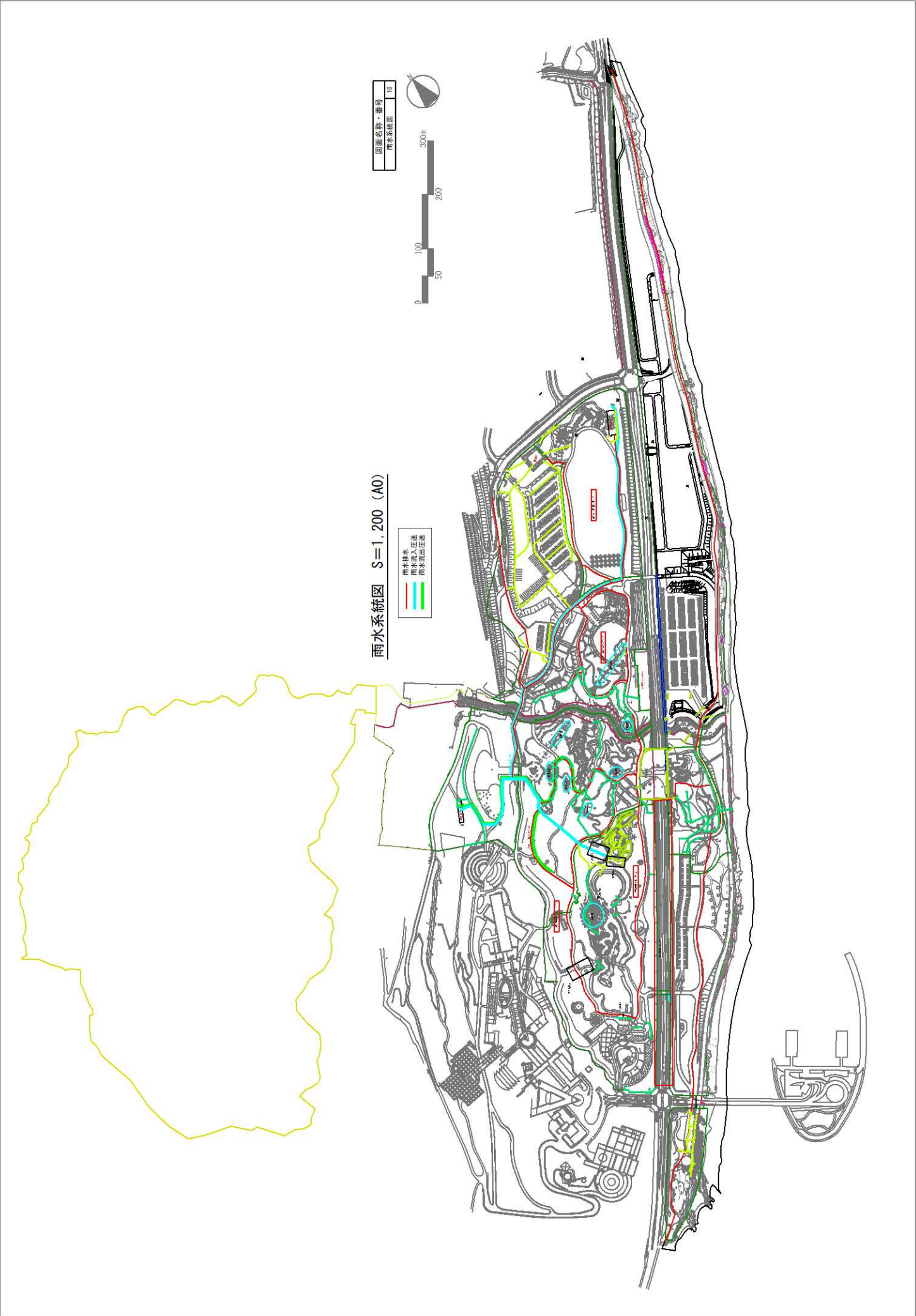
园路·広場管理図 S=1:1200 (A0版)

园路・広場

园路	1:1
広場	1:1







雨水系統圖 S=1,200 (A0)

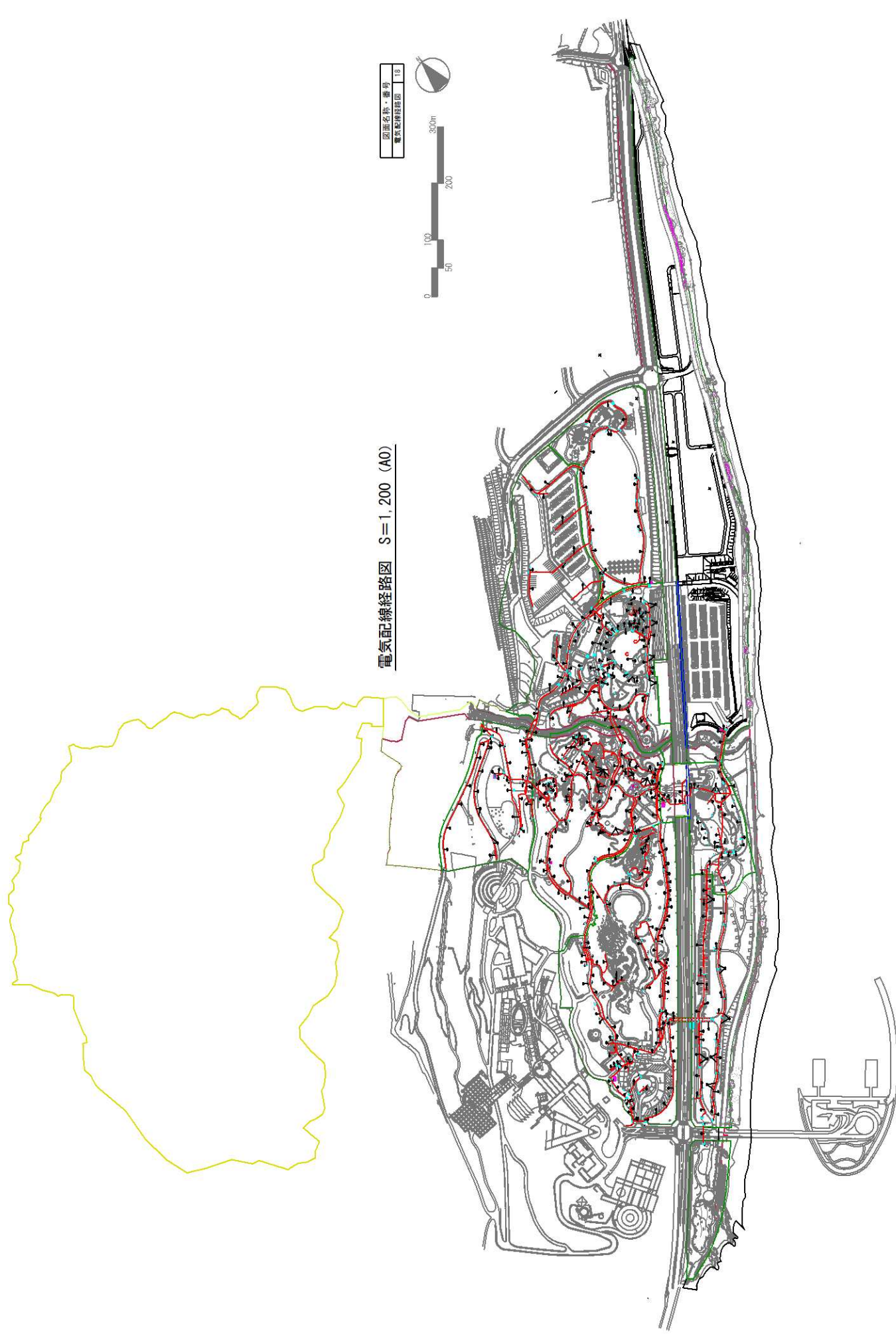
雨水集水  
 雨水滲透  
 雨水流出管線

圖面名稱・番號  
 雨水系統圖 16



電氣配線経路図 S=1,200 (A0)

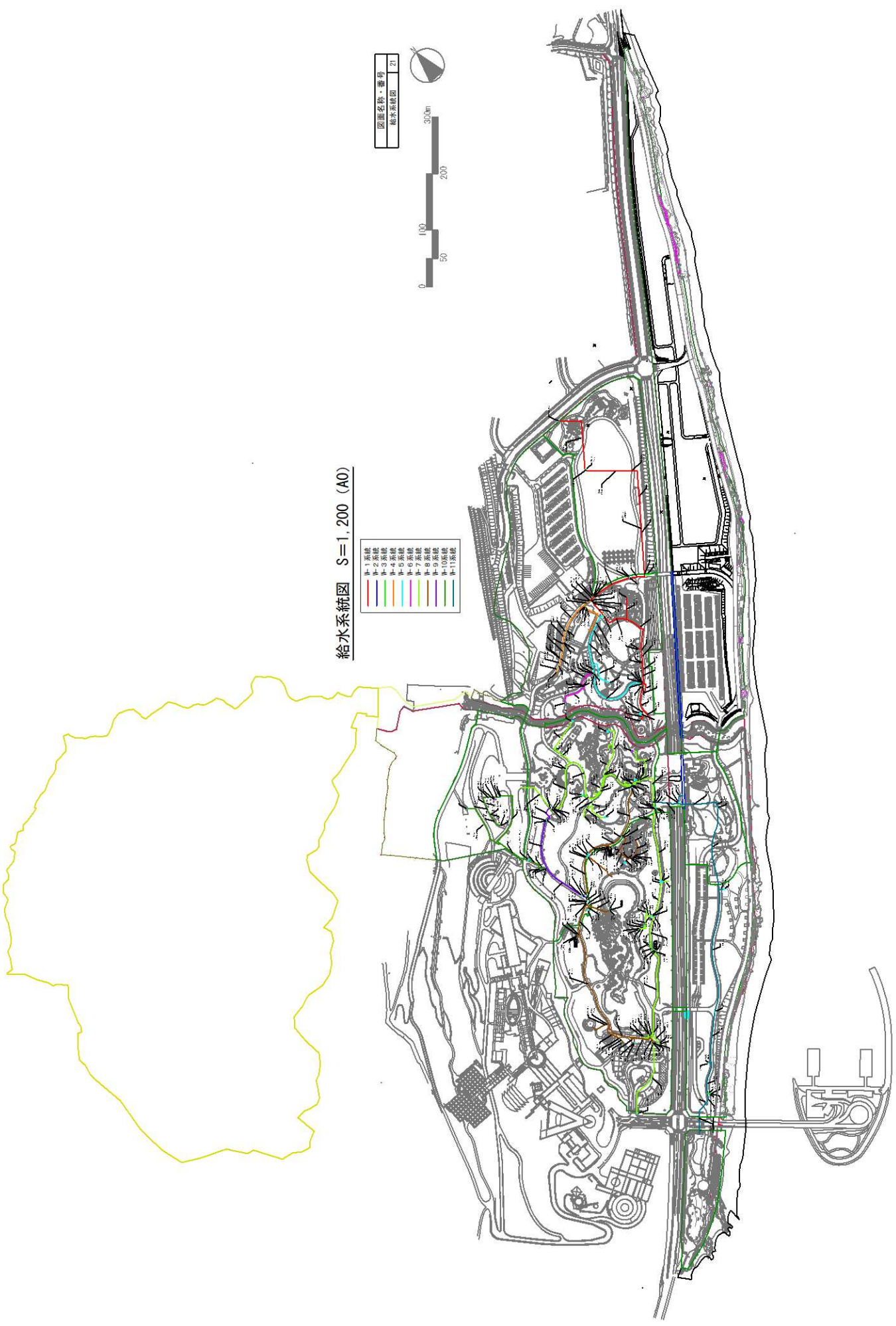
図面名称・番号	電氣配線経路図 18
---------	------------



給水系統図 S=1,200 (A0)

- |   |      |
|---|------|
| ■ | 1系統  |
| ■ | 2系統  |
| ■ | 3系統  |
| ■ | 4系統  |
| ■ | 5系統  |
| ■ | 6系統  |
| ■ | 7系統  |
| ■ | 8系統  |
| ■ | 9系統  |
| ■ | 10系統 |
| ■ | 11系統 |

図面名称・番号	21
給水系統図	



污水系統圖 S=1,200 (A0)

- S-1系統
- S-2系統
- S-3系統
- S-4系統
- S-5系統
- S-6系統
- S-7系統
- S-8系統
- S-9系統

圖面名稱・番号	22
污水系統圖	

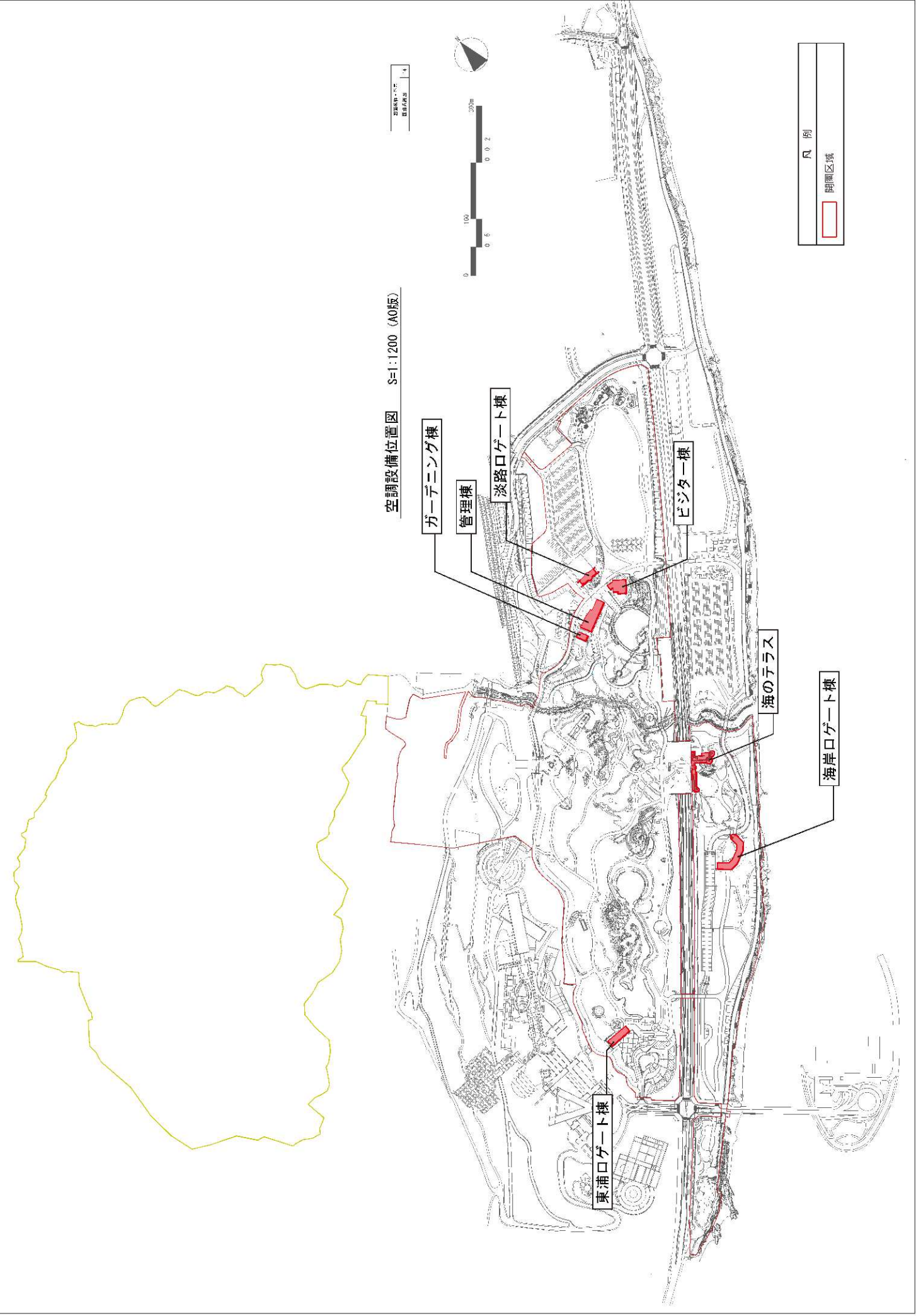


空調設備位置図 S=1:1200 (A0版)

建設予定地  
建設予定地



凡例
閉鎖区域



昇降機等設備位置図 S=1:1200 (A0版)

建設部  
建築課



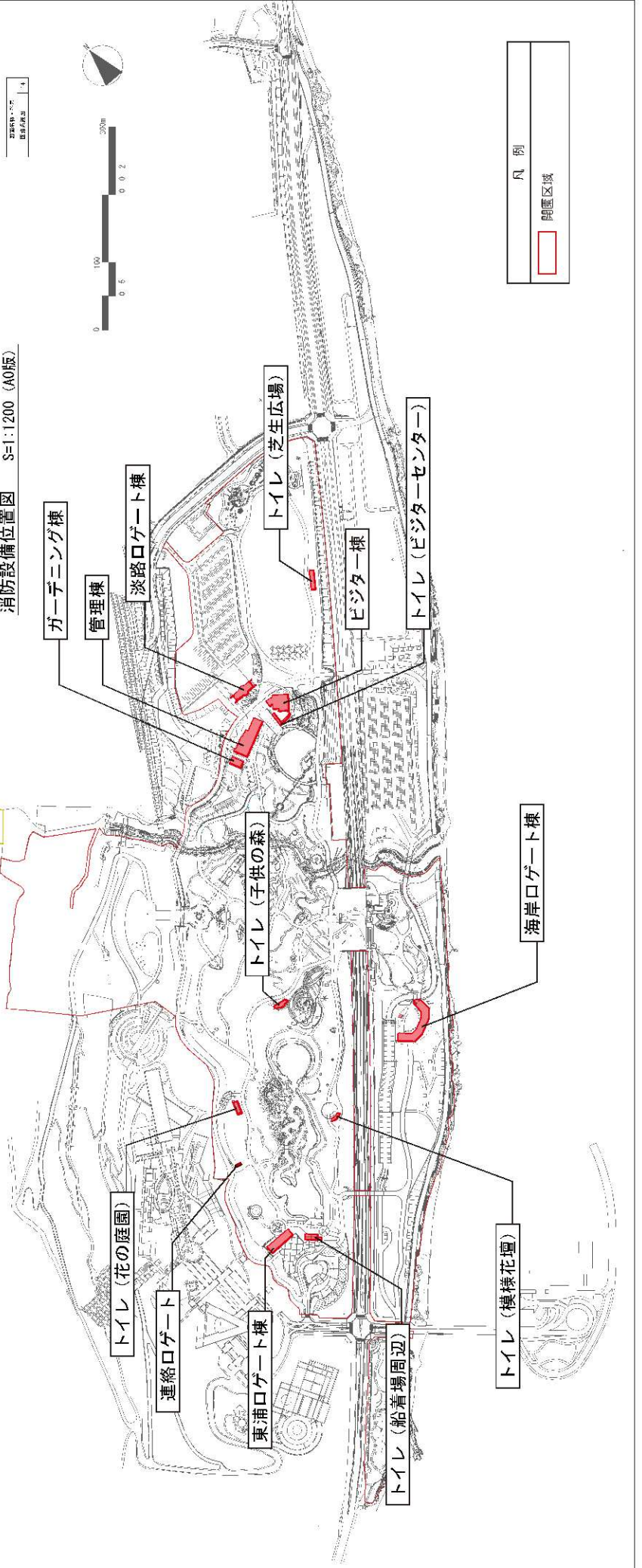
管理棟

ピシター棟 (2基)

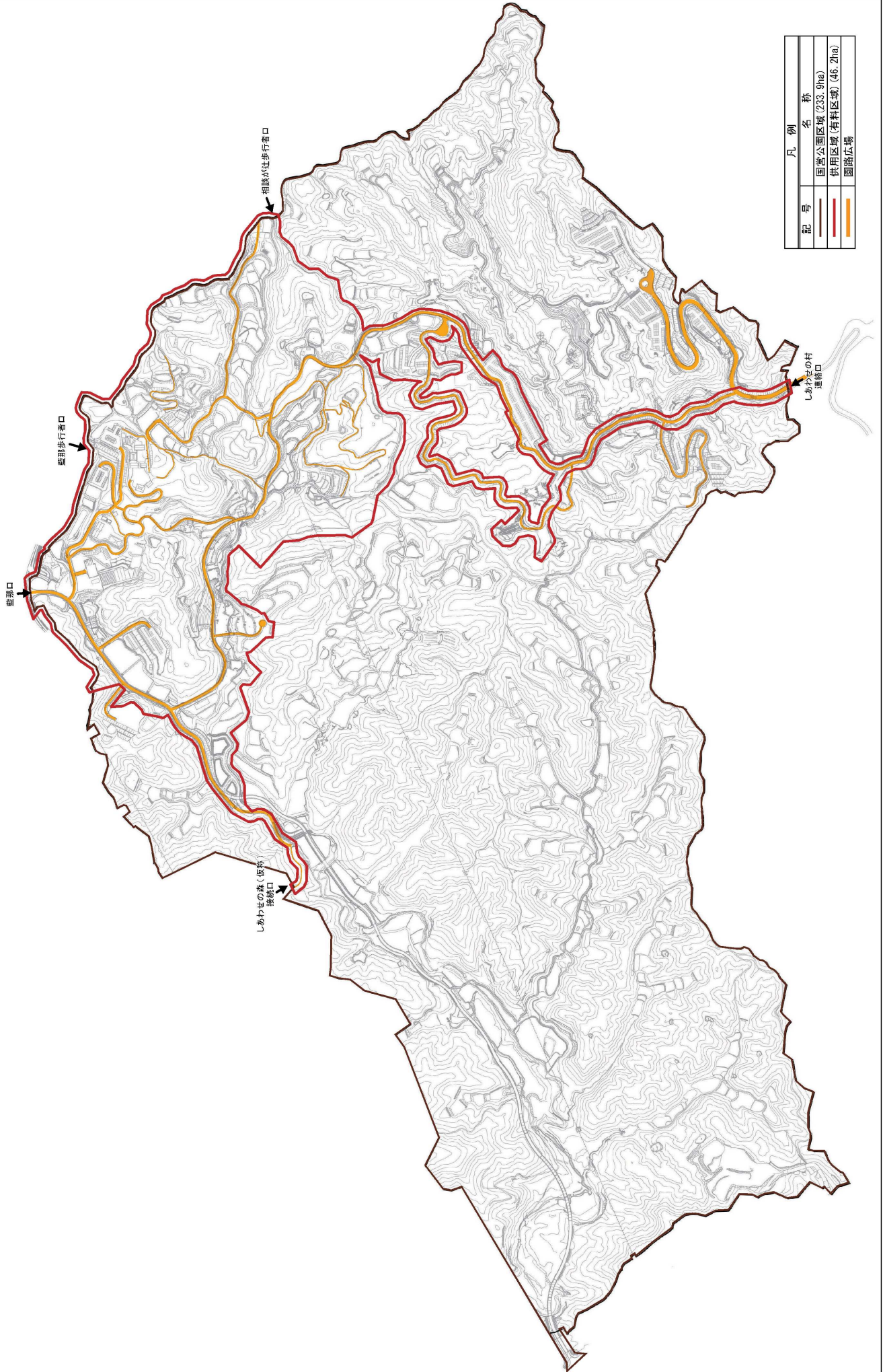
凡例

■ 計画区域

消防設備位置図 S=1:1200 (A0版)

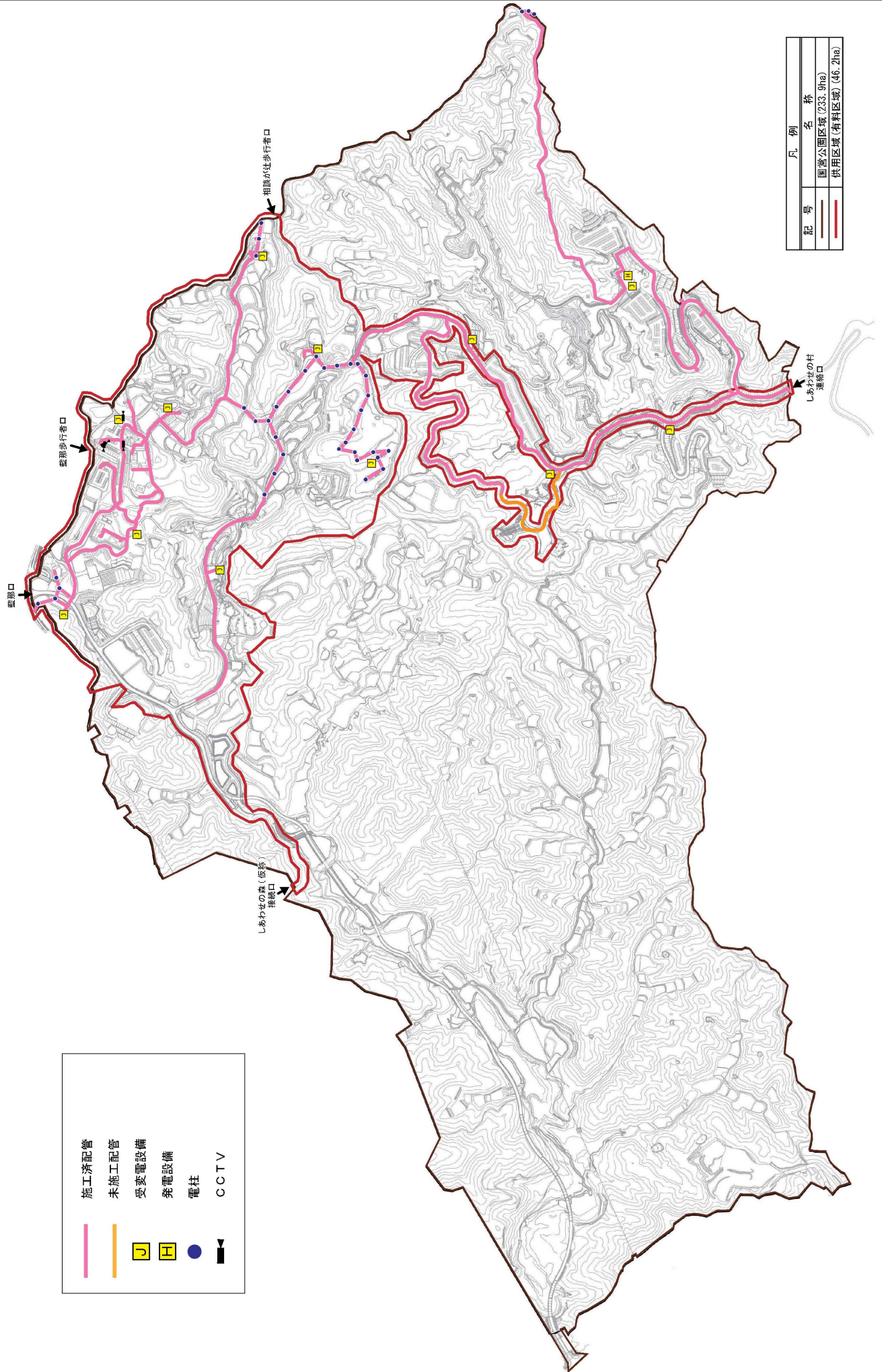






# 神戸地区 園路広場管理図





# 神戸地区 電気配線経路図

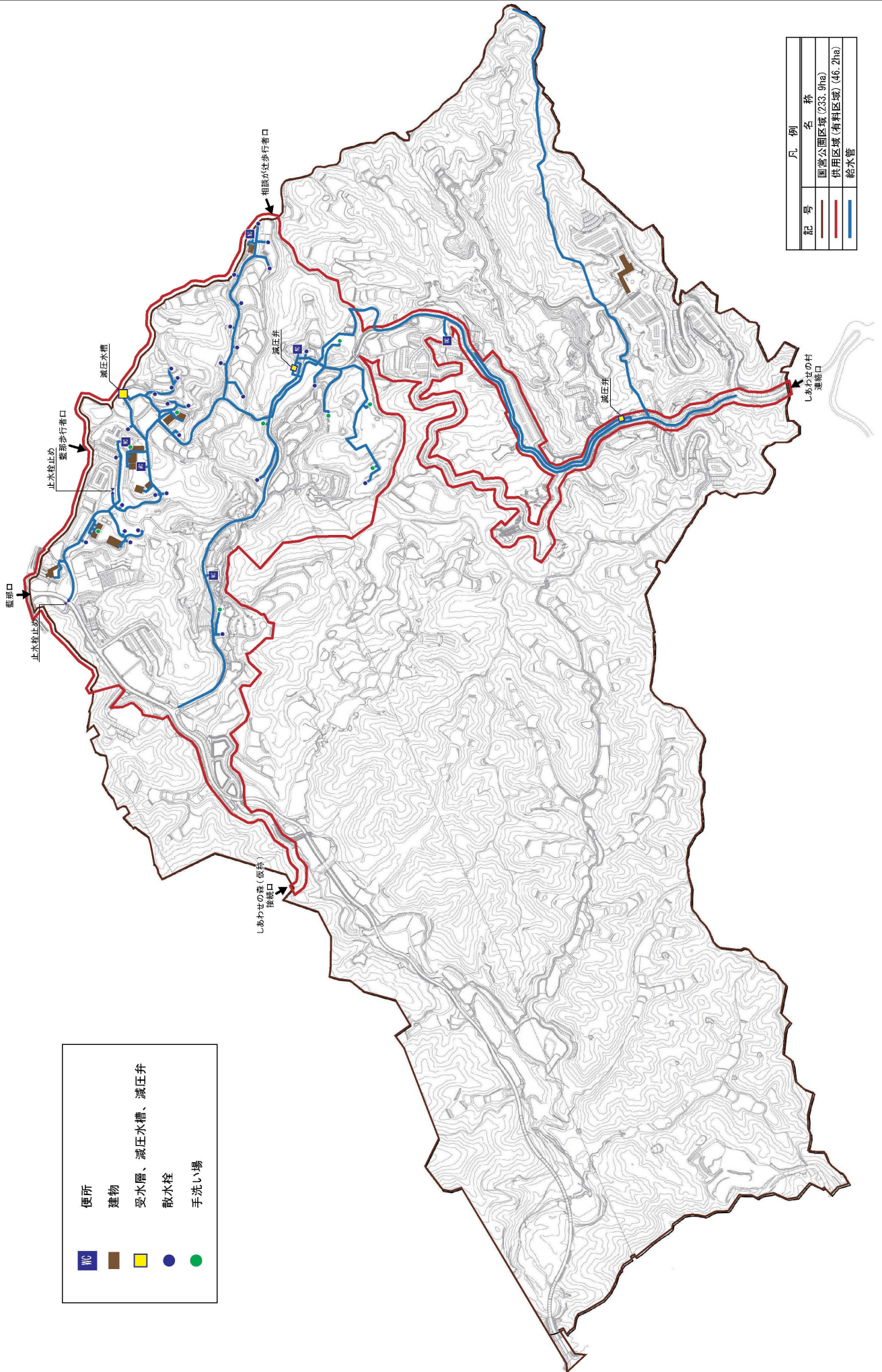







- 施工済配管
- 未施工配管
-  受変電設備
-  発電設備
-  電柱
-  CCTV




記号	凡 例 名 称
<span style="color: pink;">—</span>	国営公園区域 (233.9ha)
<span style="color: red;">—</span>	供用区域(有料区域) (46.2ha)

# 神戸地区 給水管路図

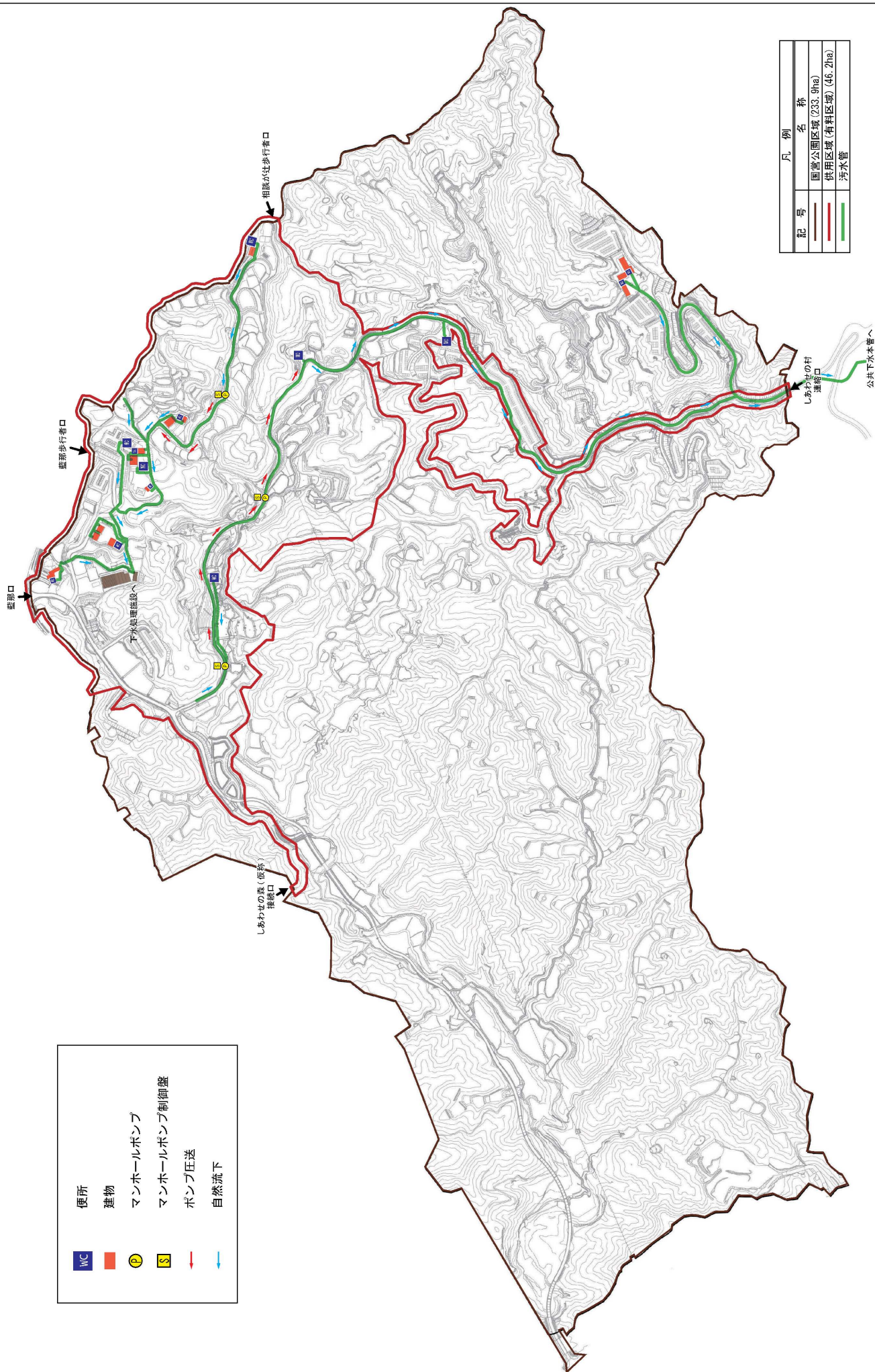

**国営明石海峡公園**  
 Akashi Kaikyo National Government Park



	便所
	建物
	受水層、減圧水槽、減圧弁
	散水栓
	手洗い場

記号	凡例名称
	国営公園区域 (233.9ha)
	併用区域(有料区域) (46.2ha)
	給水管

# 神戸地区 下水排水管路図



	便所
	建物
	マンホールポンプ
	マンホールポンプ制御盤
	ポンプ圧送
	自然流下

記号	凡 例 名 称
	国営公園区域 (233.9ha)
	併用区域(有料区域) (46.2ha)
	污水管

## 農業用水に関する基準等

## (4) 農業用水に関する基準等

## ア 農業用水の要望水質（水稻）（昭和45年（1970）農林省公害研究会）

「農業用水の要望水質(水稻)」は、農林水産省が昭和44年春から約1ヶ月間、汚濁物質別に「水稻」に被害を与えない限界濃度を検討し、学識経験者の意見も取り入れて、昭和45年3月に定めた基準で、法的拘束力はないが水稻の正常な生育のために望ましいかんがい用水の指標として利用されている。

項目	基準値
pH（水素イオン濃度）	6.0～7.5
COD（化学的酸素要求量）	6ppm以下
SS（浮遊物質）	100ppm以下
DO（溶存酸素）	5ppm以上
T-N（全窒素濃度）	1ppm以下
電気伝導度（EC）	0.3mS/cm以下
重金属	
As（砒素）	0.05ppm以下
Zn（亜鉛）	0.5ppm以下
Cu（銅）	0.02ppm以下

## イ 農業用水の汚濁程度別濃度分級（水稻用）（森川ら，1982）

(mg/L)

成分名	汚濁程度			
	0	1	2	3
全窒素	2以下	2～4	4～8	8以上
アンモニア態窒素	0.5以下	0.5～2	2～5	5以上
COD	7以下	7～10	10～17	17以上
全リン	0.2以下	0.2～0.5	0.5以上	
注) 汚濁程度0：農業用水として汚濁のない水質 汚濁程度1：農業用水として許容される水質 汚濁程度2：農業用水として適正な限界を超え対策が必要な水質 汚濁程度3：農業用水として著しく汚染され、対策を講じても被害を生じる水質				

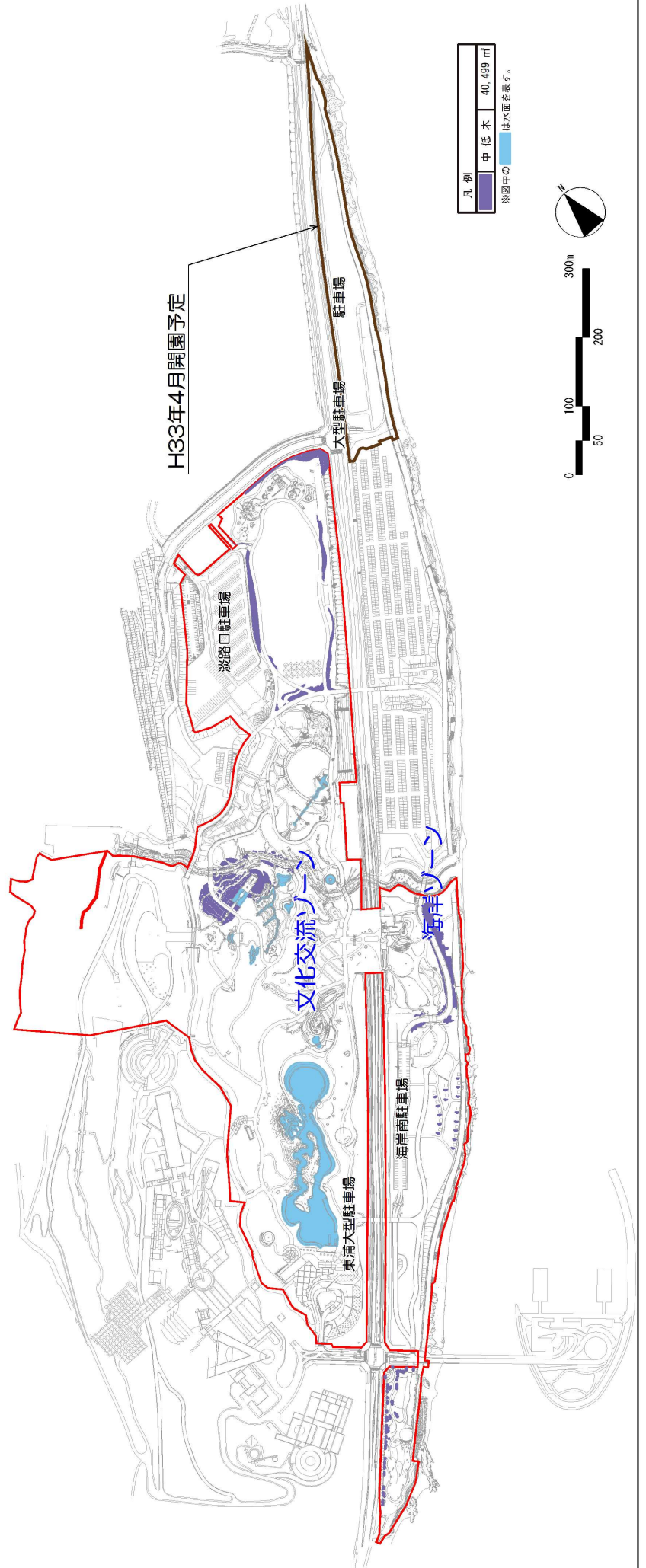
## ウ 施設栽培用かんがい水の塩類濃度に関する簡易水質診断（糟谷ら，1996）

EC (mS/cm)	RpH	判定	備考
～0.2		良	
0.2～0.4	8≧	可	塩類に起因する問題は生じない。
	8<	Na濃度チェック必要	特にRpHが8.5程度のもは、必ず、Na濃度をチェックする。Naが全カチオン（Na、K、Ca、Mg）に占める割合は、60%以下であることが望ましい。90%以上になると、作物によってはNaの過剰害が生じる可能性が高い。 なお、全カチオン濃度は、およそEC値(mS/cm)の10倍(me/L)と見て良い。
0.4～1.0		要水質検査	ECが0.4～1mS/cmのもは、Na、Cl等の有害成分をチェックし、それぞれ、70mg/L、100mg/L以上の場合、常時使用する水としては不適である。またK、NO <sub>3</sub> などの栄養成分の濃度を勘案して施肥量を調整する。
1.0～		不可	吸水障害、活着不良などの塩類障害、Na、Clによる害が生じるおそれがある。

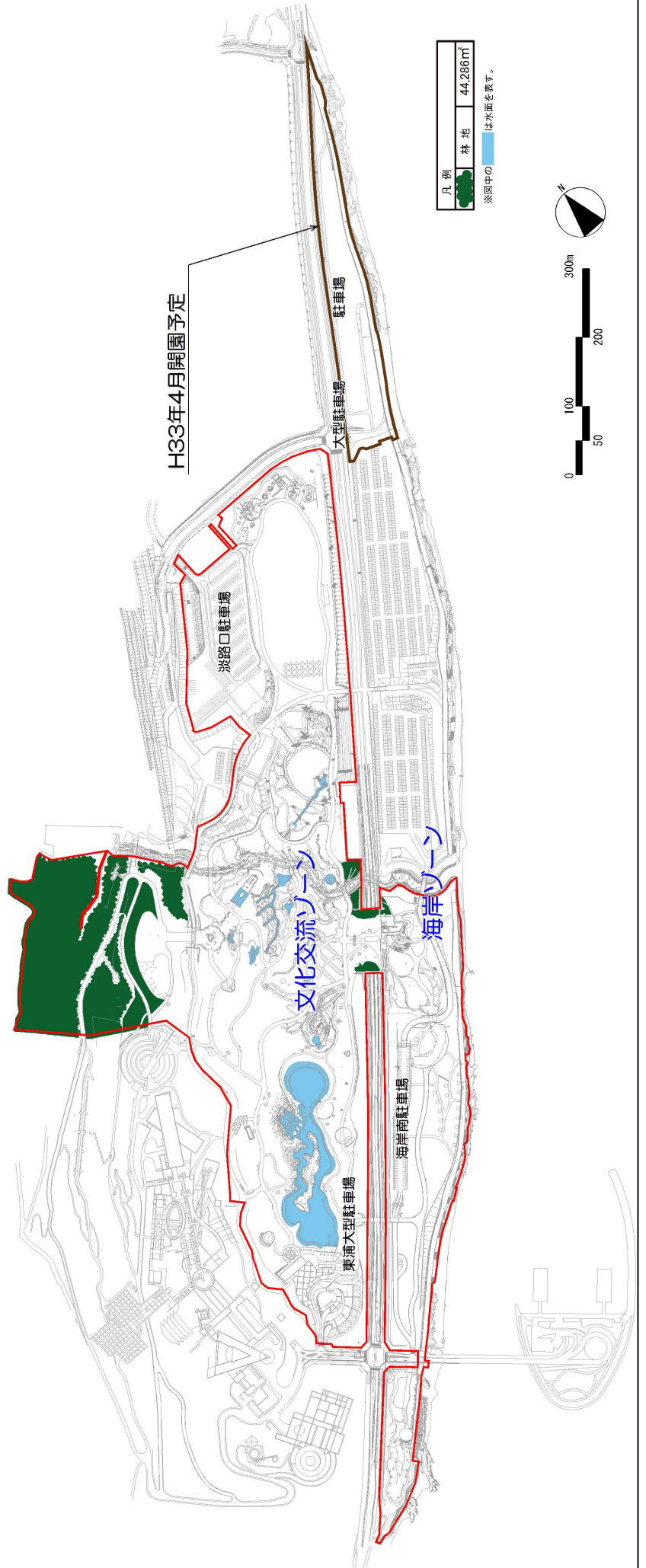
農林水産省「農作物の施肥基準」より

淡路地区 芝生管理区域図

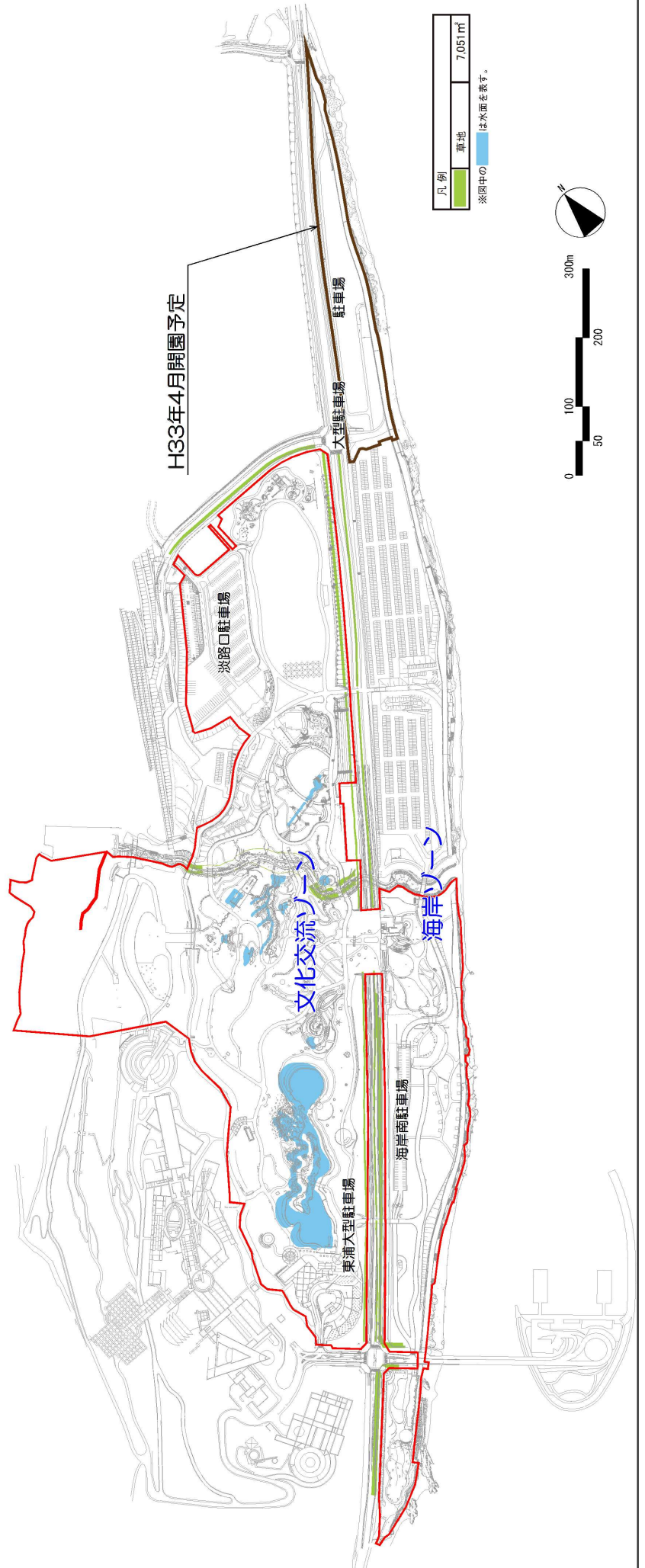


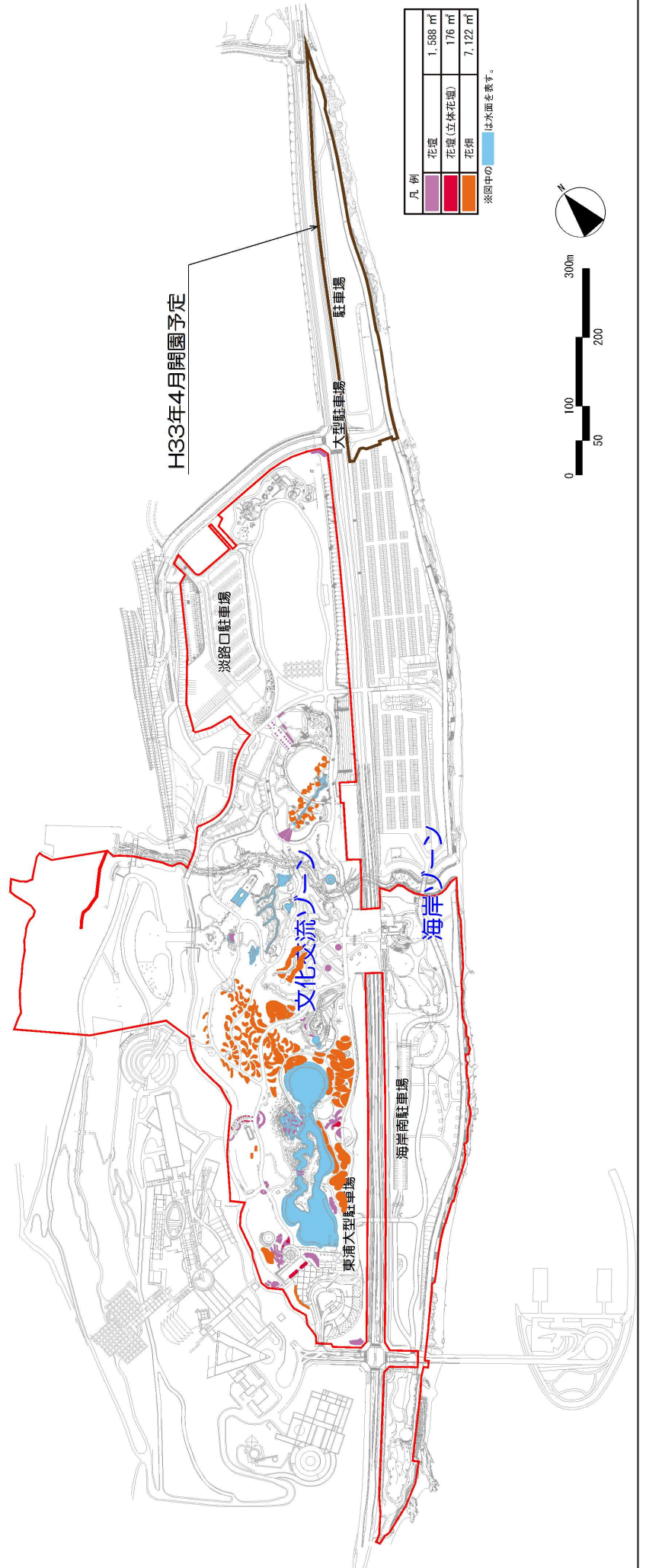






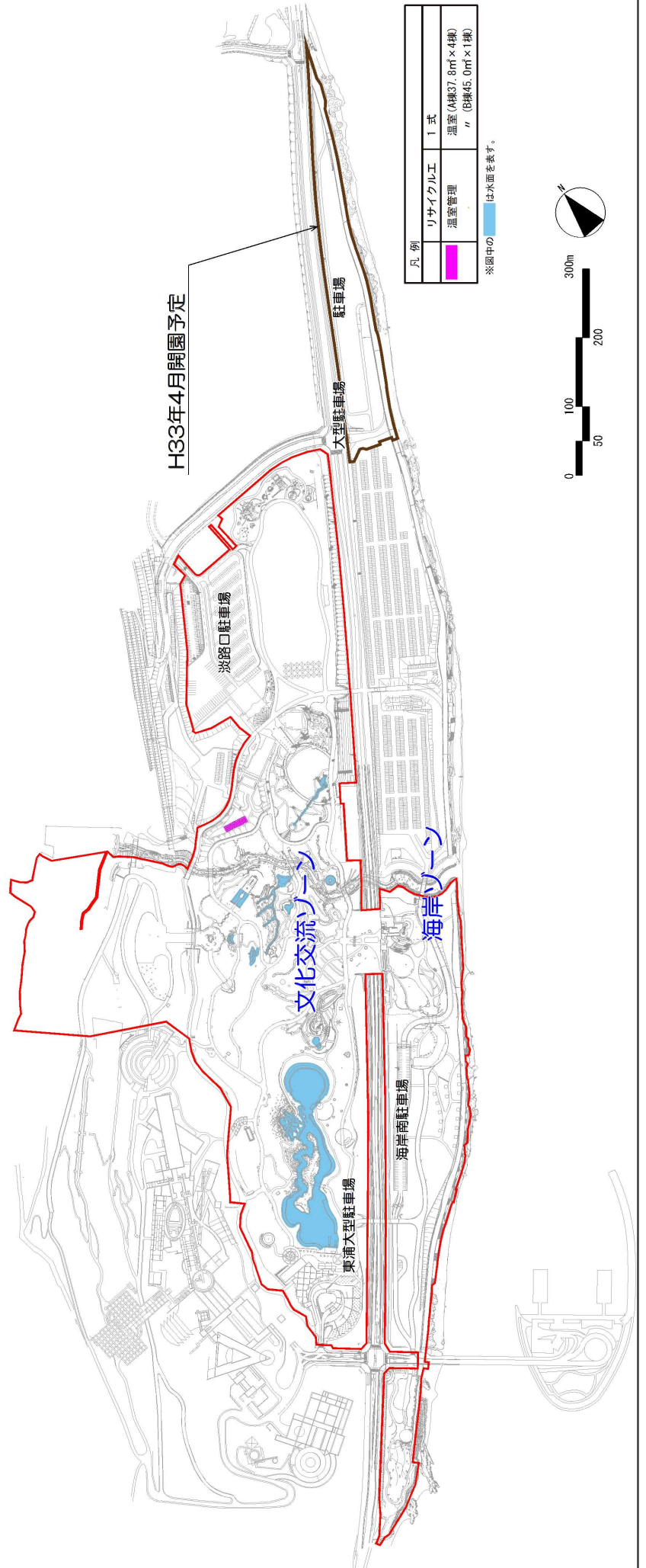




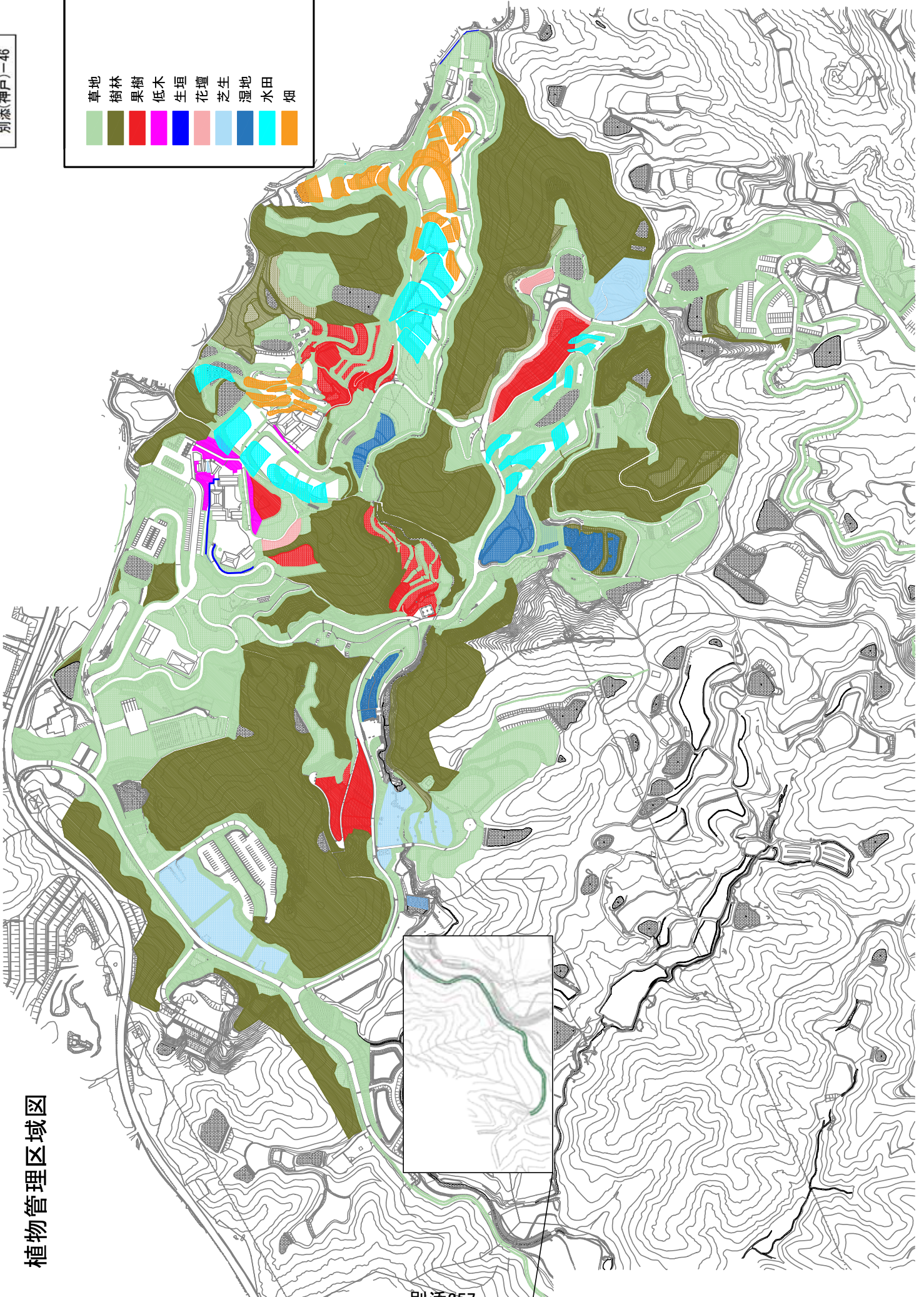


淡路地区草花管理区域図

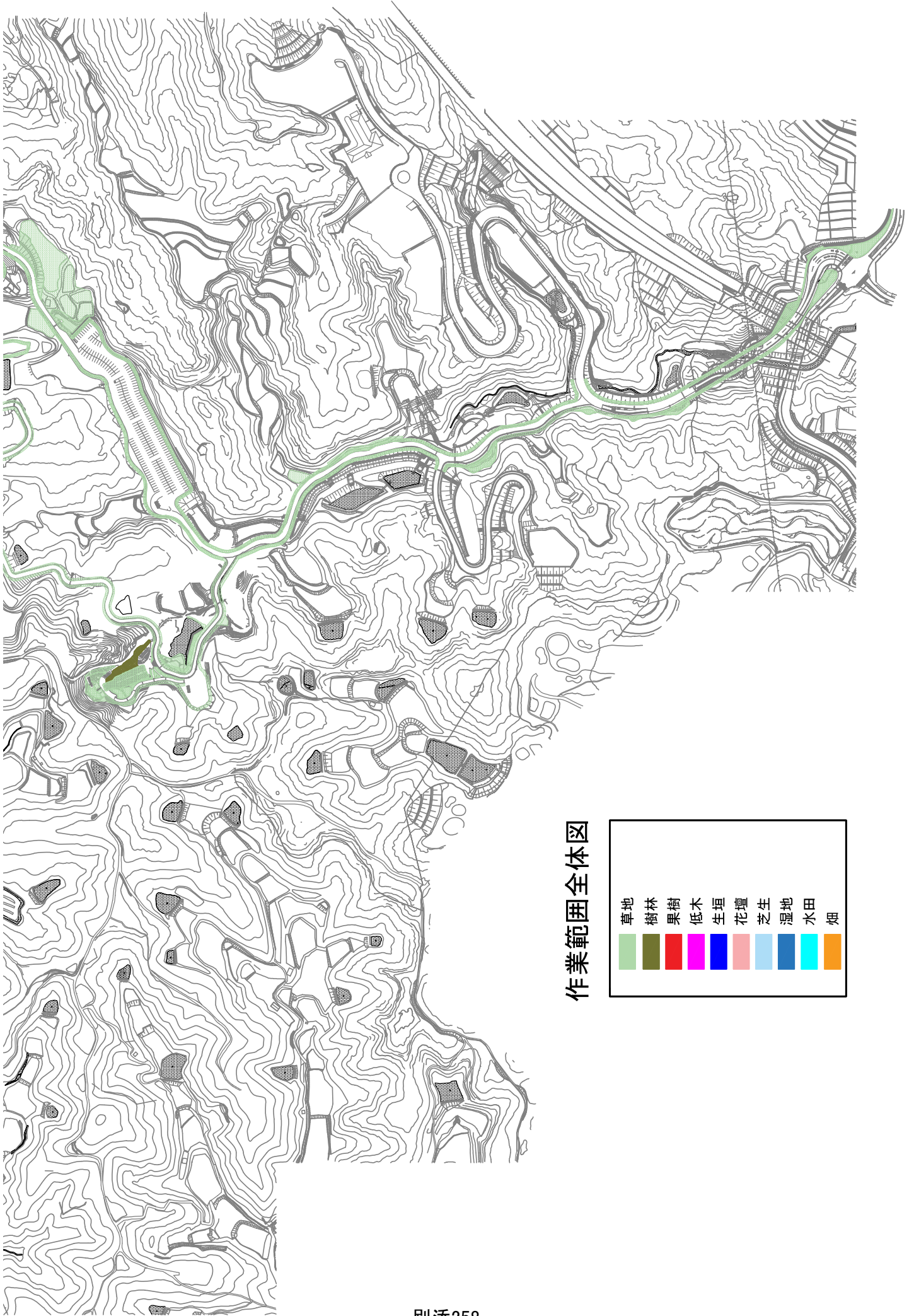




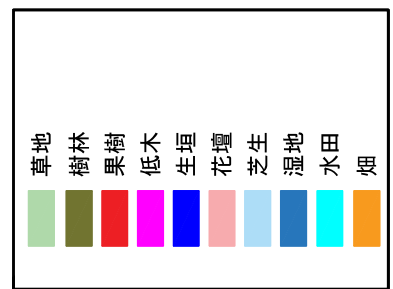
草地 樹林 果樹 低木 生垣 花壇 芝生 湿地 水田 畑



植物管理区域図



作業範圍全体図



■全体作業面積 (H30.10.22現在) 一回当たりの数量

A工区

草地刈込工 (頻度高)	21046	草地刈込工 (頻度低)	46092	林地草刈工 (頻度高)	1006	芝生刈込工	8425	中低木 剪定工	0	中低木除草工	0	果樹地除草工	3776	草花除草工	0	計	144651	ため池管理工	730

B工区

草地刈込工 (頻度高)	28785	草地刈込工 (頻度低)	23424	林地草刈工 (頻度高)	7933	芝生刈込工	0	中低木 剪定工	1877	中低木除草工	1877	果樹地除草工	8545	草花除草工	509	計	160760	ため池管理工	1058	
																			生理剪定工 (m)	206

C工区

草地刈込工 (頻度高)	24715	草地刈込工 (頻度低)	33136	林地草刈工 (頻度高)	804	芝生刈込工	2854	中低木 剪定工	0	中低木除草工	0	果樹地除草工	3794	草花除草工	1077	計	100943	ため池管理工	4086	
草地刈込工 (頻度高)計 (m)	74546	草地刈込工 (頻度低)計 (m)	102652	林地草刈工 (頻度高)計 (m)	9743	芝生刈 込工計 (m)	11279	中低木 剪定工計 (m)	1877	中低木 除草工計 (m)	1877	果樹地 除草工計 (m)	16115	草花除 草工計 (m)	1586	草刈総計 (m)	406354	ため池管理工 計 (m)	5874	
																			草刈総計+ため池管理工	412228

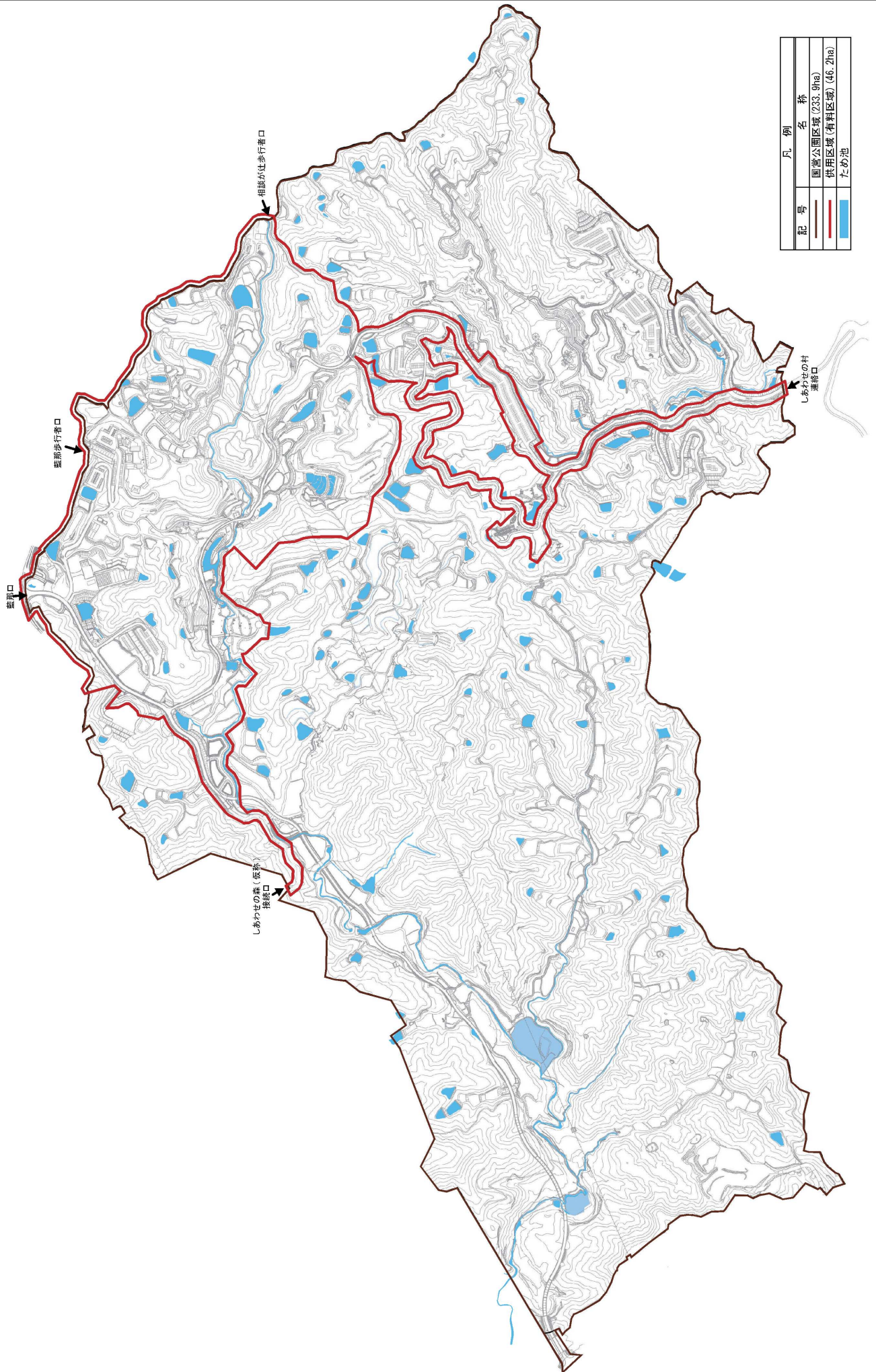
## 貴重種一覧

主に草地・林縁に分布する希少植物		
タチカモヅル	スズサイコ	オオヒキヨモギ
キキョウ	ヒメヨモギ	キクアザミ
ヤブレガサモドキ	ハバヤマボクチ	モロコシガヤ
ヒメミコシガヤ	カセンソウ	
湿地・ため池に分布する希少植物		
ヒメタヌキモ	マルバオモダカ	タコノアシ
ホッスガヤ	ホソバヘラオモダカ	
樹林に分布する希少植物		
キンラン	エビネ	ハリマサムシグサ
テイショウソウ	キヨスミウツボ	アリماغミ
哺乳類		
ニホンリス	ホンドギツネ	ホンドテン
ホンドタヌキ	ニホンイノシシ (ニホンジカ)	アナグマ
カヤネズミ	アカネズミ	
鳥類		
オオタカ	ハイタカ	ハチクマ
サシバ	オシドリ	カワセミ
アオゲラ	トラツグミ	ハヤブサ
ミサゴ		
両生類		
カスミサンショウウオ		
昆虫類		
クロシジミ	ウラギンシジミ	ナガサキアゲハ
オオムラサキ	オオルリボシヤンマ	ハネヒロエゾトンボ
ベニイトトンボ	ナニワトンボ	コオイムシ
シマゲンゴロウ	ミズスマシ	オオミズアオ
爬虫類		
ニホンイシガメ		
魚類		
カワバタモロコ	ミナミメダカ	ギンブナ



# 神戸地区 ため池位置図

国営明石海峡公園  
Akashi Kaikyo National Government Park

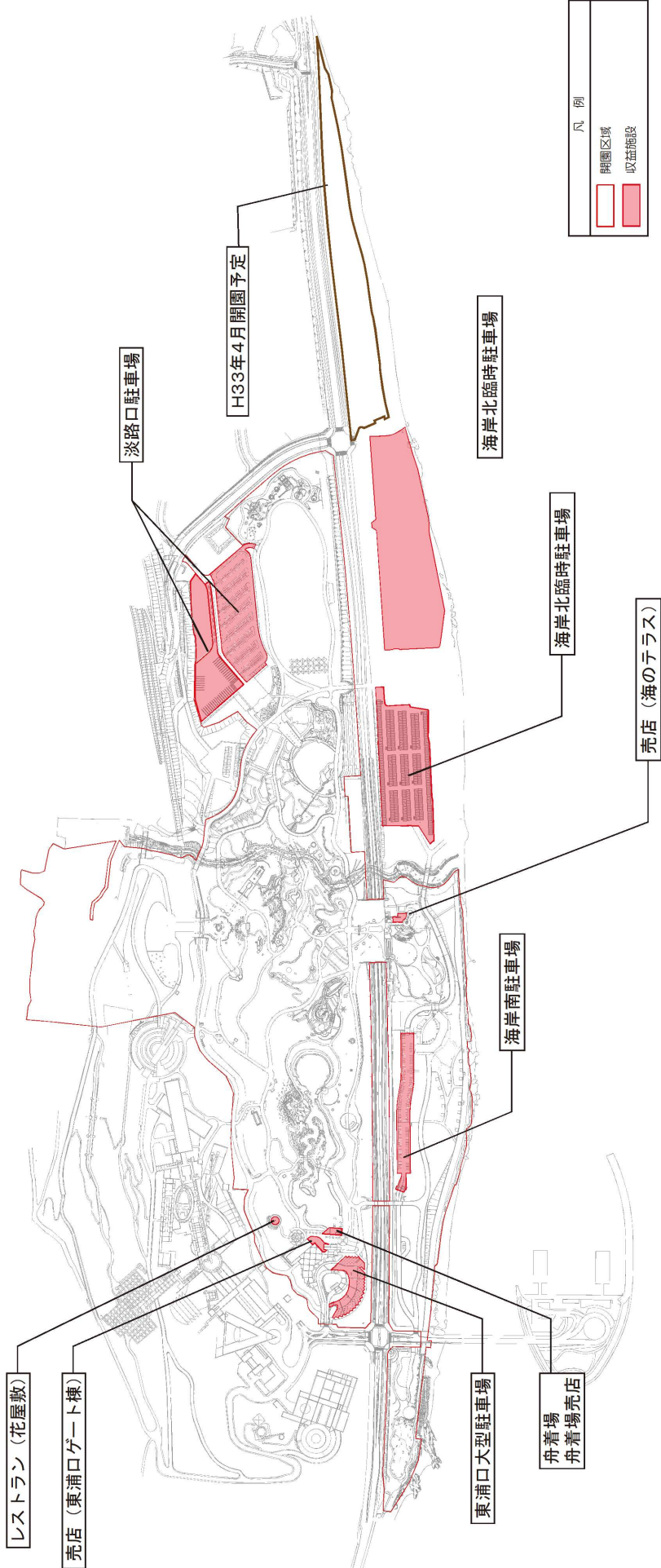


花修景の演出 花の年間計画表

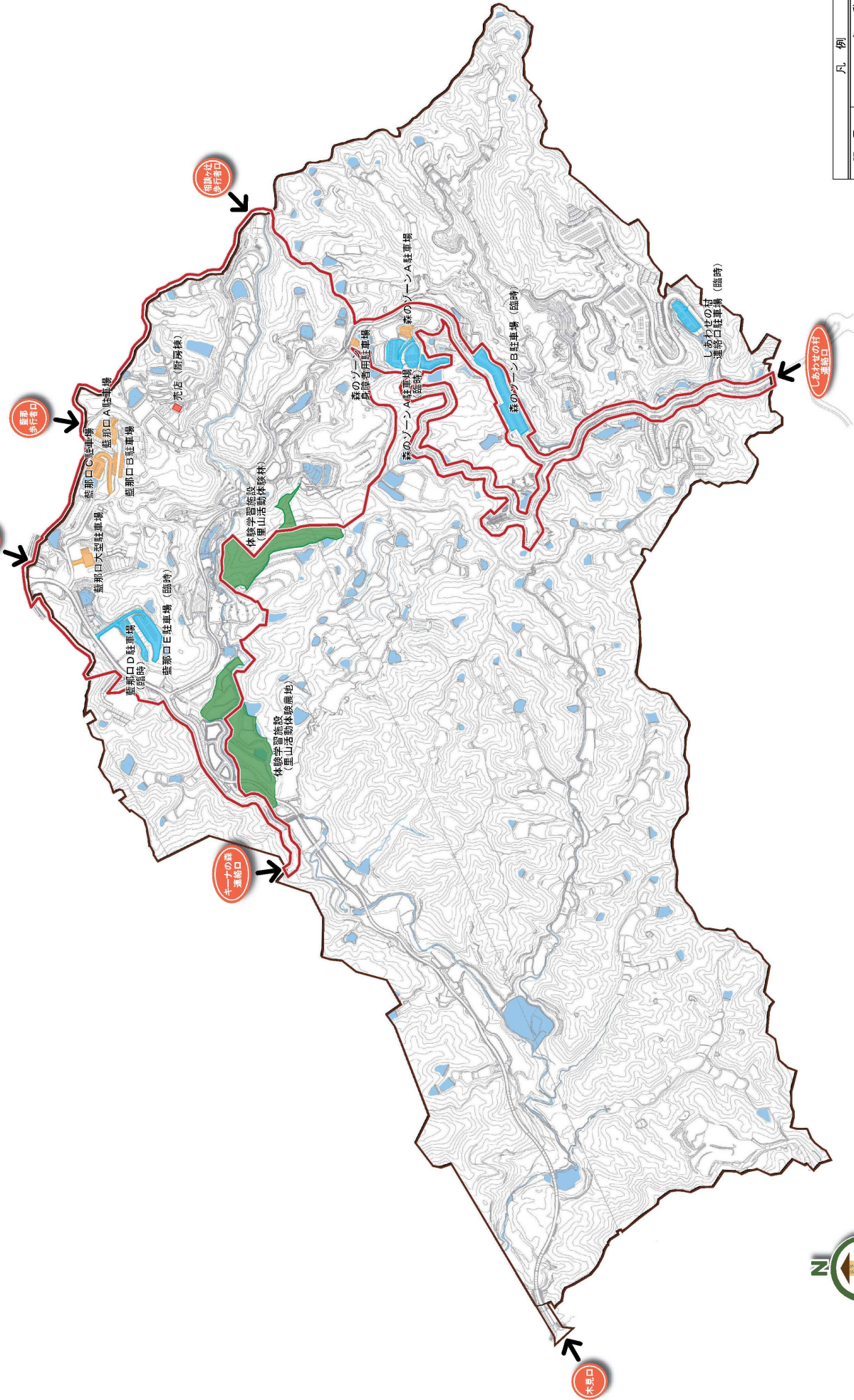
花修景の名称	エリア (重点修景区域)	区分	草花の名称	第1四半期(春)			第2四半期(夏)			第3四半期(秋)			第4四半期(冬)			摘要	
				4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
定番の花風景	ボプラの丘	花畑	チュウリップ・ムスカリ・アネモネ														
		花畑	ネモフィラ														
		花畑	ポーチュカ														
		花畑	アグラタム他														
		花畑	キハダコスモス														
		花畑	コスモス														
		花畑	チュウリップ・ムスカリ・アネモネ														
		花畑	ネモフィラ・ヤグルマギク														
		花畑	ヒマワリ														
		花畑	コスモス														
	大地の虹(南)	花畑	チュウリップ														
		花畑	シトールズビー														
		花畑	ヒマワリ														
		花畑	コスモス														
		花畑	リベンジストーンジー														
		花畑	インパチエンス														
		花畑	ダリア														
		花畑	ストック・ハボタン														
		草花	スイセン														
		草花	リコリス他														
大地の虹(北)	花畑	パンジー・ビオラ															
	花畑	パンタス、マリゴールド他															
	花畑	種族キリハナ															
	花畑	ストック・キンセンカ															
	花畑	チュウリップ・ムスカリ															
	花畑	アングロニア															
	草花	種族チュウリップ他															
	立体	ビオラ															
	立体	ペゴニア															
	立体	アキランサス															
大地の虹 花火島	花畑	パンタス、マリゴールド															
	立体	ビオラ															
	立体	ペゴニア															
	立体	アキランサス															
	花畑	サルビア、マリゴールド他															
	花畑	ビオラ															
	立体	ペゴニア															
	立体	コリウス															
	花畑	アングロニア、マリゴールド他															
	花畑	パンジー、ビオラ															
タコのお出迎え花壇	花畑	サルビア															
	花畑	チュウリップ															
	花畑	チルフィニア他															
	花畑	ダリア															
	草花	クリスマスローズ															
	草花	ユリ															
	花木	カワサクラ															
	花木	アサギ															
	花木	アサガサ他															
	花畑	ゴージャス															
夏の花による涼 の空間	草花	ハイビスカス、ホリホック															
	草花	アメリカワユウ、モミジアオイ															
	草花	エキキム															
	花畑	チュウリップ・スイセン															
	花畑	パンジー・マーガレット・キンギョウ他															
	花畑	ハイビスカス、フルンパコ															
	花畑	サンタンカ、チイラチニア他															
	花畑	ダリア															
	花畑	クリスマスツリー															
	花畑	アイスチュウリップ、華映草スイセン															
ゲート周辺等の 花修景	花畑	ストック他															
	花畑	ストック他															
	花畑	ストック他															
	花畑	ストック他															
	花畑	ストック他															
	花畑	ストック他															
	花畑	ストック他															
	花畑	ストック他															
	花畑	ストック他															
	花畑	ストック他															

球根植栽 1年草植栽 宿根草植栽 播種植栽 開花見頃

# 淡路地区 収益施設運営対象位置図



# 神戸地区収益施設設置位置図



記号	凡例	名称
—	—	国営公園区域 (233.9ha)
—	—	供用区域 (有料区域) (46.2ha)



「H28-31 国営明石海峡公園 運営維持管理業務」における情報セキュリティについて

(情報資産の取り扱い)

第1条 事業者は、情報資産（情報及び情報システム等）の機密性、完全性及び可用性を維持するよう、情報資産の取り扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 事業者は、業務に関して知り得た情報を他に漏らしてはならない。また、契約が終了し、又は解除されたときも同様とする。

(安全確保の措置)

第3条 事業者は、業務に関して取り扱う情報資産について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の情報資産の適正な管理のための必要な措置を講じなければならない。

(収集の制限)

第4条 事業者は、業務を処理するために情報を収集するときは、業務を処理するために必要な範囲内で適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第5条 事業者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た情報を、本契約の目的外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写または複製の禁止)

第6条 事業者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、業務を行うため発注者から提供を受けた情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(下請負の制限)

第7条 事業者は、発注者の承諾があるときを除き、業務について、第三者に委託してはならない。

(資料等の返還等)

第8条 事業者は、業務を行うため、発注者から提供を受け又は事業者自らが収集し、若しくは作成した情報が記録された資料等（電子媒体を含む）は、当該契約終了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡さなければならない。

(事故等の報告)

第9条 事業者は、第1条から第8条に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならない。

(体制の整備)

第10条 事業者は、情報セキュリティを確保するための体制を整備し、責任者や従事させる者の名簿及び連絡体系図を発注者に提出しなければならない。

(管理状況の調査)

第11条 発注者は、事業者が業務を行うに当たり、取り扱っている情報資産の管理の状況について、必要に応じて調査することができ、事業者はそれに協力しなければならない。

(契約解除及び損害賠償)

第12条 発注者は、事業者が本要領に違反しているとき、本契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

平成〇〇年〇月〇日

## 国営明石海峡公園 収益施設 〇年度収支状況

(単位:円)

科目	金額	備考
売上高(A)	0	
売上原価(B)	0	
人件費	0	
消耗品費	0	
燃料費	0	
印刷製本費	0	
光熱水費	0	
修繕費	0	
通信運搬費	0	
手数料	0	
保険料	0	
委託費	0	
賃借料	0	
負担金	0	
売上総利益(C=A-B)	0	
販売費及び一般管理費(D)	0	
営業利益(E=C-D)	0	

(注)

1. 本様式は当該収益施設における収支状況を把握することを目的としている。
2. 費用の仕分けについては、受託者の会計処理の方法に基づくものとする。

平成〇〇年〇月〇日

国営明石海峡公園 駐車場施設 〇年度収支状況

(単位:千円)

科目	金額	備考
売上高(A)		
売上原価(B)	0	
人件費		
消耗品費		
燃料費		
印刷製本費		
光熱水費		
修繕費		
通信運搬費		
手数料		
保険料		
委託費		
賃借料		
負担金		
売上総利益(C=A-B)	0	
販売費及び一般管理費(D)		
営業利益(E=C-D)	0	

(注)

1. 本様式は当該収益施設における収支状況を把握することを目的としている。
2. 費用の仕分けについては、受託者の会計処理の方法に基づくものとする。



平成〇〇年〇月〇日

国営明石海峡公園 自動販売機施設 〇年度収支状況

(単位:千円)

科目	金額	備考
売上高(A)		(7,766 × 15%が共同体収入)
売上原価(B)	0	
人件費		
消耗品費		
燃料費		
印刷製本費		
光熱水費		
修繕費		
通信運搬費		
手数料		
保険料		
委託費		
賃借料		
負担金		
売上総利益(C=A-B)	0	
販売費及び一般管理費(D)		
営業利益(E=C-D)	0	

(注)

1. 本様式は当該収益施設における収支状況を把握することを目的としている。
2. 費用の仕分けについては、受託者の会計処理の方法に基づくものとする。

平成〇〇年〇月〇日

国営明石海峡公園 園内移動施設 〇年度収支状況

(単位:千円)

科目	金額	備考
売上高(A)		
売上原価(B)	0	
人件費		
消耗品費		
燃料費		
印刷製本費		
光熱水費		
修繕費		
通信運搬費		
手数料		
保険料		
委託費		
賃借料		
負担金		
売上総利益(C=A-B)	0	
販売費及び一般管理費(D)		
営業利益(E=C-D)	0	

(注)

1. 本様式は当該収益施設における収支状況を把握することを目的としている。
2. 費用の仕分けについては、受託者の会計処理の方法に基づくものとする。

平成〇〇年〇月〇日

国営明石海峡公園 臨時出店等施設 〇年度収支状況

(単位:千円)

科目	金額	備考
売上高(A)		
売上原価(B)	0	
人件費		
消耗品費		
燃料費		
印刷製本費		
光熱水費		
修繕費		
通信運搬費		
手数料		
保険料		
委託費		
賃借料		
負担金		
売上総利益(C=A-B)	0	
販売費及び一般管理費(D)		
営業利益(E=C-D)	0	

(注)

1. 本様式は当該収益施設における収支状況を把握することを目的としている。
2. 費用の仕分けについては、受託者の会計処理の方法に基づくものとする。

平成〇〇年〇月〇日

国営明石海峡公園 飲食施設 〇年度収支状況

(単位:円)

科目	金額	備考
売上高(A)		
売上原価(B)	0	
人件費		
消耗品費		
燃料費		
印刷製本費		
光熱水費		
修繕費		
通信運搬費		
手数料		
保険料		
委託費		
賃借料		
負担金		
売上総利益(C=A-B)	0	
販売費及び一般管理費(D)		
営業利益(E=C-D)	0	

(注)

1. 本様式は当該収益施設における収支状況を把握することを目的としている。
2. 費用の仕分けについては、受託者の会計処理の方法に基づくものとする。

平成〇〇年〇月〇日

国営明石海峡公園 物販施設 〇年度収支状況

(単位:千円)

科目	金額	備考
売上高(A)		
売上原価(B)	0	
人件費		
消耗品費		
燃料費		
印刷製本費		
光熱水費		
修繕費		
通信運搬費		
手数料		
保険料		
委託費		
賃借料		
負担金		
売上総利益(C=A-B)	0	
販売費及び一般管理費(D)		
営業利益(E=C-D)	0	

(注)

1. 本様式は当該収益施設における収支状況を把握することを目的としている。
2. 費用の仕分けについては、受託者の会計処理の方法に基づくものとする。

平成〇〇年〇月〇日

国営明石海峡公園 船遊施設 ○年度収支状況

(単位:千円)

科目	金額	備考
売上高(A)		
売上原価(B)	0	
人件費		
消耗品費		
燃料費		
印刷製本費		
光熱水費		
修繕費		
通信運搬費		
手数料		
保険料		
委託費		
賃借料		
負担金		
売上総利益(C=A-B)	0	
販売費及び一般管理費(D)		
営業利益(E=C-D)	0	

(注)

1. 本様式は当該収益施設における収支状況を把握することを目的としている。
2. 費用の仕分けについては、受託者の会計処理の方法に基づくものとする。

平成〇〇年〇月〇日

再委託先

国営明石海峡公園 収益施設施設 〇年度収支状況

(単位:千円)

科目	金額	備考
売上高(A)	0	
売上原価(B)	0	
使用料	0	
仕入れ代(額)	0	
人件費	0	
通信運搬費	0	
水道光熱費	0	
備品費	0	
消耗品費	0	
委託費	0	
その他	0	
売上総利益(C=A-B)	0	
販売費及び一般管理費(D)	0	
営業利益(E=C-D)	0	

(注)

1. 本様式は当該収益施設における収支状況を把握することを目的としている。
2. 費用の仕分けについては、受託者の会計処理の方法に基づくものとする。

平成〇〇年〇月〇日

再委託先

国営明石海峡公園 飲食施設施設 ○年度収支状況

(単位:千円)

科 目	金 額	備 考
売上高(A)		
売上原価(B)	0	
使用料		
仕入れ代(額)		
人件費		
通信運搬費		
水道光熱費		
備品費		
消耗品費		
委託費		
その他		
売上総利益(C=A-B)	0	
販売費及び一般管理費(D)		
営業利益(E=C-D)	0	

(注)

1. 本様式は当該収益施設における収支状況を把握することを目的としている。
2. 費用の仕分けについては、受託者の会計処理の方法に基づくものとする。



平成〇〇年〇月〇日

再委託先

国営明石海峡公園 物販施設 〇年度収支状況

(単位:千円)

科目	金額	備考
売上高(A)		
売上原価(B)	0	
使用料		
仕入れ代(額)		
人件費		
通信運搬費		
水道光熱費		
備品費		
消耗品費		
委託費		
その他		
売上総利益(C=A-B)	0	
販売費及び一般管理費(D)		
営業利益(E=C-D)	0	

(注)

1. 本様式は当該収益施設における収支状況を把握することを目的としている。
2. 費用の仕分けについては、受託者の会計処理の方法に基づくものとする。

平成〇〇年〇月〇日

再委託先

国営明石海峡公園 船遊施設 ○年度収支状況

(単位:千円)

科目	金額	備考
売上高(A)		
売上原価(B)	0	
使用料		
仕入れ代(額)		
人件費		
通信運搬費		
水道光熱費		
備品費		
消耗品費		
委託費		
その他		
売上総利益(C=A-B)	0	
販売費及び一般管理費(D)		
営業利益(E=C-D)	0	

(注)

1. 本様式は当該収益施設における収支状況を把握することを目的としている。
2. 費用の仕分けについては、受託者の会計処理の方法に基づくものとする。

平成〇〇年〇月〇日

再委託先

国営明石海峡公園 自動販売機施設 〇年度収支状況

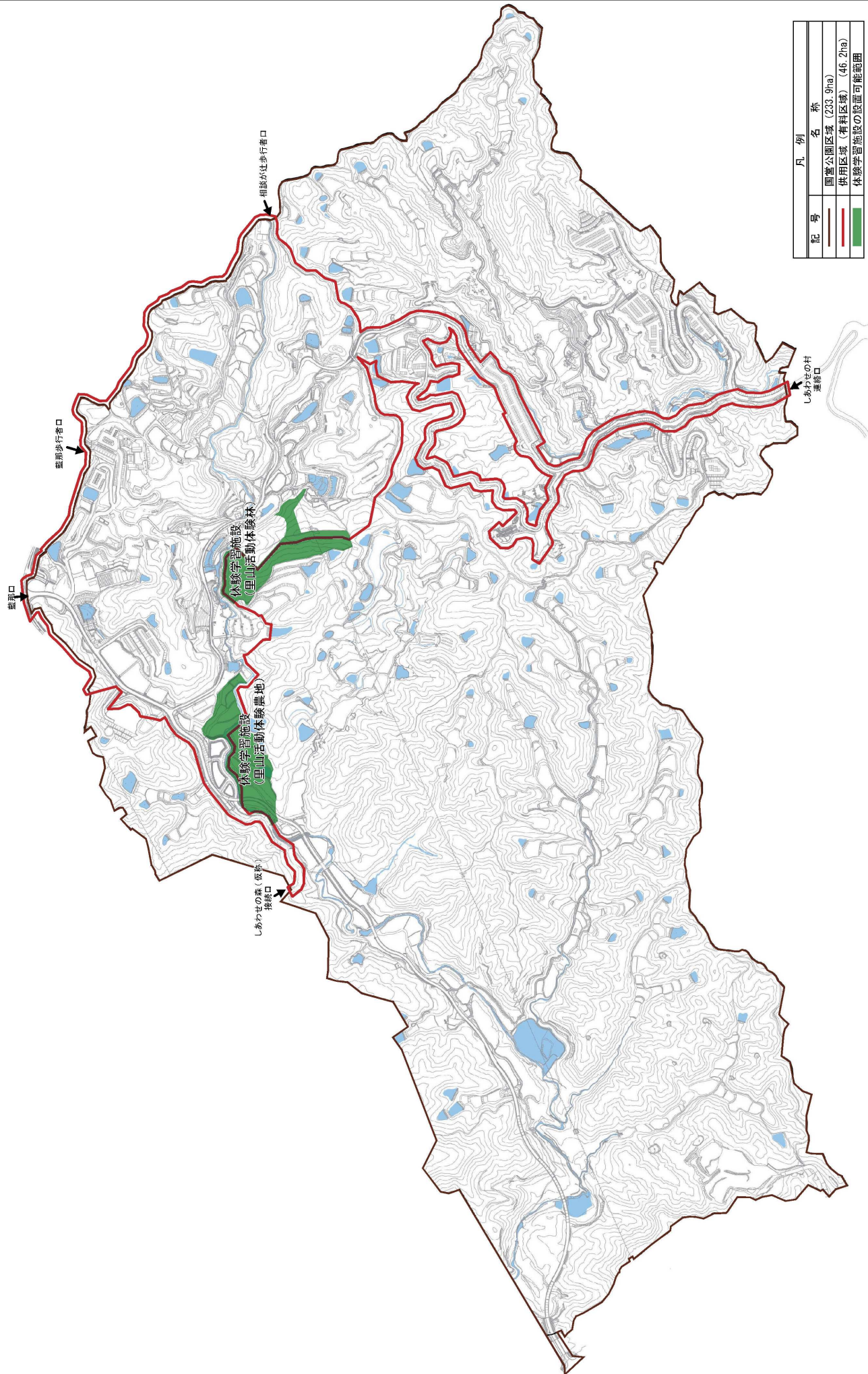
(単位:千円)




科目	金額	備考
売上高(A)		
売上原価(B)	0	
使用料		
仕入れ代(額)		
人件費		
通信運搬費		
水道光熱費		
備品費		
消耗品費		
委託費		
その他		
売上総利益(C=A-B)	0	
販売費及び一般管理費(D)		
営業利益(E=C-D)	0	

(注)

1. 本様式は当該収益施設における収支状況を把握することを目的としている。
2. 費用の仕分けについては、受託者の会計処理の方法に基づくものとする。

# 神戸地区 体験学習施設の設置可能範囲



記号	凡例	名称
		国営公園区域 (233.9ha)
		供用区域 (有料区域) (46.2ha)
		体験学習施設の設置可能範囲

個人情報の保護に関する規程(案)

国営明石海峡公園

○国営明石海峡公園の運営維持管理業務を受託する事業者の個人情報の保護に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、国営明石海峡公園の運営維持管理業務を受託する事業者(以下「事業者」という。)が保有する個人情報の適正な取扱いの確保に関する基本的事項を定めることにより、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。
- (2) 個人情報データベース等とは、個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。
  - ア 特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
  - イ アに掲げるもののほか、個人情報を一定の規則に従って整理することにより特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものであつて、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するもの
- (3) 個人データとは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。
- (4) 保有個人データとは、事業者が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであつて、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして次に定めるもの又は6月以内に消去することとなるもの以外のものをいう。
  - ア 当該個人データの存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの
  - イ 当該個人データの存否が明らかになることにより、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの
  - ウ 当該個人データの存否が明らかになることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの
  - エ 当該個人データの存否が明らかになることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがあるもの
- (5) 本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

(利用目的の特定)

第3条 事業者は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定するものとする。

2 事業者は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(利用目的による制限)

第4条 事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

2 事業者は、合併その他の事由により他の者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を絶えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。

3 前2項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(適正な取得)

第5条 事業者は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

(取得に際しての利用目的の通知等)

第6条 事業者は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表するものとする。

2 事業者は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。）に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示するものとする。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。

3 事業者は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表するものとする。

4 前3項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

- (1) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (2) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより事業者の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
- (3) 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

(データ内容の正確性の確保)

第7条 事業者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めるものとする。

(安全管理措置)

第8条 事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じるものとする。

(従業員の監督)

第9条 事業者は、その従業者に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。

(委託先の監督)

第10条 事業者は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。

(第三者提供の制限)

第11条 事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を待たずに、個人データを第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行す



ることに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

2 事業者は、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。

- (1) 第三者への提供を利用目的とすること。
- (2) 第三者に提供される個人データの項目。
- (3) 第三者への提供の手段又は方法。
- (4) 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。

3 事業者は、前項第2号又は第3号に掲げる事項を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くものとする。

4 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前3項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

- (1) 利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合
- (2) 合併その他の事由による事実の承継に伴って個人データが提供される場合
- (3) 個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。

5 事業者は、前項第3号に規定する利用する者の利用目的又は個人データの管理について責任を有する者の氏名若しくは名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くものとする。

(特に慎重な取扱いを要する個人情報)

第12条 事業者は、次に掲げる個人情報については、個人の権利利益を侵害することのないよう特に慎重に取り扱うものとする。

- (1) 思想、信教及び信条に関する個人情報
- (2) 病歴その他個人の特質を規定する身体に関する個人情報
- (3) 犯罪歴その他社会的差別の原因となるおそれのある個人情報

(保有個人データに関する事項の公表等)

第13条 事業者は、保有個人データに関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状

態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置くものとする。

- (1) 当該個人情報取扱事業者の氏名又は名称
  - (2) すべての保有個人データの利用目的（第6条第4項第1号から第3号までに該当する場合を除く。）
  - (3) 次項、次条第1項、第15条第1項又は第16条第1項若しくは第2項の規定による求めに応じる手続及び第19条の規定に基づき定めた費用
  - (4) 事業者が行う保有個人データの取扱いに関する苦情の申出先
- 2 事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
- (1) 前項の規定により当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかな場合
  - (2) 第6条第4項第1号から第3号までに該当する場合
- 3 事業者は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。

（開示）

- 第14条 事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示（当該本人が識別される保有個人データが存在しないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。）を求められたときは、本人に対し、別に定める方法により、遅滞なく、当該保有個人データを開示するものとする。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。
- (1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合。
  - (2) 事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合。
  - (3) 法令に違反することとなる場合。
- 2 事業者は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの全部又は一部について開示しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。
- 3 他の法令の規定により、本人に対し第1項本文に規定する方法に相当する方法により当該本人が識別される保有個人データの全部又は一部を開示することとされている場合には、当該全部又は一部の保有個人データについては、同項の規定は、適用しない。

（訂正等）

- 第15条 事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないという理由によって当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除（以下「訂正等」という。）を求められた場合には、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行うものとする。

- 2 事業者は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を通知するものとする。

（利用停止等）

第16条 事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第4条の規定に違反して取り扱われているという理由又は第5条の規定に違反して取得されたものであるという理由によって、当該保有個人データの利用の停止又は消去（以下「利用停止等」という。）を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行うものとする。ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

- 2 事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第11条第1項の規定に違反して第三者に提供されているという理由によって、当該保有個人データの第三者への提供の停止を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止するものとする。ただし、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

- 3 事業者は、第1項の規定に基づき求められた保有個人データの全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき、又は前項の規定に基づき求められた保有個人データの全部若しくは一部について第三者への提供を停止したとき若しくは第三者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。

（理由の説明）

第17条 事業者は、第13条第2項、第14条第2項、第15条第2項又は前条第3項の規定により、本人から求められた措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合は、本人に対し、その理由を説明するよう努めるものとする。

（開示等の求めに応じる手続）

第18条 事業者は、第13条第2項、第14条第1項、第15条第1項又は第16条第1項若しくは第2項の規定による求め（以下「開示等の求め」という。）を受け付ける方法は、別に定める。

2 事業者は、本人に対し、開示等の求めに関し、その対象となる保有個人データを特定するに足りる事項の提示を求めることができる。この場合において、事業者は、本人が容易かつ的確に開示等の求めをすることができるよう、当該保有個人データの特定に資する情報の提供その他本人の利便を考慮した適切な措置をとるものとする。

(通知等に要する費用)

第19条 第13条第2項の規定による利用目的の通知又は第14条第1項の規定による開示の実施に関する必要な費用は、別に定める。

(苦情の処理)

第20条 事業者は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

2 事業者は、前項の目的を達成するために必要な体制の整備に努めるものとする。

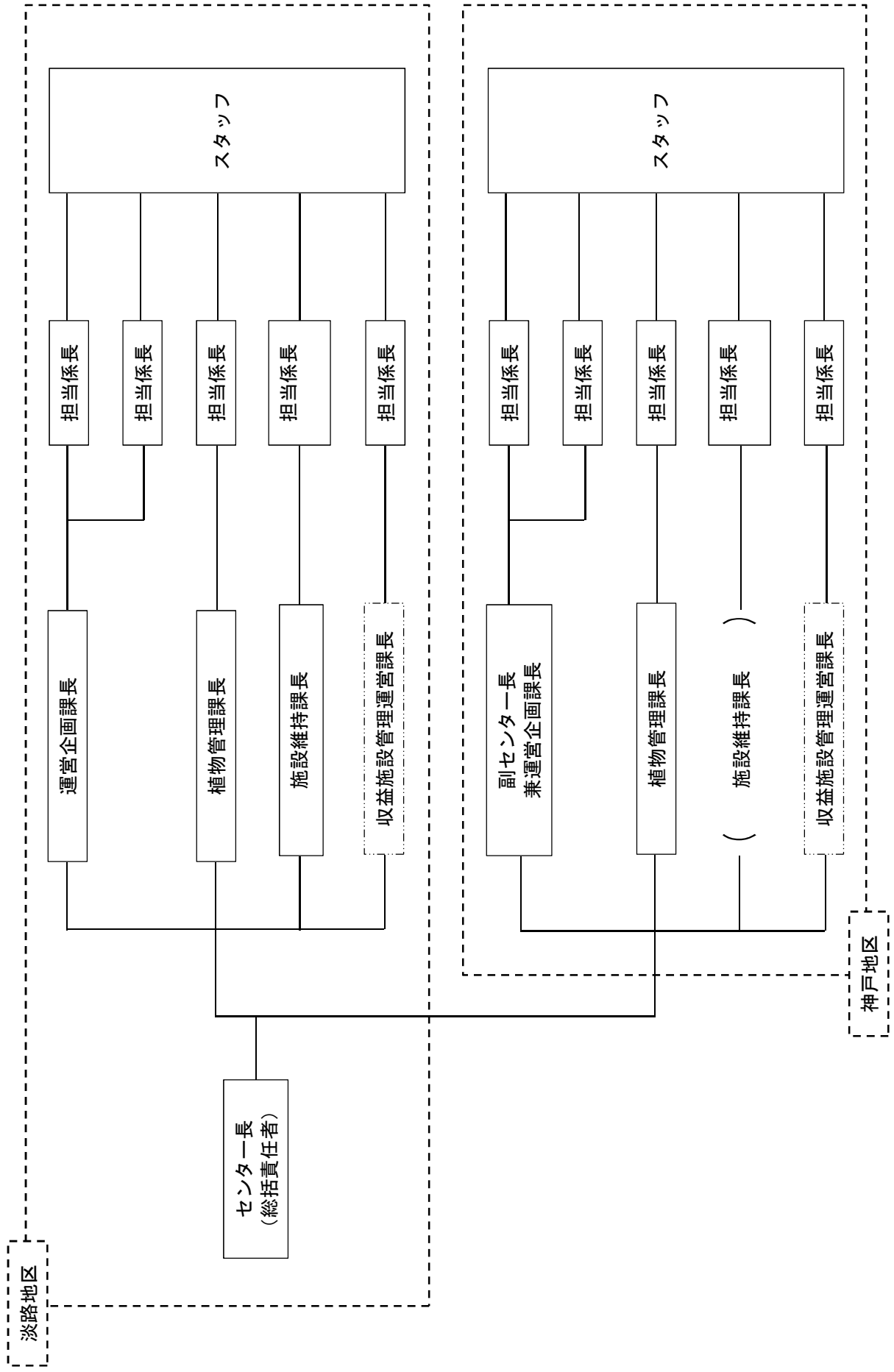
(その他)

第21条 この規程の実施に必要な事項は、別に定める。

附則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

公園管理組織図



## ホームページ作成・運用マニュアル(案)

国営明石海峡公園

## はじめに

国土交通省では、国民への情報公開とコミュニケーション型国土行政の実現というコンセプトに基づいて業務を遂行していきませんが、国営明石海峡公園用ホームページ(以下、本資料では「ホームページ」と呼ぶ)についてもそれに沿うよう、誰でもが見やすく、分かりやすく、利用しやすいものにすることが重要であると考えます。

当マニュアルはW3C (World Wide Web Consortium)にて規定されているHTMLの標準規格を基礎として、国民向けに誰でもが見やすく、分かりやすく、利用しやすいものにするといったホームページのコンセプトに沿うよう作成上のルールおよび基本的な考え方を示したものです。

今後、ホームページのコンテンツを作成・更新される場合には、当マニュアルに準拠されますようお願いいたします。

なお、当マニュアルは基本的な考え方のみを記したものであり、作成・運営にあたり不明点や疑問点が発生した場合には、必ず調査職員等に相談し指示を受けてください。

## 目 次

- I 一般公開用Web環境
- II 運用の流れ(コンテンツ登録方式)
- III ホームページ作成ルール

### 1. コンテンツの企画～作成・更新準備

作成・更新したいコンテンツの素材(文字原稿、写真、イラスト、図、音声など)を準備し、概略のページ構成およびメニューの配置を決める。

- 1. 1 一般公開用WEBサーバの環境
- 1. 2 素材の収集・整理
- 1. 3 著作権の不可侵
- 1. 4 更新元データ
- 1. 5 国民との双方向性の実現を検討

### 2. コンテンツの作成

ホームページコンテンツの作成に際しては、この章(「ホームページ作成ルール」)に準拠し、収集した素材を元にページを作成する。

- 2. 1 ホームページ作成に関する参考書
- 2. 2 ファイル名、フォルダ名の制限
- 2. 3 コンテンツの格納(フォルダ構成)
- 2. 4 フォルダ構成
- 2. 5 画面サイズ
- 2. 6 1ページの総データ量
- 2. 7 ページタイトルの記
- 2. 8 文字コードの種類の記事
- 2. 9 画像の「alt」属性の記事
- 2. 10 機種依存文字の使用禁止
- 2. 11 「リンク集」を作成する際の記事
- 2. 12 関連情報WEBサイトへのリンク
- 2. 13 本局トップページへのリンク
- 2. 14 カテゴリのトップページへのリンク
- 2. 15 元のページへ戻るリンクの記事
- 2. 16 リンク先ページ内容の表示
- 2. 17 本局サーバ内での相互リンク
- 2. 18 プラグインソフトが必要なコンテンツ
- 2. 19 データ量が大きなファイルの掲載
- 2. 20 電子メールの送信先
- 2. 21 CGIの使用について
- 2. 22 Javaアプレット、ActiveXについて
- 2. 23 旧型ブラウザへの配慮
- 2. 24 サイトマップの作成



## 2. 25 サイトセンサスの導入・実装方法について

### 3. 試験用環境へのコンテンツの登録

定められた方法に従って作成したコンテンツを、動作確認用WEBサーバ(試験用環境)に登録する。

- 3. 1 コンテンツの登録方法
- 3. 2 ウイルス対策
- 3. 3 不要なファイルの処理

### 4. 試験用環境での動作確認

試験用環境に接続し、作成・更新したコンテンツの動作確認を行う。

- 4. 1 試験環境での動作テスト

### 5. 本番環境へのコンテンツの登録依頼

登録を行うファイルの情報を記載したコンテンツの登録届出書を提出する。

- 5. 1 コンテンツの登録届出書を提出

### 6. 本番環境での動作確認

一般公開用WEBサーバ(本番環境)に接続し、作成・更新したコンテンツの動作確認を行う。

- 6. 1 本番環境での動作テスト

## **I 一般公開用Web環境**

本局電算室内に設置される、一般公開用Webサーバの本番環境及び試験環境を以下に示します。

### **1. 一般公開用Webサーバの環境(本番環境)**

近畿地方整備局内に存在する、一般国民向にインターネットを介し国土交通省近畿地方整備局のホームページに接続に来る環境として提供されます。

⇒URLアドレスは、問合わせてください。

### **2. 一般公開用Webサーバの試験環境**

本番環境と同一のネットワーク内に存在し試験(事前検証)環境として提供されます。

⇒URLアドレスは、問合わせてください。

## II 運用の流れ(コンテンツ登録方式)

ホームページコンテンツの登録・更新を行う際に必要な運用の流れを、紹介いたします。

1. コンテンツの作成  
コンテンツ形式にてホームページの追加・更新を行う場合に内容の検討および素材収集作業を実施する。
2. コンテンツの作成・修正  
ホームページコンテンツの作成・修正を実施する。
3. 試験環境への登録  
コンテンツを一旦、ホームページ試験環境に登録する。登録の際はCS管理システム(KISS)上のホームページ管理システムを利用しファイル転送を行う。  
⇒詳細な操作方法は問い合わせてください
4. 掲載内容確認(試験環境)  
掲載したコンテンツ(試験環境)の内容を、ブラウザ上より確認する。
5. 本番環境への登録  
情報通信技術課に対して、コンテンツを試験環境から本番環境へ移行依頼を実施する。
6. 掲載内容確認(本番環境)  
掲載したコンテンツ(本番環境)の内容を、ブラウザ上より確認する。

### Ⅲ ホームページ作成ルール

#### 1. コンテンツの企画～作成・更新準備

##### 1. 1 一般公開用WEBサーバの環境

⇒時期により変更されますので、問い合わせてください。

##### 1. 2 素材の収集・整理

作成・更新したいコンテンツの素材となる文字原稿、写真、イラスト、図表、音声などを収集し、概略のページ構成を決めて整理する。

##### 1. 3 著作権の不可侵

各種素材(文書、文章、画像、プログラム等)を使用するに当たっては知的所有権に配慮し、他者の権利を侵すことのないよう十分注意すること。

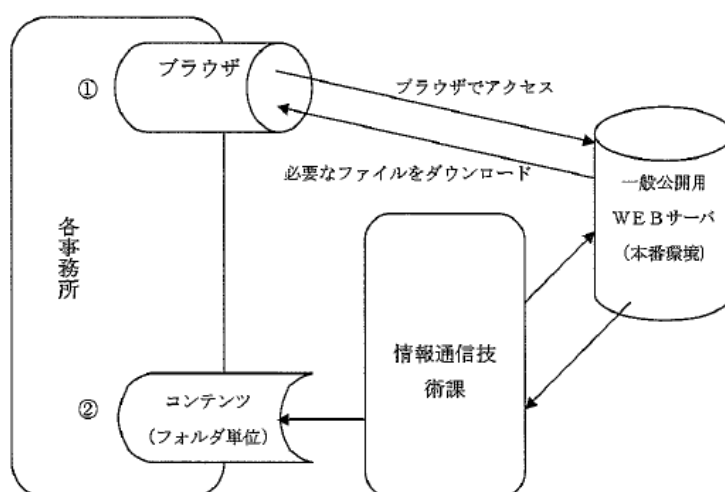
例) 図鑑・ガイドブック等に掲載されている動植物、観光名所などの写真を無断でホームページに掲載するなど

##### 1. 4 更新元データ

- ① オリジナルのホームページ(コンテンツ)は、常に「その時点でサーバに登録されているもの」とする。既存ページの更新(修正)を行う際には、元データとしてその時点で一般公開用WEBサーバ(本番環境)に登録されているコンテンツをダウンロードして使用すること。

(誤字、脱字、リンク間違いなど、情報通信技術課にて公開後任意に必要な個所の修正作業を実施することがあるので、事務所で保管されているバックアップファイルの内容は古くなっていることがあるため。)

- ② 更新するファイル数が多く個別にダウンロードすることが困難な場合は、情報通信技術課に口頭で依頼すれば、媒体形式でコンテンツを入手することもできる。



#### 1. 5 国民との双方向性の実現を検討

コンテンツの作成責任部門が分かるよう、また利用者が各々のコンテンツについての意見や質問等をするための連絡先を明記すること。

ホームページから直接問い合わせができることが望ましい。(電子メールや入力フォームを活用する等)

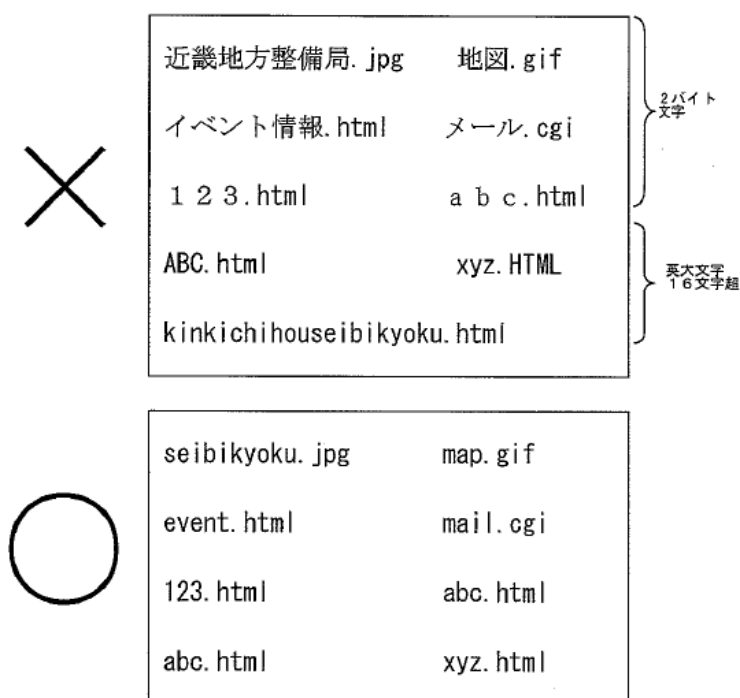
## 2. コンテンツの作成

### 2. 1 ホームページ作成に関する参考書

ホームページを作成・更新する場合は、平成12年度OA実習テキスト「はじめてのホームページHTML入門」等を参考にすること。

### 2. 2 ファイル名、フォルダ名の制限

- ファイル名およびフォルダ名は1バイト英数字(英字は小文字を使用)を使用することとし、日本語等の2バイト文字を使用しないこと。
- ファイル名およびフォルダ名の長さは、16文字(「.html」等の拡張子を除く)以内とする



### 2. 3 コンテンツの格納(フォルダ構成)

作成したコンテンツは、調査職員等が指示する名称のフォルダに格納する。

### 2. 4 フォルダ構成

- コンテンツは各テーマのまとめり毎にフォルダ(フォルダ配下のサブフォルダ)を作成して格納すること。  
フォルダ中(配下)にさらにフォルダを作成することは差し支えない(月刊の広報誌などのコンテンツを掲載する場合、月毎にフォルダを分けて追加登録していくなど)が、無用に構成が複雑にならないよう注意すること。
- 各フォルダ内に登録するコンテンツのトップページのファイル名は、「index.html」とすること。
- 各ページで使用する画像などのオブジェクトデータは、当該フォルダ配下に「images」フォルダを作成して格納すること。

## 2. 5 画面サイズ

個々のコンテンツを作成する際には、利用者がSVGAサイズの画面(800×600ドット)で見た場合でも横スクロールが発生しないような画面設計を行うこと。

時にフレームを使用した画面設計を行った場合には、実際にブラウザで表示を確認すること

## 2. 6 1ページの総データ量

利用者の様々な通信環境に配慮し、HTMLファイルおよびリンクされた画像等のデータを含めて1ページのデータ量は、原則として100キロバイト以下にすること。(80キロバイト以下が望ましい)

## 2. 7 ページタイトルの記述

ホームページ(HTML)のソースには、そのページの内容を一言で表す「title」属性を記述すること。

## 2. 8 文字コードの種類記述

文字化けを防ぐため、<head></head>内に以下のタグを挿入してブラウザで文字コードを自動認識できるようにすること。

例) 文字コードがShift JISの場合

```
<meta http-equiv="Content-Type" content="text/html;
Charset_Shift JIS">
```

## 2. 9 画像の「alt」属性の記述

画像を表示しないブラウザの利用者または画像のダウンロードに失敗した場合を想定し、画像データを置く場合は必ずHTMLのイメージ指定に「alt」属性を記述すること。

※GIF画像の作成について

GIF画像の作成には必ず市販の画像作成ソフトを使用すること。

GIF画像の圧縮技術に関する特許をユニシス社が所有しているため、ライセンスを受けていない一部のフリーソフトで作成すると、ライセンス違反に抵触する可能性があります。フリーソフトで画像を作成する場合はPNG形式で保存します。(PNG形式の場合はNetscape4.04以上、もしくはInternetExplorer4以上であれば問題なく表示されます。)

## 2. 10 機種依存文字の使用禁止

機種依存文字を使用しないこと。

※機種依存文字とは、半角カタカナやマル付き数字、絵文字など、機種によっては文字化けを起こしてしまう文字のことを言う。

## 2. 11 「リンク集」を作成する際の注意

関連WEBサイトへの「リンク集」を作成した場合は、リンク先のサイトが無くなったり、URL(アドレス)が変更になっていないかを定期的に確認し、リンク切れにならないよう配慮すること。

また、個々のページ中で参考情報または補足情報として関連情報のサイトへリンクする

場合も同様である。

## 2. 12 関連情報Webサイトへのリンク

- 前項により、他のサイトへリンクする場合は、新規ウインドウを開いて表示すること。(特に、自サイトの分割フレーム内に他サイトのコンテンツを表示させることは好ましくない)

例)

`<a href="http://www.xyz.go.jp/" target="_blank">〇〇のページ </a>`

- ページ内に他サイトのコンテンツを引用して表示させる場合でも、利用者に引用部分が自サイトのものであるかのような誤解を招くような表現を避け、出典を明確に表示すること。

※ 著作権やリンク先サイトのデザイン等の問題から他サイトのコンテンツをホームページに無暗に表示するのは好ましくない

- リンク先サイトが更新されるタイミングを把握することは困難である(気付かないうちにリンク切れ(Not Found)となる可能性がある)ため、作成部門の責任の下にリンク切れとならないよう配慮すること。

## 2. 13 本局トップページへのリンク

本局トップページへのリンクを記述する際には、フレームを解除すること。

例)

`<a href="../index.html target="_top">近畿地方整備局ホームページ </a>`

`<a href="../index.html target="_blank">近畿地方整備局ホームページ </a>`

## 2. 14 カテゴリのトップページへのリンク

原則として、全てのページにはそのページが属するコンテンツカテゴリのトップページへのリンクを記述する。

その際には「〇〇のトップページへ」という形で記述し、どこへリンクされているのかが利用者に分かるよう配慮すること。

例)

`<a href="..">歴史街道のトップページへ </a>`

## 2. 15 元のページへ戻るリンクの記述

リンク先のページに記述する「戻る」リンクは、そのページが他のページからもリンクされることに配慮し、参照履歴に基づいて直前に見ていたページへ戻る仕組みとすること。

例)

`<a href="JavaScript:history.back();">戻る </a>`

## 2. 16 リンク先ページ内容の表示

リンクを記述する際は、利用者がリンク先ページの内容を予め推測できるような表現で記述すること。

また、リンク先コンテンツの簡単な説明文と併せて表示する等の配慮も行うことが望ましい。

例)

「〇〇については `<a href="http://www.xyz.go.jp/" target="_blank">〇〇のページ </a>` のホームページにさらに詳しい情報が掲載されています」

「詳しくは、 `<a href="../..">当事務所のトップページ </a>` をご覧ください。」



「`<a href="../../" target="_top">` 近畿地方整備局のトップページ `</a>` へ」

## 2. 17 本局サーバ内での相互リンク

本局サーバ内に登録されている各ページへリンクする場合は、「相対パス」によりリンク記述を行うこと。

例)

`<a href="/folder1/abc.html">` ○○のページ `</a>`

## 2. 18 プラグインソフトが必要なコンテンツ

- プラグインソフトが利用できないまたは利用したくない者でも、代替りのページを併設するなどして利用者が最小限必要な情報は参照できるようにしておくこと。  
※利用者である国民全てがプラグインソフトを利用できる環境にあるとは言えないので、公的機関のホームページにプラグインソフトを利用しなければ必要な情報が得られないような構造のコンテンツを掲載することは極力避けるべきである。
- プラグインソフトをインストールしなければ見ることができないコンテンツを掲載する場合は、プラグインソフトのダウンロードサイトを案内(リンク)したり、設定の仕方を説明するなどの配慮を行うこと。

例)

Shockwave、Adobe Acrobat(PDF)、QuickTime、MIDI、RealPlayer・・・

## 2. 19 データ量が大きなファイルの掲載

データ量の大きいファイル(大きな画像、音声、動画等)を表示またはダウンロードさせる場合には、利用者がダウンロードに掛かる時間を予測できるようにデータ量の表示を行うなどの配慮をすること。

また、アイコンやサムネイル等を利用し、ダウンロードするか否かを利用者が選択できるよう配慮すること。

例)

○○文書(PDFファイル：211KB)

## 2. 20 電子メールの送信先

利用者がホームページから送信する意見等の電子メールの送信先は、原則として専用のメールアドレスを設定することとする。

⇒専用メールアドレスは問い合わせてください。

## 2. 21 CGIの使用について

アンケートフォームからの送信など、CGIスクリプトを作成する場合は、言語として「Perl」もしくは「PHP」を使用すること。

⇒時期により「Perl」及び「PHP」のバージョンは変更となるので、作成前に必ず使用できるバージョンを問い合わせてください。

⇒CGIの設置場所等についても問い合わせてください。

## 2. 22 Javaアプレット、ActiveXについて

JavaアプレットやActiveXについてはセキュリティ上の観点からこれを禁止している。

### 2. 23 旧型ブラウザへの配慮

最新バージョンの特定ブラウザでしか参照できないような最新技術を駆使したページを作成する場合は、その旨を明記し、同じ情報内容で一般に普及したブラウザの仕様に準拠したページを併設するなどの配慮をすること。

⇒基準となるブラウザについては問い合わせてください。

### 2. 24 サイトマップの作成

将来にわたってのホームページの円滑な運営(追加・更新・削除)に配慮し、新たにコンテンツを作成した際および既存コンテンツのリンク関係を変更した際には、コンテンツ(またはカテゴリ等)単位で個々のページ(HTMLファイル)レベルまでのリンク関係をツリー図に表したドキュメントを作成・更新しておくこと。

ツリー図は公園のコンテンツ全体を一覧できるものが望ましいが、ページ数が多い場合はカテゴリ単位に分けて作成しても差し支えない。

また、利用者が素早く当該サイトのコンテンツの全体像をつかめるよう、またネットサーフィン中に「迷子」にならないよう、ホームページの構成を記述し個々のページに直接リンクさせたサイトマップのページを作成することが望ましい。

ホームページを更新した際には、これらサイトマップの更新も忘れないよう注意すること。

### 2. 25 サイトセンサスの導入・実装方法について

アクセス状況の把握のため、各ページの</BODY>の直前にSC計測コードと呼ばれるJavaScriptを実装すること。

これは、近畿地方整備局にて管理している各Webサイトのホームページで一体となったアクセス状況の把握のためである。

⇒ 挿入方法については問い合わせてください。

### 3. 試験用環境へのコンテンツの登録

#### 3. 1 コンテンツの登録方法

コンテンツを試験用環境(動作確認用WEBサーバ)-登録する際には、CS管理システム(KIS S)内のホームページ管理システムを利用し登録することを基本とする。(作成部門が直接に本番環境のメンテナンスはできない。)

⇒利用方法は、問い合わせてください。

なお、緊急時またはやむを得ない事情のある場合に限り、以下の手法での登録も許可するものとする。

##### ① 電子メールによる方法

作成したコンテンツを電子メールで企画部情報通信技術課システム運営係まで送付する。(容量が大きい場合はCD-Rにて郵送)

同時に登録/更新を行うディレクトリ・ファイル名が明記された文面を情報通信技術課に提出すること。

##### ② 現地作業による方法

作業前日までに企画部情報通信技術課システム運営係まで希望時間帯を連絡すること。当日は局の情報通信技術課SE立ち会いの下で作業を行うこととする。

作業完了後に登録/更新を行ったディレクトリ・ファイル名が明記された文書を情報通信技術課に提出すること。

##### ③ FTP転送による方法

転送日の前日までに企画部情報通信技術課システム運営係まで希望時間帯を連絡すること。(当日の希望時間帯のみFTPサービスを許可する。)

FTPユーザ名パスワードは、随時発行する。

接続は試験環境(動作確認用WEBサーバ)へのみとする。

(本番環境(一般公開用WEBサーバ)に直接登録はできない。)

作業完了後に登録/更新を行ったディレクトリおよびファイル名を明記した文書を情報通信技術課に提出すること

#### 3. 2 ウイルス対策

実行ファイル(プログラム、Excelシート、ワープロ文書、PowerPointデータ、PDFファイル等)を登録する際には、コンテンツ作成部門の責任において、事前に必ずウイルスチェックを行うこと。

使用するウイルスチェック用のソフトウェアは最新のものを使用すること。

#### 3. 3 不要なファイルの処理

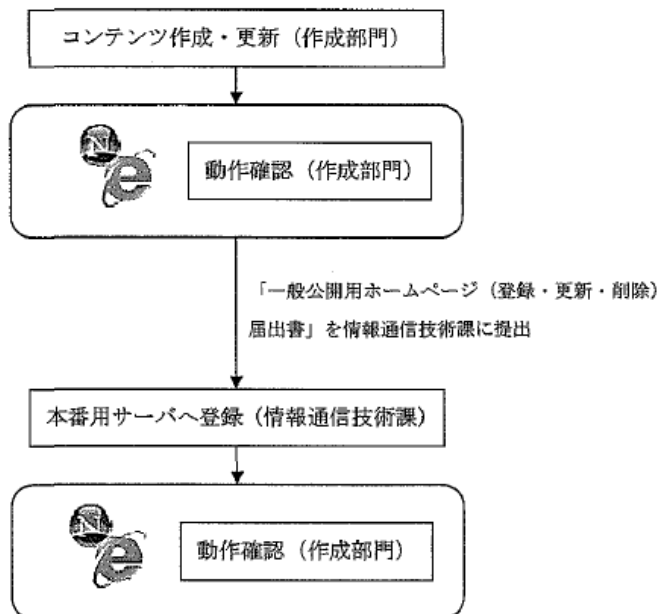
- ハードディスク資源の効率的な使用に配慮し、サーバ上にはバックアップファイルや素材データファイル等、公開しないファイルを無暗に登録しないこと。
- また、古くなった情報など削除すべきコンテンツについてはリンクを外すだけでなく、ファイルおよびフォルダも適宜削除すること。
- 不要なファイルまたはフォルダを削除する場合は、「一般公開用ホームページ(登録・更新・削除)届出書」により情報通信技術課に依頼すること。

#### 4. 試験用環境での動作確認

##### 4. 1 試験用環境での動作テスト

画像指定の間違い、リンク切れ、リンク間違い、表示の乱れ等の不具合が発生しないよう、コンテンツ作成部門の責任において試験環境での動作確認を行うこと。

動作確認はMicrosoft Internet Explorerのブラウザを使用して行うこととし、スクリプトエラーや表示の乱れにより必要な情報が参照できなくなる状況を回避すること。(比較的古いブラウザを使用している国民にも配慮し一般に普及していると判断されるバージョンのものを使用すること。)



## **5. 本番環境へのコンテンツの登録依頼**

### **5. 1 コンテンツの登録届出書を提出**

試験環境での動作確認に問題がなければ一般公開用ホームページ（登録・更新・削除）届出書」に必要事項を記載し情報通信技術課に提出すること。

⇒手続の詳細については、問い合わせてください。

## **6. 本番環境での動作確認**

### **6. 1 本番環境での動作テスト**

本番環境（一般公開用WEBサーバ）に登録された後、コンテンツ作成部門の責任において速やかに画像指定の間違い、リンク切れ、リンク間違い、表示の乱れ等の不具合が発生しないよう動作確認を行うこと。

動作確認は、Microsoft Internet Explorerのブラウザを使用して行うこととし、スク립トエラーや表示の乱れにより必要な情報が参照できなくなる状況を回避すること。（比較的古いブラウザを使用している国民にも配慮し一般に普及していると判断されるバージョンのものを使用すること。）

## 国営明石海峡公園神戸地区のプログラム実施方法

### 1. 管理受託者が実施するプログラムの種類

管理受託者が提供する主な利用プログラムの種類は以下に示す 2 種類である。

#### 「里地里山体験プログラム」

里山体験メニュー	明石海峡公園神戸地区のベースとなるもので、耕作・里山管理体験がメイン。 ・年間を通じ提供 ・二十四節気にあわせて実施 ・1時間以内
里山学習プログラム	自然観察イベントや里山での遊び、里山文化・歴史に関する学習イベント。 ・公園の魅力向上につながる様々なプログラムを里山体験メニューの展開に合わせて提供する ・1～2時間程度のプログラム

### 2. 里山体験メニューの実施方法

里山体験メニューの内容は主に、水田・畑における耕作の「作業」である。

「作業」とは、耕作体験で多く実施される“収穫体験”とは異なり、実際の農作業（畑であれば苗の植付け、草取り、施肥、マルチング作業など）のことを指す。

基本的に耕作に関する里山体験メニューは毎日実施し、日によって里山の暮らし（野草茶づくりや障子貼りなど）、里山管理（薪割や芝 柴刈りなど）に関する体験メニューを追加して実施する。

来園者は耕作や里山管理に関する体験を行った後、維持管理を手伝ったお礼として、作業量に応じた収穫物が貰える。

配布方法は、お米など一定の乾燥期間が必要な耕作物を除き、体験した人自らが畑や果樹園から作物を収穫し、持ち帰ってもらう形を基本とする。

### 3. 里山体験メニュー・里山学習プログラム運営に必要なスタッフ人数

受託者が実施する里山体験メニューに必要なスタッフ人数を示す。

基本的に里山体験メニュー1つあたりに必要なスタッフ人数は3～4名であり、メニュー数に応じて必要人数が異なってくる。

役割	人数	
受付	1名	長屋門スタッフでも可
説明・誘導	1名	園紹介案内も含め解説しながら誘導
畑・水田内での作業補助・安全管理	2～3名	最低1人が管理受託者（安全管理） 1人は説明・誘導と兼務 ただし、田植えなど技術指導者が必要な場合は、最低1名技術指導者を委託して配置
計	3～4名	

里山学習プログラムについても、適宜設置する。

#### 4. 公園で提供するサービスについて

##### ■ 里山体験メニュー

公園に立ち寄ったお客様がいつでも体験したい時に、  
 (事前申し込みなしの立ち寄り型で、年間を通じて体験を確保)  
 藍那のその時にしか味わえない里山での作業を、  
 (二十四節気に応じた作業を展開)  
**手軽に味わえる無料プログラム**  
 (準備を入れて1時間程度でコンパクトに設定)

作業に応じて、お礼を設定

作業・収穫	お礼(セットメニュー)
<p><b>【耕作関連】</b></p> <p>水田</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 田植え</li> <li>・ 稲刈り</li> <li>・ イナゴ採り</li> </ul> <p>畑</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 畑苗植付け</li> <li>・ 種まき</li> <li>・ 青虫取り</li> <li>・ 除草</li> <li>・ 施肥</li> <li>・ 間引き</li> <li>・ 収穫</li> </ul> <p>果樹</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 収穫</li> </ul> <p><b>【里山管理体験関連】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 薪割り</li> <li>・ 柴刈り</li> </ul> <p><b>【公園施設維持管理】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 古民家お掃除</li> <li>・ 障子貼り</li> <li>・ 溝さらい</li> </ul> <p><b>【里山暮らし体験関連】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 野草茶づくり</li> <li>・ 干し柿づくり</li> </ul>	<p><b>【里山食体験】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 干し柿</li> <li>・ 野菜の煮物・イナゴの佃煮</li> <li>・ 漬物・ピクルス</li> </ul> <p><b>【お土産】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ お米</li> <li>・ 野菜</li> <li>・ 果物</li> </ul>

## ■里山学習プログラム

### 休日や多客時に合わせ不定期に

(募集方法や実施時間は、プログラムに応じて個別に設定)

### 公園の季節ごとの魅力を引き出し活用しながら、

(二十四節気を意識したプログラムを展開)

### 様々な視点で里山に関して知る事のできるプログラム

(専門的な情報提供も含め、里山を学べるプログラム)

※実費相当分の料金設定可能

#### 主なプログラム例

#### 【自然観察系】

開園区域内をツアーガイド形式で巡りながら公園の魅力を解説。

- ・野草観察会
- ・きのこ観察会
- ・昆虫観察会
- ・野鳥観察会
- ・水辺の生物観察会
- ・天体観測

#### 【里山利用系】

藍那地域の暮らしや文化を感じる事のできるプログラムを提供。

- ・里山間伐
- ・わら細工(しめ縄、わらリース等)
- ・昔行事参加 (もちつき等)
- ・古民家での昔の暮らし再現
- ・炭焼き体験
- ・竹細工

#### 【食系】

藍那地域で受け継がれてきた伝統食や昔ながらの和菓子づくりなどのプログラムを提供。

- ・伝統食作り (あいなうどん、味噌、やまももシロップ等)
- ・ジビエ料理
- ・収穫した野菜や果物を使ったお菓子づくり
- ・ハナイカダ菜飯

#### 【複合系】

農作業や里山作業、昔の暮らしや食をセットにして里地里山の暮らしを体験するプログラム。

- ・背負子体験 (背負子をしょって柴刈に、薪割りをしてかまど体験、かまどご飯を味わう)
- ・親子で米づくり (田植えから稲刈りまでの作業と昔遊び、食をセット)



- ・山菜取り（山菜とりと山菜の天ぷら、山菜ごはん）

**【歴史系】**

公園が位置する藍那地域を中心に、古道や集落を散策し地域の歴史を学ぶプログラム。

- ・歴史探索ガイド（徳川道、あいな古道 等）

# 平成30年度 神戸地区市民団体活動位置図

## 白拍子棚田、耕作楽園地区拡大図

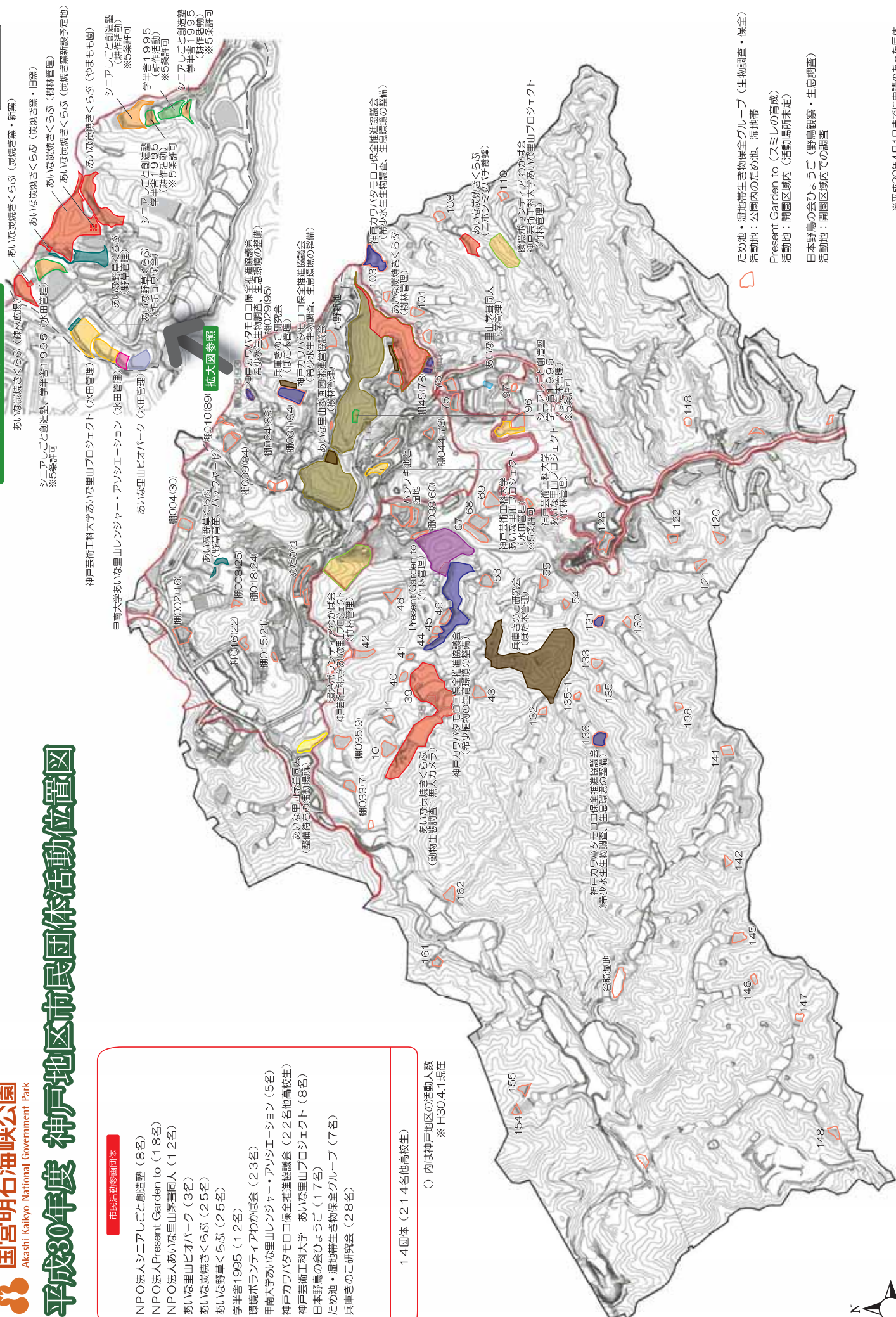
別添(神戸)-58

### 市民活動参加団体

- NPO法人シニアしごと創造塾 (8名)
- NPO法人Present Garden to (18名)
- NPO法人あいな里山茅草同人 (12名)
- あいな里山ピオハーク (3名)
- あいな炭焼きくらぶ (25名)
- あいな野草くらぶ (25名)
- 学舎1995 (12名)
- 環境ホランテニアわかば会 (2,3名)
- 甲南大学あいな里山レンジャー・アシエーション (5名)
- 神戸カワバタモロコ保全推進協議会 (22名他高校生)
- 神戸芸術工科大学 あいな里山プロジェクト (8名)
- 日本野鳥の会ひょうご (17名)
- ため池・湿地帯生き物保全グループ (7名)
- 兵庫さのこ研究会 (28名)




14団体 (214名他高校生)

( ) 内は神戸地区の活動人数  
※ H30.4.1現在



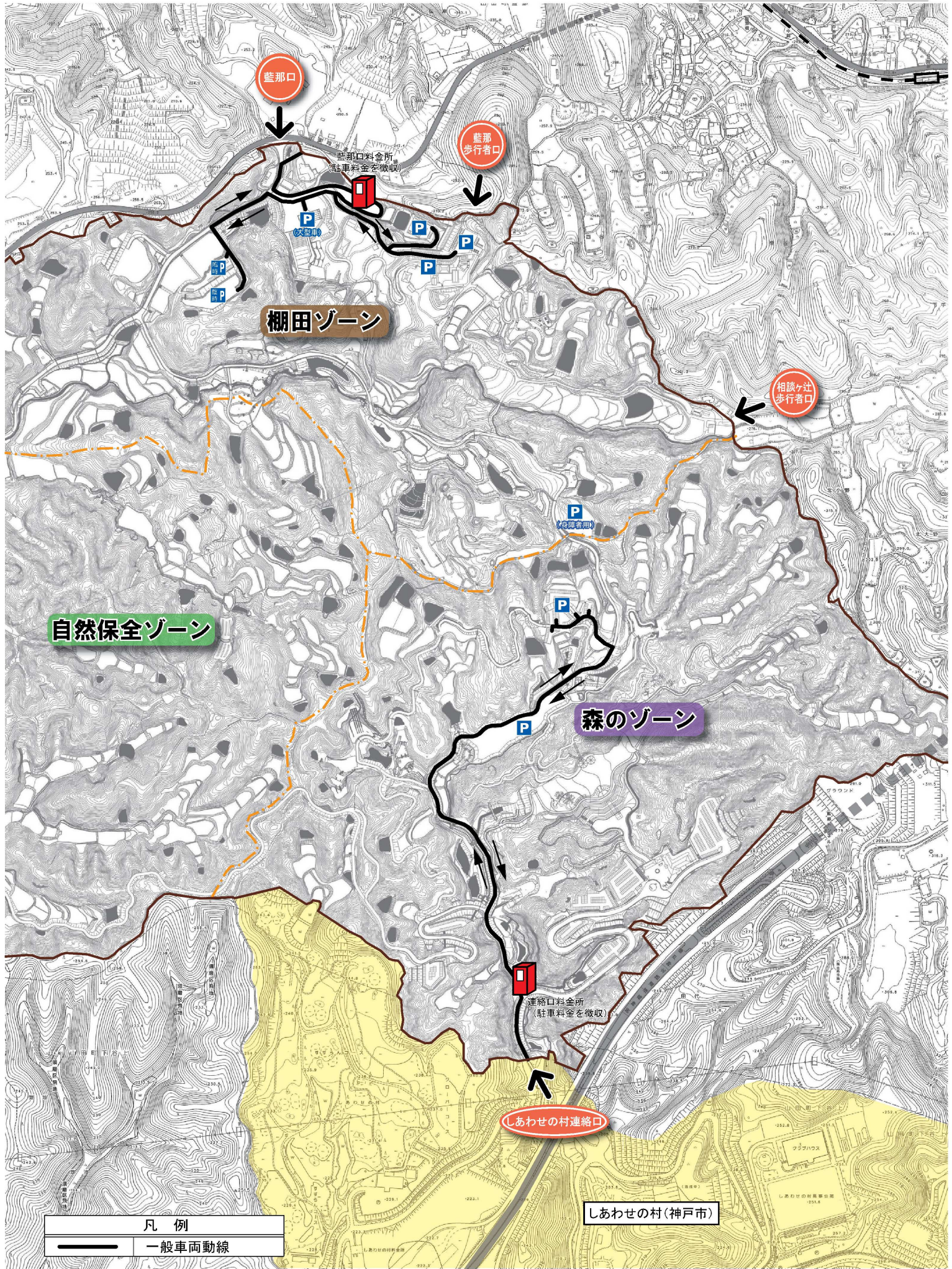
ため池・湿地帯生き物保全グループ (生物調査・保全)  
活動地：公園内のため池、湿地帯  
Present Garden to (フミシの育成)  
活動地：開園区域内 (活動場所未定)  
日本野鳥の会ひょうご (野鳥観察・生息調査)  
活動地：開園区域内での調査

1. 駐車場位置図

	供用区域 (有料区域)	46.2ha	
	常設駐車場		5台
	藍那口大型駐車場		3台
	森のゾーン身障者用駐車場		119台
	森のゾーンA駐車場		42台
	藍那口A駐車場		34台
	藍那口B駐車場		44台
	藍那口C駐車場		218台
	森のゾーンB駐車場		37台
	臨時駐車場		40台
	藍那口D駐車場 (臨時)		
	藍那口E駐車場 (臨時)		



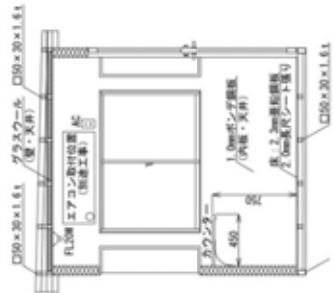
## 2. 一般車両動線図



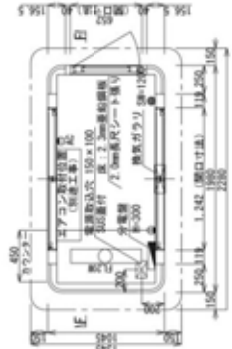
料金ブース構造図 S=1:20

記号	品名	仕様
1	天井	1.0mm厚鉛板(防錆処理)
2	床	1.0mm厚鉛板(防錆処理)
3	壁	1.0mm厚鉛板(防錆処理)
4	扉	1.0mm厚鉛板(防錆処理)
5	窓	1.0mm厚鉛板(防錆処理)
6	照明器具	1.0mm厚鉛板(防錆処理)
7	空調機	1.0mm厚鉛板(防錆処理)
8	換気扇	1.0mm厚鉛板(防錆処理)
9	給排水	1.0mm厚鉛板(防錆処理)
10	電気配線	1.0mm厚鉛板(防錆処理)
11	電気器具	1.0mm厚鉛板(防錆処理)
12	電気配線	1.0mm厚鉛板(防錆処理)
13	電気器具	1.0mm厚鉛板(防錆処理)
14	電気配線	1.0mm厚鉛板(防錆処理)
15	電気器具	1.0mm厚鉛板(防錆処理)
16	電気配線	1.0mm厚鉛板(防錆処理)
17	電気器具	1.0mm厚鉛板(防錆処理)
18	電気配線	1.0mm厚鉛板(防錆処理)
19	電気器具	1.0mm厚鉛板(防錆処理)
20	電気配線	1.0mm厚鉛板(防錆処理)
21	電気器具	1.0mm厚鉛板(防錆処理)
22	電気配線	1.0mm厚鉛板(防錆処理)
23	電気器具	1.0mm厚鉛板(防錆処理)
24	電気配線	1.0mm厚鉛板(防錆処理)
25	電気器具	1.0mm厚鉛板(防錆処理)
26	電気配線	1.0mm厚鉛板(防錆処理)
27	電気器具	1.0mm厚鉛板(防錆処理)
28	電気配線	1.0mm厚鉛板(防錆処理)
29	電気器具	1.0mm厚鉛板(防錆処理)
30	電気配線	1.0mm厚鉛板(防錆処理)
31	電気器具	1.0mm厚鉛板(防錆処理)
32	電気配線	1.0mm厚鉛板(防錆処理)
33	電気器具	1.0mm厚鉛板(防錆処理)
34	電気配線	1.0mm厚鉛板(防錆処理)
35	電気器具	1.0mm厚鉛板(防錆処理)
36	電気配線	1.0mm厚鉛板(防錆処理)
37	電気器具	1.0mm厚鉛板(防錆処理)
38	電気配線	1.0mm厚鉛板(防錆処理)
39	電気器具	1.0mm厚鉛板(防錆処理)
40	電気配線	1.0mm厚鉛板(防錆処理)
41	電気器具	1.0mm厚鉛板(防錆処理)
42	電気配線	1.0mm厚鉛板(防錆処理)
43	電気器具	1.0mm厚鉛板(防錆処理)
44	電気配線	1.0mm厚鉛板(防錆処理)
45	電気器具	1.0mm厚鉛板(防錆処理)
46	電気配線	1.0mm厚鉛板(防錆処理)
47	電気器具	1.0mm厚鉛板(防錆処理)
48	電気配線	1.0mm厚鉛板(防錆処理)
49	電気器具	1.0mm厚鉛板(防錆処理)
50	電気配線	1.0mm厚鉛板(防錆処理)
51	電気器具	1.0mm厚鉛板(防錆処理)
52	電気配線	1.0mm厚鉛板(防錆処理)
53	電気器具	1.0mm厚鉛板(防錆処理)
54	電気配線	1.0mm厚鉛板(防錆処理)
55	電気器具	1.0mm厚鉛板(防錆処理)
56	電気配線	1.0mm厚鉛板(防錆処理)
57	電気器具	1.0mm厚鉛板(防錆処理)
58	電気配線	1.0mm厚鉛板(防錆処理)
59	電気器具	1.0mm厚鉛板(防錆処理)
60	電気配線	1.0mm厚鉛板(防錆処理)
61	電気器具	1.0mm厚鉛板(防錆処理)
62	電気配線	1.0mm厚鉛板(防錆処理)
63	電気器具	1.0mm厚鉛板(防錆処理)
64	電気配線	1.0mm厚鉛板(防錆処理)
65	電気器具	1.0mm厚鉛板(防錆処理)
66	電気配線	1.0mm厚鉛板(防錆処理)
67	電気器具	1.0mm厚鉛板(防錆処理)
68	電気配線	1.0mm厚鉛板(防錆処理)
69	電気器具	1.0mm厚鉛板(防錆処理)
70	電気配線	1.0mm厚鉛板(防錆処理)
71	電気器具	1.0mm厚鉛板(防錆処理)
72	電気配線	1.0mm厚鉛板(防錆処理)
73	電気器具	1.0mm厚鉛板(防錆処理)
74	電気配線	1.0mm厚鉛板(防錆処理)
75	電気器具	1.0mm厚鉛板(防錆処理)
76	電気配線	1.0mm厚鉛板(防錆処理)
77	電気器具	1.0mm厚鉛板(防錆処理)
78	電気配線	1.0mm厚鉛板(防錆処理)
79	電気器具	1.0mm厚鉛板(防錆処理)
80	電気配線	1.0mm厚鉛板(防錆処理)
81	電気器具	1.0mm厚鉛板(防錆処理)
82	電気配線	1.0mm厚鉛板(防錆処理)
83	電気器具	1.0mm厚鉛板(防錆処理)
84	電気配線	1.0mm厚鉛板(防錆処理)
85	電気器具	1.0mm厚鉛板(防錆処理)
86	電気配線	1.0mm厚鉛板(防錆処理)
87	電気器具	1.0mm厚鉛板(防錆処理)
88	電気配線	1.0mm厚鉛板(防錆処理)
89	電気器具	1.0mm厚鉛板(防錆処理)
90	電気配線	1.0mm厚鉛板(防錆処理)
91	電気器具	1.0mm厚鉛板(防錆処理)
92	電気配線	1.0mm厚鉛板(防錆処理)
93	電気器具	1.0mm厚鉛板(防錆処理)
94	電気配線	1.0mm厚鉛板(防錆処理)
95	電気器具	1.0mm厚鉛板(防錆処理)
96	電気配線	1.0mm厚鉛板(防錆処理)
97	電気器具	1.0mm厚鉛板(防錆処理)
98	電気配線	1.0mm厚鉛板(防錆処理)
99	電気器具	1.0mm厚鉛板(防錆処理)
100	電気配線	1.0mm厚鉛板(防錆処理)

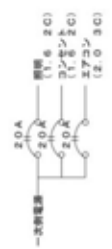
以下は別添工事とする  
 ・電気工事  
 ・配管工事  
 ・空調機工事(エアコン)



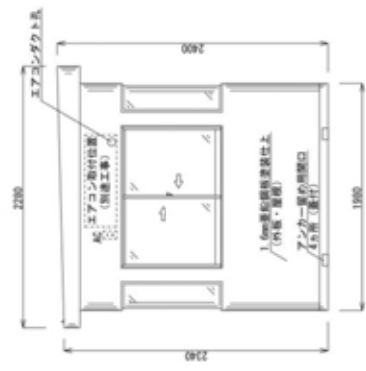
F 断面図



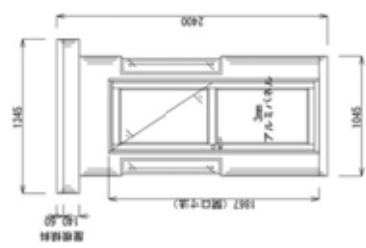
平面図



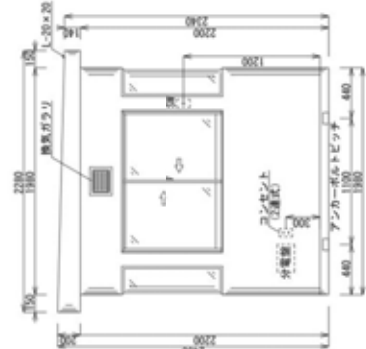
分電盤



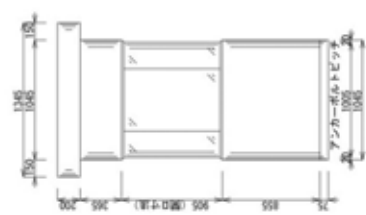
D 立面図



C 立面図

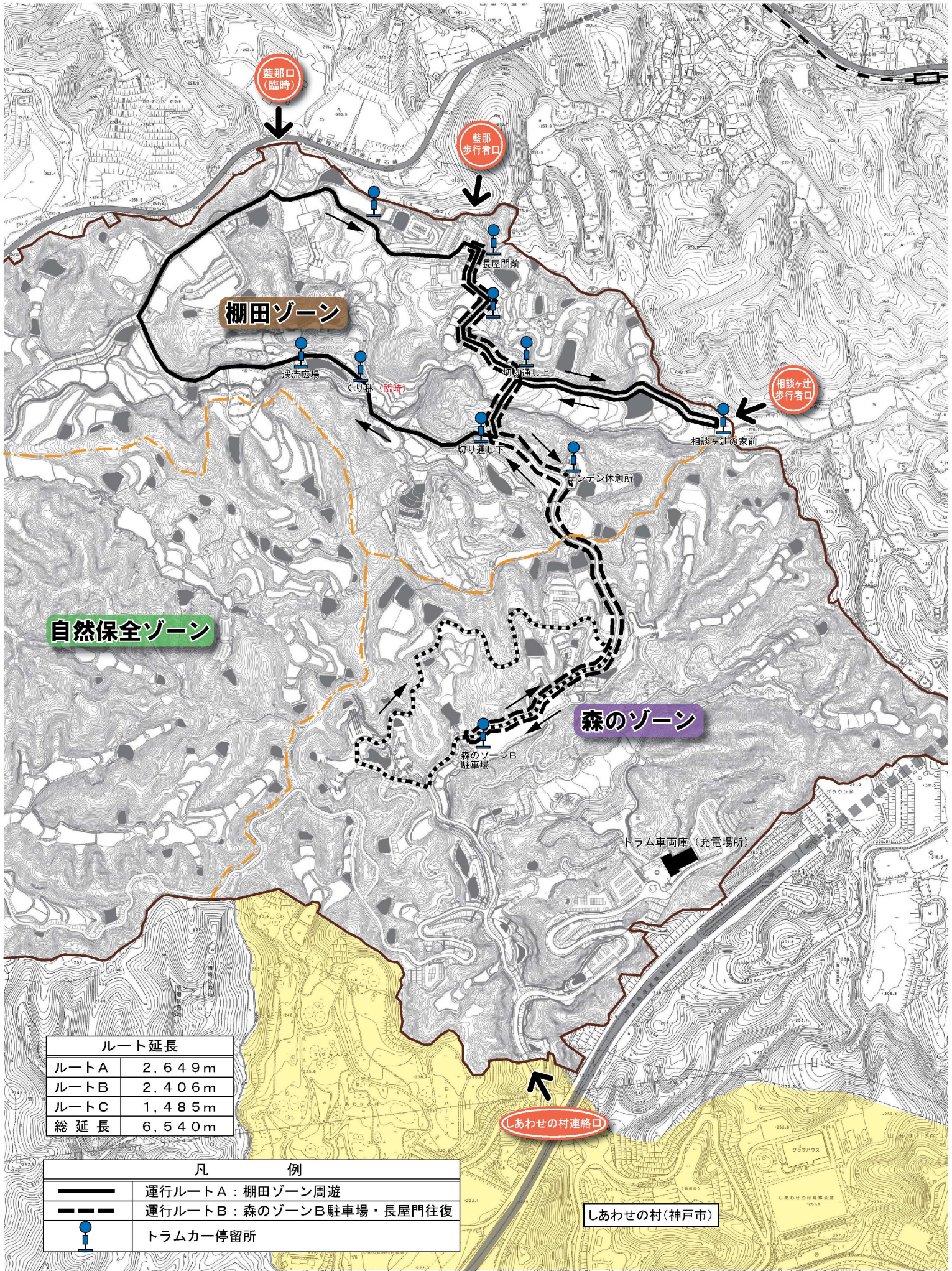


B 立面図

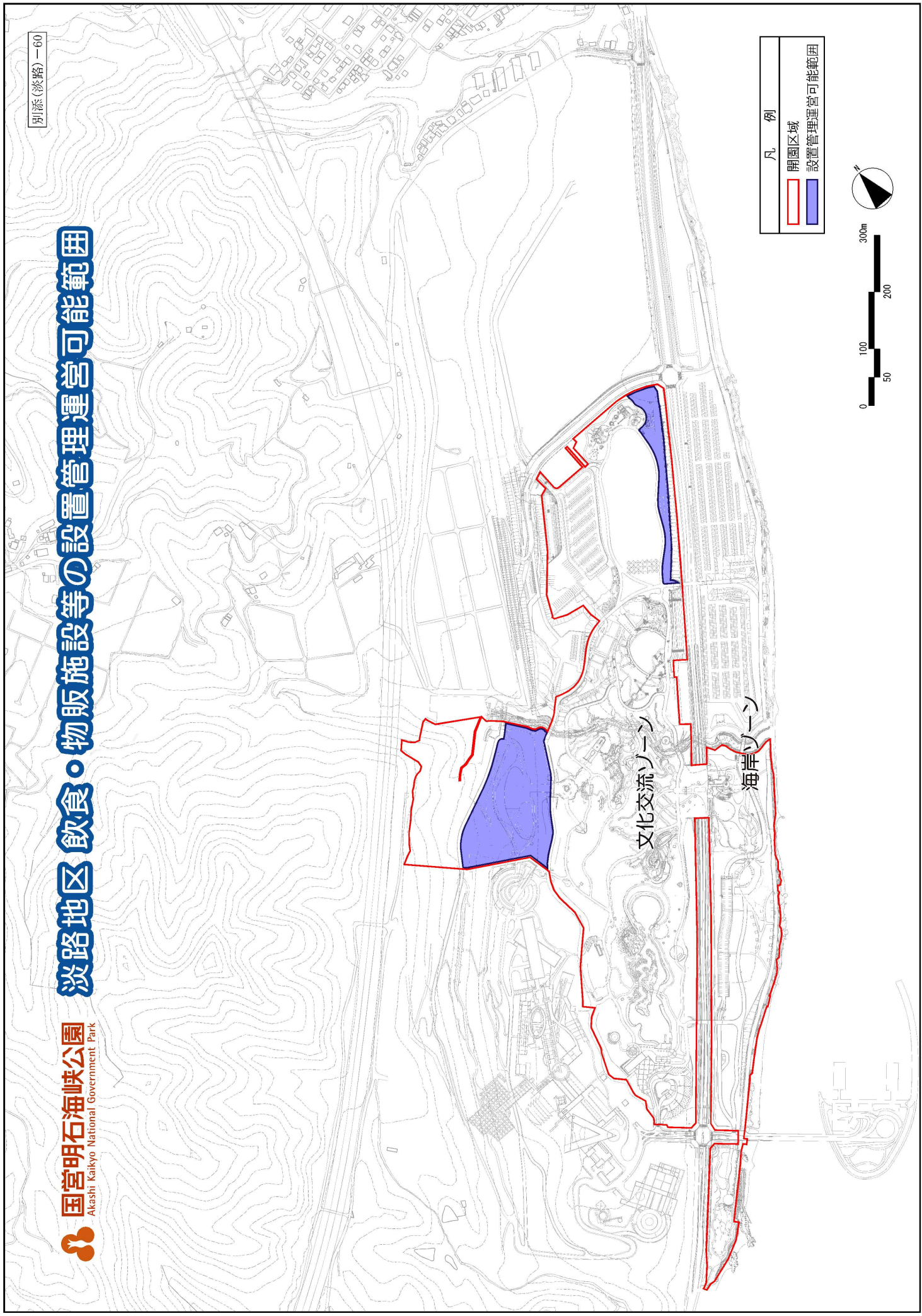


A 立面図

### 3. トラムカー運行ルート図



淡路地区 飲食・物販施設等の設置管理運営可能範囲



凡 例	
	開園区域
	設置管理運営可能範囲



地区 平成 年度 管理 月 報

区分		管理した業務の内容・期日・数量等										実施した業務の内容・期日・数量等									
利用状況												巡視・利用者指導									
植物育成状況												芝生管理 植物管理は、種別、施工箇所、施工数量、使用農薬・肥料名・数量・回数等を明記									
建物・工作物状況												中低木管理 高木管理 林地・草地管理									
広報		掲載・投稿日										花壇・草花管理									
広報	媒体別掲載数	TV	ラジオ	新聞	雑誌・情報誌	ポスター	チラシ	SNS	その他	業務実施状況											
	開催期間	開催事項名、参加者数、開催時の広報実績を明記									建物管理										
行催事	種類別開催数	委託費	材料徴収型	自主事業	持ち込み	広報実績数	修繕費合計				修繕件数合計										
	発生日	内容と種別を明記						修繕費合計													
事故状況	種別件数	車両事故	車両以外	事件	病気	その他	修繕費合計				修繕件数合計										
	発生期間	内容と種別を明記						工種、種別、細目、数量、種別、企画等を明記													
災害状況	発生件数	台風	豪雨	地震	落雷	その他	利用者実績(人)				利用者実績(人)										
	発生期間	内容と種別を明記						利用者実績(人)													
その他	苦情・要望件数	苦情・要望件数										苦情・要望件数									
	その他	苦情・要望件数										苦情・要望件数									

(備考)用紙の大きさは、日本工業規格A列4種とする。1枚に記入できない場合、タイトル右に1/2のように、総ページ数と当ページ数がわかるよう表記する。





## 収益施設等運營業務の管理に関する勤務実績簿（案）

平成	年度	役職	氏名			
確認印 (センター長)	月日	業務内容	開始時刻	終了時刻	実働時間 (分)	備考
			:	:		
			:	:		
			:	:		
			:	:		
			:	:		
			:	:		
			:	:		
			:	:		
			:	:		
			:	:		
			:	:		
			:	:		
			:	:		
			:	:		
			:	:		
			:	:		
			:	:		
			:	:		
			:	:		
			:	:		
			:	:		
			:	:		
			:	:		

## 収益施設等運営業務の管理に関する勤務実績簿 記入要領（案）

管理センターにおいて、維持管理業務に従事する職員等の人件費について、国維持管理業務とそれ以外の業務の従事割合を明確にすることが必要であるので、下記の事項に留意の上、勤務実績を記録する。

### 1 実績簿の作成

管理センター長は、維持管理業務に従事する職員等について、収益公園施設等の管理に関する勤務実績を「収益公園施設等の管理に関する勤務実績簿」に記録し、これを5年間保存するものとする。

### 2 作成の対象

管理センター全職員（職員、非常勤職員）とする。

### 3 業務内容の記載

業務内容の記載は、安全衛生管理業務に係る〇〇〇、収益業務に係る〇〇〇、安全衛生管理業務（又は収益業務担当者）の人事管理（又は労務管理、給与管理）に係る〇〇〇、とする。

### ※「〇〇〇」の記載例

会議・打合せ、資料作成、情報収集、書類整理、伝票確認、出納整理、業務指導、決裁 等

## 事故情報記録

事故発生日時・場所			
事故発生日時	平成 年 月 日 午前・午後 時 分頃	天候	
公園名		公園種別	
所在地			
管理者			
負傷者			
ふりがな		年齢	歳 ヶ月
氏名		性別	
受傷内容			
負傷した部位 (頭部、大腿骨 等)	種類 (打撲、骨折 等)	程度 (全治1か月 等)	
事故概要			
公園施設名		設置年月	昭和・平成 年 月
事故発生箇所		製造・施工者	
直近の日常点検	平成 年 月 日	点検者	
直近の定期点検	平成 年 月 日	点検者	
事故発生の経緯			
事故発生の要因 〔地面の状態、 遊具の構造、 利用者の行 動、服装・持 ち物 等〕			
保護者等の見守 り状況			

当該施設の写真・図面

別紙添付あり 別紙添付なし

事故発生後の対応

負傷者の 救助内容	応急手当	
	搬送	
当該施設の 措置の内容	応急措置	
	本格的な措置	
関係機関への 通報・連絡	<input type="checkbox"/> 消防 <input type="checkbox"/> 警察 <input type="checkbox"/> 都道府県・国土交通省	

備考

記録者

氏名		所属	
----	--	----	--

(特に、事故発生の要因や事故発生時の状況は詳しく記載するとよい)

## 国営公園におけるテロ対策の実施状況(HOO上半期)

公園名： 国営明石海峡公園

点検項目	実施内容
(1)公園内における巡回警備の強化	
(2)利用者に対し、張り紙の掲示等による注意喚起	
(3)関係機関との連絡体制の確保	
(4)その他	

※1：公園の巡回警備、利用者への注意喚起については、具体的な実施例(実施回数、実施内容)を記述。

※2：その他については通常の点検に加え、テロ対策強化に関する点検をしたか否か等について記述